

西南学院大学博物館研究紀要

第 8 号

— 論 文 —

- 1830年3月 帰国途中のシーボルトが其扇に送った手紙……………石山 禎一
宮崎 克則 3
- サンクタ・マリアとしての白磁製観音像
— 潜伏キリシタン伝来の「マリア観音」をめぐる — ……宮川 由衣 29
- 考古学の先駆者としての吉田雀巢庵
— 『尾張名古屋博覧会目録』を通して ……鬼束 芽依 41
- 法起寺式伽藍配置をとる古代寺院の集成 ……貞清 世里 51
- 「悪魔の画家」から「天使の画家」へ
— ヒューゴ・シンペリにおける作品主題の変遷をめぐる — ……下園 知弥 73
- 史料紹介『除墨帳』（一） ……長屋 佳歩
安高 啓明 89(54)

+ ————— + ————— +

— 資料紹介 —

- 西南学院大学博物館所蔵
「リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書」 3 ……下園 知弥 143

2020年3月

 西南学院大学

執 筆 要 項

1. 西南学院大学博物館(以下「博物館」という。)は、西南学院大学博物館研究紀要(以下「研究紀要」という。)を毎年1回刊行する。
2. 研究紀要の編集については、『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会(以下「編集委員会」という。)が、これに当る。
3. 編集委員会は、次の者をもって構成する。
 - (1)博物館長(委員長)
 - (2)博物館教員(学芸員)
 - (3)学芸研究員
 - (4)その他、館長が委嘱する者
4. 研究紀要に投稿できる者は、博物館に所属する教職員、学芸研究員、学芸調査員及び編集委員会が認めた者とする。
5. 研究紀要に投稿できる種別は、論文、研究ノート及び資料紹介とする。
6. 原稿枚数は、400字詰原稿用紙に換算して、次のとおりとする。ただし、図版については、枚数に換算しない。
 - (1)論文 60枚程度
 - (2)研究ノート 30枚程度
 - (3)資料紹介 特に定めない
7. 投稿希望者は、題名(英文タイトルを含む)及び種別を明示し、11月30日までに編集委員会宛に原稿を提出すること。
8. 提出原稿の体裁は、A4版、40字×30行とする。ただし、編集委員会において体裁を整えることがある。なお、形式は、縦書き・横書きを問わない。
9. 註は、末尾に通し番号で一括すること。
10. 図表・写真等は、掲載場所を指示すること。
11. 編集委員会は、査読したうえで、投稿者に修正を求めたり、編集委員会の責任において、文言、体裁等を統一するために原稿に修正を加えたりすることがある。



《マリア観音像》(17世紀／白磁製／西南学院大学博物館蔵)

関連論文：宮川由衣「サンクタ・マリアとしての白磁製観音像——潜伏キリシタン伝来の『マリア観音』をめぐる」

Enāgelium

spūali ad motū locale: voces autē significatiue formant per motū lingue ⁊ labioꝝ ⁊ alioꝝ instrumentoꝝ nāliuꝝ ⁊ iō qꝫ donō p voluntate sua pōt ista localitū mouē: pōt per lin guā hōis diuerſa vba formare: ⁊ sic arripitū aliqñ loquū tur ideoma cis ignoꝝ: sic purus laicus latinū: ⁊ hoc ē māi festū signum qꝫ sic lo quēs sit demōiac: qꝫ talis locutio nō pōt pcedē nisi ab aliquo i tellectu: ⁊ iō cuz nō pcedat ab intellectu hominis tale ideoma ignoꝝantis seqꝫ qꝫ pcedat ab intellectu angeli vel demoni si

guā sic mouent: ⁊ sicut demon pōt mouē linguā ad loquē dum ideoma icognitū: ita potest ipedire linguā ne moueat ad loquēdū ideoma cognitum: ⁊ sic reddit hōicꝝ mutū: talis autē erat iste oblat' xpo pp qd sequit: **¶** Et ceceto d'mo nio ⁊c. I qꝫ amoro ipedimento hūit officiu loquēdi sic p: **¶** Et mirate sunt turbe. qꝫ admiratio ⁊ surgit ex inspectioe rei insolite qd fuit in pposito. sequit: **¶** Nunqꝫ apparu it sic in israel: iꝫ enī in veteri testamento aliqꝫ legant arripit a demonibus: nō tū legat aliquis curat: qui cuz obsessioe demonis fact' fuisset mutus. **¶** Pharisei dicebat in pn. demōn ⁊c. Odiosū enī ⁊ inuidia faciūt inspectari facta in de terioꝝ ptes ⁊ pueri iudicia: pharisei autē odiebāt xpm: qꝫ acriter arguebat eoz: uicia: vt pꝫ per euangeliū occursum: ⁊ ideo miracula a xpo facta vntate diuina dicebat esse scā ar te magica: ⁊ codē mō cecione demonū facta per xpm dicebat fieri vntate cuiusdā supioꝝis demonis: cui inferiores obediebāt ad nutū de coꝝ: pꝫ exundo: sic enī in angel' s' ordinee: ⁊ aliꝫ sūt aliqꝫ supioꝝes: sic in demonib' cū in eis remanserint nālia integra s'm dionysii: Dicebat enī pharisei qꝫ christus habebat aliquē demōnē supioꝝe: queꝫ vocabāt becebub sibi familiarē ⁊ priuati: ⁊ sic demones inferiores d' coꝝ: pꝫ obfessio dicebat p illū: s' illud inferi' rēnabiliū reprobaf a xpo: vt videbit' xj. ca. v **¶** Et circūbat. Dic ponunt miracula in gnāli: qꝫ euangeliste nō poterāt oia scā xpi scribē in piculari: vt d' ioh. vlti. Multa quideꝫ ⁊ alia signa fecit iesus i pꝫspecu discipuloꝝ qꝫ non sunt scripta i li bro h': que si scribant per singla nō arbitror totū mundū capere eos qꝫ scribendi sūt libros. ppter hoc enī in ecclia dē i martyrioloꝝ ⁊ iuentū ē qꝫ dieb' singul' occurrebāt plusqꝫ trecenta scā. pp h' statutū est vt i sine martyrioloꝝ adderet h' dēā clausula vt in gnāl' saltē memoria scōꝝ fieret in ecclia in die trāsū eoz: ita s'lr euangeliſte qꝫ nō poterāt oia miracula xpi i piculari: scribē iō frequē mltā pcludūt i qdā gnālitate sic d' h: v **¶** Et circūbat iel' oēs ciui. ⁊ castel. do. i sy. coz. .i. i locis cōib' eoz: i qb' sapiētes pueniūt p qd' oñd' sanitas doctrine eius qꝫ nō erat in latebꝫ ⁊ angul' sic ē doctna hēricoꝝ. **¶** Et predicās euangeliū regni. i. legē nouā qꝫ imedia te introductū ad regnū: qd' nō faciebat lex vet': **¶** Et curās oēm lāguoꝝ. i. infirmitatē plūxā. **¶** Et oēs infirmitatē. qntūcuqꝫ alias icurabile: et qꝫ patet mltā miracula hic i qꝫ dā gnāl' iclusa ad pfirmatioē legis euangelice a xpo facta. **¶** In caplo nono vbi d' in postilla: Et iō nō videt' bene dicere qui dicūt qꝫ illorum. **¶** Additio.

S Ancti doctores ⁊ magne auctoꝝitates hoc tenent qd' reprobaf postillato. vñ h'ico. sup illud vbuꝫ: Videns autē iesus fidē illoꝝ die nō ē qꝫ offerebat: s' eoz qꝫ offerebāt: qd' etiā vñ sentire chꝫ: yfo. s'lr iohes eꝫ qꝫ in h' loco sic dic. Quānū valet apō deus fides ppria apud quē sic valet aliena: vt int' ⁊ extra sanaret hōicꝝ quā iniaz

glo. ordinaria infirmariis i hoc loco sequit: nō ē modice audacie vñ tantis scōꝝ auctoꝝitatib' d'ire: pfecti cū si scē intelligant māifestā pꝫncat vntatē. Ad cui' euidentiā scē endū qꝫ meritū dupl'r pōt pſidatari. pꝫ cōter doctores distinguūt. s. de condigno vel de congruo. Lōdignū enī attenditur s' pꝫ pꝫtionē cōlūat' s' Lōgruū vno at tendit' s' cōlūat' pꝫportioni. si autē loquamur de cō digno nullus pōt mereri alteri pꝫ mā grām nisi so lus xpo: d' quo ad

eiicit demōes. Et circūbat iel' oēs citates ⁊ castella do cēs i synagog' eoz ⁊ pꝫdicās euangeliū regni: ⁊ curās oēs languoꝝ: ⁊ oēm infirmitatē

Heb. ij. Qui multos filios in glām adduxerat ⁊c. Si autē loquimur de merito cōgrui pōt aliqꝫ mereri alteri p mā grām. Lōgruū ē enī s'm amicitie pꝫportioꝝ vt deus ipleat hōis iusti seu scī voluntatē i saluatiōe alteri' pſeritū nō ponent' ipedimentū. vñ in pposito remissio pꝫtoꝝ fuit cōcessa paralytico pp motū fidei offerentiū: nō de condigno s' de cōgruo: ⁊ sic sūt intelligende auctoꝝ scōꝝ. pꝫ scūs tho. in pma scōe. q. vlti articulo 6. in rñsione ad p' arg' hoc d'clarat: nec ex hoc cōtref' qꝫ remissio pꝫtoꝝ fuisset paralytico data sine ppria fide: nā in iusti ficatōe ipū qꝫ h' ē p pma grām fides ppria requirit'. vñ d' Ro. v. Iustificati igr' ex fide ⁊c. s' talis fides nō pcedit' pma grām p modū meriti: alioqñ hō pōt sibi mereri pma grām qd' ē d' cōm deiminatiōem doctoz. Quātū al legat postillato: p opinioe sua ex h' qd' d' d' Lōfide sil' remittit' tibi ⁊c. nō valet tū qꝫ hoc oēm a xpo intelligi tur facta dimissione p quaz fuit filius adoptionis: tū qꝫ hoc fuit oēm ad oñdēdū humilitatē xpi. vñ de glo. sup illud vbu' Humilis dñs filiiū vocat quē sacerdotēs tāgē

Indignantur. **¶** Replicā. **¶** Tl. ca. ix vbi d' Ut vidit fidē illoꝝ expōit' postillato: i. paralytici ⁊ offerentiū addēs nō vñ oēm qꝫ exponūt de fide offerentiū nū: ⁊ ponit ad h' rōes s' burg. die h' fore magne audacie scōꝝ auctatib' d'ire: addēs qꝫ dicta illoꝝ doctoz s' sine intelligant' manife staz pꝫnent vntatē: ⁊ volēs hoc d'clare inuoluit ⁊ se ⁊ doctoz: dicta in mult' min' pꝫabiliter dicitis: de quib' p singula iudicare nō est pñt' ppositū: Dē igr' h' qꝫ auda cia non est reprehensibil' negare in dictis scōꝝ qꝫ in facti dei cōrespondenti scē hñtibus pcedere nō audent'. verifi care enī qd' formalē icludit d' dictionē si dō nō cōcedim' nec doctozū qntūcuqꝫ sancto in hoc gerim' moꝝe. Nūc autē sicut pꝫteritū nō esse pñtū apud oēs censet impossibi le: ita iustū nō esse iustū circa idē ⁊ p. p. codeꝫ: s'lr rēne videt' iopinabile. paralytic' autē de qꝫ fmo curat' ē nō solu a morbo corpis: s' ēt ment' vt vult bñs aug. li. 83. qñtionū qñtione viij. igr' fuit iustificatus. doctores autē p burgen. adducti negare vidēt' eius fidē. Si igr' in cura tione non habuit fidē neqꝫ iusticiā ⁊ sic fuit iniust' si cu ratas fuit iustus: curatus fuit iniust'. qꝫ est formalis con tradictio. possunt igitur doctores alii intelligi qꝫ burgēf. ibi voluit intelligi sic qꝫ h' qui dicunt xpm ad fidē offerentiū respicere: nō oblari subaudiat' pꝫcipal'r: cum h' stat qꝫ ēt respexit fidē paralytici minou' fortasse affectōe formatā: nec valet respōsio burgē. ad argumētū postil. cū dicit qꝫ per hoc qd' d' Lōfide sili fides sit exacta post dimissione pꝫtoꝝ: qꝫ p dimissione pꝫtoꝝ fuit iust' ⁊ sili us adoptionis vt dicit bur. frustra igr' p' iustificatiōem exigebat fides sū qꝫ nemo iust' qꝫ iust' ex fide viuūt ipossi bile ē s'lr fide placē dō. Et igr' igr' fides an iustificatōē qꝫ licitat' fide iustificat' puia: fuit igr' fides ⁊ oblari ⁊ off

《リラのニコラウスによる聖句註解付キラテン語聖書》
(1481年／ヴェネツィア／紙に活版、彩色／西南学院大学博物館蔵)

関連論文：下園知弥「西南学院大学博物館所蔵『リラのニコラウスによる聖句註解付キラテン語聖書』3」

1830年3月 帰国途中のシーボルトが其扇^{そのぎ}に送った手紙

石山 禎一
宮崎 克則

はじめに

国外追放となったシーボルトが其扇へ送った最初の手紙は、これまで未発表だった。シーボルトの手紙は、1941年刊の『シーボルト関係書翰集』⁽¹⁾に多く載っているが、この手紙は掲載されていない。

『シーボルト関係書翰集』は、ベルリンにあった日本研究所(日本学会)が収集したシーボルト関係資料をもとにしており、それは、1927年にシーボルトの孫娘エアハルト男爵夫人エーリカからベルリン日本研究所が一括購入したものである⁽²⁾(ベルリン日本研究所の収集資料は、1935年、上野の東京国立博物館で開かれた「シーボルト資料展覧会」(4月20日～29日)のために日本へ貸し出された。その時、2年間をかけて資料撮影が行われ、白黒反転のフォトシュタット版複製品は東洋文庫に現存する⁽³⁾)。ここで紹介する手紙は、シーボルトの次女マチルデ・フォン・ブランデンシュタインの子孫家⁽⁴⁾に伝わる手紙である。ブランデンシュタイン(Brandenstein)城に残るシーボルト手紙の一部は、宮坂正英氏らによって紹介され、日本語訳も付されているが⁽⁵⁾、この手紙は未発表である。

1829年、国外追放となったシーボルトは長崎を出港し、オランダによるアジア貿易の基地があったインドネシアのバタヴィア(現ジャカルタ)に着く。彼はバタヴィアからオランダへ向けて出港するとき、其扇へ3通の手紙を送った。オランダ語で書かれたシーボルト自筆の手紙の他に、内容を和訳し「女房詞」調の「くずし字」で書かれた和訳文の手紙も残る。シーボルトが送った3通の手紙は、その年の其扇の返事に「三月四日、同七日、同十四日、三度御手紙相とゝき」とあるから、確かに届いている⁽⁶⁾。

本稿ではオランダ語原文、「女房詞」調の和文を全文掲載し、併せて現代語訳も掲載する。手紙には、どのようなシーボルトの想いが込められているのだろうか。また彼は、日本に残した妻子の「面倒」をどのように見たのだろうか。

1. シーボルトと其扇

1823(文政6)年8月に来日した27歳のシーボルトは、ほどなく其扇(16歳)を出島へ呼び入れる。同年11月15日付、彼がドイツの母と伯父へ宛てた手紙によると⁽⁷⁾、

私は遂に望みを果たし、8月12日にナンガサキの港に着きました。…(中略)…愛すべき16歳の日本の乙女の腕に抱かれて。というのも選択よろしきを得て彼女を得るという幸運に恵まれた私は、今やひとりのアジア美人を所有しているのです。彼女をヨーロッパ美人と取り替える気などとても起きそうにありません。また、そもそも私の待遇もすばらしいもので、わが食卓は毎日第一級です。

とあり、彼の満足が伝わる。この「アジア美人」が其扇(そのぎ、楠本たき：1807～69年)であり、寄合町の遊女であった。長崎の丸山遊郭は、江戸の吉原遊郭、京都の島原遊郭、大坂の新地遊郭に並び称される遊郭であり、丸山町と寄合町を合わせた範囲であった。其扇は寄合町の引田屋抱えであり、1827(文政10)年の記録には「寄合町引田屋卯太郎抱遊女 其扇」とある⁽⁸⁾。古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』後編⁽⁹⁾によると、其扇はもともと熊本藩主細川氏に仕える侍女

であったとするなど、いくつかの伝承があるという。古賀氏が1923(大正12)年に其扇の孫娘(山脇タカ子、当時72歳)から聞き取りしたメモ書きによると⁽¹⁰⁾、

○シーボルトハ楠本ノ宅デ、祖母タキヲ見染メマシタノデス、祖母タキハ何デモ茶ヲクンデ持ツテ参ツタサウデス、シーボルトハ祖母タキヲ是非ニト懇望シタノデスガ、其頃ハ素人ノ女ハ出島ニ入ルコトカ出来マセンノデ、引田屋ニ相談シマシテ、遊女ノ名其扇ヲ名乗ツテ、表向ハ引田屋ノ遊女ト云フコトニ取計フテ貫ヒマシテ出島ニ入り、而シテシーボルトニ身ヲマカセタト云フコトデス

とある。これによると、出島に出入りできた日本人女性は遊女のみであったから、「タキ」(其扇)は引田屋の遊女として出島に入ったことになる。このような遊女を「名付遊女」という⁽¹¹⁾。遊女屋に手数料を払って、名義だけ遊女屋に籍を置くのである。また次の聞き取りもある。

○唐人ト紅毛人シーボルトト兩人カラ見染メラレマシタサウデス、唐人ハ何デモ浜ノ町ノ服部サンノ口入レデシタ、結局クジ引ニシテ、トウトウシーボルトニ身ヲマカセルコトニナツタサウデス

シーボルトと「唐人」がくじ引きをして、結局シーボルトが引き当てたとある。シーボルトが母らへ送った手紙にある「選択よろしきを得て彼女を得るという幸運」とは、このくじ引きを指すのだろうか。

其扇が出島に出入りするようになって4年後、2人の間に「いね」(1827~1903年)が生まれる。「いね」の誕生日は文政10(1827)年5月6日。このことは、寄合町の町役人である乙名の記録にある⁽¹²⁾。

乍恐口上書

寄合町引田屋卯太郎抱遊女

其扇

亥式拾壹歳

右之者、去ル未年方外料阿蘭陀人ひいとる・ひり

つふ・ふらんす・はん・しいほると呼入候処、懐妊仕候ニ付御届申上置候処、銅座跡親於佐平方ニ、昨夜女子出産仕候段、抱主卯太郎申出候ニ付、此段以書付御届申上候、以上

亥五月七日

乙名 芦刈

御

「阿蘭陀人」との間の妊娠・出産は届け出が必要だったから、寄合町乙名の芦刈高之進が「御」役所に届けている。他所の遊郭と違い、長崎の丸山遊郭では実家(佐平)で出産できたことも分かる。「外科」とは外科の意味である。

その後、3人は出島で暮らした。「いね」が生まれて1年3ヶ月後、1828年9月17日(文政11年8月9日)夜半から北部九州を台風が襲う。「シーボルト台風」である⁽¹³⁾。この台風で出島のシーボルトの部屋は壊れたが、その前に避難したことが唐人番の日記にある⁽¹⁴⁾。それによると、

(文政11年)八月九日夜、大風津波地下近国迄大破、出島部屋之破損十五番蔵、砂糖百五拾籠、カピタン部屋姿鏡、其外流出、外料紅毛人シイボルト・遊女・禿一同表門江逃来、当番御届申上候処、追々検使出、御勘定御普請役・町年寄組々追々馳付(後略)

とあり、シーボルトと其扇、彼女の世話をする禿^{かむろ}が出島の表門に避難してきている。「いね」も抱かれて一緒に避難したと思われる。さらに、彼らの姿はシーボルトの専属絵師というべき川原慶賀の落款がある『蘭館之図』にある⁽¹⁵⁾。これは出島の様子10場面を描き、卷子仕立てとなっている。第1場面が〔図1〕である。出島の屋上からオランダ船の入港を待ちわびる人々を描く。シーボルトはいつも緑の帽子を被っていたというから、白い服を着た人物はシーボルト。望遠鏡で入港するオランダ船を見ているのは商館長だろう。そして其扇が「いね」を抱き、その横にいるのは子守役のオルソン(Orson)。オルソンはインドネシアのセレベス島(現スラウェシ島)出身の若者⁽¹⁶⁾。



〔図1〕『蘭館之図』(長崎歴史文化博物館蔵)

シーボルトの個人的な使用人であり、彼の帰国とともにオランダへ連れていかれた。階段を駆け上がってきているのは、乳母と考える。その根拠は唐人番の日記にある⁽¹⁷⁾。

(文政10年7月)同九日、出島江入居候遊女其扇、出生之女子、乳少ニ付乳持之遊女呼入候儀、通事内談、無例儀故伺候様答、町年寄年番江申上被聞置候旨申出、依之聞置、遊女之振ニ而出入為致候事

「いね」が生まれて2ヶ月後、其扇はあまりお乳がでなかったので、乳母を出島へ出入りさせることについて、オランダ通詞(「通事」)や町年寄が協議し、「遊女之振」にして出入りさせるという記事である。名義的にどこかの遊女屋に所属する「名付遊女」として乳母を出入りさせているのである。川原慶賀は、お腹をすかせた「いね」が泣き出し、急いでやってくる乳母を描いたのだろう。最後に、古賀十二郎氏の聞き取りメモをあげる⁽¹⁸⁾。

○母イネハ出島テ生レマシタ、乳母カ二人遊女ノ名義デ出島ニ入りマシタ、別ニ黒坊ガ一人、オイネノモリヲシマシタ、或日黒坊ガ母イネヲヒトリ石ノ上ニ置テ、自分ハ海中ニ泳イテイタサウデス、蘭館ノ人達ハ俄ニ母イネノ姿ガ見エマセンノデ、出島中ヲアチラコチラト、サガシ廻リマシタガ、コノ始末ナノデ、皆アイタロガフサガリマセンデシタサウデス

「いね」が生まれたのは出島でなく、実家であったが、その後は出島で育った。乳母と子守役の「黒坊」(オルソン)がいたことを、「いね」の娘である山脇タカ子が語っている。オルソンによる子守りの逸話を見ると、あまり真面目でなかったようであるが、1830年12月付、其扇がシーボルトへ出した手紙には、3歳の「いね」がいつも「オルソンはどこ？」と尋ねるとあるから⁽¹⁹⁾、それなりに「いね」の面倒を見ていたのだろう。

2. シーボルトの出港と手紙の日付

1828(文政11)年の秋、シーボルトは帰国の予定であった。この年の9月、猛烈な台風が北部九州を襲う。台風の襲来は事実であり、北部九州の諸藩には多くの被害記録が残っている。この「シーボルト台風」によって、彼が乗る予定であったハウトマン号が座礁し、積荷から日本地図などが見つかり、「シーボルト事件」が発覚したと語られてきた。しかし、オランダ船の座礁と日本地図の没収は、もともと別々の事件であったが、当時から2つの事件は結びつけて語られてきた⁽²⁰⁾。シーボルトは、長崎奉行による取り調べに対し、一貫して協力者の名をあげることを拒んだが、結局、門人やオランダ通詞などが処罰され、シーボルトは国外追放となり、1829(文政12)年12月に日本を離れる。

1829年12月31日付、シーボルトが母と伯父へ送った手紙が残っている⁽²¹⁾。その手紙をシーボルトは船上で書き、さらに追記も書いている。それには、

最も親愛なるお二方へ

日本において発生した私にとって大変恐ろしい事件がとても都合な結果をたどった結果、私は昨夜出島を出てファン・デア・ズアエーブ船長のジャワ号に乗船いたしました。当地で私費をもって収集した私のコレクションはすべて積み込むことができました。このコレクションの総価格は今なお20000グルデン以上に達します。…(中略)…[追記]私は1月23日無事にバタヴィアに到着いたしました。当地では調査研究に皆がとても好意的です。遅くとも6週間後にはヨーロッパに戻り、多分月俸375グルデンの身とるでしょう。

とある。この手紙によって、1829年12月30日に乗船したことが分かる。和暦では文政12年12月5日。シーボルトが乗ったジャワ号は翌年の1830年1月3日(文政12年12月9日)まで風待ちのために、長崎港の港外にある小瀬戸に停泊した。その間にシーボルトは小舟でこっそり上陸し、其扇と「いね」、門人らに最

後の別れを告げたという⁽²²⁾。バタヴィア着は1830年1月23日とある。しかし、別のシーボルト自筆メモには、1月28日のバタヴィア着とあり、再検討の必要がある⁽²³⁾。ともかく1ヶ月もかからずにバタヴィアに着いた後、シーボルトはオランダ領東インド植民地総督に「シーボルト事件」の顛末などを報告し⁽²⁴⁾、1830年3月5日にバタヴィアからオランダへ向けて出航する。

その前日の3月4日、シーボルトは其扇へ宛てた最初の手紙を書いた。そして、風待ちをしていた間に2通の手紙(3月7日、3月14日)も書いた。これら3通の手紙は、1830年夏、バタヴィアから長崎へやってくるオランダ船でもたらされ、其扇に渡された。

バタヴィア出航後のことについて、シーボルトの手紙を見ておこう。1830年7月7日、オランダの南部にあるフリッシンゲン(Vlissingen)港に着いたシーボルトは、同日付で母と伯父に手紙を書いた⁽²⁵⁾。それに、

かなり長くて、私にはつらい旅でしたが、遂にコレクションともども無事にオランダに到着いたしました。ジャワ号に乗ってバタヴィアの碇泊地を出発したのは3月5日だったのですが、風向きが悪くてスダ海峡に約17日も留まり、その後もしばしば無風状態によって喜望峰への航海は足止めを喰らったのです。

とあり、彼はジャワ島とスマトラ島の間にあるスダ海峡で、17日間ほど風待ちをしていた。現在、風待ちの間に書いた3月7日付手紙は所在不明だが、3月14日付の手紙がブランデンシュタイン城に残っている。手紙には封印も残っており、控えでなく原文である。シーボルトが其扇へ出した手紙が、なぜドイツの子孫家に伝わっているのか、不思議である。解決案は「おわりに」で示す。

3. バタヴィアの代理人と其扇たちの生活費

すでに紹介した1829年12月31日付、日本を離れる

シーボルトが船上で書いた母らへの手紙に⁽²⁶⁾、次の箇所がある。

私が旅の途中で死亡したり、事故に会ったりした時のために、バタヴィアの私の全権委任者であるテン・ブリンク＝レイnst商会に私はそんな場合には彼らの保管下にある全額を私の母に支払うよう依頼しておきました。

もしも途中で死んだら、財産が母の許に届くように手配したというのだから、テン・ブリンク＝レイnst商会はシーボルトの「全権委任者」であった。松井洋子氏の研究⁽²⁷⁾によると、テン・ブリンク＝レイnst商会は、ロッテルダムのワインハーベン(Wijnhaven)の事務所で働いていたテン・ブリンク(Candictus ten Brink)が、1821年秋にバタヴィア在住のレイnst(Samuel Rijnst)とともに設立した会社であり、シーボルトの給与や個人貿易を管理した。他のオランダ商館員たちもそれぞれにこのような代理人を抱えていたという。

商館長メイラン(Meijlan)が設立し、シーボルトらも参加した個人貿易協会(1826~1830年)はテン・ブリンク＝レイnst商会と契約しており、個人で稼ぐことのできる貿易の輸出入品、その価格、出資者が明らかになっている⁽²⁸⁾。この協会が活動した3年間、シーボルトは計9148グルデンの配当を受けており、その他にオランダ東インド政庁から支給される毎年の年俸4440グルデン⁽²⁹⁾もこの代理人が管理した。ただし、日本滞在中にどれほどの「稼ぎ」があったのか、全体像は不明である。シーボルトが、バタヴィアに到着した後の最初の手紙で、其扇・「いね」の生活費(1000テール=2000グルデン)を送ることを書いたのは、バタヴィアに着かなければ、自らの私産総額をはっきり把握することができなかつたからだろう。

シーボルトは3月4日付のオランダ語手紙で「een duizend Teil」(1000テール)、3月14日付手紙でも「een duizend Teil」の送付を書いている。「テール」(Teil・Tail)とは、そのような貨幣があつたのではなく、日本とオランダの貿易取引のための架空の換算

単位である。シーボルトが自費出版した『NIPPON』のなかに、金1両=6テール=12グルデンと明記されている⁽³⁰⁾。したがって、1000テールを金に換算すると約167両。日本銀行のホームページを参考に、金1両=10万円と仮定すると、約1670万円をシーボルトは2人の生活費として送ったことになる。

手紙の中で、彼は「これを運用して、利息で暮らせ」(3月4日付)とか、「無駄遣いしないように」(3月14日付)など書いており、指示は細かい。この生活費は確かに其扇へ届いており、同じ年の1830年12月25日(天保1年11月11日)付、其扇がシーボルトへ送った手紙に「銀十メ(貫)目もたしかにうけとり申候」とある⁽³¹⁾。金1両=6テール=銀60目(匁)で換算しており、1000テール=銀10貫目となる。

この後、1831年11月27日(天保2年10月24日)付、其扇→シーボルト宛の手紙には⁽³²⁾、

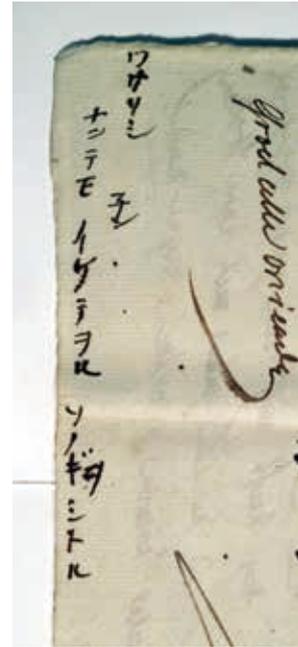
一、ぎんのことも、びるげるさまの御せわニ而おぢ方よりとりかへし、又ひゆるけるさまより五貫目おくり下され、二口メ十五貫目こんふらへあづけまいらせ候、毎月百五拾匁ツ、こんふらより利ぎんうけとり申候

とある。ビュルガー(「びるげる」)の世話で同居していた叔父から資金を取り返すことができたこと、銀5貫目追加のこと、計銀15貫目を「こんふら」(出島へ日用品を供給する商人仲間、「買物使」「諸色売込人」と呼ばれるコンブラドール)に預けて、利息150目(匁、約25万円)を毎月受け取っていることが分かる。シーボルトの指示通り、其扇は資金を運用して、年利12%の利息⁽³³⁾を受け取って暮らしているのである。

*ビュルガー(Heirich Burger:1806-1858年)は、ドイツ生まれの薬剤師。1825年、シーボルトが要請した助手として、オランダ生まれの画家フィレネーフエ(Carl Hubert de Villeneuve:1800-1874年)とともに来日。



〔図2〕ブランデンシュタイン城(2018年撮影)



〔図3〕3月4日付手紙 カタカナ文

4. 手紙の書式—オランダ語手紙と和文手紙—

①オランダ語の手紙

ドイツのヘッセン州、シュルヒテルン(Schluchtern)市郊外にあるエルム(Elm)村の丘にブランデンシュタイン城がある。ここの当主であるコンスタンティン・フォン・ブランデンシュタイン＝ツェッペリン氏は、シーボルトが1845年に結婚したヘレーネとの間にもうけた5人の子供のうち、次女マチルデ・フォン・ブランデンシュタインの子孫である。今日も城の一角を改装して博物館を設け、シーボルト家の顕彰を続けている〔図2〕。

ブランデンシュタイン城にあるシーボルト自筆の3月4日付手紙は、洋紙を縦に二つ折りにし、4頁にわたってインクで書かれており(画像は後掲)、最後には自筆のカタカナ文がある。ただし、少し意味不明である。

ワタクシ 子(ね)ン
ナンテモ イケテラル ソノギラシトル

元気になっていること、其扇への愛情を示しているのだろうか。バタヴィアにおいて、彼のカタカナを訂正してくれる人物はいなかったから、これが彼の「実力」であろう。この後、シーボルトは中国人の郭

成章を雇いオランダへ連れていくから、その後を送るカタカナ手紙は、もっと意味が通じるようになる。

次に送った3月7日付手紙は所在不明だが、最後の3月14日付手紙は現存する。それは、1枚の洋紙を折って封しており、封印も残る。その印文は、現在、オランダのライデンにあるシーボルトハウス(帰国後、1832年からライデンのラーペンプルフ19番地に住む。2005年から一般公開中)に展示されているシーボルトが持ち帰った印鑑とは、印文が少し違っている。手紙に残る折り目に沿って折ると、封をすることができる。包紙を用いることなく、1枚の紙に宛名・本文を書き、封までするやり方は、当時の大名などの手紙に用いられる切封と同じ方式である。



〔図4〕和文の手紙(ブランデンシュタイン城蔵)

②和文の手紙

〔図4〕に明らかなように、和紙に書かれた手紙は3通あり、端裏書に「一」「二」「三」の番号がある。シーボルトが出した3通の手紙を順番に訳している。3通とも和紙に筆であり、紙質は特別なものでなく、当時の庶民の手紙に使用される一般的な和紙である。

1830年3月、シーボルトがバタヴィアから送った3通の手紙は、その年の夏にはオランダ船で長崎へもたらされ、其扇へ渡された。其扇はオランダ語で書かれた手紙を理解することはできないから、オランダ通詞かシーボルト門人に翻訳してもらって内容を理解した。忘れないように、シーボルト手紙の内容を書き留めたのが、この3通の手紙である。後掲する現代語訳と、オランダ語手紙の翻訳を比べると、贈り物の品名は省略されているが、その他の内容はかなり正確に訳されていることが分かる。

ただし、言葉遣いに特徴がある。「女房詞」を用いているのだが、使い方に誤りがある。

- ①かならずわもしの事を御わすれなく
- ②わもしにもおもひやり、こゝろかいたみ申候

①は「必ずわもしの事を御忘れなく」というのだから、「わもし」=「わもじ(我文字)」は自称。自分(シーボルト)のことを忘れないように、と言っている。②は「わもしにも思いやり、心が痛み申候」だから、「わもじ」は対称の其扇を意味する。古語辞典によると⁽³⁴⁾、「わもじ」は通常、対称の「そなた」を意味するが、自称「わたくし」を意味する場合もあり、手紙の中では両方の意味で混用されている。さらに、

わもしたとひしぬるときハ、こもしもちしものハ、
いち〜のこさす、かたみとして、ふたりへお
くりやりまいらせ候

とあり、内容は自分(シーボルト)が死んだときは、持っている財産を形見として其扇・「いね」の2人に送る、というものである。したがって、「わもし」は

自称であり、シーボルトを指す。次の「こもしもちしもの」は、自分が持っている財産となるから、本来であれば、自称の「こゝもじ(此処文字)」と書かねばならないが、おどり字はなく「こもし」と書き間違っている。

3通の和文手紙を書いた人物は、無筆の其扇からシーボルト手紙の内容を聞かされ、代筆したと考えられる。ただし、あまり「女房詞」の使い方に慣れていなかった。筆跡は3通ともに一致しており、其扇の近くにいた文字の書ける女性の手になると思われる。

其扇が1830年12月に出した手紙を見ると⁽³⁵⁾、この3通の和文手紙の筆跡とは異なっており、彼女は近くにいた文字の書ける別の人物に代筆を依頼したことを示している。

おわりに

手紙の画像などは後掲するので、シーボルトから其扇へ出した手紙が、なぜドイツのシーボルト子孫家に伝わっているのかについて示そう。

筆者の宮崎は2018年4～9月、在外研究でライデン大学(オランダ)に在籍した。その際、同大学大学院生(アーフケ・ファン=エーヴァイクさん)から、大学図書館が所蔵するホフマン資料(Johann Joseph Hofman:1805



〔図5〕其扇と「いね」を描いた煙草入れの蓋(シーボルト記念館蔵)



〔図6〕「いね」の髪(シーボルト記念館蔵)

～1878年、1830年にオランダに着いたシーボルトの助手となり、後にライデン大学日本学科の初代教授となる)のなかに其扇の手紙があることを教えてもらった。その手紙は1830年12月25日(天保1年11月11日)付、其扇がシーボルトへ送った最初の手紙であり、未発表の手紙であった。成果はアーフケさんの名前で『鳴滝紀要』29号に掲載している⁽³⁶⁾。

手紙には、煙草入れの送付、銀10貫目の受け取りが記されていた。其扇は2個の煙草(鼻煙草=嗅ぎ煙草)入れを贈っており、1つには「いね」、もう1つには「いね」と其扇が青貝細工で描かれた。青貝細工の作り方は、アワビの貝殻を薄く切り、文様の形に切り抜いて漆器に貼り付け、さらに漆を塗って研ぎだす。

「いね」だけを描いた煙草入れは、シーボルトの母へのプレゼントであったが、シーボルトは他のコレクションとともにオランダ政府へ売却しており、現在はライデン国立民族学博物館にある(一部破損)。もう1つの煙草入れはシーボルトへのプレゼントであり、直径は10cmほど、蓋の表に其扇、蓋の裏に「いね」を描いている。これは、約30年後(1859～62年)に再来日したシーボルトが其扇に返し、其扇の子孫である楠本家から長崎市へ寄贈され、今は長崎のシーボルト記念館に国指定の重要文化財として保管されている〔図5〕。

シーボルトによる煙草入れの返却について、山脇

タカ子の証言がある。古賀氏が大正12年に聞き取りした時、山脇タカ子は72歳だったから、シーボルト再来日時は10歳ほどである。それによると⁽³⁷⁾、

○シーボルト再渡来ノ際、出島ノ甲比丹部屋デ、祖母タキ、母イネ、私三人ハ会見イタシマシタ、ソノ際シーボルトハ、アノ毛髪、其他ノ品々ヲ、祖母ヤ私達ニミセマシタ、「如何ナ日モ〜」決シテオ前達ノコトハ忘レタコトハナイト申シマシタ、ソレデ、祖母タキモ、母イネモ、私モミナ胸一杯ニナリマシテ泣キマシタ

とある。30年ぶりに来日した「還暦」過ぎのシーボルトは、出島で50歳を越えた其扇(「タキ」)ら3人に会い、「毛髪」や「其他ノ品々」を返し、いつも大事にしていたことを語った。このことを聞いて其扇たちは皆泣いたという。シーボルトが返した毛髪とは「いね」の髪の毛であり、これも楠本家から長崎市に寄贈され、シーボルト記念館に保存されている。紙包みのなかには〔図6〕のように、切ったばかりのような「いね」の髪の毛が入っている。紙包みの上書きにはシーボルト直筆で「von meine kleine Oine fur meine Mutter」(私の可愛い「おいね」からお母さんへ)とあり、シーボルトが日本を離れるとき母のために持ち帰ったものである。彼はふたたびこれを日本に持参し、其扇たちに返した。その心境は、30年間の想いを「言葉」だけでなく、「モノ」でも示したのであろう。このとき、シーボルトが返した「其他ノ品々」の一つに、其扇と「いね」が描かれた煙草入れがあった。

其扇もまた30年間の想いを「モノ」で示し、返却した。それが、シーボルトが其扇へ送った手紙であり、内容を理解できるように和訳した手紙であった。だから、シーボルトが出した手紙の現物と和訳文が、ドイツのシーボルト子孫家に伝わっていると考える。

〔注〕

- (1) 日独文化協会編『シーボルト関係書翰集』、郁文堂書店、1941年
- (2) 大井剛『東洋文庫蔵旧ベルリン日本学会シーボルト文献複製の存在様態』(『東洋文庫書報』41号、2010年)。ベルリンの日本研究所へ返却されたシーボルト関係資料は、第2次大戦後にアメリカとソ連に接収され、アメリカから返還された資料がドイツのボフム(Bochum)大学にある。戦前に撮影された東洋文庫のフォトシュタット版複製には、この変遷過程で紛失した資料も残っている
- (3) 日独文化協会・日本医学史学会・東京科学博物館主催『シーボルト資料展覧会出品目録』、1935年
- (4) 宮坂正英『古城に眠るシーボルト文書』(ヨーゼフ・クライナー編『黄昏のトクガワ・ジャパン』NHKブックス、1998年)
- (5) 宮坂正英、ベルント・ノイマン、石川光庸『フォン・ブランデンシュタイン家蔵、1822年シーボルト関係書簡の翻刻並びに翻訳(1)』(『鳴滝紀要』11号、2001年)～宮坂正英、ベルント・ノイマン、石川光庸『ブランデンシュタイン家所蔵シーボルト関係書簡の翻刻・翻訳によって得られた新知見について』(『鳴滝紀要』22号、2012年)
- (6) (オランダ)ライデン(Leiden)大学図書館蔵『ホフマン資料』No:BPL2186。アーフケ・ファン＝エーヴァイク「1830年12月、帰国したシーボルトへ其扇が送った最初の手紙」(『鳴滝紀要』29号、2019年)
- (7) 宮坂正英、ベルント・ノイマン、石川光庸『フォン・ブランデンシュタイン家蔵、1823年シーボルト関係書簡の翻刻並びに翻訳(3)』(『鳴滝紀要』15号、2005年)
- (8) 文政10年『亥年諸事書上控帳 寄合町』(『渡辺文庫』14-29、長崎歴史文化博物館蔵)
- (9) 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』後編482頁、長崎文献社、1969年
- (10) 『施福多関係史料』(『古賀文庫』13-111、長崎歴史文化博物館蔵)
- (11) 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』後編1頁
- (12) 文政10年『亥年諸事書上控帳 寄合町』
- (13) 小西達男「1828年シーボルト台風(子年の大風)と高潮」(『天気』6月号、2010年)。ドイツのボフム大学図書館には、シーボルトの個人的なメモや手紙、門人が提出したオランダ語論文が所蔵されている。その中に『Meteorologische Beobachtungen vom 23 September 1827-ultimo Sept. 1828』(No.1.142.002)の小冊子がある。これは1827年9月23日から1828年9月末までの出島における気象観測データの記録である。1828年9月17日(和暦8月9日)には、次の特記がある。
- Am Abende Sturm aus SO gegen 12 Uhr Organ nach 12 Uhr der Barometer 28.4
- 訳すと、「夜に南東の風の嵐、12時ごろ台風、12時過ぎの気圧28.4」となる。つまり17日の夜に南東の風の嵐がはじまり、夜中にかけて猛烈な暴風雨に一変した、という当日の様子が読み取れる。12時過ぎの気圧は28.4(インチ)とあり、この値は他の日時の値と比べると極端に低く、台風がかなりの規模であったことがわかる。
- (14) (17)元禄2(1689)年に完成した唐人屋敷の門番として設置された地役人の唐人番は、後に出島の出入りも管理するようになる。享和1～天保12年『倉田氏日記』(『松本文庫』316、九州大学記録資料館九州文化史料部門)
- (15) 長崎歴史文化博物館蔵
- (16) シーボルトが自費出版した『NIPPON』図版の56図に、オルソンの肖像画があり、図版説明では「オルソン セレベスの若いブギース人」とある(シーボルト『日本』図録第1巻、雄松堂書店、1978年)
- (18) 『施福多関係史料』(『古賀文庫』13-111、長崎歴史文化博物館蔵)
- (19) アーフケ・ファン＝エーヴァイク「1830年12月、帰国したシーボルトへ其扇が送った最初の手紙」(『鳴滝紀要』29号、2019年)
- (20) 海老原温子・宮崎克則「創られた『シーボルト事件』-「台風」・「座礁」・「禁制品発覚」の結びつき-」(西南学院大学『国際文化論集』26-1号、2013年)
- (21) 宮坂正英、ベルント・ノイマン、石川光庸『フォン・ブランデンシュタイン家蔵、1827年、1828年、1829年シーボルト関係書簡の翻刻並びに翻訳』(『鳴滝紀要』19号、2009年)
- (22) 古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』後編549頁
- (23) 石山禎一『シーボルト-日本の植物に賭けた生涯』165～169頁(里文選書、2000年)によると、シーボルトの日記風自筆メモ「日本からパタヴィアへの帰還」には、「一月二十八日、パタヴィアの港口に到着」と明記されている。呉秀三『シーボルト先生-其生涯及び功業』357頁(吐鳳堂、大正15年、東洋文庫の『シーボルト先生-その生涯及び功業』1～3巻<平凡社、1967～68年>は資料編を除いた本文編のみの復刻)以来、古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』後編564頁、石山禎一・宮崎克則『シーボルト年表』61頁(八坂書房、2014年)など、1月28日のパタヴィア着としてきたが、シーボルトの手紙では1月23日となっており、再精査の必要がある。
- (24) 1830年2月25日のオランダ領東インド植民地総督決議録抜粋によると、シーボルトの報告に基づき、彼が王立博物館のために集めたコレクションをオランダへ送り、成果を印刷・公開すること、月400グルデンの俸給をシーボルトに払うことが決定している(栗原福也『シーボルトの日本報告』306頁、東洋文庫784、平凡社、2009年)
- (25) 宮坂正英、ベルント・ノイマン、石川光庸『フォン・ブランデンシュタイン家蔵、1825年、1828年、1830年シーボルト関係書簡の翻刻並びに翻訳(補遺2)』(『鳴滝紀要』21号、2009年)
- (26) 宮坂正英、ベルント・ノイマン、石川光庸『フォン・ブランデンシュタイン家蔵、1827年、1828年、1829年シーボルト関係書簡の翻刻並びに翻訳』(『鳴滝紀要』19号、2009年)
- (27) 松井洋子「シーボルトの勘定帳：出島における経済活動を探る」(国立歴史民俗博物館編『シーボルトが紹介したかった日本』、2015年)
- (28) 永積洋子「オランダ商館の脇荷貿易について」(『日本歴史』379号、1979年)
- (29) 1823・1825～1829年『sraktementstaten』(ハーグ国立文書館、日本商館文書群、No.1507～1512)によると、日本着任時の1823年におけるシーボルトの給与は2530グルデン。1825から29年は年俸4440グルデンに固定していた。なお、29年における商館長メイランは46759グルデン、助手のビュルガーは3000グルデンだった
- (30) 宮崎克則「シーボルト『NIPPON』の書誌学研究」130頁(花乱社、2017年)
- (31) (35) シーボルト宛の其扇手紙は、ライデン大学図書館蔵『ホフマン資料』No:BPL2186にある。ブランデンシュタイン城に残るシーボルト宛のビュルガー(Burger)手紙(No.B17.Fab.278)、1830年12月31日付によると、12月30日にフィレネーフエ(Villeneuve)と一緒に1000テールを手渡した、とある。また、ドイツのボフム大学図書館のシーボルトコレクションに残るシーボルト宛のオランダ通詞荒木豊吉の手紙(No.1.448.000)、「21 december 1830」付によると、「デ・フィレネーフエ様から私の父が現金1000テールを受け取り、其扇に渡しましたからご安心ください」とあるから、1000テール＝銀10貫目(約1670万円)の現金は、ビュルガー・フィレネーフエ→荒木豊吉の父(オランダ通詞、荒木八之進)→其扇の順序で渡されたことになる。この時点で、其扇に「大金」が渡ったのであるが、後に其扇の叔父との間でいろいろな問題が起こり、シーボルトによる資金の追加もある(野藤妙・海老原温子・リザ エライン ハメケ・宮崎克則「1831年、ビュルガーがシーボルトに出した書簡」、『九州大学総合研究博物館研究報告』11号、2013年)。
- (32) 東洋文庫蔵、フォトシュタット版複製、日独文化協会編『シーボルト関係書翰集』63頁
- (33) イサベル・田中・ファンダーレン「阿蘭陀通詞稲部市五郎について」、およびイサベル・田中・ファンダーレン、藤本健太郎「稲部市

五郎関連史跡・史料・文献一覧」(長崎市長崎学研究所紀要『長崎学』3号、2019年)によると、小通詞末席の稲部市五郎はシーボルトの個人貿易に関与し、「いね」の養育費の手配にも関与していた(結局、シーボルト事件により、その金額などは市五郎の子供に寄付されることになる)。1828(文政11)年、稲部市五郎→シーボルト宛の借用証書を翻訳すると、

フォン・シーボルト博士へ

シーボルトより200テールの現金を受け取りました。その利子は100テールあたり、12テールとなり、1828年12月から実施します。

1828

市五郎

となる。ここでも年利12%であり、其扇が運用した利率と同じであり、当時の長崎の相場だったのだろう。

(34)『角川古語大辞典』(角川書店、1999年)、『日本国語大辞典 第二版』(小学館、2001年)

(36)アーフケ・ファン＝エーヴァイク「1830年12月、帰国したシーボルトへ其扇が送った最初の手紙」(『鳴滝紀要』29号、2019年)

(37)『施福多関係史料』(『古賀文庫』13-111、長崎歴史文化博物館蔵)

[1] 1830年3月4日付 手紙

①〔画像 オランダ語手紙〕

Batavia den 4^{de} Maart 1830.

Lieve goede Soerji en Bine.

Gelukkig bin ik te Batavia aangekomen, nadat ik van boord ten vooen zich ben gevoelt. door thans weder een gezond en vrolijk u oeffen voye van hier naar Nederland met kapitein van der Tweede. Ik hoop dat gy wel, te weten en gelukkig teven mocht en noch my ongete die ziele idre day met een vaderlyk hand en draaend voy voy) een myn lieve Soerji en goede Bine - hoe lieve en Bine heb ik een heel Soerji geen kind gevonden, dat maarht my veel en groot hartzeer. Zettle zal ik alom goed voor gy en Bine voyen en draaend ik mocht Soerji en den troep Bine en zyden vich van al wat

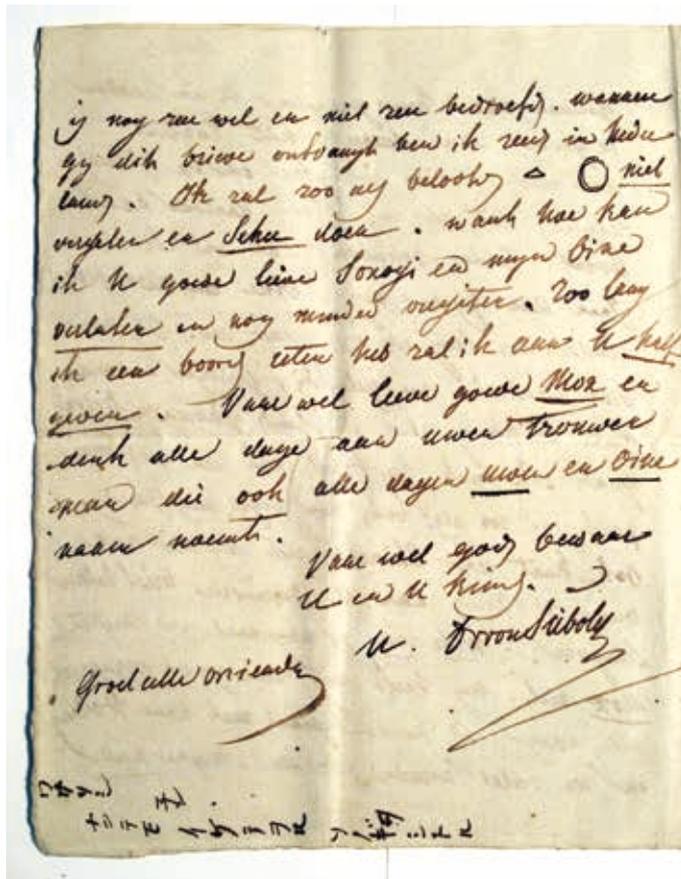
van al wat ik heb. Ik veer reed ik te en Bine

- 100 Stuk witte Katoen
- 100 Stuk rood Katoen
- 50 Stuk (mit kille) Tafeldekke
- 100 Stuk (mit kille) Linnen
- 100 Stuk en een Haarsierstroom kerst
- 100 voy Haarsierst.
- 10 ringetjes.
- 7 vierkante
- 3 pakjes randsman
- 5 pakjes Saffraan
- 1 kristal schotelje.

Ik heb begin en einde van ijsen Stuk Stof, j ook myn schoner roe als kinste geschakht. waer Schape op j behoort een gy en Bine.

Ik is alty en klein puerich. een Villacome kus ik geschreven om een gy en Bine van de

Spidney een hem gevonden te in handen te geven een duisend met content. dat mach te roe inrygher op en vintje luyen, dat te en Bine daarvoor een bove. Zettle behalven dat zal ik idre Jaer een gy en myn Bine en mooi puerel reude roe lang als ik maer lieve. Ik bin om Batavia een gelukkig gevonden en onder goede schikking naar hem land gekomen. Bine gant och met by. kude kan een goed voye pferl en roe als baag van myn kint gevecht. Ook haat en Chinnek met my die roe van Holland naar te Japanse brief kette Schryver. Wite via is roe wel en myniet Mox zich. my kude my een gaer voyepakht alle apen en handen gaen met naar Holland en roe velle beven gelaite. Myne maer



②〔翻刻 オランダ語手紙〕

(1 頁目)

Batavia den 4 er Maart 1830

Lieve goede Sonogi en Oine

Gelukkig ben ik te Batavia aangekomen, nadat ik aan boord zeer zwaar ziek ben geweest, doch thans weder zeer gezond en vertrek morgen vroeg vier uur naar nederland met Kapitein van der Zweep. Ik hoop dat gij wel, te vreden en gelukkig leeven(leven) mogt en nooit mij vergeten die zich ieder dag met een vaderlijk hart en dranend(tranend) oog nog aan mjne lieve Sonogi en goede Oine._ Zoo(Zo) lieve als Oine heb ik op heel Java geen kind gevonden, dit maakt mij veel en groot hart pijn. Echter zal ik alloos(alles) goed voor gij en Oine zorgen en wanneer ik mogt sterven als dan kregt Oine en gij een vierte(vierde)

(2 頁目)

van al wal(wat) ik heb. Dit jaar zend ik U en Oine

Een stuk witte katoen

〃 〃 blouw (blauw) en rood katoen

Drie stuk (niet heele) Tafachelas(Tafalkleed)

drie stuk (niet heele) fijne Sits

Eenen kam en een Haarsiersel van karet

Een rood Haarsiersel

10 ringetijes

7 vingerhoud

3 pakjes naaidraad

2 boschjes saffraan

1 krijstal schoteltje

Ik het begin en einde van ieder stuk Stof is met mijn Schap(Schip) zoo als monster geshapt. waar Schap op is behoord aan gij en Oine.

Dit is alles een klein present. aan Villeneuve heb ik geschreven om aan gij en Oine van de

(3 頁目)

goederen aan hem gezonden U in handen te geven een duizend Teil Content. dat moet U zoo inrigten of op intrest leggen, dat U en Oine daarvan kan leven. Echter behalven dat zal ik ieder jaar aan gij en mijne Oine een mooi present zenden zoo lang als ik maar leev. Ik ben op Batavia zeer gelukkig geweest en onder goede schikking naar Nederland gekomen. Orson gaat ook met mij. Heeft hier zeer goed opgepast en zoo als baas van mijn huis geweest. ook komt een Chineesch met mij die zal van Holland aan U Japansch brief helpen schrijven. Wite yiu is nog wel en vergeet Mox niet. hij heeft mij zeer goed opgepascht. alle open en houden gaan met naar Holland. en zoo veel levende planten. Mij moeder

(4 頁目)

is nog zeer wel en niet zeer bedroefd. wanneer gij dit brieve ontvangt ben ik reeds in Neder-

land. Ik zal zoo als beloofd △○ niet
vergeten en Schre(schreien) doen. want hoe kan
ik U goede lieve Sonogi en mijn Oine
verlaten en nog minder vergeten. zoo lang
ik een boord eeten (eten) heb zal ik aan U half
geven. Vaar wel lieve goed Mox en
denk alle dage aan uwen trouwen
man die ook alle dagen uwer en Oine
naam noemt,

Vaar wel goed bewaar
U en U kind.

Groet alle vrienden.

U. Dr.von Siebold.

ワタクシ 子(ね)ン

ナンテモ イケテラル ソノギラシトル

*原文中の()は、現在のオランダ語を記載した。

(石山禎一 翻刻)

③〔翻訳 オランダ語手紙〕

1830年3月4日、バタヴィアにて

愛する優しい其扇と「おいね」へ

私は船中*^①で非常に重い病気*^②になりましたが、幸いにもバタヴィアに到着しました。今はとても元気で、明日(5日)早く4時にオランダへ船長ファン・デル・ツェープと一緒に出発します。私は愛する其扇と優しい「おいね」が平穏で幸せに暮らすことを望んでいます。私のことを忘れないでください。毎日、(2人のことを思うと)父親らしい心を持って今でも涙がこぼれるのです。本当に可愛い「おいね」のようなこどもはジャワ全体で見つかりませんが、「おいね」のことを思い出しひどく心が痛むのです。お前と「おいね」のことは、万事良きよう世話をいたします。私がもし死んだ時は、お前と「おいね」に私が持っているすべてのものの4分の1を送ります。今年、私はお前と「おいね」に(次の贈物を)送ります。

白の綿布1枚

青と赤の綿布1枚

卓布(不完全な)3枚

上等な更紗(不完全な)3枚

籠甲櫛1つと簪1つ

赤い簪1つ

指ぬき10個

指輪7個

針箱 3 個

サフランの束 2 つ

クリスタルガラスの皿 1 枚

私が船で送ったそれぞれの品には、最初と最後にお前と「おいね」宛に私の印が捺してあります。この贈物はほんのわずかですが、フィレネーフェから手に入ります。私は手紙でこの品がお前と「おいね」宛に送ること、彼(フィレネーフェ)からお前へ1000テール(銀10貫目)を渡すことを書きました。このお金を運用して、利息でお前と「おいね」は暮らしてください。私が無事であるうちは、毎年、私はお前と「おいね」にたくさんの贈物を送ります。私はバタビアではとても元気で、オルソンはここではわが家の主*^③によく仕えたので、オランダへ連れて行きます。また中国人 1 人を一緒に連れて行きます。これはオランダからお前宛てに日本語の手紙を書かせるためです。ウイッテヒウは今も元気で、お前のことを忘れずにいます。私が非常によく世話した沢山の生きた植物は、すべて開けた(そのままの)状態でオランダへ持って行きます。私の母は今もとても元気で、あまり心配もして(衰えても)いません。この手紙がお前に届くころには、私はオランダに到着しています。私が(お前と)約束したように、△○のこと*^④が忘れられず、(思い出すと)涙の乾く暇がありません。どうして私は愛するお前や「おいね」のことを、片時も忘れることができようか。私が一膳の食事をするときは、お前に半膳を供えます。

日々、お前の誠実な人柄を思いながら、毎日、お前と「おいね」の名を呼んでいます。お前とこどもが元気に暮らし、(弟子たちや)友人たちの皆さんへよろしくお伝えください。さようなら。

お前のドクトル・フォン・シーボルト

ワタクシ 子(ね)ン

ナンテモ イケテラル ソノギラシトル

*①ジャワ号

*②日本語では「あひわつらひ」(相思：病氣)と訳されているが、原文では「非常に重い病氣」となっている。通詞は、其扇の心情を気遣い「非常に重い病氣」と訳さず、ただ単に「病氣」と訳したのであろうか。

*③シーボルト

*④シーボルト事件のこと

(石山禎一 翻訳)

④〔画像 和文手紙〕



(中略)



⑤〔翻刻 和文手紙〕

〔端裏書〕

ひとふてもふしまいらせ候
 さ候へハ、このほふニもせんちう
 にてハあひわつらひ候へとも
 まつふじじやかたたらへ
 つきもふし候、このよし
 御よろこひ下さるへく候
 しかし、とふじハいたつて
 たつしや二候まし、この五日ニハ
 またく本國へ
 かびたんはんでるどのと
 まいり申へく候、とかく
 おふたりのぶじ、そくさひにて
 おんくらしをいのりまいらせ候
 かならずわもしの事を
 御わすれなく、まひ日
 おふたりをおもわぬ日とてハ
 これなく、まことにく
 おいねほどかわひものハ
 これなく、それゆへ
 わもしニもおもひやり
 こ、ろかいたみ申候、ふたりの
 事ハばんしよきよふニ
 せわいたし、ふじゆうニ
 これなきよふ、かならずく
 いたしつかわしまいらせ候
 わもしたとひしぬる
 とさハ、こもしもちし
 ものハいちく／＼のこさす
 かたみとして、ふたりへ
 おくりやりまいらせ候、さてまた
 このせつのふねニおくり
 つかわし候しなニハ、わもしの
 いんきやうをしるしニ
 つかわし申、このおくり
 ものハ、いさ、かの事にて

〔漢字当てはめ文〕

一筆申しまいらせ候
 左候へば、この方にも船中
 にては相しい候えども
 まず無事ジャカタラへ
 着き申し候、この由
 御喜び下さるべく候
 しかし、当時は至つて
 達者に候まし、この五日には
 またく本國へ
 カピタンハンテル(ハン・デル・ツェープ)殿と
 参り申すべく候、とかく
 お二人の無事、息災にて
 御暮らしを祈りまいらせ候
 必ずわもじ(我文字 シーボルト)の事を
 御忘れなく、毎日
 お二人を思わぬ日とては
 これなく、誠にく
 おいねほど可愛いものは
 これなく、それゆえ
 わもじ(其扇)にも思いやり
 心が痛み申し候、二人の
 事は万事良きように
 世話いたし、不自由に
 これ無なきよう、必ずく
 いたし遣わしまいらせ候
 わもじ(シーボルト)例え死ぬる
 時は、こ、もじ(此処文字 シーボルト)持ちし
 物はいちく／＼残さず
 形見として、二人へ
 送り遣りまいらせ候、さてまた
 この節の船に送り
 遣わし候品には、わもじ(シーボルト)の
 印形を印に
 遣わし申す、この贈り
 物は、いささかの事にて

このしなハひれねへどの方
 おんて二入りもうふすへく候
 また／＼ほか二銀十メ目
 ふたりへつかわし申候
 これもひれねへどの方
 あひわたし申候、此かね
 にておふたりふじゆう
 なきよふ、おんくらし
 なさるへく候、わもし
 ぶしにてありしうちハ
 とし／＼よきおくり
 ものおくりつかわし
 候まし、さよおほしめし
 なさるへく候、おりそも
 いまハしよふもなおり
 ほんごくへつれこし
 申候、またとふじんひとり
 めしつれもふし
 ほんごくより兩人ニ
 日本ふみをか、せん
 ためのたよりニなり申候
 うひてひうも、すいふん
 ふじにて御さ候、これも
 おまへの事をあんしくらし
 申候、は、ニもぶしにて
 あまりおとろへもいたし
 不申候、此文のおまへニ
 と、くじふんハ、わもしハ
 ほんごくへもはや
 つき申候、おまへと
 やくそくいたし候とふり
 △○の事ハ、おもひいだし
 なみたのひまなく候
 どふしてかわひふたりの
 事をかたときもわすれ
 られへぞ
 わしか一せんめしを
 たへるあひだハ、おまへニ
 はんぜんハあたへ可申候
 ずひぶんおふたりとも

この品はヒレネヘ(ライレネーフエ)殿より
 御手に入り申すべく候
 また／＼ほかに銀十貫目
 二人へ遣わし申し候
 これもヒレネヘ殿より
 相渡し申し候、この金
 にてお二人不自由
 無きよう、御暮らし
 なさるべく候、わもし(シーボルト)
 無事にて在りしうちハ
 年々良き贈り
 物送り遣わし
 候まし、左様思し召し
 なさるべく候、オリソン(オルソン)も
 今ハしよう(瘡カ)も治り
 本国へ連れ越し
 申し候、また唐人一人
 召し連れ申し
 本国より兩人に
 日本文を書かせん
 ための頼りになり申し候
 ウヒテヒウ(ウイッテヒウ)も、ずいぶん
 無事にて御座候、これも
 お前の事を案じ暮らし
 申し候、母にも無事にて
 あまり衰えもいたし
 申さず候、この文のお前に
 届く時分は、わもし(シーボルト)は
 本国へもはや
 着き申し候、お前と
 約束いたし候通り
 △○の事は、思い出し
 涙の暇なく候
 どうして可愛い二人の
 事を片時も忘れ
 られえぞ
 わしが一膳飯を
 食べる間は、お前に
 半膳は与え申すべく候
 随分お二人とも

そくさひニくらし
 日々とわもしの事を
 おもひがし、すへなから
 でしじう、ほうゆう
 ともへよろしく、おん
 つたへ下されまし
 おんたのみまいらせ候

千八百三十年三月四日

シイホルト方

シヤカタラ方

其 扇殿
 おいね殿
 参ル

息災に暮らし
 日々とわもし(シーボルト)の事を
 思いがし、末ながら
 弟子中、朋友
 共へよろしく、御
 伝え下されまし
 御頼みまいらせ候

千八百三十年三月四日

シイホルトより

シヤカタラより

其 扇殿
 おいね殿
 参る

(宮崎克則 翻刻)

⑥〔現代語訳 和文手紙〕

一筆申し上げます。

私はバタヴィアへ行く船で病気になったけれど、まずは無事に着きました。このことを喜んで下さい。今はとても元気です。5日にはオランダへ「かびたんはんてる」(ファン・テル・ツェープ)さんと一緒に帰る予定です。とにかく2人の無事・息災を祈っています。必ず私のことを忘れないで下さい。毎日、2人のことを思わぬ日はありません。

本当に「おいね」ほどかわいいものは無く、それ故にお前のことを思い出し、心が痛みます。2人のことは、万事良きように世話し、不自由無いようにします。私がもし死んだ時は、私が持っているものは、すべて残さずに形見として2人へ送ります。

さて、今回の船で送った品には、私の印を捺して送っています。この贈り物はほんのわずかですが、フィレネーフエさんから手に入ります。他に銀10貫目を2人へ渡します。これもフィレネーフエさんが渡します。この金で不自由の無いように暮らして下さい。私が無事でいるうちは、毎年良い贈り物を送ります。そのように思っています。

オルソンは、今は「しよふ」(癩カ)も治り、オランダへ連れて行きます。また唐人1人も一緒に連れて行きます。これはオランダから2人に日本語の手紙を書かせるためです。「うひてひう」(ウイッテヒウ)もとても元気になっています。彼もお前のことを心配しています。母も無事で、あまり衰えもしていません。

この手紙がお前に届くころには、私はオランダに到着しています。お前と約束したように、△○の事を思い出すと、涙の乾く暇がありません。どうしてかわいい2人のことを、片時も忘れることができようか。私が一膳の飯を食べるときは、お前に半膳を供えます。

2人とも元気に暮らし、毎日私のことを思い出して下さい。末筆ながら、弟子たち、朋友の皆さんへよろしくお伝え下さい。お頼みいたします。

1830年3月4日

シーボルトより

ジャカタラより

其 扇殿

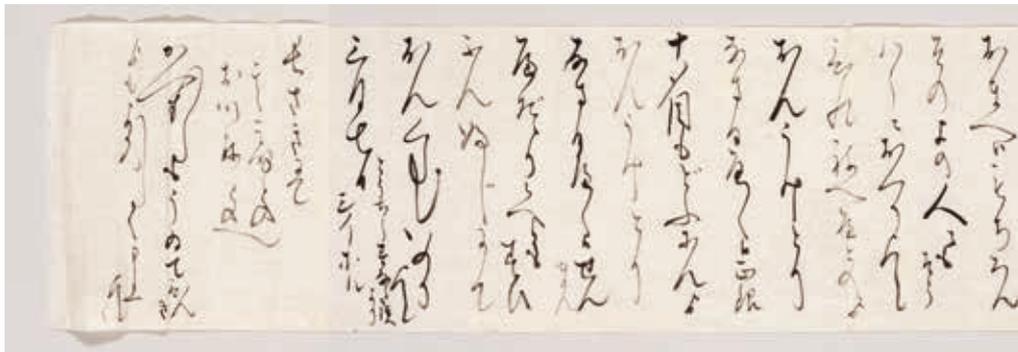
おいね殿

参る

(宮崎克則 訳)

〔2〕1830年3月7日付 手紙

①〔画像 和文手紙〕 (オランダ語手紙は現存しないので、和文手紙のみ掲載)



②〔翻刻 和文手紙〕

(端裏書)
一一一

このたび、びんせん二
とちうにてゆきやい
申候ゆへ、さしたる事も
これなく候へとも、あまり
なつかしきゆへ、また
ひとふてしめしまいらせ候
此文した、め候ゆへ
なをおもひいたし、かきり
なき事を、御すいもし
下さるへく候、かよふ二
あひじやうかきり
なけれハ、ふたりニ
あしき事ハせぬ事と
おほしめし下されへく候
このたよりニおんちの
ほうゆうたちへ
てかみあけたく
候へとも、まことに
いそかしく候ゆへ
またのたよりと
さしひかへまいらせ候
しかしおくりものハ
おまへハもちろん
そのよの人ニもそう
ハうニおくりまいらせ候
ひねねへとの方
おんうけとり
なさるへく候、正銀
十メ目もどふにん
おんうけとり
なさるへく候、せんまん
へだ、り候へとも、すひ
ふん、ふじにて
おんくらし、いのりまいらせ候

(漢字当てはめ文)

この度、便船に
途中にて行き会い
申し候故、さしたる事も
これ無く候えども、あまり
懐かしき故、また
一筆しめしまいらせ候
この文したため候故
なと思ひ出し、限り
無き事を、御すいもし(推文字 推測)
下さるべく候、かように
愛情限り
無ければ、二人に
悪しき事はせぬ事と
思し召し下されべく候
この便りに御地の
朋友たちへ
手紙あげたく
候えども、誠に
忙しく候故
またの便りと
差し控えまいらせ候
しかし贈り物は
お前はもちろん
その余の人にも双
方に送りまいらせ候
ヒレネへハ(ワイレネーフエ)殿より
御受け取り
なさるべく候、正銀
十貫目も同人より
御受け取り
なさるべく候、千万
隔たり候えども、随
分、無事にて
御暮らし祈りまいらせ候

とうちうすなた浜より
三月七日
シイホル
長さきにて
其 扇との
おいねとのへ
かへすくも、うゐてひんき
方もよろしく申上まいらせ候

道中すなた浜より
三月七日
シイホル
長崎にて
其 扇との
おいねとのへ
返すくも、ウイテヒンキ(ウイッテヒウ)
よりもよろしく申し上げまいらせ候

(宮崎克則
翻刻)

③〔現代語訳 和文手紙〕

今回、途中で便船に出会ったので、たいした事はないが、あまりに懐かしいので、手紙を書きました。手紙を書いたのでふたたび思い出しました。ご推察ください。2人への愛情は限りなく、決して悪いことはしません。そちらの朋友たちにも手紙を送りたいが、あまりに忙しいので、またの機会にします。しかし贈り物はお前はもちろん、双方に贈ります。フィレネーフェさんから受け取ってください。銀10貫目もフィレネーフェさんから受け取ってください。千万隔たっていますが、無事に暮らすことを祈っています。

道中のすなた浜より

シーボルト

3月7日

長崎にて

其 扇殿

おいね殿へ

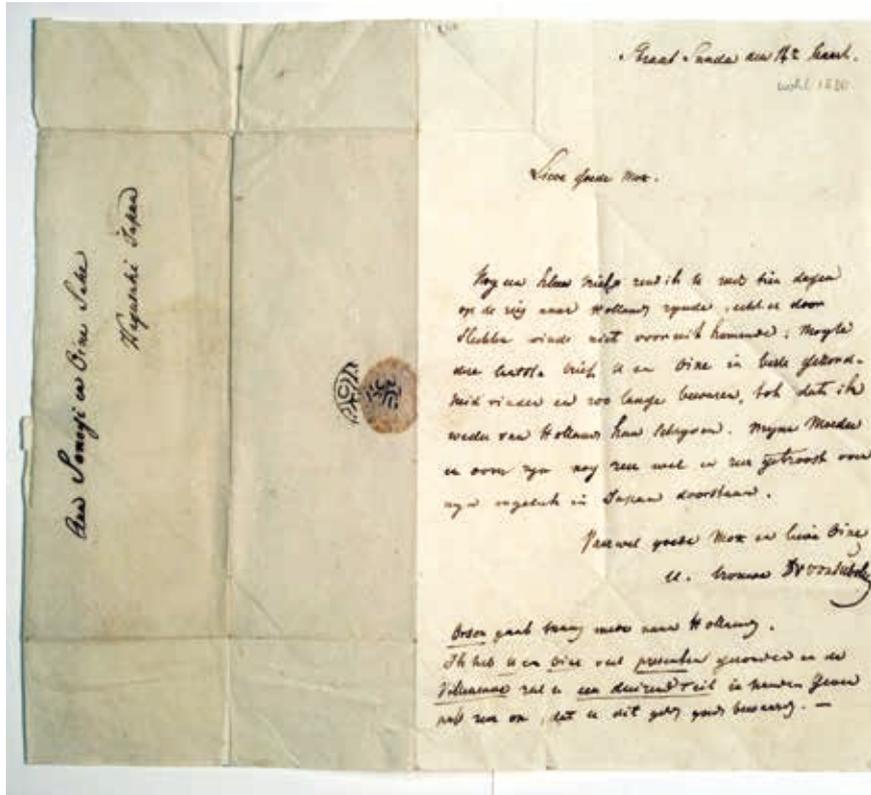
返すくも、「うゐてひんき」(ウイッテヒウ)よりも宜しくとのこと。

(宮崎克則 訳)

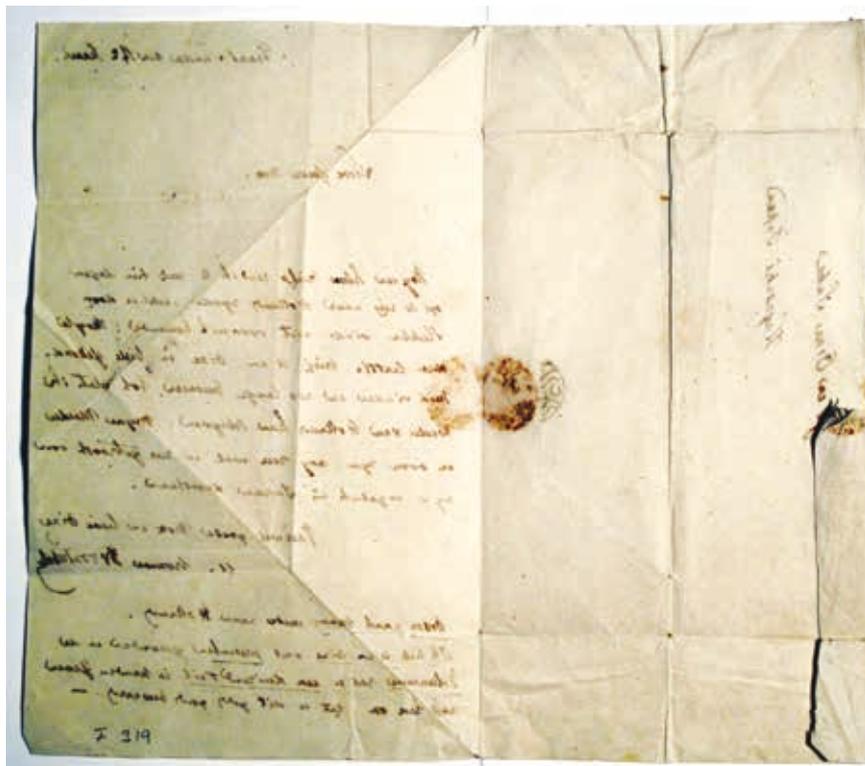
[3] 1830年3月14日付 手紙

①〔画像 オランダ語手紙〕

(表面)



(裏面)



②〔翻刻 オランダ語手紙〕

(封書 宛名)

Aan Sonogi en Oine Sahe
Nagasaki Japan

Straat Sunda den 14 ° Maar
wohl 1830*^①

Lieve goede Mox

Nog een Kleen(klein) briefs zend ik te reeds tien dagen
op de reis naar Holland zijnde, echter door
Slechten wind niet voor vooruit komende : mogte
deze laatste brief U en Oine in beste gezond-
heid vinden en zoo lange bewaren, tot dat ik
weder van Holland hun schrijven. Mijne moeder
en oom zijn nog zeer wel en zeer getroost voer
mijn ongeluk in Japan doorstaan.

Vaarwel goede Mox en lieve Oine
U. trouwe Dr. Von Siebold.

Orson gaat junij mede naar Holland.
Ik heb U en Oine veel prezentaen gezonden en de
Villeneuve zal u een duizend Teil in handen geven
ruts zeer op, dat u dit geld goed beward.—

(石山禎一 翻刻)

③〔翻訳 オランダ語手紙〕

(封書 宛名)

其扇と「おいね」宛のもの
長崎 日本

3月14日 スンダ海峡にて*^②

愛する優しい妻へ

オランダへの旅は風悪く(船が)進まないのです、10日ほど同地に逗留しています。少し短い手紙ですが、またまた送ります。ここでは最後の手紙になりますが、オランダから再び手紙を書きますので、お前や「おいね」も丈夫で長く用心するよう祈っています。私の母や叔父はとても元気で、私が日本で災難に遭いましたが*^③、(帰国することができて)ようやく安心しています。

優しい妻と可愛い「おいね」、さようなら
お前の誠実なドクトル・フォン・シーボルト

オルソンは6月にオランダへ連れて行きます*^④。私はお前と「おいね」にたくさんの贈物を送ります。そしてお前に1000テール差し上げますので、フィレネーフェより受け取ってください。お金は無駄に使うことが無いよう十分気をつけてください。

*^①wohl 1830(元来1830年：ドイツ語)は、後に誰かが加筆したものか。筆跡が異なる。

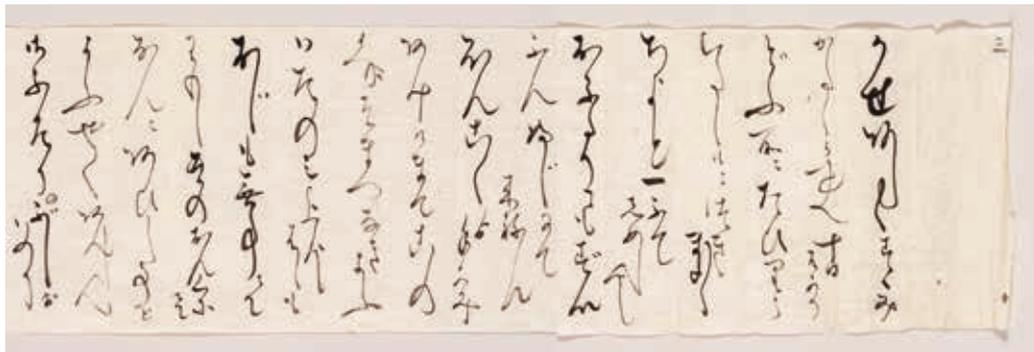
*^②インドネシアのスマトラ島とジャワ島の間にある海峡。

*^③シーボルト事件のこと。

*^④6月の予定が、7月7日オランダのフリッシンゲンに到着している。

(石山禎一 翻訳)

④〔画像 和文手紙〕



⑤〔翻刻 和文手紙〕

〔端裏書〕
「三」

かせあしく、すゝみ
かたく候ゆへ、十日ばかり
どふ所ニたひりう
いたし候ニつき、またく
ちよと一ふてしめしまいらせ候
おふたりニもずい
ふんふじにて、来ねん
ほんこくか手かみ
あけ候まで、この
文そまつなきよふ
御たのミ申上まいらせ候、はゝも
おじも無事ニて
わもし、そのおんくにニて
なんニあひし事を
よふやくあんしん
御ふたりのおしおいのり
まいらせ候

同所ニて
三月十四日 シイホルト
御兩人へ

かへすゝも、おりそんほん
こくへつれ申候、御兩人へ
いろくしんもつ
これあり申候、かねも
十メ目さしむけ候
ひれねへとのより
おんうけとりの事
尤むだニかねを
つかひ、これなきよふ
御よふしんなさるへく候

〔漢字当てはめ文〕

風悪しく、進み
難く候故、十日ばかり
同所に滞留
いたし候につき、またく
ちよつと一筆しめしまいらせ候
お二人にも随
分無事にて、来年
本国より手紙
あげ候まで、この
文粗末無きよう
御頼み申し上げまいらせ候、母も
伯父も無事にて
わもじ(シイホルト)、その御国にて
難に遭いし事を
ようやく安心
お二人の無事お祈り
まいらせ候

同所にて
三月十四日 シイホルト
御兩人へ

返すゝも、オリソン(オルソン)本
国へ連れ申し候、御兩人へ
色々進物
これあり申し候、金も
十貫目差しむけ候
ヒレネへ(ライレネーフエ)殿より
御受け取りの事
尤も無駄に金を
使い、これ無きよう
御用心なさるべく候

〔宮崎克則 翻刻〕

⑥〔現代語訳 和文手紙〕

風が悪く船が進まないので、10日ほど同じ所にいます。ちょっと一筆書きました。お2人とも無事で、来年はオランダから手紙を送るので、それまでこの手紙を大事にしてください。母も伯父も元気で、私が日本で難に遭いましたが、帰国することができて安心しています。お2人の無事を祈っています。

同所にて

3月14日 シーボルト

御兩人へ

返す〜も、「おりそん」(オルソン)はオランダへ連れていきます。お2人へいろいろな贈り物があります。お金も「ひれねへ」(フィレネーフェ)さんから受け取って下さい。もっとも無駄遣いはしないよう、気をつけて下さい。

(宮崎克則 訳)

石山 禎一(いしやま よしかず) 元東海大学 講師
宮崎 克則(みやざき かつのり) 国際文化学部教授・博物館長

サンクタ・マリアとしての白磁製観音像 ——潜伏キリシタン伝来の「マリア観音」をめぐって

宮川 由衣

はじめに

1614(慶長19)年に徳川幕府による禁教令が出されたのち、1873(明治6)年にキリシタン禁制の高札が撤去されるまで、およそ250年にわたってキリシタンの迫害と潜伏の時代が続いた。この間、キリシタンたちは表面上仏教徒であるように装い、中国または国内で作られた白磁製などの観音像を「ハンタマルヤ」と呼び、密かにこれを信仰の拠りどころとした。これらの像は一般的に「マリア観音」¹と呼ばれている。

今日、各地の博物館で「キリシタン資料」と称されるものが所蔵されている。これらの資料は、歴史学、考古学、美術史学などによる成果に基づく実証性のあるものが原則であるが、確証のない真偽を疑うものも「キリシタン資料」として取り扱われていることがある²。マリア観音像の場合も、後世に作られた模造品が多く出回っており、潜伏キリシタンによって所持、崇敬されたことが確実なものはほとんどないのが現状である。こうしたなか、現在、東京国立博物館で所蔵されている長崎奉行所による没収品は確かなものとして知られている。

東京国立博物館所蔵のマリア観音像は、1856(安政3)年に肥前国彼杵郡浦上村(現在の長崎市の一部)で百姓の吉蔵を中心とする潜伏キリシタン15名が一斉検挙された事件、浦上三番崩れ³の際に没収されたものである。浦上三番崩れでは、白磁製の観音像を含む多くの信仰物が長崎奉行所に没収された。長崎奉行所で保管されていたこれらのキリシタン関係遺品は、明治に入ると長崎県から教部省に引き渡され、内務省社寺局を経て帝国博物館(現在の

東京国立博物館)に移管された。現在、これらは国指定の重要文化財となっている。これらの没収品の中には白磁製のほかにも陶製、青磁製、土製などの観音像があるが、東京国立博物館のキリシタン関係遺品の目録では、白磁製のもののみが「マリア観音」という名称をもつ⁴。これらは17世紀に中国・福建省の徳化窯で作られたと考えられている。

また、「マリア観音」とは一般的に、禁教下にキリシタンたちが表面上仏教徒を装うために信仰し、仏教の観音像に聖母マリアを見立てて拜んだものであると言われてきた。しかし、近年の研究ではこうした従来の見方が見直され、「中国から日本にもたらされた観音像は、聖母マリアとしてキリシタンたちの手に渡っていた可能性がある」という説が新たに提出されている。

そこで、本論でははじめに1856(安政3)年の浦上三番崩れの記録から、この摘発事件の際に「異仏」として没収された東京国立博物館所蔵のマリア観音像の由来を確認する。これらの像は潜伏キリシタンによって「ハンタマルヤ」と呼ばれ、彼らの祈りの生活と共にあった。また、浦上三番崩れの没収品のほかにも、禁教下に没収を免れたマリア観音像が存在することに注目し、その記録を確認する。そして、いわゆる「マリア観音」、すなわち中国から伝来した外見上は観音像である白磁製の像が、どのようにして潜伏キリシタンの手に渡り、「ハンタマルヤ」として崇敬の対象となったのかについて考察したい。

1. キリシタン摘発事件と異仏没収——東京国立博物館所蔵のマリア観音像

東京国立博物館の『東京国立博物館図版目録 キリシタン関係遺品篇』には、白磁製マリア観音像37体と白磁製マリア観音像断片2点、そしてマリア観音像等破片付札3点が挙げられている。東京国立博物館所蔵のキリシタン関係遺品は、1856(安政3)年の浦上三番崩れや1867(慶応3)年の浦上四番崩れで浦上村のキリシタンたちが検挙された際に、長崎奉行所が没収し、保管していたものである。すでに述べたように、これらの没収品のうち白磁像のみが「マリア観音」という名称をもち、その他の陶製、青磁製、土製などの像は「観音菩薩立像」や「観音菩薩坐像」とされ、区別されている。

田北耕也氏は『昭和時代の潜伏キリシタン』(1954年)において、潜伏キリシタンを(1)「納戸神を中心とする平戸・生月地方」と、(2)「日繰帳を中心とする長崎・黒崎地方と五島地方」の二つに分けている⁵。このうち、マリア観音像は、後者の地方に伝わるものである。片岡弥吉氏は『かくれキリシタン——歴史と民俗』(1967年)の中で、「マリア観音」について、「これらの観音像は多くシナ焼きで、純粹の仏像として日本に渡来したものが、潜伏時代のキリシタンたちに、サンタ・マリアとして祭られたものであった。[……]観音像すなわちマリア観音なのではなく、サンタ・マリアのイメージを求めて禁制時代の潜伏キリシタン、或はこんにちのかくれキリシタンたちが祭っていたという由緒があって始めてマリア観音たり得る」としている⁶。

ところで、「マリア観音」という呼称は、潜伏キリシタンが用いていた言葉ではなく、後世の研究者たちが呼び表したものである。「マリア観音」という呼称については、キリシタン遺品研究の先覚者である永山時英氏が『切支丹史料集』(1927年)の中で、東京帝室博物館所蔵の像を「マリア観音」と書いたのが最初であろうと言われている⁷。永山氏は先の『対外史料美術大観』(1918年)においては、「白磁観音」とのみ書いていることから、このあいだに呼称が変化し、

これがその後定着したものと考えられている。

それでは、潜伏キリシタンたちは、外見上は観音像であるこれらの白磁製の像をどのように称していたのであろうか。浦上三番崩れについて、長崎奉行所が作成した記録『異宗一件』には、潜伏キリシタンたちが先祖代々受け継いできた「ハンタマルヤ」と称する白焼の仏を所持し、それを信仰していたと記されている⁸。このうち、当時の浦上村潜伏キリシタンの指導者であった吉蔵の口述には、「先祖共より持伝信仰いたし来候ハンタマルヤと申す白焼仏立像一体」とある(図1)。また吉蔵は、「アベマルヤ天ニマシマスと申経文相唱」と述べている。さらに、「世界の諸物其恩愛を不受して成育いたし候もの無之、右故信心いたし候ものは現世にて田畑作物出来方宜敷、其外諸事仕合能、諸願成就、福徳延命、来世は親妻子兄弟一同パライソ江再生いたし無限歡樂を得候承伝右様恵深き事故一途にハンタマルヤを念し」とある。すなわち、「ハンタマルヤ」の恩愛によって、すべてのものが生成されているのであり、これを信仰する者は現世でも来世でも利益を与えられるという。また、同じく浦上村の龍平も、「先祖共より持伝信仰いたし来候由の白焼ハンタマルヤ座像二体」を所持すると答えている。

この摘発事件で多くの白磁製の観音像が発見されたが、「切支丹が盛んであった土地がらなので、このような仏が残っているのを先祖が隠しておいたのであろう」という村人の申し立てが認められ、また、



(図1)『異宗一件』、1860(萬延元)年、長崎歴史文化博物館所蔵

絵踏も年々行い、先祖の年忌や弔いなども変わったところはないという理由で、像没収の上、1860(萬延元)年までには皆釈放となった。キリシタンが所持していたこれらの像は、臨濟宗春徳寺の僧侶・禎禪と曹洞宗皓台寺の僧侶・廓菴によって鑑定が行われた。その結果、「ハンタマルヤ、イナッショと申唱候仏は観音の像」と判断され、「邪宗仏(キリシタンの仏)」とは認められず、「異仏(異様の品)」として処理された。報告書には、「宗名は異宗と申伝え、本尊はハンタマルヤと申す」とある。現在、東京国立博物館に所蔵されているマリア観音像37体は、この際に没収されたものであり、「安政3年長崎奉行所に収納」と記録されている。

また、先に見た浦上村中野郷吉蔵の口述には、「アベマルヤ天ニマシマスと申経文相唱」とあった。これにより、キリシタンのあいだで聖母マリアを讃える天使祝詞が伝えられてきたことがわかる。さらに、彼らはキリストの降誕や受難、そして復活について伝え、指導者である惣頭の日練りによって、それらの祝日を祝っていたという。1865(慶応元)年に浦上村で最初に発見された「天地始之事」と題される写本には、「マルヤ」についての物語が記されている⁹。その内容は、天地創造、人間の墮落に関する旧約聖書と、イエスの誕生、聖母マリアの生涯、そして世界終末と審判にいたる新約聖書をつないだキリスト教の教本である。キリシタンのあいだで書き写されて流布していたというこの写本は、五島や長崎でも発見されている。そして、この中の「さんた丸屋御かん難の事」というくだりでは、「丸や」について次のように記されている。るそん¹⁰の国に「丸や」という娘がおり、一生純潔の誓いをたてるが、彼女を見染めたるそんの国の帝王により、妻となることを強制される。王は財宝のかぎりを示すが、「丸や」はこの世の宝は無意味だと言って、これを拒む。そして「丸や」は6月であるのに雪を降らせ、王のもとから逃れて畑の麦の中に身を隠し、やがて天から迎えの花車があった。その後、地上にもどった「丸や」に受胎告知がある。この「丸や」話には、『黄金伝説』で語られる様々な聖女伝が混在している。

そして、長い潜伏期を経て、キリシタンたちが再び西欧から日本にもたらされた聖母マリアの像にまみえる日が来た。開国後の1865(元治2)年、プティジャン神父によって建立された長崎の大浦天主堂の祝別式が行われた一カ月後、浦上村の12名から15名ほどの老幼男女が天主堂を訪れ、一人の女性が神父に尋ねた。「サンタ・マリアの御像はどこ」と。彼女は聖母マリアの像を見て、「ほんとうにサンタ・マリアさまだ。御子ジェス様を抱いていらっしゃる」と言った。今日「信徒発見」として伝わる潜伏キリシタンの存在が顕わになった瞬間である。この出来事について、浦川和二郎氏は『切支丹の復活』(1927年)において、ローカニユ神父の書簡を引用している。そこには、「浦上の信者たちは聖母マリアの聖像を心から尊敬して、善かサンタ・マリア様と呼んでいる」と記されている¹¹。

現在、東京国立博物館に所蔵されている白磁製のマリア観音像は、禁教下にキリシタンたちが「ハンタマルヤ」と呼び、祈りの生活と共に先祖代々受け継いできたものであった。キリシタンが用いた「ハンタマルヤ」という名は、宣教師によって伝えられた「サンタ・マリア(聖母マリア)」の呼称に由来するものである。そして、開国後に再び西欧からもたらされた聖母マリアの像を前にしたキリシタンたちは、これを「善かサンタ・マリア様」と呼び、禁教下に彼らが信仰のために用いた白磁製の観音像と同じ「マルヤ(マリア)」の名で尊んだ。

マリア観音を「異仏」として没収された浦上村のほかにも、「マルヤ」と呼ばれる白磁製の観音像が伝わる地域があり、それぞれの呼称が伝わっている。たとえば、筑後今村地方(現在の福岡県三井郡大刀洗町)のキリシタンは、マリア観音を「マルヤ仏」と称し、取り調べ記録には漢字で「丸野仏」と記されている¹²。そこで次節では、浦上三番崩れの際に「異仏」として没収され、現在東京国立博物館に所蔵されているマリア観音像のほかにも「マルヤ」として伝わる白磁製の観音像が存在することに注目し、禁教下に没収を免れたマリア観音像についての記録を確認したい。

2. 禁教下に没収を免れたマリア観音像

西村貞氏による『南蛮美術』(1958年)は、『日本初期洋画の研究』(1945年)と並び、キリシタン美術の研究を推し進めた大著である。その中で、「マリア観音」に関して、以下のような記述がある。

五島や生月島のはなれキリシタンが、いまもつたえる白磁のマリア観音像は大部分シナよりの輸入品で、日本製のマリア観音は例外なく近年の模造品とみてよい。またそれと並行して可なりおびただしい作品が、国内でも日本人の手で制作されたわけでもあるが、残念ながら、その大部分は亡び去ったものと考えて大過あるまい。¹³

このような見方について、当時キリシタン資料の模造品が多く出回っていたことがその背景にあると考えられる。実際、キリシタン資料をめぐることは、確証のない真偽を疑うものが流布していることはすでに述べたとおりである。日本が禁教政策を行っていたことは各地で知られており、このような特異な禁教政策が外国人コレクターの興味対象ともなっていたのである¹⁴。こうしたなか、潜伏キリシタンたちが信仰していた信仰物を模した外国人向けのお土産が数多く作られた。このようなお土産が作られたのは、外国人からの需要があったためであるが、実際、1874(明治7)年にキリシタン資料が一括して長崎県から教部省に引き渡されたのも、フランス人が購入希望したことを受けての措置であった¹⁵。さらに、稀少なキリシタン資料の原物が古物市場において高値で取り引きされていたことも、後世の「模造品」を生む要因となった。

こうした「模造品」が多く流布していることから、文献資料により裏がとれない場合、マリア観音像を絶対的な真正資料として扱うのには慎重になる必要がある。資料の裏付けをめぐることは、その資料の裏付けが先祖代々の言い伝え(口伝)でしかないもの、あるいは元来キリシタンで潜伏時代を過ごしてきた直系家族に伝わるものもあれば、親類や知人、

さらには古物商の手に渡ったものもあり、資料的裏付けを困難にしている実情がある¹⁶。西南学院大学博物館が所蔵するマリア観音像(図2)は、浦上村の潜伏キリシタンが没収を免れて所持していたものであり、長崎バプテスト教会に寄贈されたことに由来する。その寄贈主は、代々浦上村でキリシタンであった家である¹⁷。また、作例も東京国立博物館所蔵のマリア観音像と一致することから、極めて確実性が高いキリシタン資料であると言ってよい。

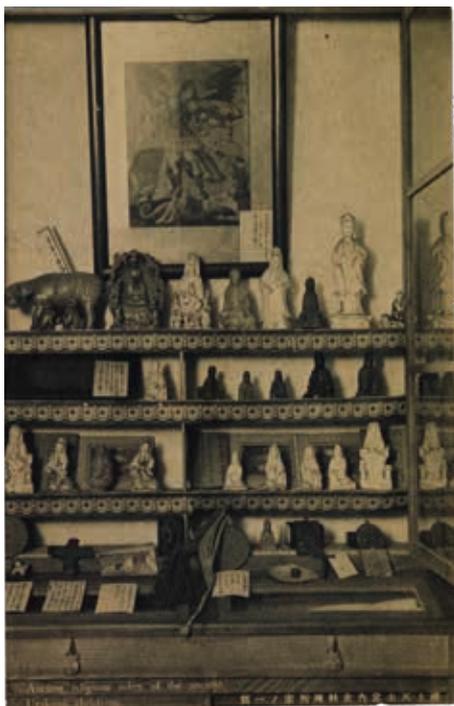
このように、禁教下に没収を免れ、信者によって伝えられてきたマリア観音像が存在することは、文献資料によって確認することができる。田北耕也氏は『昭和時代の潜伏キリシタン』(1954年)において、長崎・黒崎地方に伝わるマリア観音像について記している。これによると、原爆の時まで浦上天主堂に所蔵してあった多数のマリア観音像は善長谷から発見されたもので、高島からも数個出た事があり、東嶺山では本書に掲載されている写真のマリア観音像が1931(昭和6)年に現存していたという¹⁸。長崎市の南方、野母半島の中央に善長谷——「ゼンチョ」とはラテン語のgentilis(異教徒)に由来する——という部落があったが、幕末にここで宣教師が再布教を行い、1883(明治16)年頃に全部落一致してカトリックの洗礼を受けている¹⁹。1918(大正7)年、この部落の一軒の家の屋根のふきかえが行われた際に、天井裏からマリア観音十数個や公教要理のブ



(図2)〈マリア観音像〉、17世紀、西南学院大学博物館所蔵

ティジャン版などが発見された²⁰。かつて浦上天主堂に所蔵してあったマリア観音像は再布教期にカトリックの洗礼を受けた信徒に伝わっていたものと見られ、「御像」の多くは、今はマリア観音ではなく、金属製のキリストやマリアの像、またはその画像、ロザリオやその破片であるという²¹。ここで田北氏が記している「原爆の時まで浦上天主堂に所蔵してあった多数のマリア観音像」について、当時の浦上天主堂の史料陳列室の様子を伝える写真が残っている(図3)。ここには、白磁製と見られるマリア観音像数体が確認できる。

また、『キリシタンの美術』(1961年)においても、善長谷の信者宅から発見された旧浦上天主堂所蔵のマリア観音像について記されている。これらについて、「実際に信者の家に匿され、かつマリア像に見立てて崇敬されていた事実があきらかに証せられる品である」²²とされている。外見上は観音像であるこれらの像が、どのようにして潜伏キリシタンの手に渡り、「ハンタマルヤ」として崇敬の対象となったのであろうか。次節では、白磁製観音像の製造と伝播について見ていきたい。



(図3)『絵葉書・浦上天主堂内史料陳列室ノ一部』、長崎歴史文化博物館所蔵

3. 白磁製観音像の製造と伝播

東京国立博物館所蔵の白磁製観音像は、いずれも17世紀、明から清にかけて、中国・福建省南部に位置する徳化窯で製造されたものであると記録されている²³。徳化窯は中国有数の窯業地として隆盛し、一般的に17-18世紀がその最盛期とみなされている。徳化窯産の白磁は素地のガラス化の度合いが高く、光沢や潤いのある質感を呈すという特徴をもつことから、ヨーロッパでは「ブラン・ド・シーヌ(Blanc de Chine, 中国白)」と称され、国内外で高い評価を受けた。徳化窯は特に磁器像の製造で知られており、『天工開物』(1637年／崇禎10年)には、「徳化窯、惟以焼造瓷仙精巧人物玩器(徳化窯はただ仙人や精巧な人物像などの賞玩具を焼造している)」と記されている²⁴。

また、徳化窯と並び、白磁製観音像の制作地であった可能性が指摘されているのが中国・江西省景德鎮窯である。18世紀はじめに布教のために景德鎮を訪れたイエズス会士ダントコール神父は、景德鎮窯の様子を記録している。『中国陶瓷見聞録』として刊行されている本書は、1712年の第一書簡と1722年の第二書簡から成り、ここにおいてダントコールは、当時、景德鎮では観音像が多く制作されていたと記している²⁵。現在、国内にある白磁製観音像のうち、景德鎮で焼かれたものとはっきりと分かっているものはないが、制作地については慎重に見定めていく必要があるだろう²⁶。

さらに、中国・徳化窯産とみなされている白磁像の中には国内産の三川内焼が含まれている可能性がある。東京国立博物館所蔵の没収品の中には、三川内焼だとする付属書簡——ただし付属書簡は伝存せず——を伴っていたという白磁像も存在する²⁷。江戸時代、現在の長崎県佐世保市で生産された三川内焼(平戸焼)は、良質な陶石に恵まれたことにより、徳化窯同様、白磁が非常に美しく、細工物を得意としていたことで知られている²⁸。

これらの白磁製観音像は、どのようにして潜伏キリシタンの手に渡ったのであろうか。まず、白磁製

観音像の生産地の中心であった徳化窯がキリシタンからの注文を受けた可能性についてであるが、今日明らかに日本からの注文品であると認められる徳化窯磁器は知られていない²⁹。さらに景德鎮窯磁器については、江戸時代に日本からの注文で作られた古染付などの磁器の一群が伝世しているものの、その注文主は、江戸時代初頭では大名茶人である小堀遠州周辺の人物と考えられており、江戸後期でも大寺の高僧や富農、豪商が中心である³⁰。一方、浦上村の潜伏キリシタンたちは、指導者であった吉蔵ですら石高が一石にも満たない農民であり、市場規模が小さく経済力もなかった潜伏キリシタンが白磁製観音像を注文できた可能性は低いと考えられている³¹。

他方、中国で作られた白磁製観音像が聖母マリアの像として潜伏キリシタンたちの手に渡った可能性は考えられないだろうか。若桑みどり氏は『聖母像の到来』(2008年)において、先述の浦川和二郎氏の『切支丹の復活』(1927年)でキリシタンたちが、開国後に宣教師が再び日本にもたらした聖母マリアの像を「善かサンタ・マリア様」と呼んでいたという記述に注目している。そして、「キリシタンたちは、いわゆるマリア観音像を観音とは思っていなかったのではないか」として、「キリシタンたちが観音をマリアに見立てて拜んだ」という従来の見方に対して疑問を呈している。さらに、今日「マリア観音」と言われている像は、「東アジア型聖母像」、すなわち「日本および中国のキリスト教徒が創造した、独自の聖母マリア像である」と説き、「キリシタンたちは、仏教の像にマリアを見立てて拜んだのではなく、この像そのものをマリアとして崇敬したのである」と述べている。

若桑氏は、16世紀後半にはじまるキリスト教の中国布教において、西欧の聖母マリア像が、意識的にアジア化された可能性がある」と指摘する³²。中国に渡ったイエズス会士マテオ・リッチは神宗皇帝と皇太后に聖母像を献上した。この絵はローマのサンタ・マリア・マッジョーレ聖堂にある「聖ルカの聖母」の写しであったと言われており、北京宣武門の内に建てられた天主堂に祀られていたことが知られ

ている。現在、シカゴのフィールド美術館に所蔵されている《中国風聖母子》(図4)は、ヴェールをまとった聖母、書物を持って右手で祝福を与えるイエスなど「聖ルカの聖母」と同型であるが、衣服や子どもの髪型などが中国風になっている。1910年に中国・西安府で本図を発見したラウファーは、これがリッチの監修によって中国化された聖母マリア像であると指摘している³³。若桑氏はこの絵を挙げ、「ここにおいて、すでに中国における聖ルカの聖母の明らかな東洋化が起こっている」とし、さらにこの絵が、「日本に持ってこられた白磁の観音像ときわめてよく似ている」と指摘する。そして、「このことが偶然でないとするれば、リッチは中国の観音に似せて東洋の聖母を描かせたのである」と述べている。

また、中国における白磁製観音像の製造と伝播について、「福建省はキリスト教宣教師やキリスト教徒の往来が多く、窯元がみずから、マカオ、フィリピン、日本のキリスト教徒のために、輸出品として、十字架やロザリオのついた白磁の像を製造した可能性もある」と指摘している。以上のことから、若桑氏は「1614年に禁教下に入った後、日本の信者が、明末期において、リッチの影響下に制作された東洋風の衣装と子どもを抱いた聖母像を、唐船によって輸入したという可能性は否定できない」とする³⁴。



(図4)《中国風聖母子》、明代末期
シカゴ、フィールド美術館所蔵

江戸幕府の禁教政策下において表立って信仰することが許されなかった潜伏キリシタンたちが、みづから信仰物にキリスト教的意匠を含むものを注文して作らせたとは考えにくい。しかし、中国で制作され、すでに聖母マリアのイメージと結びついていた白磁製観音像を、潜伏キリシタンたちが「観音」としてではなく、「ハンタマルヤ」として受容し、密かにそれを信仰の拠りどころとしたと考えることはできるだろう。そこで、潜伏キリシタンの手に渡った白磁製観音像が、マリアに見立てられた「観音」=「マリアの代替」ではなく、「ハンタマルヤ」=「マリアそのもの」であったという見通しのもと、考察を行いたい。

4. ブラン・ド・シーヌの観音像——聖母マリアと観音のあわいで——

17-18世紀にかけて中国・徳化窯で製造された白磁は、国内外で流通し、ヨーロッパでは「ブラン・ド・シーヌ(Blanc de Chine, 中国白)」と称された。ブラン・ド・シーヌの白磁製の像は、今日アメリカやヨーロッパ各地の美術館、博物館で所蔵されている。海外に輸出されたブラン・ド・シーヌをめぐる研究——Donnelly, P. J. *Blanc de Chine: the porcelain of Têhua in Fukien*, Faber, London, 1969——によって広く紹介された。本書において、ドネリーはブラン・ド・シーヌの白磁製観音像の中に、その数は多くないものの、キリスト教の影響が見られる像が存在することについて言及し、17-18世紀にかけて制作された4点の像を紹介している³⁵。ドネリーは、そこに見られるキリスト教の影響は、「カルヴァン派の影響下にあった17世紀オランダではなく、明らかにポルトガルあるいはイエズス会のものである」と指摘している³⁶。当時、ポルトガルは中国においてはオランダにその地位を取って代わられたが、マカオでは地盤を保持していた。こうしたなか、1675年から1725年に制作されたとされる聖母子像(図5)は、特に聖母と幼児の像における巻き髪表現が注目される³⁷。ここでは、通

常、本や水瓶が置かれる位置に、巻き髪の聖ヨハネの像が見られる。他方、聖母子の左右に配された従者の像は、中国人風の容貌で表現されており、この像において中国と西洋の要素が混在していることがわかる。

このように左右に従者を伴い、玉座に座る観音像は、1655年に制作された17世紀オランダを代表する地図製作者ブラウによる中国・雲南省の地図——*Novus Atlas Sinensis 1655*——の周辺部の挿絵に描かれている(図6)³⁸。ここでは、玉座の左右に水瓶と鳥が配されており、とりわけ従者の一人が衣や髪型の表現において西洋人風の容貌で描かれていることが注目されよう。2002年の展覧会図録に収録されている17世紀前半から中頃の制作とされるブラン・ド・シーヌの白磁製観音像(図7)は、この図に近い作例として紹介されている³⁹。これと同型の観音像は日本にも多く伝来しており、東京国立博物館所蔵の浦上三番崩れの没収品にも20点含まれている。そして、これらの像のいくつかは、西洋人風の容貌で描かれた従者や水瓶のモチーフ——洗礼との関係からキリスト教の図像からの影響が窺われる——を含んでいるのである(図8-9)。



(図5)《聖母子像》、1675-1725年



(図6) ブラウ、中国・雲南省地図(部分)、1655年



(図7)《観音像》、17世紀前半中頃、リッチモンド、バージニア美術館所蔵



(図8)《マリア観音像》、17世紀、東京国立博物館所蔵



(図9)《マリア観音像》、17世紀、東京国立博物館所蔵

さらに、ゴデンによる研究——Godden, G. A. *Oriental Export Market Porcelain, and its influence on European wares*, Granada, London, 1979——では、18世紀初頭のイギリス東インド会社(The East India Company)の販売記録からブラン・ド・シーヌの国外への流通の実体が明らかにされている⁴⁰。ここで注目すべき点は、イギリス東インド会社の販売記録に、日本の潜伏キリシタンが用いたのと同じ、Sancta Mariaという言葉がしばしば記載されていることである(図10)⁴¹。先に見た像のように、ヨーロッ

パの聖母子像の影響が窺われる作例は一部例外的に存在するものの、当時ヨーロッパに輸出された白磁の観音像の多くは、日本のキリシタンたちが所持していたものと同じ型、すなわち観音が子どもを抱く、典型的な観音像であった。そして、これらがイギリス東インド会社の販売記録においては、Sancta Mariaと記載され、国外に輸出されていたのである。これについて、ゴデンは「これらは西欧に輸出され、販売される際に、西欧の人々の関心に適応して、西欧の名前を与えられたと考えられる」としている⁴²。

| | | |
|-----|----------------------|-----------------|
| 4 | Sancta Marias, white | 1s6d |
| 6 | Small white women | 3d |
| 4 | White cocks | 1s6d |
| 4 | White josses | 1s0d |
| 4 | Birds with rocks | 9d |
| 2 | White griffins | 5s0d |
| 2 | Horsemen | 4s0d |
| 4 | Small lyons | 6d |
| 6 | White chocolate cups | 4d |
| 243 | Toys | $\frac{1}{2}$ d |

(図10)1706年4月、イギリス東インド会社販売記録

しかし、ここで聖母像の名称として英語圏において一般的であるThe Virgin and Childではなく、宣教師が用いていたポルトガル語のSancta Mariaという表現が用いられている点は重要であり、これらの像と宣教師との関係が窺われる。

このように宣教師の影響が窺われる観音像をめぐっては、ブルーメンフィールドによって、フィリピンの市場向けに輸出されたものとして、17世紀後半に中国・徳化窯で制作されたとされる白磁の観音像(図11)が紹介されている——Blumenfield, Robert H. *Blanc de Chine: the great porcelain of Dehua*, Ten Speed Press, California, 2002——⁴³。ここでは、中国とフィリピンのあいだの貿易が注目されている。16世紀、中国の通貨の主な原料は銀であったが、当時、国内で供給できる銀が枯渇していた。こうしたなか、イSPANアメリカの銀を運ぶ船が、メキシコのアカプルコからフィリピンのマニラに來航していたことから、フィリピンと中国の貿易が行われた。フィリピンでは中国・徳化窯で製造された磁器が数多く出土している。

一方、1593(文禄2)年以降には、日本と呂宋のあいだで渡航制度が成立している。日本から呂宋への渡航は許可状の携行が必要であったが、その許可状を発給する役割を担っていたのは宣教師であった。呂宋では日本から來航する侵寇船が問題となり、日



(図11)《観音像》、17世紀後半

本人の処遇は宣教師の紹介状を携行しているか否かで明暗を分けていたという⁴⁴。1597(慶長2)年に日本のセミノリオで制作された銅版画《セビリアの聖母》を含む2点の聖像画がマニラの修道院に伝わっており、開国後にマニラに立ち寄ったプティジャン神父によって発見されている。なお、この銅版画の木版による模刻が、中国でマテオ・リッチによって推薦されたキリスト教関係の図像が掲載された『程氏墨苑』(1604年/万曆32年)に収録されている。

中国・徳化窯で製造された白磁が「サンクタ・マリア」として潜伏キリシタンの手に渡ったとすれば、アジアにおける宣教師の活動の重要な拠点の一つであったフィリピン・マニラを経由して、日本にもたらされた可能性が考えられるのではないだろうか。当時、フィリピンにおいては、中国・徳化窯で製造された白磁の観音像がSancta Mariaとして流通しており、その中には先に見た聖母像(図11)のようにキリスト教の聖母子像に近い作例もあった。恐らく、このような像は禁教下の日本では取締りの対象となる危険があることから、潜伏キリシタンの手に渡ることはなかったと思われる。一方、一般的な白磁の観音像の場合、外見上は「観音像」であることから、取締りの対象となるのを免れたのではないだろうか。しかし、本論で指摘したように、一見するとキリスト教的要素を含まないようであるこれらの像に

も、西洋人風の容貌で描かれた従者や水瓶のモチーフといった、宣教師がもたらしたキリスト教の図像との関係が窺われるものが含まれるのであった。そして、潜伏キリシタンたちが、これらの像を「観音」ではなく、「ハンタマルヤ」と呼んで受け継いできたことは、外見上は「観音」であるこれらの像が、彼らの「サンクタ・マリア」にほかならないことを証している。

おわりに

東京国立博物館所蔵のキリシタン関係遺品のマリア観音像は、1856(安政3)年の浦上三番崩れの際に、浦上村のキリシタンたちが所有していたものを長崎奉行所が没収したものであった。これらの像はのちの時代に研究者によって「マリア観音」という呼ばれることとなるが、これらを所持していたキリシタンたちは「ハンタマルヤ」と呼び、信仰生活の中で先祖代々受け継いできた。そして、開国後に再び西欧からもたらされた聖母マリアの像を前にしたキリシタンたちは、これを「善かサンタ・マリア様」と呼び、禁教下に彼らが信仰のために用いた像と同じ「マルヤ(マリア)」の名で尊んだ。

東京国立博物館所蔵の白磁製観音像は、中国有数の窯業地として隆盛した中国・福建省南部に位置する徳化窯で、17世紀に製造されたものであると記録されている。徳化窯産の白磁は「ブラン・ド・シーヌ(Blanc de Chine, 中国白)」と呼ばれ、国内外で高い評価を受けていた。これらの白磁製観音像をめぐるのは、一般に禁教下にキリシタンたちが、表面上仏教徒を装うために信仰したものであり、仏教の観音像に聖母マリアを見立てて拝んだものと考えられてきた。しかし近年の研究では、こうした従来の見方が見直され、中国から日本にもたらされた観音像は、聖母マリアとしてキリシタンたちの手に渡っていた可能性が指摘されていた。

こうした近年の研究をふまえ、本論では中国から国外に輸出されたブラン・ド・シーヌの白磁製観音像に注目し、これらの中にはヨーロッパの聖母子像

に近い作例も含まれていることを確認した。さらに、イギリス東インド会社の販売記録には、しばしば日本の潜伏キリシタンが用いていたのと同じSancta Mariaという言葉が記載されていた。中国において、恐らく宣教師の影響のもと、こうしたキリスト教的要素を含む観音像が作られており、これらはSancta Mariaとして流通していた。そして、これらの白磁製観音像のうち、外見上は「観音像」であり、取締りの対象となるのを免れたものが、当時アジアにおける宣教師の活動の重要な拠点の一つであったフィリピン・マニラを経由して、キリシタンたちの手に渡り、「ハンタマルヤ」として受け継がれてきた可能性があると考えられる。

註

- 1 本論では、マリア観音の概念について表す場合は「マリア観音」とし、作品または作品群を示す場合は「マリア観音像」と表記する。
- 2 安高啓明「キリシタン資料の真偽性」『海路——海港都市の発展とキリスト教受容のかたち——』展覧会カタログ、西南学院大学博物館、2014年所収。
- 3 信者の大量摘発事件を「崩れ」と呼ぶ。浦上村では、1790(寛政2)年に浦上一番崩れ、1842(天保13)年に浦上二番崩れ、1856(安政3)年に浦上三番崩れが起こり、明治に入って1867(慶応3)年に浦上四番崩れが起こった。
- 4 『東京国立博物館図版目録 キリシタン関係遺品篇』東京国立博物館、2001年。
- 5 田北耕也『昭和時代の潜伏キリシタン』日本学術振興会、1954年、7-9頁。
- 6 片岡弥吉『かくれキリシタン——歴史と民俗』NHKブックス、1967年、243-244頁。
- 7 越中哲也『長崎文化考 其の一』長崎純心大学博物館研究第七輯、1999年、8頁。
- 8 片岡弥吉「浦上異宗徒一件」、谷川健一編『日本庶民生活史料集成 第十八巻 民間宗教』三一書房、1972年所収。
- 9 田北、前掲書、76-163頁。
- 10 呂宋国(フィリピン)とキリシタンとの関係を示す史料として、「ろそんのおらしょ」がキリシタンのあいだに伝承されている(上掲書、122頁)。
- 11 浦川和三郎『切支丹の復活(前篇)』日本カトリック刊行会、1927年、236頁。
- 12 竹村覚『キリシタン遺物の研究』開文社、1964年、104頁。
- 13 西村貞『南蛮美術』講談社、1958年、15頁。
- 14 安高、前掲書、52頁。
- 15 安高啓明『歴史のなかのミュージアム——驚異の部屋から大学博物館まで』昭和堂、2014年、94-98頁。
- 16 東京国立博物館所蔵のマリア観音像と同じ作例のものであれば、順じて扱うこともできるが、何より当時の口書が重要である。したがって、マリア観音を博物館資料として扱う上では、文献資料や美術史、

- 民俗学的調査により、確証が得られないマリア観音像については、「伝」を付けるのが最も適切な処置である(安高啓明「キリシタン資料の真偽性」西南学院大学博物館、前掲書、50-52頁)。
- 17 上掲書、52頁。
- 18 田北、前掲書、65頁。
- 19 上掲書、10頁。
- 20 前掲書、10頁。
- 21 前掲書、65-66頁。
- 22 内山善一ほか『キリシタンの美術』宝文館、1961年、185頁。
- 23 東京国立博物館、前掲書、167-171頁。
- 24 『仏像 中国・日本——中国彫刻2000年と日本・北魏仏から遣唐使そしてマリア観音へ』展覧会カタログ、大阪市立美術館、2019年、199頁。
- 25 ダントコール『中国陶瓷見聞録』小林太一郎訳注、平凡社、1979年、242-243頁。
- 26 景德鎮窯の白磁は、うっすらと青みを帯びた透明感のある「青白磁(影青・インチン)」で知られる。マリア観音の造形的特徴による分類を行い、様式の変遷を調査・研究している原千夏氏(東京藝術大学大学院美術研究科)は、「東京国立博物館所蔵のものについても、中国・徳化窯以外の生産地の可能性も含めて再調査を行う必要がある」と指摘している。
- 27 本像(目録記載番号C624)は徳化窯産として記録されているが、付属書簡の記録中に「肥前三河地(ママ)焼右所持商人今村屋忠右衛門」との記載がある(東京国立博物館、前掲書、170頁)。
- 28 大阪市立美術館、前掲書、199頁。
- 29 上掲書、200頁。
- 30 前掲書、200頁。
- 31 前掲書、200頁。
- 32 若桑みどり『聖母像の到来』青土社、2008年、366-370頁。
- 33 Laufer, Berthold. 'The Chinese Madonna in the Field Museum', Walravens, Hartmut. ed., *Kleinere Schriften von Berthold Laufer. Teil 2, Publikationen aus der Zeit von 1911 bis 1925*, Sinologica Coloniensia, Bd. 7, Franz Steiner Verlag, Wiesbaden, 1979, S. 393-400.
- 34 若桑、前掲書、369-370頁。
- 35 Donnelly, P. J. *Blanc de Chine : the porcelain of Têhua in Fukien*, Faber, London, 1969, pp. 194-198.
- 36 *ibid.*, p. 196.
- 37 ドネリーはこれらを「ゴシック様式の髪型」と称している(*ibid.*, p. 196)。
- 38 Ayers, John. "Blanc-de-Chine: Some Reflections." *Transactions of the Oriental Ceramic Society 1986-87*, 1986, p. 29.
- 39 Ayers, John. *Blanc de Chine: Devine Images in Porcelain*, China Institute Gallery, New York, 2002, p. 99.
- 40 Godden, G. A. *Oriental Export Market Porcelain and its influence on European wares*, Granada, London, 1979.
- 41 *ibid.*, pp. 257-280.
- 42 *ibid.*, p. 261.
- 43 Blumenfield, Robert H. *Blanc de Chine: the great porcelain of Dehua*, Ten Speed Press, California, 2002, p. 180.
- 44 清水有子「呂宋貿易におけるキリシタン宣教師の役割」『研究キリシタン学』13号、キリシタン学研究会、2011年、1-30頁。

[挿図出典]

- (図1)岡部駿河守(長崎奉行)成『異宗一件』、国指定重要文化財、1860(萬延元)年、長崎歴史文化博物館所蔵(長崎歴史文化博物館より提供)。
- (図2)《マリア観音像》、17世紀、西南学院大学博物館所蔵。
- (図3)『絵葉書・浦上天主堂内史料陳列室ノ一部』、長崎歴史文化博物館所蔵(長崎歴史文化博物館より提供)。
- (図4)《中国風聖母子》、明代末期、シカゴ、フィールド美術館所蔵(フィールド美術館ホームページ)。
- (図5)《聖母子像》(1675-1725年)(Donnelly, P. J. *Blanc de Chine : the porcelain of Têhua in Fukien*, Faber, London, 1969, Plate 122C)。
- (図6)ブラウ、中国・雲南省地図(部分)、1655年(Blaeu, Joan. *Novus Atlas Sinensis 1655 : Faksimiles nach der Prachtausgabe der Herzog August Bibliothek Wolfenbüttel*, Müller und Schindler, Stuttgart, 1974)。
- (図7)《観音像》、17世紀前半-中頃、リッチモンド、バージニア美術館所蔵(Ayers, John. *Blanc de Chine: Devine Images in Porcelain*, China Institute Gallery, New York, 2002, p. 99)。
- (図8)《マリア観音像》(C612)、国指定重要文化財、17世紀、徳化窯、長崎奉行所旧蔵品、東京国立博物館所蔵(Image: TNM Image Archives)。
- (図9)《マリア観音像》(C602)、国指定重要文化財、17世紀、徳化窯、長崎奉行所旧蔵品、東京国立博物館所蔵(Image: TNM Image Archives)。
- (図10)1706年4月、イギリス東インド会社販売記録(Godden, G. A. *Oriental Export Market Porcelain and its influence on European wares*, Granada, London, 1979, p. 277)。
- (図11)《観音像》、17世紀後半(Blumenfield, Robert H. *Blanc de Chine: the great porcelain of Dehua*, Ten Speed Press, California, 2002, p. 180)。

考古学の先駆者としての吉田雀巢庵

—『尾張名古屋博物会目録』を通して

鬼束 芽依

1 はじめに

日本における考古学の始まりは、一般的にE・S・モース⁽¹⁾による大森貝塚の発掘だとされ、「近代科学としての日本考古学の出発にふさわしい」(大塚・戸沢・佐原編『日本考古学を学ぶ(1)』1988 有斐閣: 57頁)とされている。しかし、国学や本草学が盛行していた時代には、趣味や研究の1つとして石器や勾玉などの古器物を集め、研究・考察結果を論文として書き遺した人物が多数存在していた。そのような人物たちは、現代において考古学の先駆者として評価されており、研究も多くなされている⁽²⁾。江戸時代に考古学が学問的に成熟したわけではないが、学問の隆興と好古思想の流行から多くの学者が古い事柄を考える取り組みを行い、それらの人々はしばしば「好古家」と呼称される。具体的な好古家の例を挙げると、福岡藩の好古家として有名なのが青柳種信である⁽³⁾。彼の考古学的業績としてもっともよく知られているのがその著作『柳園古器略考』である。これは、1822(文政5)年に怡土郡三雲村⁽⁴⁾で偶然発見された、甕棺と同時に出土した銅剣・銅戈・鏡・銅矛・勾玉・管玉・ガラス璧について記録・考証したもので、その図版の正確さ⁽⁵⁾や考証の精緻さで高く評価されている。

そのような人物たちに個人的に興味を持ち、好古家として著名な伊藤圭介と彼が所属していた本草家グループ・嘗百社^{しょうひゃくしゃ}の活動を調べていた際、メンバーの1人である吉田雀巢庵^{じゃくそうあん}(以下雀巢庵とする)の活動に興味を持った。彼が主催し自宅で行っていた博物会には石器や古器物の出品が多い(磯野2001)という情報を手に入れ、幸いにも国立国会図

書館デジタルコレクション(<http://dl.ndl.go.jp/>)でその博物会の目録を閲覧することができた。雀巢庵は『虫譜』『貝譜』『魚譜』などの自然科学分野に関する名著を遺したことで名高いが、本稿では『尾張名古屋博物会目録』という史料を通して、雀巢庵を考古学の先駆者として再評価したい。

2 雀巢庵とその周辺

雀巢庵は、江戸時代後期の本草学者である。吉田高憲、通称平九郎(代々世襲)、幼名は世良太郎、字は字岳、号は雀巢庵また藪月と称した。1805(文化2)年、尾張藩士・吉田平九郎の長男として生まれ、父の没後馬廻組、のちに寄合組となり、禄は百石であった。住所は尾張広井三蔵であり、納屋橋南・堀川東岸にあった尾張藩の蔵の近くであった。広井三蔵は『尾張名所図会』(図1)からも分かるように人の行き来が盛んな場所であったと思われる。博物を好み、水谷豊文に師事して動植物を研究した。実際に彼の研究の拠り所は自然物であり、『虫譜』『魚譜』『介譜』『蜻蛉譜』をはじめとした自然物に関する名著を多く遺している。1859(安政6)年8月24日、当時流行したコレラに倒れ、54歳の若さで急逝した。墓所は雀巢庵が虫の霊を供養していたといわれる七寺^{ななつでら}⁽⁶⁾である。雀巢庵没翌年には同寺で雀巢庵追薦博物会が行われた。

彼が生きていた時代の尾張では、本草家たちが盛んに活動を行っていた。尾張本草学の名を高めたのは水谷豊文・伊藤圭介を中心とするグループ、嘗百社である。嘗百社は当初水谷豊文・石黒濟菴・伊藤瑞三・大窪太兵衛・大河内存真などが「七の日」に会合を開いていたものが、文政のころになると吉田雀

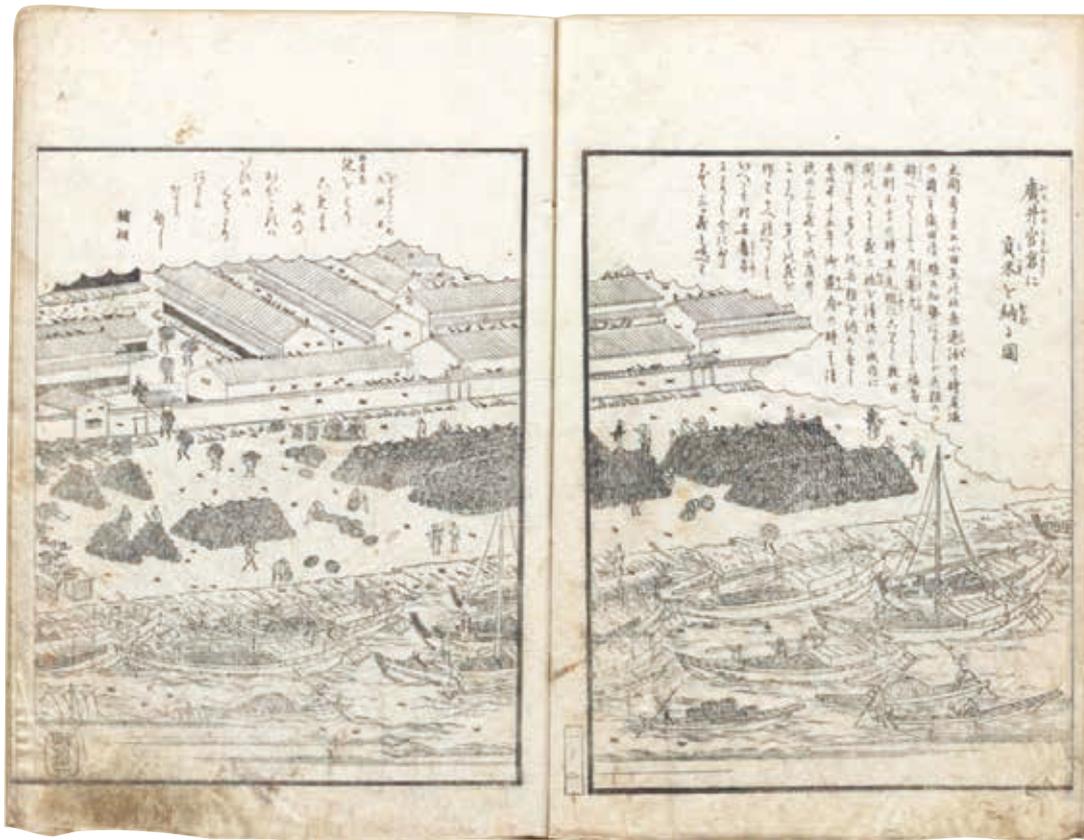


図1 『尾張名所図会』より広井三蔵の様子を描いたもの(愛知県図書館貴重本デジタルライブラリーより)

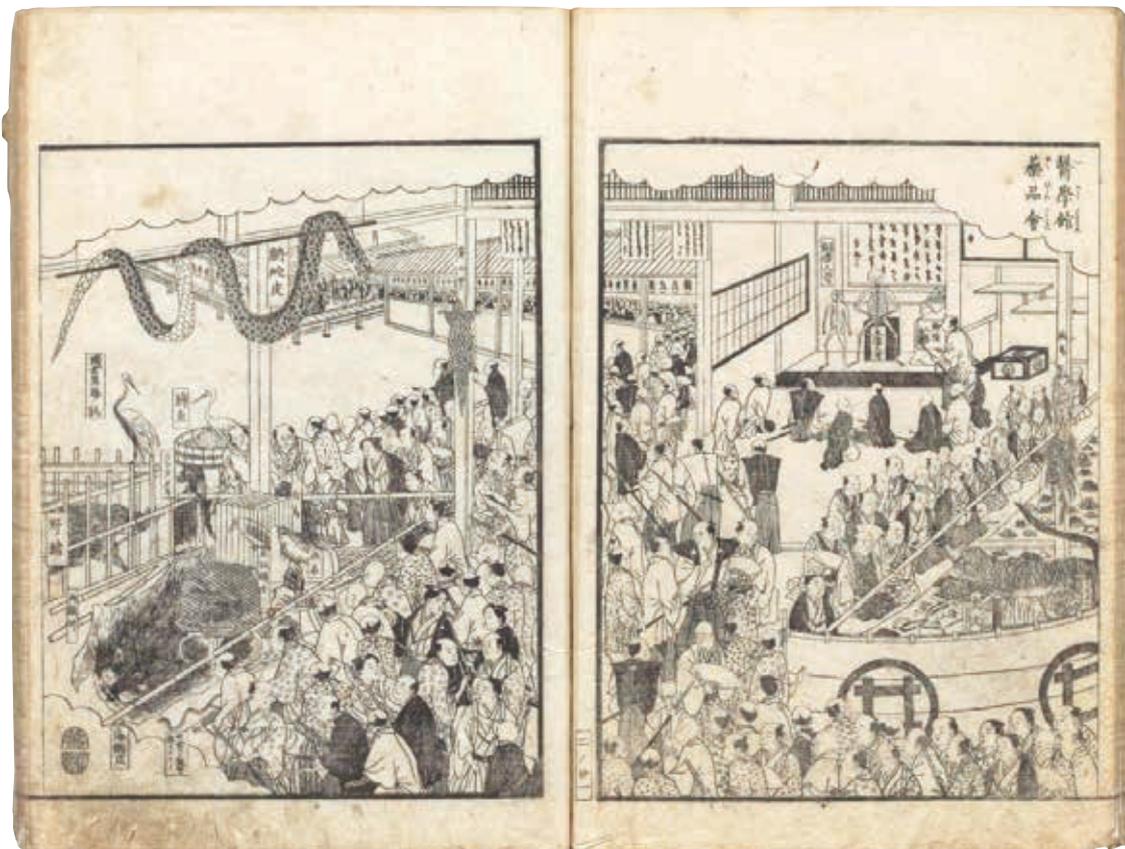


図2 『尾張名所図会』より「医学館薬品会」(愛知県図書館貴重本デジタルライブラリーより)

巢庵・大窪昌章・伊藤圭介・神谷三園らが加わり成立していったといわれる。嘗百社のなかでも伊藤圭介・水谷豊文・大河内存真らは、1826(文政9)年のシーボルトの江戸参府の際、熱田宿にて学術上の知識を交換した経験もあり(杉本勲『伊藤圭介』31頁人物叢書4 JapanKnowledge版⁽⁷⁾)、西洋の知識も取り込んでいたと考えられる。雀巢庵らが加わってからは本草会が行われるようになり、基本的に伊藤圭介の自宅や別邸で開催されていた。尾張では嘗百社の博物会以外に医学館というもう一つの学術グループが存在していた。医学館が開催した医学館薬品会は様々な土地からありとあらゆる珍しいモノを集め公開し、『尾張名所図会』にもその様子が描かれているほど(図2)大変多くの見物人で賑った。1833(天保4)年の医学館薬品会には嘗百社のメンバーから大河内存真・水谷義三郎・大窪舒三郎・吉田平九郎・伊藤圭介らが出品しており、双方の交流があったことがうかがえる。

3 雀巢庵博物会について

国立国会図書館蔵『尾張名古屋博物会目録』は、雀巢庵が個人的に開催した博物会「雀巢庵博物会」の目録である。1837(天保8)年から1859(安政6)年まで毎年1月25日に計20回⁽⁸⁾開催された。開催場所は彼の自宅で、1月25日を研究会、26日と27日を博物会として公開していた。出品された品は、舶来工芸品・薬草・鉱石・古器物・国札・書籍・動物・魚類・化石など多岐にわたった。なかでも、古器物は古瓦を主としてほぼ毎回出品されていた。なお、本稿における「古器物」とは、古瓦・勾玉・土器・石器・古鏡など近代的考古学の範疇で遺物と認められるものを指す。

1) 国立国会図書館蔵『尾張名古屋博物会目録』について

この目録は写本で、全5冊である。すべての冊子に「伊藤篤太郎記」と押印されている(図3)。1冊目は第一回～第三回、2冊目は第四回～第七回、3冊目は第八回～第十一回、4冊目は第十二回～第十四回、5冊目は第十五回～第二十回の目録が写されて

いる。基本的には、各回の目録と出品物の図または拓本(写しカ)が一組になって構成されているが、第一回博物会は目録の本文のみ、第十九回博物会は図のみで構成されている。図の順番は目録の順番と必ずしも一致していない。

同様の史料は、雀巢庵博物会の目録を写した国立国会図書館蔵の写本『博物会目録』⁽⁹⁾が現存しているが、この史料は第十八回から二十回までの内容を欠いている。雀巢庵の遺著遺物等は散逸しているため(吉川 1951: 32頁)『尾張名古屋博物会目録』および『博物会目録』の原本となる目録の詳細は現在のところ分かっていない。

2) 各回の概要

目録から読みとれる各回の概要について、以下にまとめる。なお、各回における総点数は目録に表記されている出品物の数であり、実際の出品数とは大幅に違っている可能性がある。

・第一回 天保8(1837)年

煙管・扇・簪・その他舶来工芸品を中心に計101点出品されている。それぞれ、中華・西洋・琉球・蝦夷・カラフトのものであることが品名の右上に明記されている。図は付属していない。

・第二回 天保9(1838)年

金物・小判・壺・古鏡・古瓦・不詳物・引札などを中心に計323点出品されている。製年や由来が品名の右上または隣に記されているものもある。図は計78点描かれており、小判や分金の図が12点、鏡の拓本を写したと思われる物が14点ある。勾玉・金環銀環の図も見られ、古器物への関心の高さがうかがえる。注目すべきは、銘帯連弧紋鏡と思われる図(図4)である。この図は原本の拓本を写したものと思われ、細部は書かれていない。しかし、角ばったゴシック体様の碑文・連弧紋などが佐賀県三津永田石蓋甕棺墓出土の銘帯連弧紋鏡(図5: 車崎編 2002: 56頁 図56-10)と類似している。同様の鏡は主に北部九州の甕棺から出土しており、最小の例で約5cm～最大でも約9cmと小さいことが特徴である。この図は約8.3cmの大きさと描かれているため、仮に原寸に近い大きさと書かれていた場合には大きさもほぼ



図3 『尾張名古屋博物館目録』第一巻表紙。「伊藤篤太郎記」の押印(右: 拡大図)がある。(国立国会図書館デジタルコレクションより)



図4 (左) 『尾張名古屋博物館目録』第一巻、第二回の図版より、銘帯連弧紋鏡の拓本を写し取ったと思われる図(S=1/2) (国立国会図書館デジタルコレクションより)

図5 (右) 佐賀県三津永田石蓋甕棺墓出土の漢鏡(S=1/2) (車崎正彦編『鏡』2002: 56頁, 図56-10)

一致する。

・第三回 天保10(1839)年

古杵⁽¹⁰⁾・勾玉壺⁽¹¹⁾・高麗狗・古経・人形など計175点が出品されている。中でも勾玉壺というものが有斐軒⁽¹²⁾から11点出品されている。勾玉壺とは、主として勾玉・管玉・白玉などを伴って出土した土器のことを指し、木内石亭『曲玉問答』にもその説明と図が記載されている。水谷は堀陶器という名称の品も出品していて、中には「江州野州郡三上山雌山ノ山石屋ヨリ出」と由来が書かれているものもあり興味深い。図は計37点あり、軒丸瓦の拓本や煙管などがみられる。

・第四回 天保11(1840)年

石英・ほか鉱物類・笛・根付・動植物・古瓦・人形など計227点が出品されている。石英など鉱物類が出品物の約半数を占めている。また、水谷義三郎が雑品として計49点出品している。図は計12点あり、鏡や刀銭のようなものがみられる。

・第五回 天保12(1841)年

化石・動植物・薬草・瓦など計199点出品されている。特に紫山堂は20点、水谷義三郎は21点、雀巢庵は27点、それぞれ化石・動物・貝や甲殻類など自然物を中心とした品を出品している。図においても、化石や動物の図が丁寧に描かれており、とりわけ極楽鳥については絵と共に解説が書かれている⁽¹³⁾。図は計32点で、軒丸瓦の拓本が数点みられる。

・第六回 天保13(1842)年

古銭・人形・動植物・化石・虫など計177点が出品されている。伊藤圭介や、紫山堂、水谷義三郎、雀巢庵らが自然物を積極的に出品していたが、「加藤氏」という人物⁽¹⁴⁾が勾玉壺・古瓦、雀巢庵が勾玉をそれぞれ出品している。図は計23点あるが、この回に特徴的なのが熱田宮の古瓦を中心とした軒丸瓦や軒平瓦の拓本が約3分の1を占めていることである。目録だけを読む限りでは、古瓦の存在はそれほど目立たないために興味深い。

・第七回 天保14(1843)年

出品数は91点と少なめで、鉱物・植物・薬草などが目立つ。古器物については古鏡が1点のみである。

図についても同様に計20点のうち植物や水晶などの図が目立つ。特に虫については非常に丁寧に描かれている。また、ほぼすべての図に名称や寸法が記載されている。

・第八回 弘化元(1844)年

古器物・薬草・鉱物など計129点が出品されている。古器物は勾玉・管玉・白玉などである。図は計19点で、分金や嘉永通宝などの銭類・文鎮・煙管・貝などが描かれている。

・第九回 弘化2(1845)年

枕・貝類・煙管・鉱物・古杵・植物・勾玉壺など計124点が出品されている。特に貝は様々な出品者から出品されており、図にも丁寧に描かれている。古器物に関しては「矢田村掘得タリ」と併記している勾玉壺や、古瀬戸の猪口があった。また、不詳器物という品が水谷義三郎や雀巢庵などから出品されている。どのような器物であったかは図に認められないため不明である。図は貝・古杵・柄鏡など計11点ある。

・第十回 弘化3(1846)年

鉱物・化石・動植物・證文など計180点出品されている。この回では、出品物の中で自然物の割合が高い。紫山堂、浅井正賛から化石や珍しい鉱物が多数出品されている。また雀巢庵は鉱物や貝類、勾玉壺を出品しているが、目立っているのが鳥類の卵である。文鳥や鳩などの鳥類の卵を16点出品しており、これまでの博物会にない独特のラインナップとなっている。図にも魚や鳥が丁寧に模写されており、特に鳥の図は嘴に色を塗っている。これまでの図には着色はみられなかった。

・第十一回 弘化4(1847)年

鉱物・貝類・魚類・昆虫類・植物・古杵など計243点が出品されている。雀巢庵も前年度と同様に自然物を中心に出品している。図も自然物・銭類・古杵など計22点あるが、その中でも顕微鏡のような図が1点あり興味深い。アイナメについては説明文も添えられている⁽¹⁵⁾。

・第十二回 嘉永3(1850)年

古瓦・古文書・鉱物・動物・魚類など計179点が

出品されている。古文書は『古写経紙』、『続日本記紙』や『東大寺反故』など24点出品されていて、この回で一番目立つ。古器物に関しては、勾玉壺・古瓦などが数点みられる。雀巢庵は貝類などに加えてアヒル・コガモ・マガモなど鳥類も出品している。図は魚類、銭類、古瓦など計20点ある。クリノマユ⁽¹⁶⁾・ウズラ貝肉⁽¹⁷⁾・ラシクサエビ⁽¹⁸⁾・ウミねスミ⁽¹⁹⁾・サンシャウウホ⁽²⁰⁾には説明文が伴う。注目すべきは「筑前裏粕屋郡薬王寺村 薬王寺古瓦」と記された古瓦の拓本(図6)である。この拓本は表裏採られており、「裏」側には布目も認められる。薬王寺とは現在福岡県古賀市にある薬王寺廃寺の可能性が高い。報告書によれば、薬王寺廃寺は9世紀前半から12世紀初頭に成立しており、発掘調査の際には多量の瓦が出土している。報告書に掲載されている平瓦には格子目の叩きが施されていることが特徴であったが、この図では特に表現されていない。また、上述した青柳種信が『筑前國統風土記拾遺』において、薬王寺村の項で「薬王寺址」として取り上げており(青柳種信著・福岡古文書を読む会校訂『筑前國統風土記拾遺(下)』1993年 文献出版: 158頁)、江戸時代には古瓦が出土することで有名だったようだ。筑前から尾張までの流通ルートや双方の本草家の学術的交流など気になる点も多いが、ここでは紹介だけに留めておきたい。

・第十三回 嘉永4(1851)年

扇・カルタ・人形などの工芸品や、鉾物・薬草・魚類など計197点出品されている。古器物は、大窪安治から古鏡、古瓦、林から「古製ノ鎌」などが出品されている。図は計19点あり、器物は茶色く着色されている。図中に「三池住貞次」と書かれているカルタが描かれているが、最古の国産カルタと言われている天正カルタと特徴が一致しており、興味深い。そのほか、鳥や器物などが丁寧に模写され、柄鏡、軒丸瓦の拓本もある。

・第十四回 嘉永5(1852)年

木像・煙管・絵図などの工芸品や、化石・鉾物・動物・魚類・貝類などの自然物、古瓦などの古器物計134点出品されている。図は計24点ある。出品

物に特徴はないが、図は約半数が煙管で成り立っている。装飾部分まで丁寧に描かれており、関心の高さが伺える。他にも、軒丸瓦や鏡の図もある。その中でも内行花文鏡の図(図7)に関して検討したい。国内で出土している鏡の中から、この図に描かれている内行花文鏡と類似する例を探すと、奈良県のマエ塚古墳出土の内行花文鏡(図8: 車崎編 2002: 234頁 図234-2)が挙げられる。こちらも、図4同様に細部まで描かれていないため明細な検討はできないが、模様の特徴がところどころ一致している。約17cmの大きさで描かれており、原寸に近い大きさで描かれていた場合には、マエ塚古墳出土の鏡(17.6cm)と大きさもほぼ一致する。

・第十五回 嘉永6(1853)年

絵図・写本・人形などの工芸品や、鉾物・貝類・魚類などの自然物、古瓦などの古器物計215点出品されている。注目すべきは、「加藤氏」から、東大寺・国分寺・熱田宮をはじめとした古瓦が多数出品されていることだ。名古屋周辺だけでなく京都や奈良の寺の古瓦も多い。図は計48点あるが、そのうち36点が古瓦の拓本である。軒丸瓦や軒平瓦などの特徴面をうまく捉えるように拓本が取っており、関心の高さがうかがえる。また、銅鐸のような形をした器物も1点図化されており、興味深い。

・第十六回 嘉永7(1854)年

絵図や面などの工芸品、鉾物など計49点出品されている。古器物に関しては、雀巢庵から雷斧が1点出品されている。雷斧とは石斧のことであり、石器などの遺物が人工のものとして捉えられていない時代の呼称である。石器・石斧・石棒などの遺物は、早い時代から発見されており、古くは『続日本後紀卷八』に記録されている。それらの遺物は雷雨などの際に発見されたことから天から降ってきたものと捉えられ、その神秘的な捉え方は江戸時代までながく伝承されてきた。また、種杏園⁽²¹⁾が土製の勾玉・管玉・白玉を出品している。図は計8点あるが、うち6点は古枅を描いたものである。

・第十七回 安政3(1856)年

虫や魚介類・大根・鉾物などの自然物、写本や春



図6 『尾張名古屋博覧会目録』第四卷、第十二回の図版より、美王寺古瓦と題された図(国立国会図書館デジタルコレクションより)

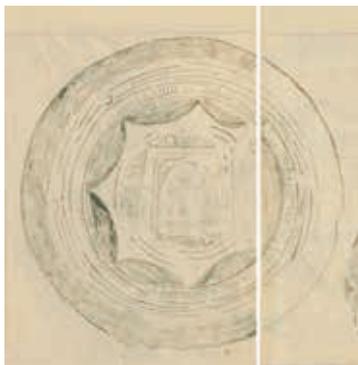


図7(左) 『尾張名古屋博覧会目録』第四卷、第十四回の図版より、内行花文鏡を写し取ったと思われる図(S=1/4)(国立国会図書館デジタルコレクションより)
図8(右) 奈良県マエ塚古墳出土の内行花文鏡(S=1/4)(車崎正彦編『鏡』2002: 234頁, 図234-2)

画など計75点出品されている。この回ではアメリカの噛み煙草や、ロシアの旗印・刀など、これまでに出品されていなかった国からの舶来品が出品されていて、正式に通商が開始される安政5(1858)年以前からアメリカやロシアの工芸品が流通していたことがうかがえる。図は壺や平戸焼の陶器が中心で、寸法が併記されている。また、兵糧銭には説明⁽²²⁾が併記されている。

・第十八回 安政4(1857)年

鉱物・貝類・魚類などの自然物や、藩札・枡・人形などの工芸品計63点が出品されている。国札は、岡山・福山・松山・徳島など現在の中国・四国地方を主としている。図は計10点あり、人形や鉱物・小銭などである。

・第十九回 安政5(1858)年

この回には本文がなく図のみであるため、総出品数は不明である。図は計14点あり、「奇物」と称した人形のようなものには説明文⁽²³⁾が併記されている。そのほか、清の煙管や枡などが描かれている。

・第二十回 安政6(1859)年

春画や絵図・羽子板などの工芸品、鉱物・動物などの自然物計76点が出品されている。図は計12点あり、それぞれの図に品名が併記されている。古い鈴や朱塗りの器など丁寧に描かれている。中には蝦夷製の「トンコロリン」という楽器が描かれているが、これはアイヌ民族の間で演奏される「トンコリ」という楽器であると思われる。また、陽石も1点描かれている。

3)『尾張名古屋博物館目録』全体を通して

第一回から第三回までは舶来品の工芸品や古器物が中心であり、自然物の割合は低かった。しかし、第四回からは毎回3分の1～半数程度を自然物が占めるようになる。鉱物・漢方薬の原料となる薬草・虫・貝・魚・鳥など、出品物の種類は多岐に渡った。古器物に限定すれば、一番多かったものは古瓦である。雀巢庵邸からほど近い熱田宮のものから、奈良・京都・さらには筑前のものまで、西日本を中心として収集され、博物館に出品されていた。また、ほとんどの瓦は拓本が取られているようだ。

拓本はしっかりと特徴を捉えた取り方をされていて、技術だけでなく関心の高さもうかがえる。古瓦以外で言えば、勾玉壺などの土器・図4に挙げた銘帯連弧紋鏡などの鏡・勾玉・石器も頻出していた。以上の古器物は出土地や由来・出土状況を伴っているものが多く、目録からも関心の高さや古器物へのこだわりが伺える。彼らにとって珍しいモノはなんでも議論の対象であつただろうが、目録を通して見みると、古器物に重点が置かれていたと示唆されるところがたびたび見受けられるのである。

4. おわりに

雀巢庵博物館において注目すべきは、やはりほぼすべての回に古瓦・土器・古鏡をはじめとした古器物が出品されていることである。雀巢庵とその周りの本草家たちが集まる博物館で、毎年古器物を持ち寄り、多くの拓本や図を後世に遺した。全体を通して見ると必ずしも古器物だけに重点が置かれていた訳ではないが、他の博物館・本草会などと比較すれば明白な特質を持っていることがわかる。この博物館の主催者である雀巢庵は、上述のように自然科学分野の先駆者として著名であるが、好古家としての一面も注目されるべきである。つまりこのような博物館を主催し、遺物の拓本を遺した雀巢庵はまさに考古学の先駆者の一人と評価できる。

この博物館に関しては、出品物の入手過程、例えば第十二回で出品されていた薬王寺古瓦の入手ルートや、背景にある出品者の詳細—例えば第十五回で奈良や京都の寺の古瓦を持ち寄っていた「加藤氏」の詳細など、大いに検討の余地がある。また、雀巢庵の遺著・遺品が散逸している事実もあり、未発見の史料が存在する可能性も否定できない。

雀巢庵のような好古家たちは、ただひたすら「モノ」に情熱を注ぎ、考察し、議論し、それらを後世に遺していった。彼らの「モノ」への解釈は、現代の視点からすれば間違いや稚拙な面も多いが、現在考古学を学ぶ我々が見習うべき姿勢も多い。また、このような好古家を含めた博物学者たちの活動が基盤となって明治時代以降の古器旧物保存・博物館創設

などが成り立っていった歴史を顧みれば、彼らは博物館活動の基礎を創り上げた人々とも評価できる。今後、雀巢庵および他の近世の学者たちの好古家の一面がよりいっそう明らかになることを期待したい。

謝辞

本稿は、西南学院大学国際文化学部国際文化学科教授宮崎克則先生の御指導のもと執筆した卒業論文を基盤にしている。史料を解釈するにあたって多大な助言と丁寧なご指導をいただいた宮崎先生に深謝の意を表す。

また、考古学的分野の解釈については、西南学院大学国際文化学部国際文化学科准教授伊藤慎二先生にご指導いただいた。ここに深謝の意を表す。

最後に、投稿の機会を与えてくださった西南学院大学博物館学芸員下園知弥先生に感謝の意を表す。

主要参考文献 / 画像引用元(著者名昇順)

- 磯野直秀「薬品会・物産会年表(増訂版)」- 慶応義塾大学日吉紀要刊行委員会『慶応義塾大学日吉紀要. 自然科学』No.29 55-65頁 2001
- 磯野直秀・田中誠「尾張の嘗百社とその周辺」- 慶応義塾大学日吉紀要刊行委員会、『慶応義塾大学日吉紀要. 自然科学』No.47 15-39頁 2010
- 車崎正彦編『鏡 考古資料大観 5 弥生・古墳時代』小学館 2002
- 齊藤忠『日本考古学史』吉川弘文館 1974
- 吉川芳秋「日本昆蟲學の大先駆者 尾張本草家、雀巢庵 吉田平九郎」- 日本科学史学会『科学史研究』通号19号 26-33頁 1951
- 愛知県図書館貴重和本デジタルライブラリー『尾張名所図会』
<https://websv.aichi-pref-library.jp/wahon/detail/94.html>
- 国立国会図書館デジタルライブラリー『尾張名古屋博物会目録 20巻』
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2558464?tocOpened=1>

註

- (1) エドワード・シルヴェスター・モース(Edward Sylvester Morse) - 1838(天保9)年アメリカ合衆国メイン州ポートランドに生まれる。1877(明治10)年に東京大学理学部教授に任命される。大森貝塚の発見以外にも、日本に初めて進化論を紹介し、動物学、人類学、考古学の発展に業績を残した人物として知られている。1925(大正14)年没(椎名仙卓著『モースの発掘: 日本に魅せられたナチュラリスト』1988)。

- (2) 概説的研究書として、森浩一編『考古学の先覚者たち』1988 中央公論社、斎藤忠著『郷土の好古家・考古学者たち 東日本編』2000 雄山閣、同著『郷土の好古家・考古学者たち 西日本編』2000 雄山閣、國學院大學日本文化研究所編『近世の好古家たち—光圀・君平・貞幹・種信—』2008 雄山閣などが挙げられる。
- (3) 青柳種信 - 1766(明和3)年福岡城下地行六番町に生まれる。身分は足軽六石三人扶持鉄砲組の先手。通称は勝次、号は柳園。24歳の時本居宣長の弟子になり、国学に励む。29歳で沖ノ島御番を命ぜられ日録として『瀛津島防人日記』を著す。1812(文化9)年には伊能忠敬による九州地理測定の案内役となる。1814(文化11)年49歳の時に御右筆記録方に進められ、晩年は『統風土記附録』の再吟味や『柳園古器略考』などを著したことで、筑前の国学に大きく貢献した人物と知られる。1835(天保6)年没(福岡市立歴史資料館編『国学者青柳種信: 筑前考古学のくさわけ』福岡市立歴史資料館 1979)。
- (4) 現福岡県糸島市三雲
- (5) 県教育委員会による1975年の発掘調査において、文政5年の発掘調査で取り残されていた遺物が見つかり、図版と接合可能な鏡の破片もあったという(福岡市立歴史資料館編 前掲同 1979)。
- (6) 七寺の現所在地は愛知県名古屋市中区大須2丁目28-5で、開発のため墓は全て八事霊園(同市天白区八事山117)に移されている。
- (7) <https://japanknowledge.com> : 参照 2019-12-26
- (8) 嘉永元・2年と安政2年は記録がないため行われていないと考えられている。
- (9) この写本には「白井氏蔵書」という印が押されている。
- (10) 原文ママは「古升」。以下同。
- (11) 曲玉壺とも記されているが、ここでは勾玉壺で統一する。
- (12) 有斐軒は水谷豊文の号であるが、1833年に没している。
- (13) 「練鵲 和名フウテウ パラデイスホウケル蘭語 ハラデイスハ極楽ト云事 ハウケルハ鳥ト云事也 阿武保舞蛮多阿兩州ノ産也 樹木ニ宿りて微シ大虚ヲ飛行シ以風為食由依て人力ニ捕ル事難及老鳥降ルヲ捕ル申也 惣毛色有光沢如真綿至て精浄鳥ニテ説極楽鳥ト云 従頭至尾二尺程容姿正写ノ図ト認アル 文化三丙寅年和蘭船積渡ス 柴田氏蔵」
- (14) この人物に関する詳細は不明。
- (15) 「ラコゼアイナメ 大サ如図惣身赤黒色紫点アリ 頭ヲコゼノ如シ半ハアイナメノ如シ故ニ名ヅク」
- (16) 「蝸ハ黒色・メ尻ニ至テ紫黒色頭ニ針ノ如キモノアリ」
- (17) 「味石決明如キ・シテ淡シ アワヒノ如キ貝」
- (18) 「一名鎌倉エビ 北海道多クアリ味美也」
- (19) 「知多長浦方言ヨツテ 大サ如図全身白色細キ毛アリ光アリ大文字貝ニ似テ至テヨホキ貝也」
- (20) 「尋常ノモノハ班ナシ此品ハ黒班アリテ美也」
- (21) 詳細不明。銀杏園(=吉田政九郎)の誤植か
- (22) 兵糧錢 一日ニ三錢ヲ食スレハ空腸セサル事ナシト云
- (23) 「三州池鯉鮒明神主永井□□使国助といふ者江戸品川トウ泉寺門前通行之節此奇物を拾ひ是ハ嘉永亥年六七月頃水野大監物異国船渡来ニ付御台場見分として罷越され候節也 右国助ハ御用閑役勤候節此奇物ヲ拾ふ也 江戸ニテ諸方へ見せ候処奇物説区々ニテ一定せず奇物の袋も共拾也 之西学者之考正ヲ俟之爾 安政二卯年十一月第五カ奇物物主国助之物語俣を記す者也 禪友居蔵」

鬼束 芽依(おにつか めい)

西南学院大学博物館学芸員調査員

法起寺式伽藍配置をとる古代寺院の集成

貞清 世里

はじめに

わが国では、7世紀後半に古代寺院の数が爆発的に増加することが『扶桑略記』などの史料によって知られており、古代寺院の遺構は東北地方から九州地方にいたるまでに広く分布している。

仏教寺院は、寺の本尊を祀る金堂、釈迦の骨である舍利を安置する塔、経を講じる堂である講堂を中心として、僧侶の居住する僧房、鐘を懸ける鐘楼、經典を収める経楼などの建物によって構成され、その配置を伽藍配置とよぶ。わが国における古代寺院の伽藍配置は、飛鳥寺式伽藍配置、四天王寺式伽藍配置、薬師寺式伽藍配置、川原寺式伽藍配置、法隆寺式伽藍配置、法起寺式伽藍配置など、その形の代表的な寺院名前を標識名とする伽藍形態をとっている。いずれの配置も、南に門(中門)を配し、両妻からのびる回廊内に金堂、塔、講堂などの主要な建物をおき、それらの建物の並び方や数によって区別されている(図1)。7世紀後半においては、一塔一金堂式の法起寺式、法隆寺式伽藍配置をとる寺院が全国的に広く分布し、法隆寺式に比べて法起寺式は地方に多く分布する傾向にある。法隆寺式が王権と結びついた伽藍配置であると解釈される一方、法起寺式については本尊が分かっている例も少なくその信仰性や性格を見出すことが難しいことが指摘されている(菱田2005、石松2007、森2008など)。

そこで本稿では全国の古代寺院のうち、おおむね天平13(741)年の詔にはじまる国分寺・国分尼寺建立による国家仏教政策がとられるにいたるまでの寺院を対象として、発掘調査報告書や関係文献などによって法起寺式伽藍配置をとるとされているものに

ついて改めて集成¹を行い、一覧化することで、法起寺式をとる寺院全体の様相をつかみたい。

(1) 法起寺式伽藍配置

法起寺式伽藍配置は一般的に、一塔一金堂式で回廊内の東に塔、西に南面する金堂を配するものと定義される。法起寺式をとる寺院の初出は奈良県の法起寺であると考えられている(菱田2005、石松2007、森2008など)。法起寺式は南面する金堂をもつことから、釈迦如来の方位性を重視して仏殿の配置を計画していると考えられるものの、法起寺の金堂本尊が弥勒仏であるため、方位性との関係が想定できず、また、法起寺式をとる寺院の本尊がわかる例もごく少数であるため、信仰との対応関係を見出すのは難しいと理解されている(菱田2005)。

筆者は法起寺式について、これまで川原寺式をとると理解されてきた滋賀県の南滋賀町廃寺の西金堂は東西に長い棟であることから南面し、南滋賀町廃寺の西金堂を金堂、中金堂を講堂として、簡略化した形であると考えている²。

また、同じく一塔一金堂式で回廊内の西に東面する金堂、東に塔を配する観世音寺伽藍配置は、金堂が南北に長く、東を向く点で区別される。観世音寺式をとる寺院については、国分寺建立以降も含めると15か寺数えられ、その分布などから鎮護国家的性格をもつと考えられる³。後述するように法起寺式をとる寺院に比べ数が少ないことが特徴である。

一方、法隆寺式伽藍配置は、一塔一金堂式で回廊内の東に南面する金堂、西に塔を配するものと定義される。法隆寺式の成立については、塔と金堂を同

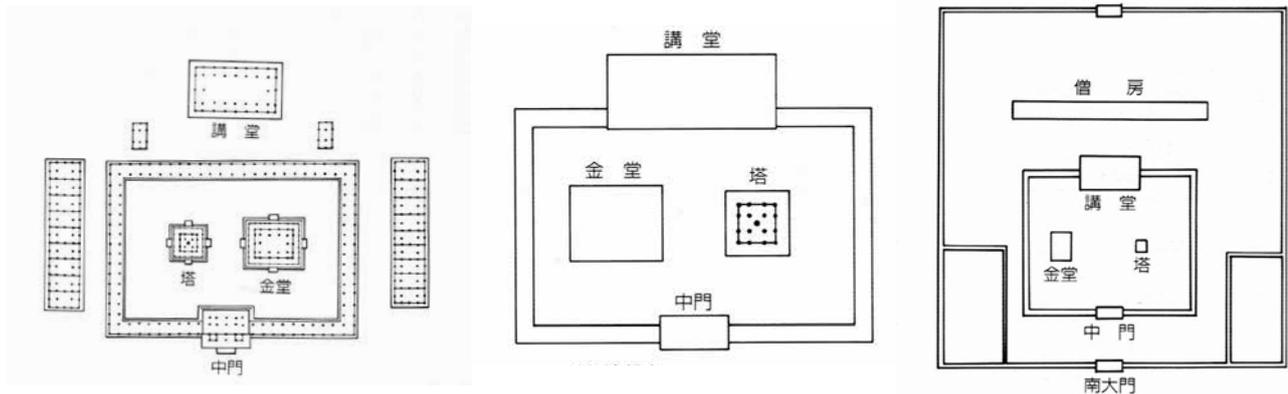


図1 法隆寺式(左)、法起寺式(中) 観世音寺式(右)の伽藍配置(森1998より作成)

時に礼拝供養する思想の現れであり、百済大寺建立以前に官が管理した寺は存在しないことから、舒明朝に従来とは異なる仏教観をもつに至り、新たな仏教観により百済大寺建立に際して採用されたと考えられている(森2009)。奈良県桜井市の吉備池廃寺は『日本書紀』などに最初の勅願寺としてその名がみられる「百済大寺」に比定されており、法隆寺式をとる最古の例である。630～640年代初頭に創建されすぐに別の場所へ移転したが、出土遺構や『大安寺資財帳』から、塔は九重塔に推定され、新羅の皇龍寺木塔と同規模である(奈良文化財研究所2003)。これらのことから近年では、百済大寺(吉備池廃寺)が初現の王権の伽藍配置として、畿内に多く分布し、官に採用されたものとして理解されている。

(2) 法起寺式伽藍配置をとる古代寺院

法起寺式をとる寺院は、全国で59(60)か寺が集成できる。表1・2に概要を示した。以下にこれらからわかることを述べる。

法起寺式をとる寺院の創建年代と分布

図2は各寺院の創建年代(幅)をあらわしたものである。まず、全体の創建年代は、675年前後～700年まで、725年以降に大きく二分される。全体として、東日本に所在する寺院のほうが西日本のものより創建が後になる傾向にある。

前者を中心にみていくと、638年に法起寺(7)が建てられ、その後、久世廃寺(3)、東畑廃寺(15)が建

立される。7世紀中ごろまでに創建されたとされる西琳寺・衣縫廃寺・池田寺跡(9～11)は、いずれも推定伽藍であり、遺構については不明である。久世廃寺は付近に官衙跡(正道遺跡)が立地する廃寺として知られている。東畑廃寺は愛知県稲沢市に所在し、尾張国府の北辺に接することなどから、国府付属寺院として理解されている。これらは官衙付属寺院としての性格が想定されている。

7世紀第3四半期ごろまでに龍角寺廃寺(22)、弓波廃寺、末松廃寺(I期)(31・32)、寺本廃寺(19)、大宅廃寺・大鳳寺(1・2)、高麗寺廃寺(4)、信太寺(12)、神野々廃寺(48)、石井廃寺、郡里廃寺(51・52)、大海廃寺(42)、寺町廃寺(44)、土師百井廃寺(36)、大寺廃寺(39)が創建される。この時期の情勢としては、639年に舒明天皇により百済大寺(吉備池廃寺)の造営が始まり、初めてわが国の宮廷に仏教が入った。百済大寺の建立は、それまで蘇我氏が主導権を握っていた仏教権力を王家が仏教を取り入れることで奪取するものであった。百済大寺は650年代には完成したとされ、宮と大寺のセット関係の嚆矢となる。

この間、645年の乙巳の変を経て、孝徳天皇が即位、難波宮に遷都される。造寺援助の詔によって、仏教界の管理機構を整備し、天皇により仏教が政治に取り入れられ、国整備の新たなイデオロギーとして仏教が大きな役割を果たすこととなる。このような流れが地方支配と首長層の造寺活動の活発化を生み、王家の仏教採用が与えた影響の一つとして、山田寺系

| | 園名 | 県名 | 所在地 | 寺名 | 創建年代 | 塔基壇 一辺 | 金堂基壇 (東西×南北) | 講堂基壇 | 創建理由 | 川原寺 系軒瓦 | 山田寺 系軒瓦 | 備考 |
|----|-----|------|------------------|----------------|------------------------|-----------|-----------------|-------------|-------------------------|------------|------------|---|
| 1 | 山城 | 京都府 | 京都市山科区大宅 | 大宅廃寺 | 7C.後半 | 不明 | 不明 | 26×16 | — | — | — | 古北陸道に近接。水煙の一部が出土。大宅氏氏寺か？法隆寺式または法起寺式が想定されている |
| 2 | 山城 | 京都府 | 宇治市莚道西中 | 大鳳寺跡 | 7C.後半 | 不明 | 19.2×16.1 | 不明 | 宇治氏によるか | ○ | — | 北陸道沿いに位置する |
| 3 | 山城 | 京都府 | 城陽市久世 | 久世廃寺 | 7C.中葉～後半 | 13.4 | 26.7×21.3 | 23.5×13 | — | ○ | — | 付近に久世郡衙(正道遺跡)あり 埴仏、金堂製瓦生釈迦如来像出土 |
| 4 | 山城 | 京都府 | 木津川市 (相楽郡山城町) | 高麗寺跡 | 667年頃 (670年前後) | 12.7 | 16.0×13.4 | 23.7×19.5 | — | ● | ○ | 埴仏、鷲尾ほか出土 |
| 5 | 山城 | 京都府 | 木津川市 (相楽郡精華町) | 里廃寺 | 白鳳期 (7C.後半～8C.初頭) | — | 不明×14 | — | — | ○ | — | 高麗寺式の複弁八弁蓮華文軒丸瓦、久世廃寺同范瓦が出土、鷲尾出土 |
| 6 | 山城 | 京都府 | 木津川市 | 燈籠寺廃寺 | 7C.後葉 | — | 32×18 | — | — | — | — | 高麗寺の対岸に位置する |
| 7 | 畿内 | 奈良県 | 斑鳩町岡本 | 法起寺 | 638～685年以降 (7C.前半～) | 12.4 | 約16×12.7 | 29.6×13.8 | 山背大兄王が聖徳太子遺命により岡本宮を寺とする | — | — | 法起寺式標識寺院。 685(天武14)年に法起寺式伽藍計画か |
| 8 | 大和 | 奈良県 | 北葛城郡河合町 | 長林寺 | 7C.半ば～8C.初頭 | 不明 | 16.8×13.6 | 20.5×14.4 | 推古天皇勅願46か寺の一つ(寺伝) | — | — | 金堂は再建期の遺構 |
| 9 | 河内 | 大阪府 | 羽曳野市古市 | 西琳寺 | 619年頃 | 12 | — | — | 渡来系氏族西文氏の氏寺か | — | ○ | 西文氏創建寺院 |
| 10 | 河内 | 大阪府 | 藤井寺市惣社 | 衣縫寺 | 7C.初頭～前半 | 12 | — | — | 衣縫氏関係か | — | ○ | 『靈異記』の井上寺かといわれている。 東回廊遺構も検出されている |
| 11 | 和泉 | 大阪府 | 和泉市池田下町 | 池田寺跡 | 7C.中葉 | 不明 | 不明 | 不明 | 池田首の氏寺か | — | ○ | 瓦の散布状況から法起寺式または法隆寺式に推定 |
| 12 | 和泉 | 大阪府 | 和泉市上代町 | 信太寺跡 (観音寺) | 7C.後葉 | 不明 | 不明 | 不明 | 氏族(信太首)と考えられている | — | — | 地覆石列が検出され、法起寺式が想定されている |
| 13 | 伊勢 | 三重県 | 松阪市 (一志郡嬉野町) | 嬉野廃寺 | 7C.第4四半期頃 | — | — | — | — | — | — | 戦前までは基壇、礎石が残存していたと伝わる |
| 14 | 伊勢 | 三重県 | 松阪市 (一志郡嬉野町) | 天花寺廃寺 | 7C.後半～8C.前半 | 11 | 20×17.5 | — | — | ○ | — | 埴仏出土。金堂と塔出土瓦型式が異なる 掘り込み地蔵による基壇寸法 |
| 15 | 尾張 | 愛知県 | 稲沢市稲島町 | 東畑廃寺 | 7C.中頃 | 9～10 | 16.5～17.0×15.5 | 23.1×18.0 | 国府付属寺院あるいは中島連氏による創建か | ○ | — | 尾張国府北辺に位置する。埴仏出土。尾張国分寺と同范瓦が多い。 |
| 16 | 尾張 | 愛知県 | 名古屋市中区 | 尾張元興寺 | 7C.後半 | — | — | — | 伝承によれば、氏族の氏寺 | ○ | ○ | 寺域の推定から法起寺または法隆寺式に推定 伽藍は未検出、鷲尾出土 |
| 17 | 駿河 | 静岡県 | 清水市 | 尾羽廃寺 | 7C.第4四半期 | 不明 | 約18.6×14.6 | 約23×17.2 | 盧原氏の氏寺か | ○ | — | 盧原氏との関係が指摘、東側隣接地で公的施設の可能性がある建物あり、瓦塔、埴仏出土 |
| 18 | 東海道 | 静岡県 | 島田市 | 竹林寺廃寺 | 8C.前葉 | 6.8 | (15.5×13.5) | 東西13.6 | — | — | ○ | 金堂・講堂は再建建物からの推定、陶硯出土 |
| 19 | 甲斐 | 山梨県 | 笛吹市春日居町 | 寺本廃寺 | 7C.後半 | 5.4 | 18×10～12 | 18×14 | 氏族の氏寺か | — | — | 素弁蓮華文軒丸瓦1類は法起寺出土瓦に酷似 塔基壇は、心礎石からの推定 |
| 20 | 武蔵 | 神奈川県 | 川崎市 | 影向寺 | 7C.第4四半期 (寺伝では739年) | 12 | 18～19×25 | — | 行基により郡寺として創建か | — | — | 谷を挟んで東に橋本郡家の正倉群が確認 郡家との関連が注目されている |
| 21 | 下総 | 茨城県 | 結城市上山川 | 結城廃寺 | 720年代後半 ～740年代 | 11 | 13.7×11.6 | 30×17.3 | — | — | — | 南西回廊跡付近から法隆寺に原型を求められる埴仏・塑像が出土、「法成寺」銘瓦から郡名寺院「法成寺」 |
| 22 | 下総 | 千葉県 | 印旛郡栄町 | 龍角寺廃寺 | 7C.第3四半期 (寺伝では702年) | 9.1 | 15.65×12.42 | — | — | — | ○ | 奈良時代前期の様式をもつ銅造薬師如来座像あり。 寺伝「龍角寺縁起」に(1377)に三重塔修理の記事があり、三重塔の可能性 |
| 23 | 下総 | 千葉県 | 印西市別所 | 木下別所廃寺 | 7C.第3四半期 | 8 | 13×10 | 18.6×13.5 | — | — | ○ | 三つの堂宇の版築が異なるため、時期が異なると考えられている、講堂が先行か |
| 24 | 近江 | 滋賀県 | 大津市穴太 | 穴太廃寺 (再建寺院) | ～700年前後 | 13.32 | 22.14×18.72 | 27.91×15.44 | 官の影響を受けた渡来系氏族の氏寺か | ○ | — | 講堂は塔・金堂より後 (8世紀第4四半期)の創建とされる |
| 25 | 美濃 | 岐阜県 | 関市池尻 | 弥勒寺跡 (池尻廃寺) | 7C.後葉～8C.初頭 | 11.5 | 14.88×12.4 | 24×14 | ムゲンツ氏の氏寺か | ○ | — | ムゲンツ氏の氏寺か、武義郡衙に隣接 |
| 26 | 東山道 | 岐阜県 | 各務原市藤原 | 山田寺 | 7C.後葉～8C. | 不明 | — | 不明 | — | ○ | — | 川原寺式がモデルとなった瓦が出土 碑・鷲尾・灯明具・獸脚付火舎出土 |
| 27 | 飛騨 | 岐阜県 | 吉城郡古川町 | 杉崎廃寺 | 7C.末～8C.初頭 | 6.6(8.1) | 13.5×10.8 | 15.0×10.2 | — | — | — | 伽藍東側に寺院付属雑舎が検出 伽藍内部に玉石が敷かれる、瓦を葺かない寺院 |
| 28 | 上野 | 群馬県 | 前橋市総社町 | 山王廃寺 | 7C.第4四半期 ～8C.初頭 | 13.6 | 22×21.7 | 37.8×24.5 | — | — | — | 放光寺へラ書き瓦出土 |
| 29 | 若狭 | 福井県 | 三方郡美浜町 | 興道寺廃寺 (創建期) | 7C.第4四半期 ～8C.第1四半期 | 12 | 16.8×13.8 | — | — | — | — | 山田寺系軒丸瓦出土 |
| 30 | 若狭 | 福井県 | 三方郡美浜町 | 興道寺廃寺 (再建期) | 8C.中葉 | 15.3 | 17.8×14.1 | 18×12 | — | — | — | 屋根部材は植物素材とされる 灯明皿、塑像螺髪出土 |

表 1 法起寺式をとる寺院集成表 1

| | 国名 | 県名 | 所在地 | 寺名 | 創建年代 | 塔基壇 一辺 | 金堂基壇 (東西×南北) | 講堂基壇 | 創建理由 | 川原寺 系軒瓦 | 山田寺 系軒瓦 | 備考 |
|----|-----|------|--------------------|---------------|-----------------------|-----------|-----------------|-------------------|---------|------------|------------|---|
| 31 | 北陸道 | 越前 | 石川県 加賀市弓波町 | 弓波廃寺 | 7C.第3四半期 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | 心礎石検出 |
| 32 | 加賀 | 石川県 | 石川県野々市町末松 | 末松廃寺(1期) | 660年代 (7C.第3四半期初頭) | 8.5×10.5 | (19.8×18.4) | — | — | — | — | 和同開珎出土 道、江沼、財氏らの共同開発か |
| 33 | 能登 | 石川県 | 七尾市国分町・古府町 | 能登国分寺跡 | 7C.末 | 不明 | 22.35×15.6 | 約25×18.6 | 大興寺→国分寺 | — | — | 能登臣の私寺であった大興寺を —843(承和10)年昇格して国分寺 |
| 34 | 丹波 | 京都府 | 京都府亀岡市 | 丹波国分寺 | 8C.後半 | 16.4 | (27×18) | 32.8×20.9 | 国分寺 | — | — | 国分尼寺に近接(450m) 唐招提寺の瓦との関連が指摘されている |
| 35 | 丹波 | 京都府 | 京都府亀岡市 | 桑寺廃寺 | 7C.後半 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | 推定法起寺式 |
| 36 | 因幡 | 鳥取県 | 八頭郡八頭町 (八頭郡都家町) | 土師百井廃寺跡 | 7C.後半 | 14 | 19×16 | (33.5×19.3) | — | — | ○ | 塑像螺髪、鷗尾片出土 |
| 37 | 因幡 | 鳥取県 | 岩美郡岩美町 | 岩井廃寺 | 7C.後半 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | 塔心礎石などから法起寺式が推定 山陰系鷗尾出土 |
| 38 | 因幡 | 鳥取県 | 鳥取市国府町岡益 | 岡益廃寺 | 7C.末葉 | 6.6 | 不明 | 不明 | — | — | — | 金堂跡は掘込地業のみ検出。 |
| 39 | 伯耆 | 鳥取県 | 西伯郡伯耆町 (西伯郡岸本町) | 大寺廃寺跡 | 7C.後半 | 11.9 | 13.7×11.9 | 19×42 | — | — | — | 伽藍全体が東面する。螺髪、塑像出土 高さ27mの塔に復元、石製鷗尾出土 |
| 40 | 伯耆 | 鳥取県 | 倉吉市大原 | 大原廃寺跡 | 7C.末ごろ | 11 | (17×14.8) | 19.5×13.4 | — | — | — | 大御堂廃寺(観世音寺式)と近接200m 塔仏、塑像片などが出土 |
| 41 | 石見 | 島根県 | 島根県浜田市 | 下府廃寺 | 8C.初め | 13.26 | 15.22×11.96以上 | — | — | — | — | 国分寺に近接(1.5km) |
| 42 | 美作 | 岡山県 | 美作市 (英田郡作東町) | 大海廃寺 | 7C.第3四半期～末 | 10.8 | 不明 | 規模不明 | — | — | — | 金堂は基壇が削平されており、礎石のみ残る 金堂一塔で伽藍整備、鷗尾、面硯、水煙片出土 |
| 43 | 備中 | 岡山県 | 総社市上林 | 備中国分寺 | 8C.中葉 | 不明 | 不明 | 不明 | 国分寺 | — | — | 中門・南門遺構を検出 推定法起寺式 |
| 44 | 備後 | 広島県 | 三次市向江田町 | 寺町廃寺 | 7C.後半 | 11 | 15.74×13.4 | 25.1×14.7 | — | — | — | 『靈異記』に記載のある三谷寺に比定 |
| 45 | 備後 | 広島県 | 三次市向江田町 | 備後上山手廃寺 | 7C.末 | — | 16.98×14.93 | 25～28× 16.02 | — | — | — | 寺町廃寺と近接(1.2km) 塔をもたない伽藍か |
| 46 | 備後 | 広島県 | 福山市蔵王町 | 備後宮の前廃寺 | 7C.後半 | 12.6 | 25.3×15.5 | — | — | — | — | 塔仏出土 |
| 47 | 備後 | 広島県 | 神辺町御領 | 備後国分寺 | 8C.中葉頃 | 18 | 29.4×20 | 30×? | 国分寺 | — | — | — |
| 48 | 紀伊 | 和歌山県 | 橋本市神野々 | 神野々廃寺 | 7C.後半 | 約12 | — | — | 氏族の氏寺か | ○ | — | 塔仏出土 |
| 49 | 紀伊 | 和歌山県 | 橋本市 (伊都郡高野口町) | 名古曾廃寺 | 7C.末 | 約9 | 不明 | — | — | ○ | — | — |
| 50 | 紀伊 | 和歌山県 | 伊都郡かつらぎ町 | 佐野廃寺 (狹屋寺) | 8C. (670年代説もあり) | 約12 | (15×13.5) | 24×15前後 | — | ○ | — | 『靈異記』の「狹屋寺」に比定 木製燈籠あり、塔仏出土 |
| 51 | 南海道 | 阿波 | 徳島県 名西郡石井町 | 石井廃寺 | 白鳳期 (7C.後半～8C.初頭) | 10 | 14×12.12 | — | — | — | — | — |
| 52 | 阿波 | 徳島県 | 美馬市美馬町 | 郡里廃寺 | 白鳳期 (7C.後半～9C.初頭) | 12.1? | 約15×12 | — | — | — | — | 青銅製水煙の破片出土か |
| 53 | 讃岐 | 香川県 | 東かがわ市 (大川郡白鳥町) | 白鳥廃寺 | 7C.後半 (675～740年頃) | 約12.3 | 7以上×9 | — | — | — | — | 南海道に面する |
| 54 | 讃岐 | 香川県 | 香川県坂出市 | 開法寺 | 7C.末～8C.初頭 | 約11.2 | 不明 | 不明 | — | — | — | 国府付属寺院として機能 |
| 55 | 筑前 | 福岡県 | 太宰府市大字南宇 | 般若寺跡 | 7C.末～8C.初頭 | 11.9 | — | — | — | — | — | 大宰府政庁に近接(800m) 近年まで残っていた基壇による推定 |
| 56 | 筑前 | 福岡県 | 飯塚市大分 | 大分廃寺 | 7C.末～8C.初頭 | 約13 | — | — | — | — | — | 地形や溝などからの推定 鋳造関連遺物出土 |
| 57 | 西海道 | 豊前 | 福岡県 田川市 | 豊前天台寺跡 | 7C.末ごろ～ | 不明 | (15.15×13.) | (27.6×17.4) | — | — | — | 回廊廃絶後に塔を建立、礎石のみ検出 |
| 58 | 肥後 | 熊本県 | 玉名郡玉東町 | 肥後福佐廃寺 | 8C.中葉 | 不明 | (13.6×12.12) | (18.18× 12.12) | — | — | — | — |
| 59 | 肥後 | 熊本県 | 八代市興善寺町 | 興善寺廃寺 | 8C.後半 | — | 不明 | 不明 | — | — | — | 八代郡寺か |

寺名アミは金堂後方に講堂が位置するもの、遺構未検出は—、礎石のみなど規模不明は不明とした。
基壇の値は推定値を含む(単位:m)

表2 法起寺式をとる寺院集成表2

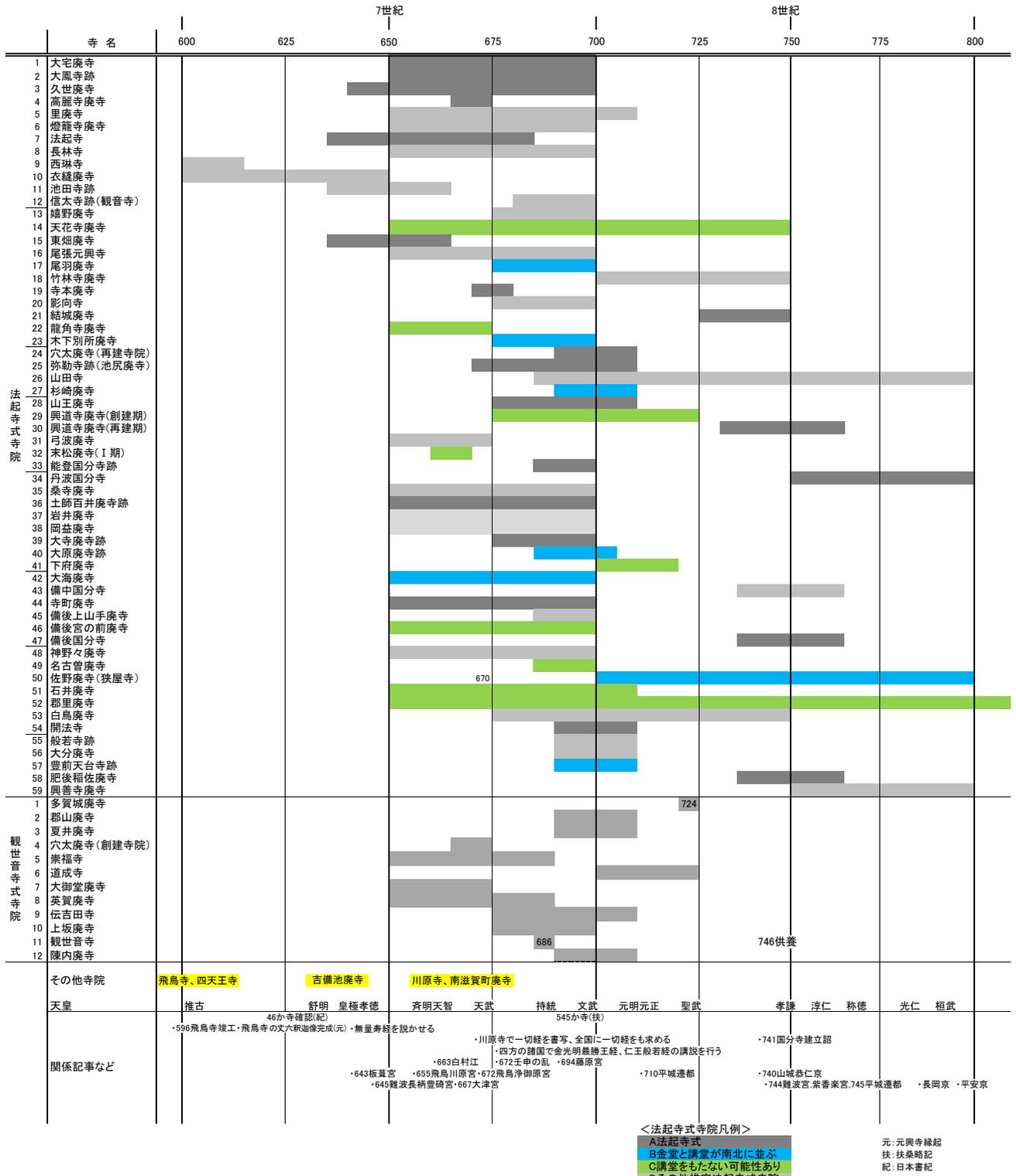


図2 法起寺式・観世音寺式をとる寺院の創建年代と関連事項

の単弁軒丸瓦が全国でみられる。

7世紀第4四半期、天武朝には、673年に僧官制の改革、大官大寺の整備や、食封の制限が行われる。685年には「諸国に、家毎に、仏舎を作りて、乃ち仏像および経を置きて、礼拝供養せよ」という詔が發布される。692年段階で、全国で545か寺が数えられており(『扶桑略記』)、諸国(郡単位)の地方寺院の造営が活発化したことが想定される。694年には諸国に金光明経を置かせ、701年に僧尼令が説かれる。鎮護国家的な仏教思想とともに僧尼の統制が図られている。

およそこの時期の寺院として、杉崎廃寺、山王廃寺(27・28)、木下別所廃寺、穴太廃寺(23・24)、影向寺(20)、尾羽廃寺(17)、興道寺廃寺(29)、嬉野廃寺、名古曾廃寺(49)、備後上山手廃寺(45)、大原廃寺(40)、白鳥廃寺、開法寺、般若寺、大分廃寺、豊前天台寺(53～57)が建てられている。

関東から九州に至るまで全国の広範囲に広がるが、畿内一帯ではあまり建てられていないことが特徴である。その中で、穴太廃寺が観世音寺式から法起寺式として再建されていることには注目される。地方に目を向けると、名古曾廃寺、備後上山手廃寺は7世紀第3四半期に造営された法起寺式寺院に近接して建てられている。また、影向寺は橘樹郡衙に近接(400m)し、開法寺については、讃岐国府の一角に建てられているなど、地方の支配と仏教の結びつきもみえる。

法起寺をとる寺院の分類と伽藍の特徴

これら法起寺式をとる寺院は、伽藍の特徴から大きく4分類することができる(図2・3)。A法起寺式、B金堂と講堂が南北に並ぶもの、C講堂をもたない伽藍計画であった可能性が指摘されているもの、D推定法起寺式(明確な遺構が検出されていないものの法起寺式と推定されるもの)である。

<A法起寺式寺院> 大宅廃寺、久世廃寺、高麗寺跡、法起寺、長林寺、東畑廃寺、寺本廃寺、結城廃寺、穴太廃寺、弥勒寺跡、山王廃寺、興道寺廃寺(再建期)、能登国分寺跡、丹波国分寺、土師百井廃寺、

大寺廃寺、寺町廃寺、備後国分寺、肥後稲佐廃寺である。畿内、地方寺院、国分寺と実に地域も時期もバリエーション豊かに採用されている。大寺廃寺のみ伽藍全体が東面する。

<B金堂と講堂が南北に並ぶもの> 尾羽廃寺、木下別所廃寺、杉崎廃寺、大原廃寺跡、大海廃寺、佐野廃寺、豊前天台寺跡がある。

東伯耆地方の白鳳期の寺院には、大原廃寺(法起寺式)、大御堂廃寺(観世音寺式)、斎尾廃寺(法隆寺式)のいずれも塔、金堂間の南北軸から金堂側に講堂をずらしているという指摘があり、類似例として天台寺跡と杉崎廃寺(法起寺式)が挙げられている(倉吉市教育委員会1999)。また、双塔式伽藍の出雲地方への伝播について、金堂をはさんで東西に塔をもつ変則的な来美廃寺の伽藍の造営に100年前後という時間を要していることから、一時的に塔の西に金堂を配す場合が想定されている⁴(妹尾2011)。これらの指摘からは、それぞれの建物の年代などを再考する必要があるが伽藍中軸線上に講堂中軸をあわせる法起寺式(A)と金堂と講堂が南北に並ぶ法起寺式(B)の二つのパターンがある可能性を考えさせる。加えて、Bの講堂が金堂側にずらされている例には法起寺式が多いということも注目される。

<C講堂をもたない伽藍計画であった可能性が指摘されているもの> 天花寺廃寺、龍角寺廃寺、興道寺廃寺(創建期)、末松廃寺(I期)、下府廃寺、備後宮の前廃寺、名古曾廃寺、郡里廃寺である。

講堂は仏法を講じる堂としての役割をもち、金堂の後方、伽藍中軸線上に設置されることが多い。金堂より広い空間を確保し、僧域を構成する建物として位置づけられる。奈良時代以降、法会の際には講堂と周辺は儀礼空間として機能していた(坂詰2003)。

Cのうち創建時期が7世紀後半～8世紀初めのものに末松廃寺(I期)がある。660年代に創建されたが、建て替え途中で瓦が弓波廃寺へ供給されている。塔の規模が大きいことが特徴であるが、講堂をもたないことと関係があるかは不明である。興道寺廃寺では8世紀中葉の再建寺院において、講堂が建立されている。

天花寺廃寺では、金堂は7世紀後半、塔は8世紀初めに建てられ、金堂・塔の北辺は揃えられたと考えられている(山田2008)。金堂を中心に磚仏が出土しており、大御堂廃寺(観世音寺式)と同系であることが指摘されている(鳥取県立博物館2003)。下府廃寺では、金堂・塔の北側には講堂を配置する空間がないことから、講堂が配されない可能性のほか、別の場所に設けられていた可能性も考えられている。出土瓦のうち軒丸瓦で大原廃寺との類似が指摘されている(浜田市教育委員会1993)。備後宮の前廃寺では、周囲の地形から講堂が建てられなかった可能性が指摘されている。軒丸瓦、軒平瓦のほか、文字瓦「軽部君黒女」「紀臣石女」などが出土しており、尼寺の可能性も考えられている(湊・亀田2006)

<D推定法起寺式> 上記以外のものは、推定法起寺式として分類し図3ではAと同じ記号で示した。大鳳寺跡、里廃寺、燈籠寺廃寺、西琳寺、衣縫廃寺、池田寺跡、信太寺跡、嬉野廃寺、尾張元興寺、竹林寺廃寺、影向寺、山田寺、弓波廃寺、桑寺廃寺、岩井廃寺、岡益廃寺、備中国分寺、備後上山手廃寺、神野々廃寺、白鳥廃寺、開法寺、般若寺跡、大分廃寺、興善寺廃寺である。これらには行政発掘以前の調査や伝承によって法起寺式が推定されたものが多い。地形や土壇の痕跡、位置関係から伽藍配置が想定されているものや塔礎石などの塔の痕跡による推定も含んでいる。Aと同様に時期幅、分布範囲ともに広いが、創建年代は7世紀後半～8世紀初頭に比定されているものが多い傾向にある。

川原寺式軒瓦と山田寺式軒瓦 地方においては7世紀後半に寺院の増加がみられ、この時期に創建される地方寺院では、大和の寺院に用いられる瓦を標識とした瓦を採用していることが広く知られている。川原寺式、山田寺式、法隆寺式、紀寺式などがその代表例で、元の型式に極めて近い例から模倣によって変形したものまでであるが、瓦当研究において型式として整理されている。また、山田寺式軒瓦は東日本に多く分布し、近畿地方やそのほかの地域には不均衡に分布する一方、川原寺式軒瓦はほぼ全国的に分布することが指摘されている(菱田1994)。



図3 法起寺式をとる寺院の分布

法起寺式をとる寺院のなかで、川原寺式軒丸瓦がみられるものには、穴太廃寺、高麗寺、里廃寺(高麗寺式)、大鳳寺、久世廃寺(高麗寺式)、天花寺廃寺、神野々廃寺、名古曾廃寺、佐野廃寺、東畑廃寺、尾張元興寺、弥勒寺、尾羽廃寺がある(古代瓦研究会編2009)。南山城においては、川原寺式軒瓦が多く寺院にみられる。特に相楽郡・久世郡には密集しており、壬申の乱の功績や交通路として木津川を掌握するといった意義づけがなされてきたが、この地域においては、高麗寺の創建を契機として展開していく。高麗寺からは川原寺創建瓦と同範の瓦が見つかり、そこから派生した一群は高麗寺式とよばれ、在地化し、里廃寺、久世廃寺などに分布していくことが指摘されている(古代瓦研究会編2009、中島2010)。

また、全体的な傾向として寺院の伽藍配置に拘わらず、美濃地域は特に多く川原寺式軒瓦がみられる。南海道でも四国は川原寺式瓦自体の数が少ない。西海道では大分県の宇佐地域にみられる。川原寺式軒瓦をもつ寺院の伽藍には法起寺式のほか、法隆寺式、四天王寺式など多様で、特に関西地方は法隆寺式・四天王寺式が多く、中国地方においては四天王寺式、観世音寺式がみられる。このほか、崇福寺(観世音寺式)、南滋賀町廃寺では、穴太廃寺で見つかった

| | | | |
|--------------|-------------|--------------|-------------|
| 燈籠寺廃寺 | 0.5625 | 全法起寺式平均 | 0.827 |
| 備後宮の前廃寺 | 0.612648221 | 8世紀前半～ | 0.829 |
| 寺本廃寺 | 0.666666667 | 弥勒寺跡(池尻廃寺) | 0.833333333 |
| 丹波国分寺 | 0.666666667 | 高麗寺跡 | 0.8375 |
| 川原寺西金堂 | 0.67 | 大鳳寺跡 | 0.838541667 |
| 吉備池廃寺金堂 | 0.676 | B:金堂の北に講堂 | 0.8370758 |
| 備後国分寺 | 0.680272109 | 土師百井廃寺跡 | 0.842105263 |
| 能登国分寺跡 | 0.697986577 | 畿内以外 | 0.844 |
| 観世音寺金堂 | 0.75 | 穴太廃寺(再建寺院) | 0.845528455 |
| ～8世紀前半 | 0.752 | 結城廃寺 | 0.846715328 |
| 木下別所廃寺 | 0.769230769 | 川原寺式軒瓦をもつ寺院 | 0.847 |
| 畿内 | 0.773 | 寺町廃寺 | 0.85133418 |
| C:講堂がない可能性あり | 0.78481794 | 飛鳥寺東金堂 | 0.86 |
| 尾羽廃寺 | 0.784946237 | 飛鳥寺西金堂 | 0.86 |
| 下府廃寺 | 0.785808147 | 影向寺 | 0.862068966 |
| 南滋賀町中金堂 | 0.79 | 石井廃寺 | 0.865714286 |
| 興道寺廃寺(再建期) | 0.792134831 | 大寺廃寺跡 | 0.868613139 |
| 龍角寺廃寺 | 0.793610224 | 大原廃寺跡 | 0.870588235 |
| 法起寺 | 0.79375 | 竹林寺廃寺 | 0.870967742 |
| 久世廃寺 | 0.797752809 | 天花寺廃寺 | 0.875 |
| 杉崎廃寺 | 0.8 | 備後上山手廃寺 | 0.879269729 |
| 郡里廃寺 | 0.8 | 肥後稲佐廃寺 | 0.891176471 |
| 長林寺 | 0.80952381 | 豊前天台寺跡 | 0.897689769 |
| ～7世紀前半 | 0.82 | 南滋賀町西金堂 | 0.9 |
| 飛鳥寺中金堂 | 0.82 | 佐野廃寺(狭屋寺) | 0.9 |
| 川原寺中金堂 | 0.82 | 東畑廃寺 | 0.911764706 |
| ～7世紀後半 | 0.821 | 末松廃寺(I期) | 0.929292929 |
| 興道寺廃寺(創建期) | 0.821428571 | 山王廃寺 | 0.986363636 |
| 山田寺式軒丸をもつ寺院 | 0.823 | 白鳥廃寺 | 1.285714286 |
| | | 全法起寺式平均 | 0.827 |
| | | ～7世紀前半 | 0.82 |
| | | ～7世紀後半 | 0.821 |
| | | ～8世紀前半 | 0.829 |
| | | 8世紀前半～ | 0.752 |
| | | 畿内 | 0.773 |
| | | 畿内以外 | 0.842 |
| | | B:金堂の北に講堂 | 0.709 |
| | | C:講堂がない可能性あり | 0.863 |
| | | 川原寺式軒瓦をもつ寺院 | 0.847 |
| | | 山田寺式軒丸をもつ寺院 | 0.654 |
| | | 飛鳥寺中金堂 | 0.82 |
| | | 飛鳥寺東金堂 | 0.86 |
| | | 飛鳥寺西金堂 | 0.86 |
| | | 川原寺中金堂 | 0.82 |
| | | 川原寺西金堂 | 0.67 |
| | | 南滋賀町中金堂 | 0.79 |
| | | 南滋賀町西金堂 | 0.9 |
| | | 観世音寺金堂 | 0.75 |
| | | 法起寺金堂 | 0.794 |
| | | 吉備池廃寺金堂 | 0.676 |

表3 法起寺式をとる寺院および関連寺院の金堂基壇の南北/東西比

川原寺式軒瓦との関係性が指摘されているほか下野薬師寺においても川原寺式軒瓦がみられる。法起寺式をとる寺院は、畿内より西側にも多く全国的に分布しているが、そのなかでも川原寺式軒瓦がみられる寺院は畿内よりも東側に多く分布することがその大きな特徴として指摘できる。

一方、山田寺軒瓦は、西琳寺、池田寺、衣縫廃寺、高麗寺、尾張元興寺、竹林寺廃寺、龍角寺、木下別所廃寺、土師百井廃寺で確認されている。畿内と愛知県、静岡県、千葉県との分布であり、山田寺式については(菱田1994、古代瓦研究会編2005)で指摘されている内容を追認できる。

(3) 法起寺式をとる寺院の金堂基壇

大和の主要寺院の金堂と、法起寺式をとる寺院、法起寺式をとる寺院のうち山田寺、川原寺系の瓦が出土する寺院の金堂基壇の南北/東西規模につい

て、比較を試みた⁵(表3)。

飛鳥・白鳳時代の寺院金堂は一般的に5間×4間の柱間で、建物の桁行と梁行の比はほぼ13:10となる(宮本1979)。基壇規模と建物規模を同様に扱うことはできないが、この場合、梁行/桁行は0.769となる。まず、今回集成した全法起寺式の平均は0.827となった。

川原寺西金堂0.67と法隆寺式をとる最初の寺院とされる吉備池廃寺0.676は近い値である。南滋賀町廃寺の西金堂は0.9で、より正方形に近い形となる。法起寺式をとる寺院の中で、法起寺の0.794に近いのは龍角寺廃寺0.7936、久世廃寺の0.977である。

0.79台では、南滋賀町廃寺中金堂0.79、興道寺廃寺(再建期)0.792、久世廃寺0.797があげられる。高麗寺においては、伽藍計画において当初川原寺式を志向したことが想定されており、法起寺よりも川原寺、南滋賀町廃寺との数値の類似が指摘されている(山城町教育委員会編1989)。また先に触れたように出土

瓦において近江との関連が指摘されている。

次に、前掲のB、Cタイプについてみる。Bの金堂の北に講堂を配するタイプのものとしては、木下別所廃寺0.769、尾羽廃寺0.784、杉崎廃寺0.8、大原廃寺0.87、豊前天台寺跡0.897、佐野廃寺0.9となる。これらの創建時期は佐野廃寺がやや後出するものの、おおむね7世紀第4四半期ごろ～8世紀初頭である。Bの平均は0.837である。Cでは、備後宮の前廃寺0.612、下府廃寺0.785、郡里廃寺0.8、興道寺廃寺(創建期)0.821、穴太廃寺(再建)0.845、石井廃寺0.865、末松廃寺(I期)0.929となる。Cの平均は0.784となる。Bよりも数値の幅が広いのが特徴といえよう。いずれも同じタイプのなかで共通の特徴を見出すのは難しい。

金堂建物の柱間については、地方においては5間×4間のものと、7間×4間のものがほぼ同程度分布する(宮本1979)。平城京においては、薬師寺金堂や唐招提寺金堂や興福寺東西金堂など、金堂が中門の正面に配されるため、規模を大きくしてその壮観を示そうとしたもので、細長い平面をとることからは、回廊との連続性を重んじた意匠であると解釈されている。近年の古代寺院金堂基壇の集成分析では、7世紀末には0.8台のものと0.6台のものが混在していることから、7世紀から8世紀にかけて金堂の形状が徐々に変化していった可能性が指摘されており(大川2008)、先行研究での指摘が改めて確認されている。

法起寺式をとる寺院においても0.6台～0.8台が混在しているが、大まかな時期別にみると、7世紀代では0.821、8世紀前半まででは0.829、8世紀前半以降～では0.752となり、古代寺院全般と比較すると、より東西・南北規模が近い数値の正方形に近い形に寄った結果となった。このことは、東西に長い金堂を配し壮観を示す意匠とは対照に、塔と金堂を並置することに重きをおいた傾向によるものと解釈できるのではないだろうか。

また、吉備池廃寺(法隆寺式)と法起寺式寺院全体平均は遠い値となったが、これは吉備池廃寺の金堂がこの時期の金堂としては破格に大きいことによる

| | | | |
|------------|-------|------------|-------------|
| 久世廃寺 | 1.993 | 興道寺廃寺(創建期) | 1.4 |
| 高麗寺跡 | 1.26 | 興道寺廃寺(再建期) | 1.163 |
| 法起寺 | 1.29 | 末松廃寺(I期) | 2.329 |
| 天花寺廃寺 | 1.818 | 丹波国分寺 | 1.646 |
| 東畑廃寺 | 1.7 | 土師百井廃寺跡 | 1.357 |
| 竹林寺廃寺 | 2.279 | 大寺廃寺跡 | 1.151 |
| 寺本廃寺 | 3.333 | 大原廃寺跡 | 1.545 |
| 影向寺 | 2.417 | 下府廃寺 | 1.148 |
| 結城廃寺 | 1.245 | 寺町廃寺 | 1.431 |
| 龍角寺廃寺 | 1.72 | 備後宮の前廃寺 | 2.008 |
| 木下別所廃寺 | 1.625 | 備後国分寺 | 1.633 |
| 穴太廃寺(再建寺院) | 1.662 | 佐野廃寺(狭屋寺) | 1.25 |
| 弥勒寺跡(池尻廃寺) | 1.294 | 石井廃寺 | 1.4 |
| 杉崎廃寺 | 1.667 | 郡里廃寺 | 1.24 |
| 山王廃寺 | 1.618 | 平均 | 1.642137931 |

表4 法起寺式寺院の金堂/塔の基壇東西規模

ものとも考えられる。吉備池廃寺の塔の規模は、一辺32mに推測されている(奈良文化財研究所2003)。法起寺式をとる寺院の塔の基壇規模(一辺)は、法起寺が12.4m、比較的大型の穴太廃寺が13.32m、興道寺廃寺が15.3mであり、吉備池廃寺のような規模は法起寺式には類例をみない。しかし、吉備池廃寺金堂基壇の東西規模と塔の一辺は37m:32mで、金堂の東西基壇は、塔の1.15倍程度となる。法起寺の金堂基壇規模が塔の1.29倍であるので、バランスとしては塔と金堂を同列に扱っているとも考えられる。

法起寺式をとる寺院のうち、塔と金堂の基壇規模が確認されている寺院について、それぞれの基壇東西規模の比較を行った(表4)。数値が小さいほど、塔と金堂の基壇規模が近い値となる。これらの平均は1.64でおよそ塔の1.5倍強の金堂東西幅である。法起寺式の1.29と近いものとしては、弥勒寺跡1.294、高麗寺跡1.26があげられる。

以上から、法起寺式をとる寺院の基壇東西比は、古代寺院全般よりもやや東西幅が短い傾向にあるものの、法起寺、法隆寺式寺院の初出である吉備池廃寺、二金堂式の川原寺式、南滋賀町廃寺のなかで、南滋賀町廃寺中金堂と畿内の法起寺式寺院の金堂南北/東西規模が近い値であることを指摘しておく。

その他の特徴 このほかに、外郭施設として掘立柱柵をもつものがみられた。寺院は宗教施設であり、回廊で囲まれた空間は聖域として意識される。回廊の外側を掘立柱柵で囲むことは防御施設としての役割を帯びていたことを意味する指摘(甲斐2010)もある。Bタイプの杉崎廃寺は回廊をもたず掘立柱塀で区画している。また、寺院と官衙が計画的に配置された弥勒寺でも、南門施設が掘立柱塀であるという見解がある。このような施設は、畿内でも四天王寺などでみられるほかに法起寺式の寺院以外でも、南滋賀町廃寺や観世音寺式をとる寺院で確認されており、寺院にみられる軍事的な要素の場合があるとして注目されている。

また造営技術の研究では、瓦積み基壇の採用について近江と大和を結ぶ地域で従来の大和の寺院の影響を受けたものが展開することが指摘されている(網2005)。法起寺式寺院では、高麗寺、大鳳寺、大宅廃寺、久世廃寺、穴太廃寺、丹波国分寺、大寺廃寺、大原廃寺、寺町廃寺、備後上山手廃寺に瓦積み基壇がみられる。

基壇の版築と堀込地業の工法分析では、7世紀後半における爆発的な寺院数の増加に伴い、寺院の格式に応じた工法が適用されたとする見解(青木2016)がある。そのなかで、寺院の増加に呼応して適応されたB工法を用いるものとして天花寺廃寺(金堂)、高麗寺跡(金堂・塔)、大原廃寺(塔)、般若寺跡(塔)があげられている。飛鳥地域を中心として七堂伽藍を備えた本格的寺院に用いられるB工法がみられるものとして、山王廃寺(金堂・塔)があり、それに準ずるA B工法を用いるものとして大分廃寺(塔)、弥勒寺(金堂)、寺本廃寺(塔ほか)が述べられている。青木の指摘するB・A B工法を採用したのものには、今回、法起寺式Aタイプに分類したものが多くことが指摘できる。

法起寺式と法会 法起寺式とならんで東西に金堂・塔を配する法隆寺式では吉備寺廃寺(百濟大寺)が最も古い。吉備寺廃寺の伽藍は、中軸から西寄りの位置に中門が位置する(奈良文化財研究所2003)。その理由について、菱田哲郎は塔と金堂を並立させる伽

藍が成立する際に、中門の位置が金堂全面を意識したことを示すとした。のちの大官大寺、薬師寺、東大寺では中門が金堂の全面に位置していること、いずれも大寺院であり中門が法会の際に重要な役割を果たしていることから中門の機能が考慮されたと分析、高麗寺は過渡的な様相を示していると評価し、その後の護国法会との関係から長く中核寺院として機能したとする(菱田2019)。法会については、多くの地方寺院が法起寺式をとっていることから、地方寺院には行われている法会で用いられる経典には『日本霊異記』等の例から『法華経』『涅槃経』『金剛涅槃経』が多く、護国の経典である『金光明最勝経』が少ないこと、法会の目的としては、追善供養、懺悔悔過が主で、現世利益的な信仰が中心であり、古代東アジアにおける仏教的な世界と相違ないことが指摘されている(三舟2019b)。その事例の一つには佐野廃寺(法起寺式)があり、地方の集団における信仰が垣間見える。この様子からも、観世音寺式をとる寺院と法起寺式とは明確に区別がなされていたことが看守される。

法起寺式をとる寺院には、金堂と塔が南北に並ぶ形、伽藍中軸線から西寄りに講堂が位置する形がみられる。法起寺式Bタイプとした尾羽廃寺、杉崎廃寺、大原廃寺、大海廃寺、佐野廃寺、豊前天台寺である。これらのうち中門が金堂を意識した可能性があるものは、杉崎廃寺、大海廃寺である⁶。杉崎廃寺が二重基壇をもち玉石敷の伽藍であること、佐野廃寺が高麗寺と同様、「霊異記」に登場することは注目される。

このように、法起寺式をとる寺院は、これまでの検討のなかでは特定の信仰と結びつけることは難しい。法起寺式は7世紀半ばまでの畿内や中央の動きをふまえ、畿内の高麗寺などでは早い段階で採用され、瓦とともに周辺に広まっていく。隣接した寺院の存在や、創建後の官とのつながり、地方における長期間の流行は、造寺主体となった氏族や勢力の世代交代を経てもなお、法起寺式を採用したようにも想像できる。

各地で造寺活動が行われるなかで、官的要素や護国思想に限らず、現世利益や地域・民族的なつながりに寄り添った汎用性の高さからは、在地的な仏教信仰の基盤として、安置された本尊を礼拝・供養することがより容易な南面金堂(法起寺式)が生じたことが想定できるのではないだろうか。

(4) 今後の課題と展望

山林寺院に注目している上原真人は、大津宮に位置する南滋賀町廃寺と崇福寺をセット関係でとらえ、平安時代前期の真言宗寺院における山上の寺+山麓の寺の関係が7世紀にさかのぼる事例としている(上原2011)。南滋賀町廃寺は筆者が法起寺式の祖型とした寺院、崇福寺は観世音寺式寺院であり、直線で約1.5kmの位置にある。上原はこのほかに、鳥取県の大原廃寺：山地(法起寺式)と大御堂廃寺：平地(観世音寺式)、愛知県の北野廃寺：平地(四天王寺式)と真福寺東谷遺跡(山地：伽藍不明)の2例を示し、平地寺院と山林寺院がセットで機能するという情報が7世紀後半に各地に伝播したと想定している。大原廃寺と大御堂廃寺は約2.5kmに位置し、瓦が同範関係にあることなど、南滋賀町廃寺と崇福寺の関係に似ていることが指摘されている。

また、今回は詳細に触れていないが、法起寺式をとる寺院には法起寺のほかにも、佐野廃寺、備後上山手廃寺については尼寺の可能性があるとされる。仏教公伝以後、聖武天皇による国分寺・国分尼寺建立詔までの間には多くの女性天皇がおり、それぞれ仏教政策を進めてきた。畿内においては、多くの尼寺が確認されており、地方寺院においても尼寺が営まれたことが想定される。今回挙げた法起寺式をとる寺院のなかにも一定数の尼寺が存在する可能性がある。

これまでに述べてきたように、法起寺式をとる寺院は、全国広範囲に長期間にわたって分布し、特徴的な性格を抽出しづらい。今後、地域別に他の伽藍配置をとる寺院とのセット関係や、伽藍配置の採用と工人の移動等の人々の動きなど多面的なアプローチが必要と考える。

<引用・参考文献>

図表についても以下を参考に作成した。図版のうち、記載のないものは筆者作成である。

- 愛知県史編さん委員会2010『愛知県史』資料編4考古4飛鳥～平安. 愛知県青木和夫ほか1990『続日本紀』二. 岩波書店
- 青木敬2016『寺院造営技術からみた白鳳』『國學院雑誌』117号 國學院大學朝倉秋富・名越勉・倉吉博物館編1978『倉吉の文化財』倉吉市教育委員会網伸也1999『大宅廃寺再考』『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会網伸也2005『日本における瓦積基壇の成立と展開-畿内を中心として』『日本考古学』第20号. 日本考古学会
- 網干善教2006『大和の古代寺院跡をめぐる』学生社
- 石松好雄2007『南海道・西海道の寺院造営』『シンポジウム報告書天武・持統朝の寺院造営-西日本-』帝塚山大学考古学研究所
- 伊東照雄2008『下関市史』原始・中世 下関市
- 稲沢市史編纂委員会1983『新修稲沢市史 資料編6』新修稲沢市史編纂会事務局
- 稲沢市史編纂委員会1990『新修稲沢市史 本文編』新修稲沢市史編纂会事務局
- 猪股喜彦・瀬田正明・古淵忠秋2013『甲斐国分寺』『国分寺の創建 組織・技術編』吉川弘文館
- 上原真人2011『国分寺と山林寺院』『国分寺の創建 思想・制度編』吉川弘文館
- 宇治市教育委員会1984『大鳳寺跡第4次発掘調査概報』宇治市教育委員会
- 宇治市教育委員会1985『大鳳寺跡第5次発掘調査概報』宇治市教育委員会
- 宇治市教育委員会1986『大鳳寺跡第6次発掘調査概報』宇治市教育委員会
- 宇治市教育委員会編1987『大鳳寺跡発掘調査報告』宇治市教育委員会
- 宇治市教育委員会2006『菟道遺跡(菟道藪里14) 発掘調査報告書-大鳳寺跡西外区の発見-』宇治市教育委員会
- 梅原三千ほか1961『津市史』第三卷・第五卷. 津市役所
- 大川敬夫1988『地形からみた尾羽廃寺』『考古学叢考』斎藤忠先生頌寿記念論文集刊行会編
- 大川敬夫2008『尾羽廃寺跡の研究』同成社
- 大阪府教育委員会1982『観世音寺遺跡発掘調査報告書』大阪府教育委員会
- 大阪府教育委員会・財団法人大阪府埋蔵文化財協会1989『(財)大阪府埋蔵文化財協会調査報告書第43輯 近畿自動車道と歌山線建設に伴う池田寺遺跡-発掘調査報告書-』大阪府埋蔵文化財協会
- 大阪府教育委員会・財団法人大阪府埋蔵文化財協会1990『(財)大阪府埋蔵文化財協会調査報告書第54輯 池田寺遺跡Ⅱ近畿自動車道松原海南線建設に伴う発掘調査報告書』大阪府埋蔵文化財協会
- 大阪府教育委員会・財団法人大阪府埋蔵文化財協会1991『(財)大阪府埋蔵文化財協会調査報告書第65輯 池田寺遺跡Ⅲ近畿自動車道松原海南線建設に伴う発掘調査報告書』大阪府埋蔵文化財協会
- 大阪府教育委員会・財団法人大阪府埋蔵文化財協会1991『(財)大阪府埋蔵文化財協会調査報告書第71輯 池田寺遺跡Ⅳ近畿自動車道松原海南線・都市計画道路泉州山手線・泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に伴う発掘調査報告書』大阪府埋蔵文化財協会
- 大阪府立近つ飛鳥歴史博物館2013『考古学からみた推古朝』大阪府立近つ飛鳥博物館
- 大津市教育委員会2007『南滋賀町廃寺発掘調査報告書』大津市教育委員会
- 岡崎健一2008『丹波国分寺とその前史』『京都府埋蔵文化財情報』107号. 財団法人京都府埋蔵文化財研究センター
- 小笠原好彦2005『日本古代寺院造営氏族の研究』東京堂出版
- 岡田容子2004『備後伝吉田寺について-近年の発掘調査から-』『考古論集』
- 河瀬正利先生退官記念論文集. 河瀬正利先生退官記念事業会
- 岡本東三1993『下総龍角寺の山田寺式軒瓦について-その分布が意味するもの-』『千葉史学』22号. 千葉歴史学会
- 岡山県文化財保護協会1978『大海廃寺緊急発掘調査報告書』岡山県教育委

員会
岡山県文化財保護協会1979『大海庵寺緊急発掘調査報告書Ⅱ』岡山県教育委員会
小川貴司2010『鏡瓦から見た山田寺』『山田寺』各務原市文化財調査報告書第50号 各務原市教育委員会
奥村清一郎・福山敏男1976『久世庵寺発掘調査概報』『城陽市埋蔵文化財調査報告書第4集』城陽市教育委員会
甲斐弓子2010『わが国古代寺院にみられる軍事的要素の研究』雄山閣
加賀市教育委員会1978『弓波庵寺跡範囲確認発掘調査報告』加賀市教育委員会
各務原市埋蔵文化財調査センター 2010『各務原市文化財調査報告書第50号山田寺跡第1・2・3・4次範囲確認調査報告書』各務原市教育委員会
香川県教育委員会編1983『白鳥庵寺』『香川県埋蔵文化財調査年報 昭和57年度』香川県教育委員会
香川県教育委員会編1983『新編 香川叢書』考古編. 香川県教育委員会
香川県教育委員会編1996『白鳥庵寺』『香川県埋蔵文化財調査年報 平成7年度』香川県教育委員会
香川県埋蔵文化財センター 2010『讃岐国府を探る』香川県埋蔵文化財センター
梶原義実2010『国分寺瓦の研究 考古学からみた律令期生産組織の研究』名古屋大学出版会
春日居町教育委員会1988『寺本庵寺第1・2・3次発掘調査報告書』春日居町教育委員会
亀岡市文化資料館2005『シンポジウム丹波国分寺を考える』記録集Ⅰ. 亀岡市文化資料館
亀田修一1995『瀬戸内海沿岸地域の古代寺院と瓦』『瀬戸内海地域における交流の展開』古代王権と交流 6. 名著出版
亀田修一2007『山陽道・山陰道の寺院造営』『シンポジウム報告書 天武・持統朝の寺院造営-西日本-』帝塚山大学考古学研究所
亀田修一2015『考古学からみた仏教の多元的伝播』『仏教文明の展開と表現』勉誠出版
亀田博2000『日韓古代宮都の研究』学生社
河合英夫・島田敏男1995『飛騨の伽藍-杉崎庵寺の調査-』『月刊文化財』3月号. 第一法規
川上貞夫1966『岡益の石堂』矢谷印刷所
川崎市教育委員会2014『橘樹官衙遺跡群の調査』川崎市教育委員会
川畑進・松本豊胤1977『開法寺跡(香川県)』『佛教藝術』116. 毎日新聞社
川本義継1998『仏教の伝播と初期寺院』『豊津町史』豊津町
木津川市教育委員会2008『史跡高麗寺跡第8次発掘調査概報』木津川市教育委員会
木津川市教育委員会2010『史跡高麗寺跡第10次発掘調査概報』木津川市教育委員会
九州歴史資料館1980『般若寺跡 大宰府史跡昭和54年度発掘調査概報別冊』九州歴史資料館
九州歴史資料館1988『般若寺跡Ⅱ 大宰府史跡昭和62年度発掘調査概報別冊』九州歴史資料館
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編2010『飛鳥白鳳の薨〜京都市の古代寺院〜』京都市文化財ボックス第24集. 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
京都府教育委員会1958『大宅庵寺発掘調査概報』京都府教育委員会
郡家町教育委員会1979『土師百井庵寺跡発掘調査報告書Ⅰ』郡家町教育委員会
葛野泰樹2002『寺院配置からみる大津宮遷都』『日本仏教の形成と展開』宝蔵館
久保穰二郎2017『土師百井庵寺の瓦について』『調査研究紀要8』鳥取県埋蔵文化財センター
熊本県教育委員会1980『興善寺Ⅰ』熊本県教育委員会
熊本県教育委員会1980『興善寺Ⅱ』熊本県教育委員会

熊本県教育委員会1982『肥後国分僧寺Ⅰ』熊本県教育委員会
倉吉市教育委員会1999『史跡大原庵寺発掘調査報告書』倉吉市教育委員会
黒崎直2010『近江大津宮の再検討-その中軸線と南滋賀町庵寺をめぐって-』『坪井清足先生卒寿記念論文集』下. 坪井清足先生の卒寿をお祝いする会
小出紳夫・西川修一・山路直充1993『千葉県印西町木下別所庵寺の鏡瓦』『古代』96号. 早稲田大学考古学会
古代瓦研究会編2000『古代瓦研究Ⅰ』奈良文化財研究所
古代瓦研究会編2005『古代瓦研究Ⅱ』奈良文化財研究所
古代瓦研究会編2009『古代瓦研究Ⅲ』奈良文化財研究所
小谷徳彦2002『瓦からみた紀ノ川流域の古代寺院』『帝塚山大学考古学研究所研究報告4』帝塚山大学考古学研究所
近藤康司1997『池田寺跡(明王院)』『古代寺院の出現とその背景』第42回埋蔵文化財研究集会 香芝市二上山博物館・埋蔵文化財研究会
近藤義行・梶本敏三・鷹野一太郎1979『久世庵寺第3次発掘調査概報』『城陽市埋蔵文化財調査報告書第9集』城陽市教育委員会
近藤義行ほか1980『久津川遺跡群』『城陽市埋蔵文化財調査報告書第9集』城陽市教育委員会
財団法人京都市埋蔵文化財研究所1988『42大宅庵寺』『昭和6年度京都市埋蔵文化財調査概要』京都市埋蔵文化財研究所
財団法人千葉県教育振興財団編2009『栄町龍角寺跡-首都自然歩道整備事業埋蔵文化財調査報告書-』千葉県環境生活部
財団法人和歌山県文化財センター 2008『紀の国の歩み-財団法人和歌山県文化財センター発掘20年の記録-』
斎藤忠ほか編1962『石井』徳島県文化財調査報告書第五集 吉川弘文館
坂出市教育委員会2002『坂出市内遺跡発掘調査報告書』坂出市教育委員会
酒井仁夫・高橋章1984『豊前地方の8世紀代の軒瓦について-上坂庵寺出土瓦を中心に-』『九州考古学』第59号. 九州考古学会
坂田邦洋編1994『玉名郡衙』玉名市・秘書企画課
坂本太郎ほか1993『日本書紀』下. 岩波書店
貞清世里2011『川原寺式伽藍配置の検討』『西南学院大学大学院国際文化研究論集』第5号. 西南学院大学大学院
貞清世里2013『南海道の法起寺式伽藍配置をとる古代寺院の検討』『西南学院大学博物館研究紀要』創刊号. 西南学院大学博物館
貞清世里・高倉洋彰2010『鎮護国家の伽藍配置』『日本考古学』第30号. 日本考古学協会
佐藤信2007『下野薬師寺の古代史』『栃木県立文書館研究紀要』第13号. 栃木県立文書館
真田廣幸1986『伯耆国大御堂庵寺考』『山陰考古学の諸問題』山本清先生喜寿記念論集刊行会
真田廣幸ほか2001『史跡大御堂庵寺跡発掘調査報告書』倉吉市文化財調査報告書第107集. 倉吉市教育委員会
真田廣幸・根鈴智津子2005『倉吉市大御堂庵寺の調査』『地方官衙と寺院-郡衙周辺寺院を中心として-』奈良文化財研究所
佐野勝廣1989『寺本庵寺の軒瓦について』『山梨考古学論集Ⅱ』山梨県考古学協会
滋賀県文化財保護協会編1993『南滋賀遺跡』滋賀県教育委員会文化財保護課
滋賀県教育委員会事務局文化財保護課・滋賀県文化財保護協会編2001『一般国道161号(西大津バイパス)建設に伴う穴太遺跡発掘調査報告書Ⅳ』滋賀県教育委員会事務局文化財保護課
篠原英政・田中弘志2001『弥勒寺跡-弥勒寺東遺跡-美濃国武義郡衙と郡寺-』『古代』第110号. 早稲田大学考古学会
柴田実1941『崇福寺跡』大津京跡・下. 滋賀県史蹟調査報告第10集 滋賀県
白石成二1992『古代総領制をめぐる諸問題-伊予総領を中心に-』『ソーシャル・リサーチ』5号. ソーシャル・リサーチ研究会
城倉正祥・ナワビ矢麻・渡辺玲・青笹基史2017『下野龍角寺の発掘(Ⅱ期3次)調査-遺構編-』『プロジェクト研究』第12号. 早稲田大学総合研究機構
杉崎庵寺跡発掘調査団編1998『杉崎庵寺跡発掘調査報告書』古川町教育委

員会

須田勉2013a「国分寺造営の諸段階-考古学から-」『国分寺の創建 組織・技術編』吉川弘文館
 須田勉2013b「日本古代の寺院・官衙造営 長屋王政権の国家思想」吉川弘文館
 妹尾周三2011「出雲へ伝わった仏教の特質-古代寺院から見た地域間交流とその背景-」『古代出雲の多面的交流の研究』鳥根県古代文化センター
 多宇邦雄1998「龍角寺跡」『千葉県歴史』千葉県
 田川市教育委員会1990『天台寺跡(上伊田廃寺)』田川市教育委員会
 竹石健二・澤田大多郎2009「川崎市影向寺境内(4)遺跡発掘調査報告-薬師堂西-」『竹石健二先生・澤田大多郎先生古希記念論文集』六一書房
 太宰府市教育委員会2007『大宰府条坊跡32-般若寺周辺の調査-』太宰府市教育委員会
 田中弘志2010「律令国家を支えた地方官衙・弥勒寺遺跡群」新泉社
 谷口梢2010「丸亀市の古代寺院」『帝塚山大学考古学研究所研究報告』XII. 帝塚山大学考古学研究所
 玉川文化財研究所編2007『川崎市宮前区影向寺遺跡第12次調査発掘調査報告書』宗教法人影向寺
 田村圓澄2002『古代国家と仏教教典』吉川弘文館
 田村圓澄2004「天武・持統朝における「国家仏教」の創出」『古代文化』第118号. 古代学研究所
 筑穂町教育委員会1997『大分廃寺』筑穂町教育委員会
 千葉県教育委員会1979『木下別所廃寺第二次発掘調査報告書』千葉県教育委員会
 辻史郎2001「下総国結城廃寺の伽藍配置と瓦について」『古代』110号. 早稲田大学考古学会
 辻本和美1996「南山城の古代寺院と瓦積み基壇」『京都府埋蔵文化財論集』第3集. 京都府埋蔵文化財センター
 東海埋蔵文化財研究会岐阜大会実行委員会事務局編 1992『古代仏教東へ: 寺と窯』東海埋蔵文化財研究会
 同志社大学歴史資料館2010「南山城の古代寺院」同志社大学歴史資料館
 徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター 1999「石井城ノ内遺跡 石井・神山線地区-主要地方道石井・神山線道路改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-」徳島県埋蔵文化財センター
 徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター 2000「石井遺跡-徳島県立名西高等学校施設新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告-」徳島県埋蔵文化財センター
 徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター 2003「石井城ノ内遺跡 石井曾我団地地区県営住宅(石井曾我団地)建設工事関連埋蔵文化財発掘調査報告書」徳島県埋蔵文化財センター
 鳥取県教育委員会1966『大寺廃寺発掘調査略報』鳥取県教育委員会
 鳥取県教育委員会1967『大寺廃寺発掘調査報告書』鳥取県教育委員会
 鳥取県立博物館2003『鳥取県立博物館所蔵古代寺院関係資料集』鳥取県立博物館
 豊津町歴史民俗資料館編1996『豊前国の古代寺院展図録』豊津町歴史民俗資料館
 中島正2010「高麗寺」『同志社大学歴史資料館調査研究報告 第9集 南山城の古代寺院』同志社大学歴史資料館
 中島正編2011『史跡高麗寺廃寺Ⅱ』木津川市教育委員会
 中林隆之1994「護国法会の史的展開」『ヒストリア』第145号. 大阪歴史学会
 七尾市教育委員会文化課編1994『史跡能登国分寺跡整備事業報告書』七尾市教育委員会
 七尾市教育委員会編2000『能登国分寺跡発掘調査報告書』七尾市教育委員会
 奈良国立文化財研究所1960『川原寺発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第9冊 国立奈良文化財研究所
 奈良県立橿原考古学研究所1977『法起寺境内発掘調査概報』奈良県立橿原考古学研究所
 奈良県立橿原考古学研究所編1990『長林寺』河合町教育委員会

奈良文化財研究所2003『吉備池廃寺発掘調査報告書-百済大寺跡の調査-』奈良文化財研究所
 奈良文化財研究所2004『川原寺域北限域の調査-飛鳥藤原第119-5次発掘調査報告-』奈良文化財研究所
 橋本市教育委員会1977『和歌山県橋本市神野々廃寺跡緊急発掘調査報告書』橋本市教育委員会
 花谷浩2010「古代寺院の瓦生産と古代山陰の領域性-出雲西部を中心に-」『出雲国の形成と国府成立の研究-古代山陰地域の土器様相と領域性-』鳥根県古代文化センター
 羽曳野市教育委員会2004『羽曳野市内遺跡調査報告書-平成13年度-』羽曳野市教育委員会生涯教育部文化財保護課文化財保護係
 浜田市教育委員会1990『下府廃寺跡発掘調査概報』浜田市教育委員会
 浜田市教育委員会1993『下府廃寺跡』浜田市教育委員会
 林博通1989「近江の古代寺院」近江の古代寺院刊行会
 菱田哲郎1994「瓦当文様の創出と七世紀の仏教政策」『ヤマト王権と交流の諸相』名著出版
 菱田哲郎2005a「日本列島の国家形成と宗教政策」『国家形成の比較研究』学生社
 菱田哲郎2005b「古代日本における仏教の普及」『考古学研究』25巻3号 考古学研究会
 菱田哲郎2007a「丹後地域の古代寺院」『丹後地域史へのいざない』思文閣出版
 菱田哲郎2007b「古代日本国家形成の考古学」京都大学学術出版会
 菱田哲郎・吉川真司2019『日本古代寺院史の研究』思文閣出版
 飛騨市教育委員会編2012『杉崎廃寺跡2』飛騨市教育委員会
 広島県教育委員会編1979「上山手廃寺発掘調査概報(1)」広島県教育委員会
 広島県教育委員会編1980「上山手廃寺発掘調査概報(2)」広島県教育委員会
 広島県教育委員会編1981「上山手廃寺発掘調査概報(3)」広島県教育委員会
 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編1980『備後寺町廃寺-推定三谷寺跡第1次発掘調査概報』三次市教育委員会
 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編1981『備後寺町廃寺-推定三谷寺跡第2次発掘調査概報』三次市教育委員会
 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編1982『備後寺町廃寺-推定三谷寺跡第3次発掘調査概報』三次市教育委員会
 広島県立歴史民俗資料館1988「平成10年度考古企画展ひろしまの古代寺院寺町廃寺と水切り瓦」広島県立歴史民俗資料館
 広島県立歴史民俗資料館1999「広島県立歴史民俗資料館研究紀要」第2集 広島県立歴史民俗資料館
 広瀬和雄1982『観音寺遺跡発掘調査報告書』大阪府教育委員会
 廣瀬正照1984「肥後古代の寺院と瓦」廣瀬正照遺稿集刊行会
 福井県埋蔵文化財センター 2009「第25回福井県発掘調査報告会資料」福井県埋蔵文化財センター
 福山市教育委員会1977『史跡宮の前廃寺跡調査と整備』福山市教育委員会
 藤井利章1984「河内国府と衣縫廃寺」『龍谷史壇』85. 龍谷大学史学会
 藤井直正1978「讃岐開法寺考-国府と古代寺院」『史迹と美術』48. 史迹・美術同友会
 藤本誠2017「古代村落の「堂」研究の現状と課題」『民衆史研究』93号. 民衆史研究会
 文化庁2009埋蔵文化財発掘調査報告第8『史跡末松廃寺』文化庁
 埋蔵文化財研究会1997『古代寺院の出現とその背景』第42回埋蔵文化財研究会集會 香芝市二上山博物館・埋蔵文化財研究会
 前橋市教育委員会1982『山王廃寺跡第7次発掘調査報告書』前橋市教育委員会
 前橋市教育委員会2007『山王廃寺跡-平成18年度調査報告-』前橋市教育委員会
 前橋市教育委員会2010「山王廃寺-平成20年度調査報告-」前橋市教育委員会
 町田甲一1977「法起寺の歴史」『大和古寺大観』第1巻. 岩波書店
 松下正司1977「仏教文化の受容」『地方の古代史』2. 朝倉書店

松葉竜司2019「古代若狭における寺院造営の様相」『日本古代寺院史の研究』思文閣出版

松本雅明・高野啓一1977「稲佐廃寺の伽藍配置」『熊本史学』50号. 熊本史学会

松本雅明1987『肥後の国府と古代寺院址の研究-松本雅明著作集(3)-』弘生書林

松本百合子2000「長林寺の創建瓦」『古代瓦研究Ⅰ』奈良国立文化財研究所

松山市教育委員会文化財課2012「来住廃寺39次調査現地説明会資料」

丸杉俊一郎2003「竹林寺廃寺跡」『静岡県の古代寺院・官衙遺跡』静岡県教育委員会

三重県教育委員会1980「昭和54年度県営圃場整備事業地域埋蔵文化財発掘調査報告」三重県教育委員会

水野正好編1980「道成寺」昭和54年度発掘調査報告書. 川辺町教育委員会

湊哲夫1992「4. 大海廃寺」『美作の白鳳寺院』津山郷土博物館

湊哲夫・亀田修一2006「吉備の古代寺院」吉備人出版

三舟隆之1995「上淀廃寺と山陰の古代寺院」『出雲世界と古代の山陰』名著出版

三舟隆之2005「地方寺院の性格-氏寺説から-」『地方官衙と寺院-郡衙周辺寺院を中心として-』奈良文化財研究所

三舟隆之2013「日本古代の王権と寺院」名著刊行会

三舟隆之2016「出雲への仏教伝播経路-寺院造営技術の伝播-」『出雲古代史研究』第26号出雲古代史研究会

三舟隆之2019a「伽藍配置から見た興道寺廃寺」『美浜町歴史シンポジウム記録集13 復元！興道寺廃寺を取り巻く景色』美浜町教育委員会

三舟隆之2019b「地方寺院の法会-伽藍配置・仏像・経典-」『日本古代寺院史の研究』思文閣出版

美馬市教育委員会2006「郡里廃寺跡第3次発掘調査概要報告書」美馬市教育委員会

美馬市教育委員会2007「郡里廃寺跡第4次発掘調査概要報告書」美馬市教育委員会

美馬市教育委員会2008「郡里廃寺跡第5次発掘調査概要報告書」美馬市教育委員会

美馬市教育委員会2011「郡里廃寺跡第7次発掘調査概要報告書」美馬市教育委員会

宮崎哲治編2011『讃岐国府の時代』香川県埋蔵文化財センター

宮本長二郎1979「飛鳥・奈良時代寺院の主要堂塔」『日本古寺美術全集2』集英社

村田文夫1991「影向寺の創建と史的展開に関する素描-南武蔵の一古代寺院をめぐる調査研究の現状-」『三浦古文化』49号. 三浦古文化研究会

森郁夫1998「日本古代寺院造営の研究」法政大学出版局

森郁夫2009「日本古代寺院造営の諸問題」雄山閣

森郁夫・甲斐由美子2012『僧寺と尼寺』帝塚山大学出版会

森下衛1984「千代川・桑寺遺跡の発掘調査」『京都府埋蔵文化財情報』第12

号 京都府埋蔵文化財調査研究センター

安井良三1991「丹波」『新修国分寺の研究』四. 吉川弘文館

山城町教育委員会編1989「史跡高麗寺跡」京都府山城町埋蔵文化財調査発掘書第7集. 山城町教育委員会

山路直充2013「龍角寺創建の年代」『古墳から寺院へ-関東の7世紀を考える』六一書房

山下歳信・阿久澤智和編2012「山王廃寺-平成21年度調査報告-」前橋市教育委員会

山下歳信・福田貫之・阿久澤智和編2011「山王廃寺-平成21年度調査報告一-」前橋市教育委員会

山田猛2008「天花寺廃寺」『三重県史 資料編考古2』三重県

山梨県考古学協会編1989「山梨県考古学協会10周年記念論文集」山梨県考古学協会

結城市教育委員会1989「結城廃寺第1次発掘調査概報」結城市教育委員会

和歌山県教育委員会1977「和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野廃寺発掘調査概報」和歌山県教育委員会

和歌山県教育委員会編1991「和歌山県埋蔵文化財調査概報」平成2年度. 和歌山県教育委員会

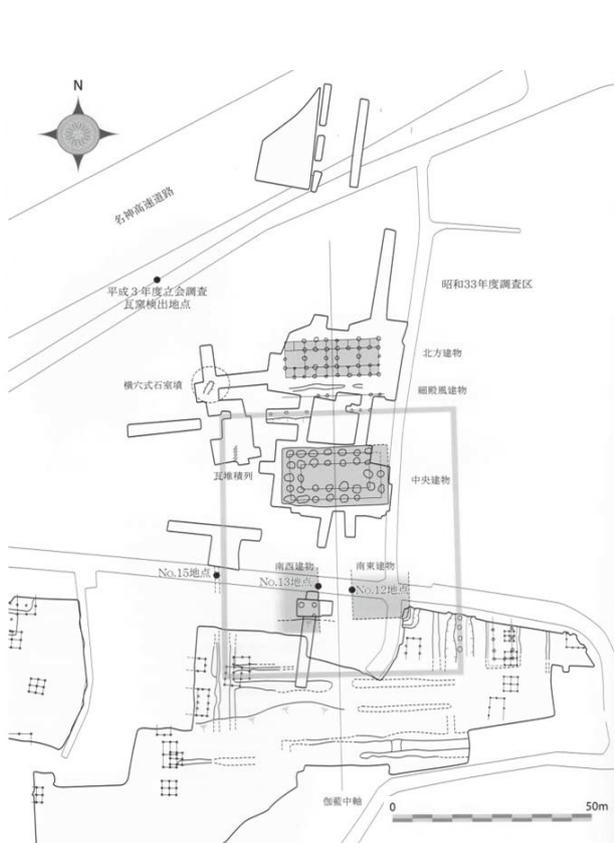
和歌山県史編さん委員会1983「和歌山県史 考古資料」和歌山県

渡部明夫2002「開法寺式偏行唐草文軒平瓦について-香川における7世紀末から8世紀前半の軒平瓦の様相」『香川県埋蔵文化財センター研究紀要』2. 香川県埋蔵文化財センター

-
- 1 ここでは筆者が2019年8月までに確認したものをまとめている。表1・2のほかに田島廃寺(熊本県菊池市)があるが、平安時代後期の年代が与えられているため本稿では扱わない。また、筆者が本稿をまとめるなかで、(三舟2019a)において各伽藍配置別寺院数の集計表が発表された。それによれば法起寺式は57か寺とある。三舟氏の研究成果も踏まえ、今後も引き続き集成・検討を行いたい。
 - 2 (貞清2011)を参照されたい。
 - 3 (貞清・高倉2010)ですでに述べている。
 - 4 出雲地方には造瓦技術が伯耆西部(上淀廃寺式軒丸瓦)、備後北部(寺町廃寺式軒丸瓦)から導入されていることなどから、最初に建てられたと考えられる金堂の建立時点では他の堂塔の造営を計画していなかった可能性について触れている。また、伽藍配置の分布の際、丹波の三ツ塚廃寺(金堂の東西に塔を配置)を経由し、情報が二次的に出雲に伝わった可能性も考えられている(妹尾2011)。
 - 5 観世音寺金堂については、東西/南北比とした。
 - 6 なお、高麗寺においては、伽藍整備初期のものではないが、中門が伽藍中軸線上ではなく金堂の南に位置している(中島2010)。

貞清 世里(さだきよ せり) 福岡市博物館市史編さん室 嘱託員

資料 法起寺式伽藍配置寺院集成 1 (縮尺任意)

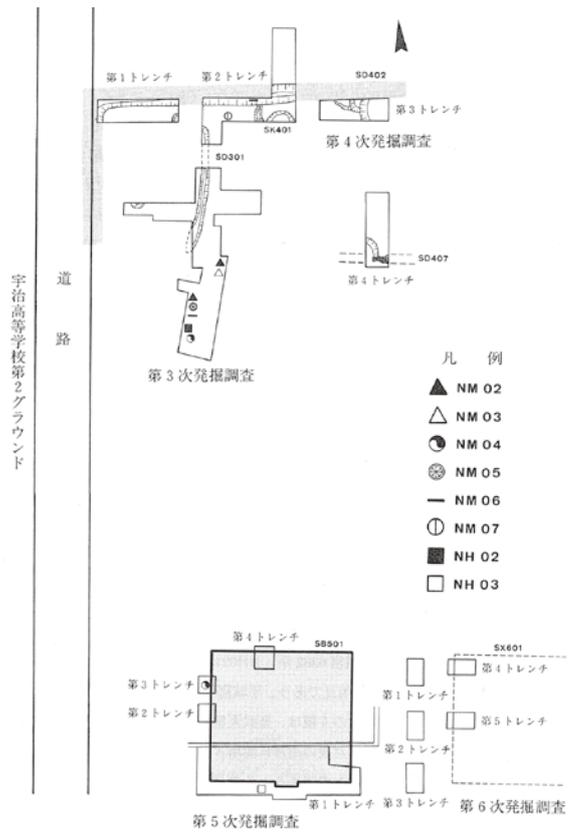


1. 大宅廃寺

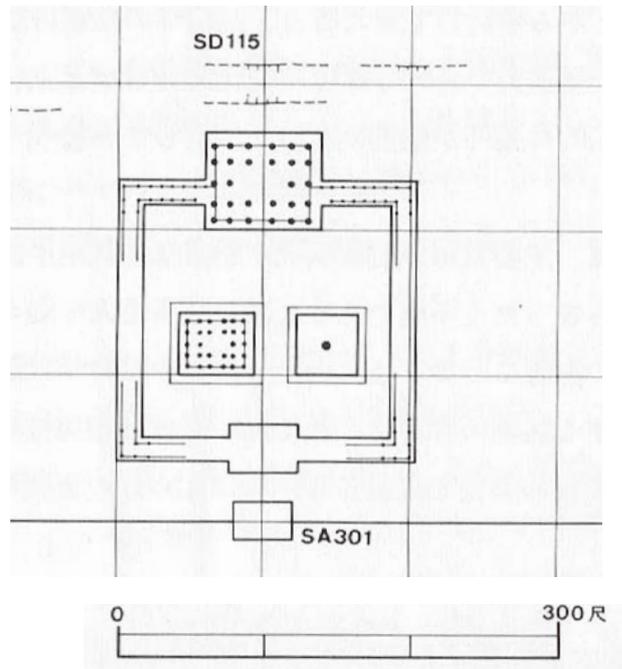
(京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編 2010)



3. 久世廃寺 (同志社大学歴史資料館 2010)



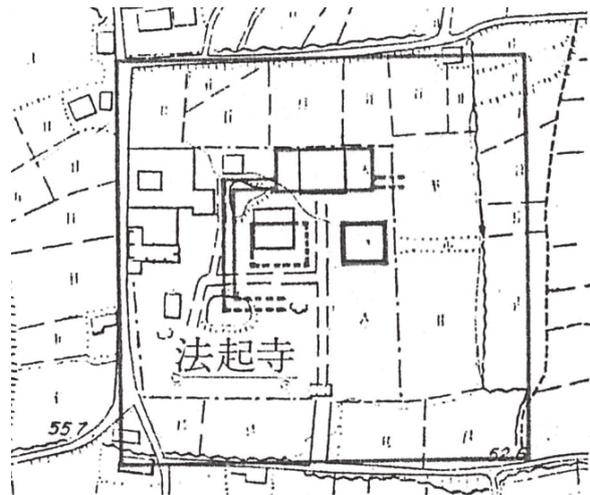
2. 大鳳寺跡 (宇治市教育委員会編 1987)



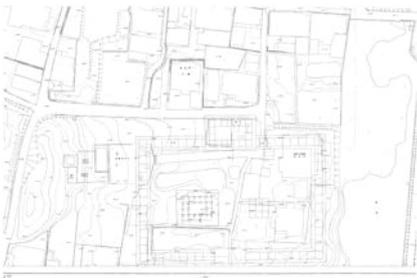
4. 高麗寺廃寺 (山城町教育委員会編 1989 を改変)



6. 燈籠寺 (同志社大学歴史資料館 2010 を改変)



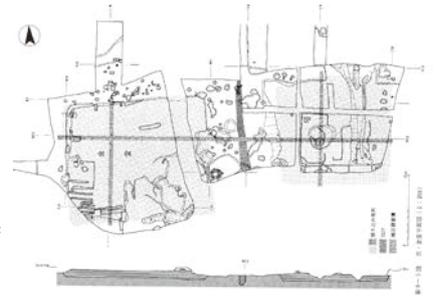
7. 法起寺 (町田 1977 を改変)



8. 長林寺 (奈良県立橿原考古学研究所編 1990 を改変)



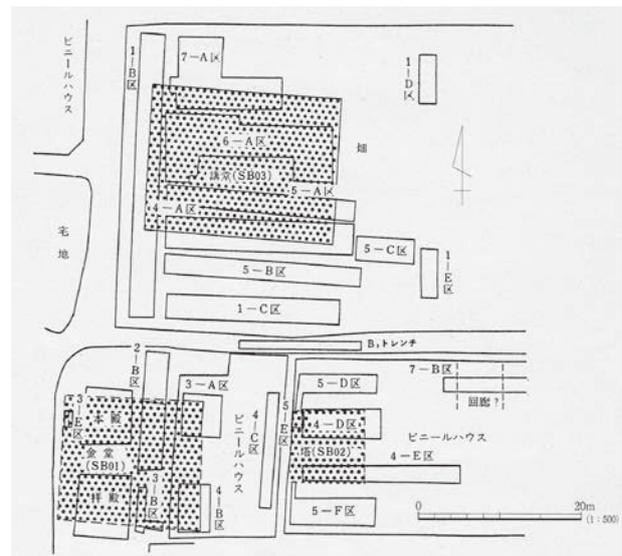
9. 西琳寺 (羽曳野市教育委員会 2004)



14. 天花寺 (三重県教育委員会 1980 を改変)



10. 衣縫寺 (藤井 1984 を改変)

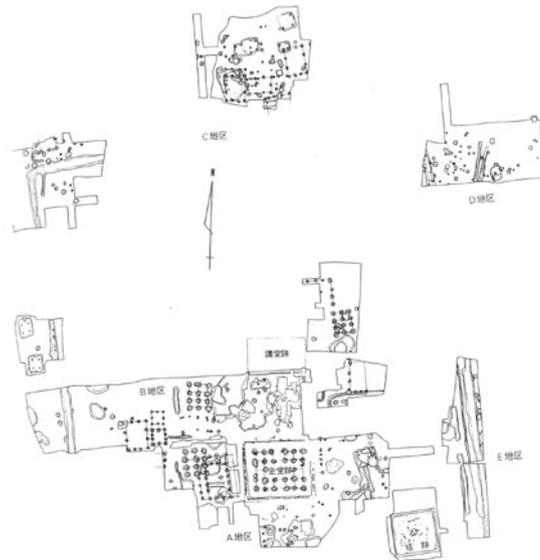


15. 東畑寺 (愛知県史編さん委員会 2010 を改変)

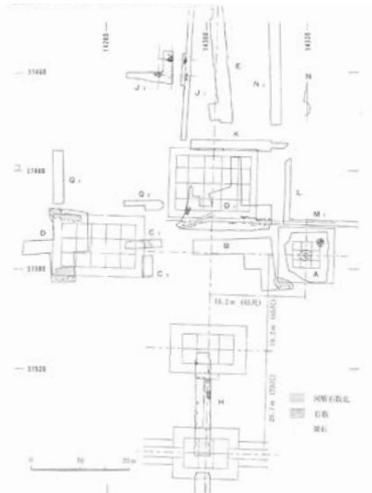
資料 法起寺式伽藍配置寺院集成 3 (縮尺任意)



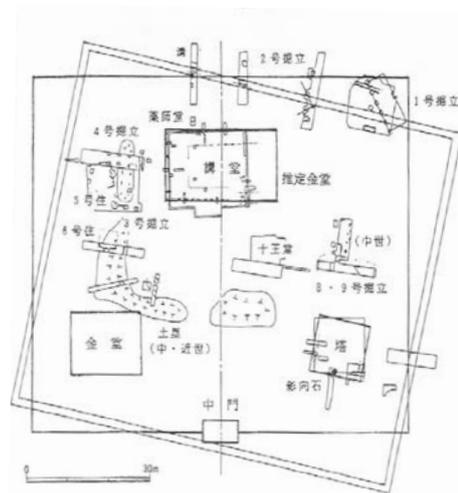
17. 尾羽廃寺 (大川 2008 をトリミング)



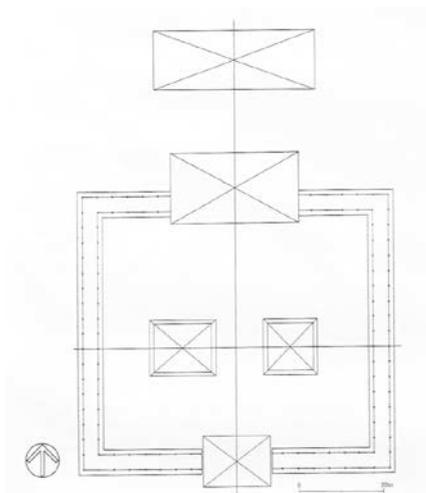
18. 竹林寺廃寺 (丸杉 2003)



19. 寺本廃寺 (春日居町教育委員会 1988)



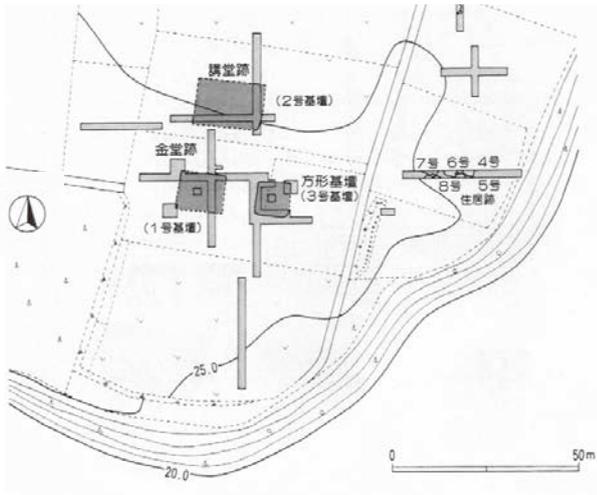
20. 影向寺 (玉川文化財研究所 2007)



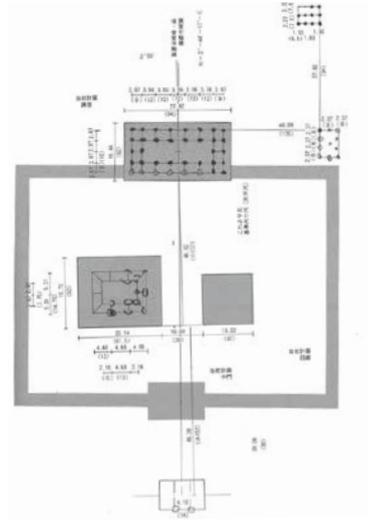
21. 結城廃寺 (結城市教育会 1989)



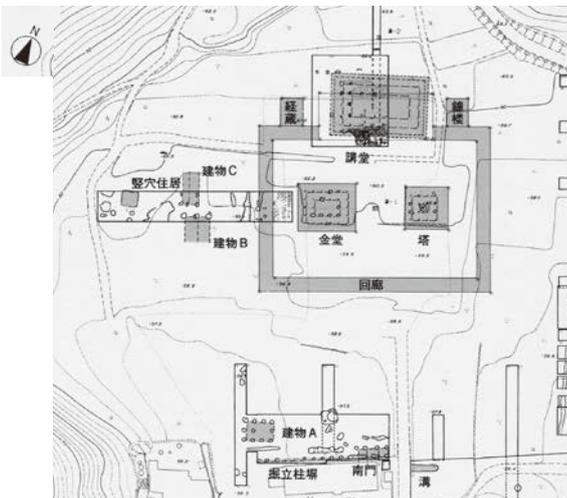
22. 龍角寺廃寺 (城倉ほか 2017)



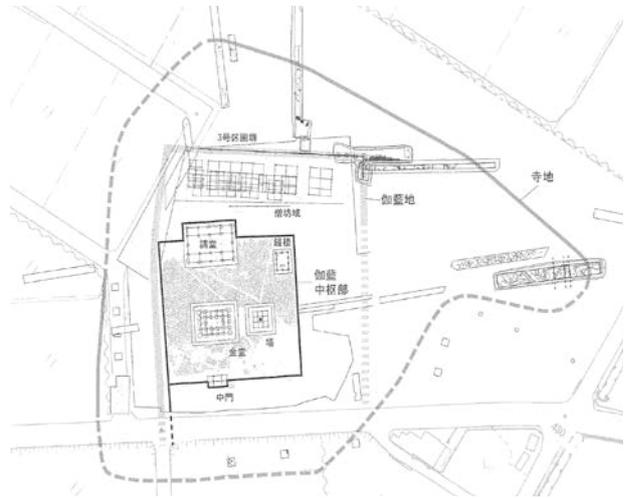
23. 木下別所廃寺 (千葉県教育委員会 1979)



24. 穴太廃寺 (再建寺院)
(滋賀県教育委員会事務局文化財保護課ほか編 2001)



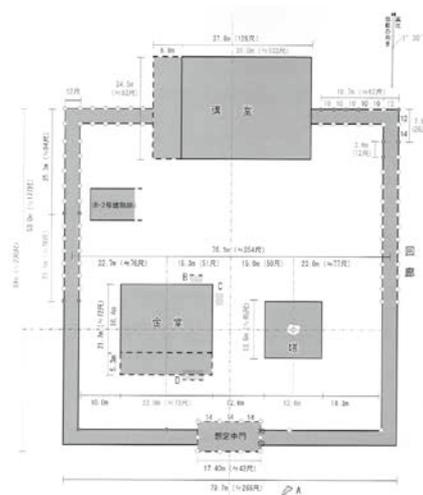
25. 弥勒寺跡 (田中 2010 をトリミング)



27. 杉崎廃寺 (飛騨市教育委員会 2012 をトリミング)



26. 山田寺 (各務原市埋蔵文化財センター 2010 を改変)

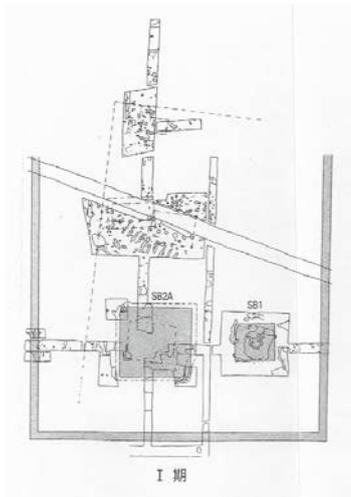


28. 山王廃寺 (前橋市教育委員会 2010)

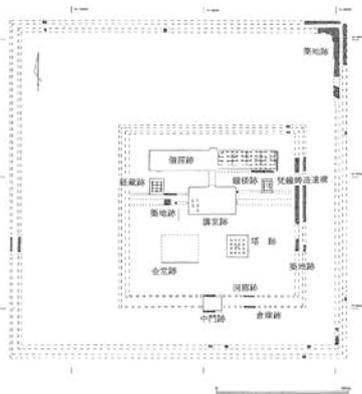
資料 法起寺式伽藍配置寺院集成 5 (縮尺任意)



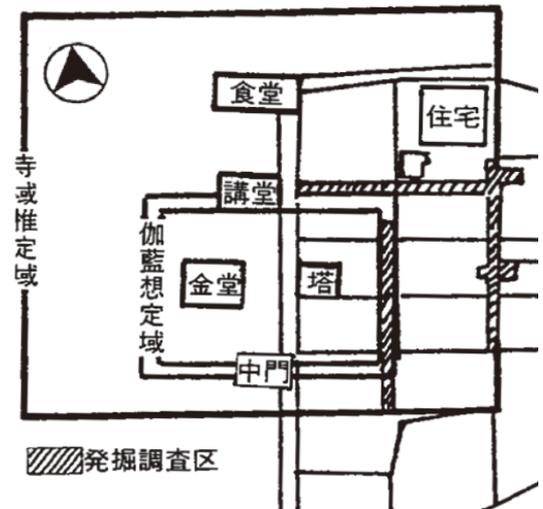
29・30 興道寺廃寺 (松葉 2019 をトリミング)



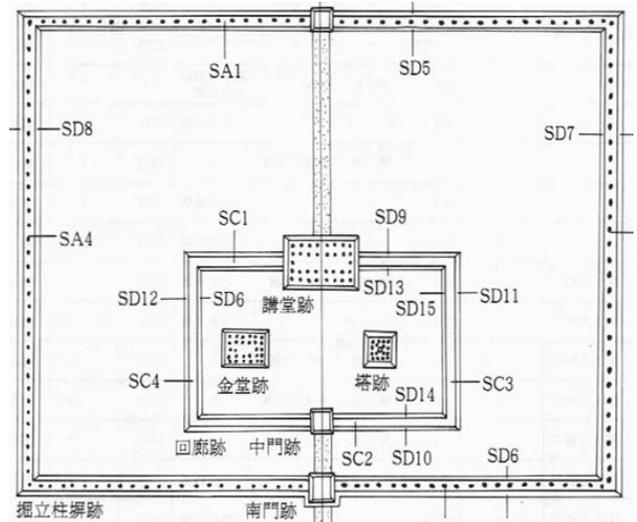
32. 末松廃寺 (文化庁 2009)



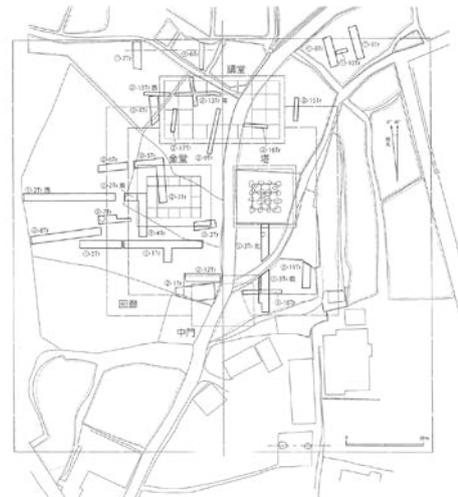
34. 丹波国分寺 (亀岡市文化資料館 2005 をトリミング)



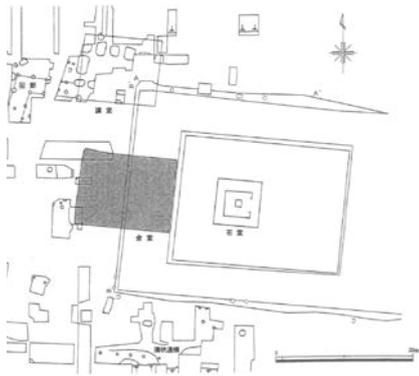
31. 弓波廃寺 (加賀市教育委員会 1978 をトリミング)



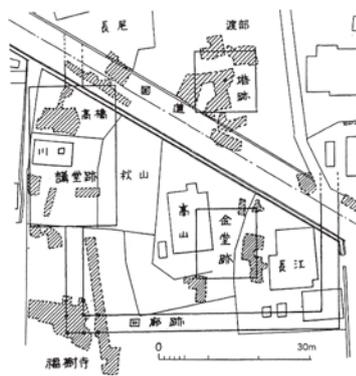
33. 能登国分寺 (七尾市教育委員会 2000 をトリミング)



36. 土師百井廃寺 (久保 2017)



38. 岡益廃寺
(鳥取県立博物館 2003)



39. 大寺廃寺
(鳥取県教育委員会 1967)



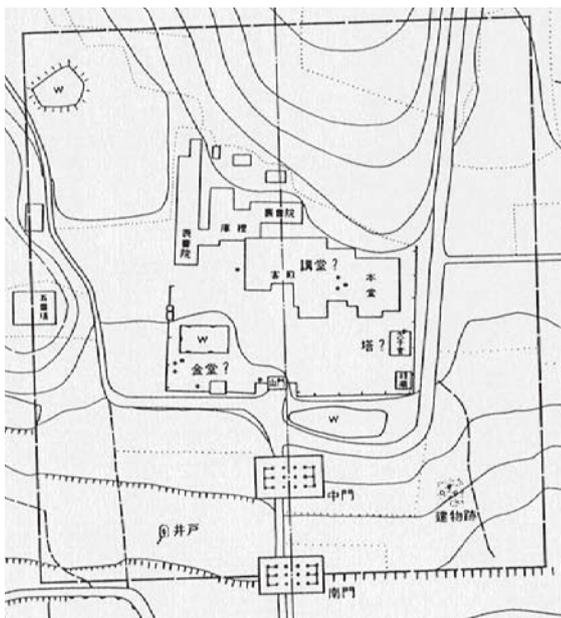
40. 大原廃寺 (鳥取県立博物館 2003)



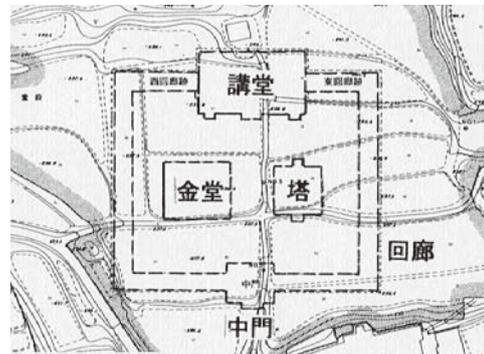
41. 下府廃寺 (浜田市教育委員会 1993 をトリミング)



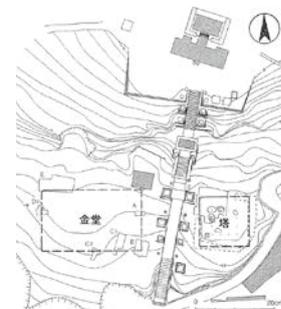
42. 大海廃寺 (岡山県文化財保護協会 1979)



43. 備中国分寺 (湊・亀田 2006)

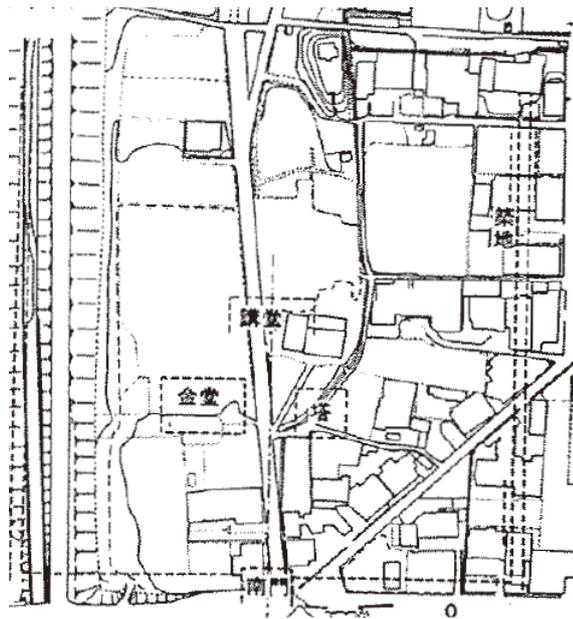


44. 寺町廃寺 (湊・亀田 2006)

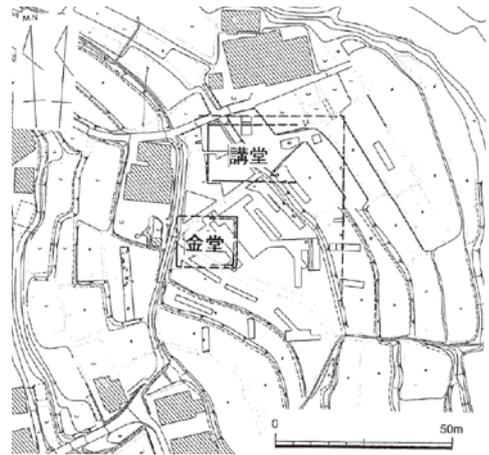


46. 備後宮の前廃寺 (湊・亀田 2006)

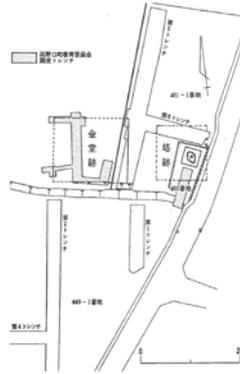
資料 法起寺式伽藍配置寺院集成 7 (縮尺任意)



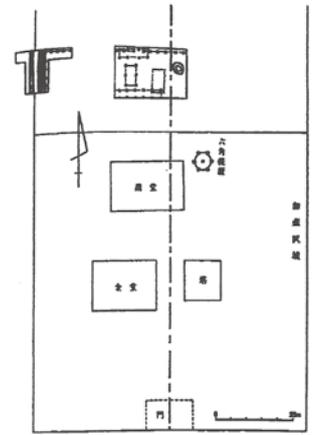
47. 備後国分寺 (湊・亀田 2006)



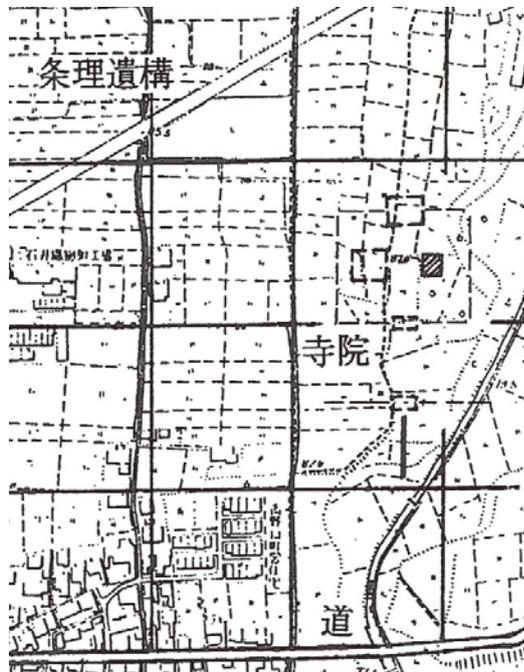
45. 備後上山手廃寺 (湊・亀田 2006)



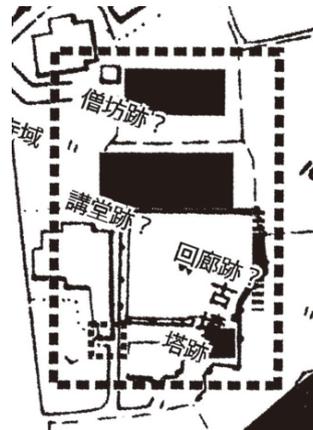
49. 名古曾廃寺
(和歌山県教育委員会編 1991)



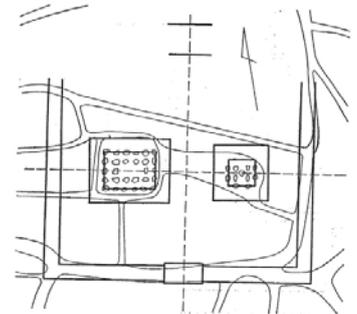
50. 佐野廃寺
(石松 2007)



48. 神野々廃寺 (小谷 2002)



54. 開法寺
(香川県埋蔵文化財センター 2010)

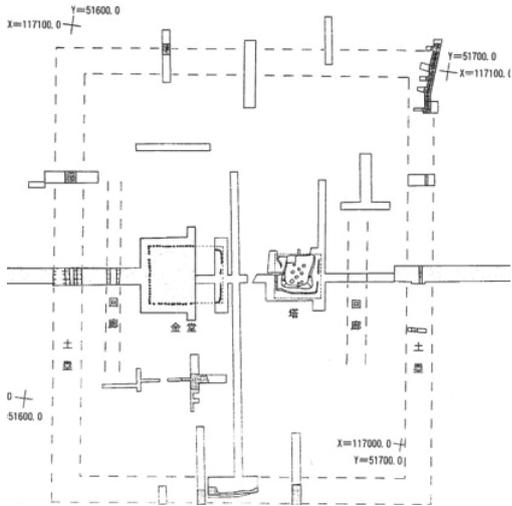


51. 石井廃寺
(斎藤ほか編 1962)

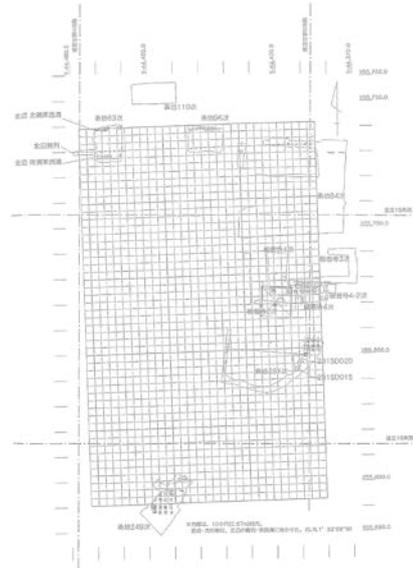


53. 白鳥廃寺
(香川県教育委員会 1983)

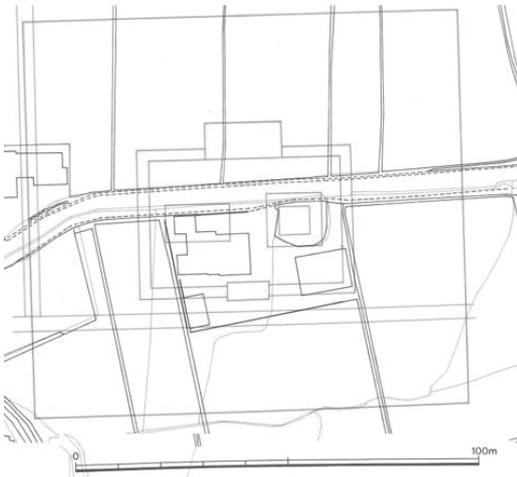
資料 法起寺式伽藍配置寺院集成 8 (縮尺任意)



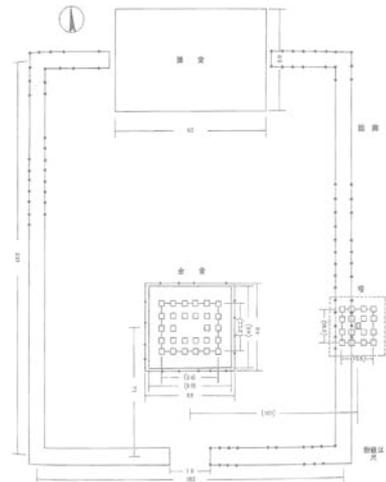
52. 郡里廃寺 (美馬市教育委員会 2006)



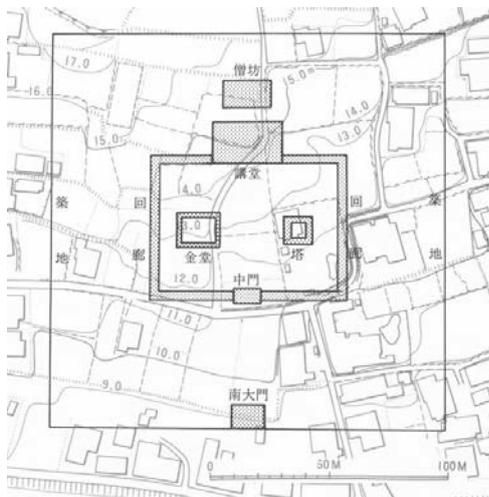
55. 般若寺 (太宰府市教育委員会 2007)



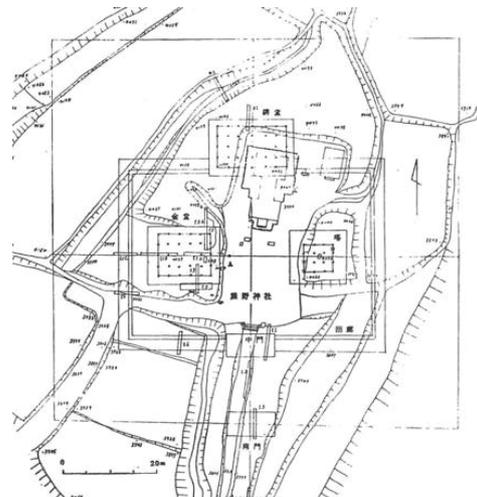
56. 大分廃寺 (筑穂町教育委員会 1997)



57. 豊前天台寺 (田川市教育委員会 1990)



59. 興善寺廃寺 (熊本県教育委員会 1980)



58. 肥後稲佐廃寺 (松本・高野 1977)

【論文】

「悪魔の画家」から「天使の画家」へ ——ヒューゴ・シンベリにおける作品主題の変遷をめぐって——

下園 知弥

序論

フィンランド象徴主義を代表する画家の一人として知られているヒューゴ・シンベリ(Hugo Simberg, 1873-1917)は、今日では《傷ついた天使》(Haavoittunut Enkeli)の名と共に紹介されるのが常である。《傷ついた天使》は、シンベリの代表作として認識されているのみならず、フィンランド芸術を代表する近代絵画でもあり、2006年にヘルシンキのアテネウム美術館で行われた「フィンランドの国民的絵画」(National Painting)投票においては、他の名画を押しよけ、国民的絵画に選ばれている¹。また、現在では、アテネウム美術館の常設展示室入口正面に配置されており、この美術館を訪れた来館者が最初に目にするであろう絵画の一つとして扱われている。したがって、今日ヒューゴ・シンベリの名前を知る者は、大抵の場合、彼を「《傷ついた天使》の画家」として認識しているはずであり、いわばシンベリは「天使の画家」なのである。

現代におけるシンベリの認識が「天使の画家」であるのに対して、シンベリが《傷ついた天使》を発表する1903年以前、シンベリをそのように認識する者はおそらくほとんどいなかった。というのも、シンベリの作品主題に「天使」が登場することは滅多になかったからである。たとえば、シンベリ研究の基礎を築いたSakari Saarikiviの研究書*Hugo Simberg: Elämä ja Tuotanto*の作品総目録に基づくと、タイトルに「天使」(enkeli)という語が記されている作品は、全1052点中わずか8点に過ぎない²。そしてそのうち3点は《傷ついた天使》のヴァリエーションであり、少なくとも2点は《傷ついた天使》以後の作品で

ある。シンベリが好んでいた主題は、天使ではなく、フィンランドの自然風景やそこに住む人々、精霊、死、そして悪魔であった。とりわけ「悪魔」は、画家人生の初期からシンベリが描き続けた主題の一つであり、作品題に「悪魔」(piru)と付けられた作品数は19点と、天使の数を大きく上回っている³。加えて、作品題には記されていないが明らかに悪魔的存在を描いた作品も数多く存在する(その数は作品題に「悪魔」と記されている作品数よりもずっと多い)。いわば、シンベリは「悪魔の画家」だったのである。そのことは、作品数のみならず、同時代の美術批評家たちのシンベリ評からしても明らかである。

「悪魔の画家」から「天使の画家」への画家イメージの転身が起こったのは、どのような経緯によってか。また、そのイメージの転身は、シンベリ自身が企図したものであったのか。さらに、その転身は、シンベリという人物の芸術理念、ひいてはその芸術作品の本質をも変えてしまうような本質的転身であったのか。これらの問題について、シンベリの生涯に即した作品主題の変遷を見ていくことで、さらには当時のシンベリの書簡および美術批評家たちのシンベリ評を分析することで、明らかにしたい。

I. 初期シンベリ作品とその主題

まずは、初期シンベリ作品⁴の主要な主題をみていくことで、シンベリがその画家人生の初めから芸術表現の対象として志向していたものを確認しておきたい。

フィンランドのハミナ(Hamina)にてスウェーデン系の家系に長男として生まれたシンベリは、芸術

に高い関心がある一家の中で育ち、とりわけ画家の叔母アレクサンドラの影響で幼少より絵画に関心をもっていたと考えられる⁵。とはいえ、本格的な絵画教育を受けたのは1891年(18歳)以降であり、ヴィープリとヘルシンキの絵画学校で勉強を続けたのち、1895年(22歳)にフィンランド芸術界の著名人アクセリ・ガッレン=カッレラ(Axeli Gallen=Kallera, 1865-1931)に弟子入りをする。当時ガッレン=カッレラはフィンランドの民族叙事詩「カレワラ」を描く画家として知られており、芸術の分野におけるフィンランド・ナショナリズムおよびフィンランド象徴主義の旗手的存在であった⁶。

ガッレン=カッレラからシンベリへの影響は多岐にわたるため一概に語ることはできないが、ナショナリズムと象徴主義の思想がシンベリにも影響を与えていたことは確かである。シンベリはカレワラにこそ大きな関心を持っていなかったが、フィンランドの自然風景を好んで作品主題にしており、たとえばシンベリ一家が夏に滞在していたニエメンラウッタの風景画を多数描いている。その意味で、シンベリもナショナリストの一人であった。もっとも、シンベリが当時のナショナリズム絵画の流行をそのまま受容していたというわけではない。当時の絵画界におけるフィンランド・ナショナリズムの主流は、フィンランドの自然を写實的に描くというものであったが、シンベリはガッレン=カッレラの弟子時代から既に、写實的な傾向から離れ、神秘的・幻想的な情景の抽象的表現を志向していた。その志向はおそらく、ガッレン=カッレラとの対話もしくはかの師の蔵書から影響を受けたものである。というのも、ガッレン=カッレラという画家は、18世紀の神秘家スウェデンボリ(Emanuel Swedenborg, 1688-1772)に通じており、我々が通常認識しているのは異なる霊的な世界・観念を象徴的に描くという、神秘主義的・象徴主義的側面もあったからである。実際、シンベリ自身もスウェデンボリの観念に通じており、スウェデンボリの影響を受けた作家たち——オーギュスト・ストリンベリ(August Strinberg, 1849-1912)、ヨハネス・ヨルゲンセン(Johannes

Jørgensen, 1866-1956)、ヨハン・ルドヴィグ・ルーネベリ(Johan Ludvig Runeberg, 1804-77)など——の著作を読んでいたことがわかっている⁷。したがって、シンベリの芸術的傾向を理解するためには、ナショナリストとしての側面と神秘主義者としての側面の、両方を意識しておかなければならない。

上記の両側面が現れている例として、初期シンベリの代表作《霜》(図1)と《秋I》(図2)を見てみたい。両作品は共に1895年、フィンランド南部の田舎ルオヴェシに滞在していた時代に描かれた作品であり、《霜》には冷気の精霊が、《秋I》には植物的な造形の精霊が、それぞれ秋の荒野を背景として描かれている。Anja Olavinenが「シンベリの豊かな想像力、生来の芸術的熱望、そしてルオヴェシとニエメンラウッタの土地から得たインスピレーション」が発揮された作品群と評しているように⁸、これらの作品はシンベリの内的・霊的世界と現実のフィンランドの自然風景が融合した作品である。このような作品の創作を通じて自身の個性を開花させつつあったシンベリに対して、師のガッレン=カッレラは大きな期待を寄せており、「その才能は極めて非凡で、そのスタイルは14-15世紀の巨匠たちを思わせる」とまで評した⁹。このような師の絶賛によってシンベリは自信を得たに違いなく、ルオヴェシ時代もそれ以後も、《眠れるホブゴブリンの王》(図3)や《風が吹く》(図4)といった、自然や精霊的存在を主題にした作品を数多く描いている。

初期シンベリ作品におけるもう一つの傾向として、「死」(kuolema)を主題にした作品が多いという点も挙げられる。シンベリ作品には、しばしば生者のように活動する骸骨が描かれることがある。その骸骨は「死」と名付けられており、文字通り死の寓意として考案された図像であると考えられる。このような活動する骸骨の表象はシンベリの独創ではなく、西洋美術においては、死があらゆる生者の身近に居ることを示唆する「メメント・モリ」の表象として、中世以来数多く描かれてきた。中でも特に有名な図像は、ハンス・ホルバイン(子)の版画連作であろう。そしてその作品を、シンベリは1896年のロンドン滞

在中に大英博物館で実見している。したがって、シンベリの「死」の表象的源泉は「メメント・モリ」の図像であると考えられている¹⁰。

「死」を描いた具体的な作品としては、死が人間の遊戯に興じる《スケートする死》(図5)、悪魔や人間の子供と一緒に歩いている《遊び仲間》(図6)、亡くなった女性を背負って道を歩いている《女性と死》(図7)、そして《傷ついた天使》と共にタンペレ大聖堂壁画の図案にもなった《死の庭》(図8)などが挙げられる。これらの「死」の図像には、「メメント・モリ」に由来する伝統的表現のみならず、シンベリの確固たるオリジナリティももうかがえる。そのオリジナリティとは、「死」の表象における「人間味」ないし「豊かな感情」である。すなわち、シンベリの描く「死」は、生者を呪うようなネガティブな情念に支配されておらず、生者と共に遊び戯れることがあり、植物を愛でる心まで持っているのである¹¹。このようなオリジナリティをシンベリが如何なる源泉から獲得したのかは定かではないが、ここにシンベリ独自の創作原理・世界観が現れていることは確かである。つまり、シンベリが描く芸術世界において、生者と死者が暮らす世界は決して隔てられておらず、また、両者はその存在の在り方に関して本質的な差異はないのである。

シンベリの描く精霊的・幻想的存在者たちは、フィンランドの大地で人間たちと共に暮らし、人間的な感情をもち、人間のように暮らしている。それは、私たちが知っている現実の世界とは異なる世界であるが、シンベリにとっては単なる空想ではなく、芸術の作品と固く結びつけられている「もう一つの世界」である。シンベリは自身の芸術について次のように述懐している。

僕にとって芸術の作品というのは、もう一つの世界から(toisesta maailmasta)語りかけてくれて、芸術家が想起したいと願っている気分にしてくれるものなんだ。それは僕の思考を日常を超えたところへ連れ去ってゆき、それらのイメージを見させてくれて、それらの観念につい

て考えさせてくれるんだ。長い長い時間が過ぎ去った後にだってね¹²。

〔傍点引用者〕

ここでシンベリが語っている「もう一つの世界」こそが、シンベリがその初期より芸術の対象として目指していたもの、すなわち人間と精霊的・幻想的存在者とが一つの同じ大地で共生するビジョンに他ならない。そして次節で確認するように、その世界には、悪魔もまた、人間と同じように、同じ大地の上で、自分自身の生活を営んでいるのである。

II. 「悪魔の画家」としてのシンベリ

精霊的存在や「死」と同じく、初期シンベリの好んでいたテーマの一つに、「悪魔」(piru)がある。悪魔といえば、キリスト教においては唯一神の敵対者として位置付けられており、キリスト教世界においては邪悪なるもの、打ち倒されるべき存在として表象されるが常である。しかしながら、シンベリ作品における「悪魔」は、多くの場合、そのようなキリスト教の常識とは全く異なる視点から描かれている¹³。シンベリにとって人間と同じ世界に住まう「悪魔」たちは、図像的特徴こそキリスト教絵画の伝統に依拠しているものの、必ずしも憎き敵対者ではなく、時に「哀れな悪魔」(piru parka)として、同情的なまなざしの対象にすらなりうるのである。

《双子を抱えた哀れな悪魔》(図9)と《農婦と双子を抱えた哀れな悪魔》(図10)は、上記の事実を示す典型である。前者は、尻尾の生えた悪魔が自身の子だと思われる双子の赤子を抱え、孤独に野を歩いている場面が描かれている。後者は、おそらく前者と同じ悪魔であり、彼(女)が人間の農婦に何かを請い求めているような場面が描かれている。農婦は深い同情のまなざしをこの悪魔に向けており、悪魔に敵意を抱いているわけではないことがわかる。作品の雰囲気伝えるものは、赤子を守らんとする悪魔の苦難であり、その苦難を耐え忍ぶ親の愛情である。ここに描写されている悪魔は、悪ではなく、むしろ善

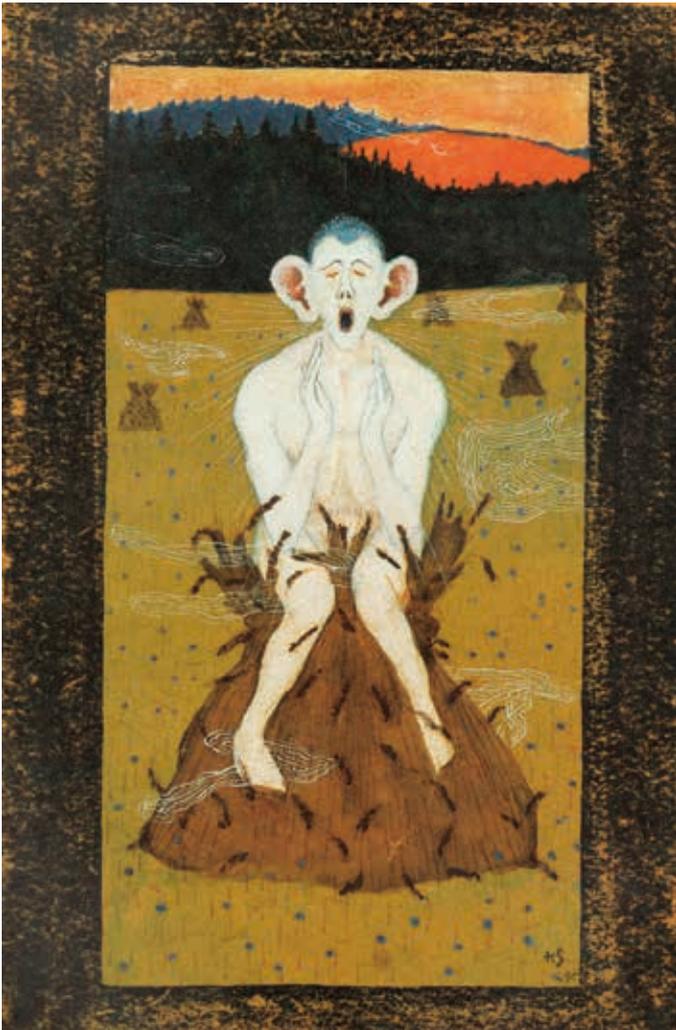


図1
《霜》
1895年/水彩、グワッシュ
アテネウム美術館



図2
《秋 I》
1895年/水彩、グワッシュ
アテネウム美術館



図3
《眠れるホブゴブリンの王》
1896年/水彩、グワッシュ
アテネウム美術館



図4
《風が吹く》
1897年/水彩、グワッシュ
アテネウム美術館



図 5
《スケートする死》
1897年／エッチング、ドライポイント
アテネウム美術館



図 6
《遊び仲間》
1897年／エッチング
アテネウム美術館



図 7
《女性と死》
制作年不詳／ウォッシュ、墨
ヴォルフ・コレクション



図 8
《死の庭》
1896年／水彩、グワッシュ
アテネウム美術館



図 9
《双子を抱えた哀れな悪魔》
1898年／水彩、油彩、墨
個人蔵



図 10
《農婦と双子を抱えた哀れな悪魔》
1899年／水彩、グワッシュ
アテネウム美術館



図 11
《悪魔が笛を吹く》
1898年／テンペラ
個人蔵



図 12
《バラの茂みの悪魔》
制作年不詳／水彩、グワッシュ
アテネウム美術館



図 13
《リボン》
1903年／油彩
ラウリ & ラッセン財団



図 14
《分かれ道にて》
1896年／水彩、グワッシュ
アテネウム美術館

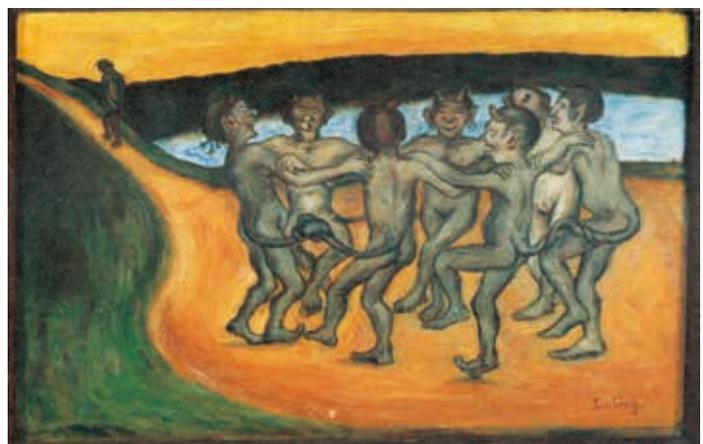


図 15
《輪舞》
1898年／油彩
アテネウム美術館

に傾いているとすら言える。

Anja Olavinenは、このような「哀れな悪魔」がシンペリ作品に現れた最初の例として、1896年の《悪魔が笛を吹く》(図11)を挙げている¹⁴。この作品における悪魔をpiru(哀れな、貧しい)と形容するかは疑問の残るところであるが、1896年という最初期の時代からシンペリが悪魔に関心を抱いていたという点は注目に値する。同年は、先に言及したような、人間と精霊的存在が同居する世界を頻繁に描いていた時期であり、それらの主題のなかに悪魔も含まれていたということである。

また、シンペリ的悪魔の特性を考えるうえで、「死」の表象との共通点に注目することも重要である。《薔薇の茂みの悪魔》(図12)や《リボン》(図13)に描かれる悪魔は、悪しき存在者の表象ではなく、美しい花の色や香りを愛し、子どもと遊び戯れる、穏やかな存在者の表象である。その存在者の性格は、前節で言及した《死の庭》や《遊び仲間》における「死」と同様のものである。要するに、シンペリにおける「死」と「悪魔」は共に、植物を愛でる感性や異種族の子どもの遊び相手になるような優しさを備えており、必ずしも人間にとっての忌むべき敵対者ではない、穏やかな共生者として表象されているのである。

とはいえ、善良そうな悪魔を描く一方で、シンペリはネガティブな表象としての悪魔も描いている。たとえば、《分かれ道にて》(図14)は、一人の男性を天使と悪魔が別々の道に連れて行こうとする場面が描かれており、悪魔が男を引っ張る所作はかなり強引である。天使の船が白色なのに対して、悪魔の船が血を想起させる赤色なもの、その道行が好ましくないものであることを暗示している¹⁵。また、《輪舞》(図15)は、悪魔たちが輪になって楽しげに踊っている姿と、その輪から追放されて寂しげに去っていく人間の姿が描かれている。悪魔の愉快げな表情は、彼らの意地悪な性格の描写であろう。これらの作品に描かれている悪魔たちは、邪悪とは断言できないが、少なくとも善良な存在者ではないと言える。シンペリにとって悪魔とは——定義的な矛盾に思えるかもしれないが——必ずしも邪悪な存在ではな

く、かといって必ずしも善良な存在というわけでもない。善悪の両面を兼ね備えた、いわば、人間と同様の存在者なのである¹⁶。そしてこのような存在者たちが人間と交流しながら一つの大地に共に暮しているビジョン、すなわち「もう一つの世界」を描き出すことが、シンペリ芸術の本質なのである。

それでは、このような(キリスト教世界における)異端的な悪魔観を提示している作品群に対して、当時の美術批評家たちはどのような視線を向けていたのだろうか。1898年、イタリア旅行から帰ってきたシンペリは、その旅行で得てきた成果を示すかのように、アテネウム美術館の秋の美術展へ風景画や母子画(Madonna and Child)を出品している¹⁷。これらの作品に対して、とある批評家は次のように評している。

今やシンペリ氏は、本物の芸術家の素質があることを我々に示してみせた。だから彼は、分別を弁えて、《悪魔が笛を吹く》や《双子を抱えた哀れな悪魔》のようなごみを展示するのは止めてくれるだろう¹⁸。

〔傍点引用者〕

この批評家は、シンペリの最新の作品を称賛している一方で、悪魔を主題とするシンペリ作品を非常に低く評価している。その評価は辛辣を極めており、「ごみ」(roska)と表現するほどであった。同年にシンペリが出品した風景画や母子画、つまり主題としては無難な作品に高い評価を与えたことからして、この批評家が保守的な人物であったことは明らかである。つまり、フィンランド芸術界の保守派にとってシンペリの描く悪魔は好ましく映っていなかったのである。シンペリはこの展覧会以後、フィンランド芸術協会への入会が認められ、同協会の絵画学校の教師を務めるなど、徐々に名声を獲得していくことになるが、その名声は「悪魔の画家」としての名声ではなかったのである。

III. 《傷ついた天使》の制作背景

シンベリが《傷ついた天使》(図16)を発表するのは1903年の秋、アテネウムの秋の展覧会においてである。タイトルすら付けられず世に現れた¹⁹この作品は、美術批評家たちから絶賛され、国家芸術賞まで与えられることになるが、その完成に至るまでの制作過程はシンベリの画家人生において最も困難な局面の一つであった。すなわち、作品完成の前年である1902年の11月頃、シンベリは病——神経症の一種と推測されている²⁰——に罹患し、ヘルシンキのサナトリウムに半年間入院していたのである。Sakari Saarikiviの研究以来、《傷ついた天使》の制作はこの病と関連づけて考えるのが定説となっている。《傷ついた天使》がシンベリの個人的な体験・感情の反映であることはシンベリ自身も語っているところであるが、しかしながら、実際の作品成立の過程はより複雑であった。というのも、Marjatta Levantoの研究によって明らかにされたように、病の以前から《傷ついた天使》の原型は登場しているからである。その原型が登場するのはシンベリのスケッチブックにおいてであるが、そのスケッチにおける《傷ついた天使》の図像は二つの段階に分けられる。まず、第一段階(最初期・1898年頃：図17, 18)について見てみたい。このスケッチで注目したいのは、傷ついた天使の介護者が人間ではないという点である。尻尾

の生えた体毛のある造形は、シンベリ作品においては「悪魔」の典型的図像である。つまり、構想段階での《傷ついた天使》は、画面左端に負傷した天使が座して、その天使を二匹の悪魔が介護している、という構図だったのである。

この構図から派生したと思われる作品もある。それは《彼女のための花》(図19)である。この作品には、画中に描かれていない「彼女」のために花を持参する二匹の悪魔が描かれており、この作品と《傷ついた天使》のためのスケッチを併せて考えるならば、「彼女」とは「傷ついた天使」のことだと推測できる²¹。いずれにせよ、あれほどの美術批評家の酷評にもかかわらず、シンベリは当初、悪魔を構図に入れることを想定していたのである。

しかし、第二段階(1902年頃のスケッチ：図20, 21)では、天使を介護する存在が悪魔から人間に変更されている。その動機は何であろうか。

Levantoが指摘するところによれば、シンベリはこの作品を自身の画家人生における「極めて大きなプロジェクト」として準備していた。その典拠とされるのは、シンベリが自身の妹ブレンダに宛てて記した書簡(1901年11月7日)である。

僕のアトリエは素晴らしいよ、明るくて、暖かいんだ。他に何を望むものがあるだろう？ そ



図 16
《傷ついた天使》
1903年／油彩
アテネウム美術館

部分拡大図



こに居れてとても幸せだ。そのアトリエで、僕にできる限りの、極めて大きなプロジェクトに着手することも考えているんだ²²。

上記のプロジェクトが《傷ついた天使》のことであるとすれば、遅くとも1898年には作品の構想を始めているにもかかわらず1902年の段階でも完成に至っておらず、構図や登場人物に大幅な変更が行われている理由も想像がつく。すなわち、シンベリは《傷ついた天使》を一世一代の大作として準備しており、この作品によって大きな成功を収めようという野心を抱いていた。言い換えれば、戦略的に作品を準備していたのである。この書簡のわずか2年前、批評家から従来の作風を全否定されていたことを思い起こそう。その評価を覆したいという思いがシンベリにはあったはずであり、「極めて大きなプロジェクト」には「画壇での成功」という意味合いもあったはずである。そして画壇での成功のためには、シンベリは悪魔という主題を捨てなければならなかった。実際、「極めて大きなプロジェクト」の準備中であった1901年の秋、アテネウムの美術展においてシンベリは《じゃがいも少女》(図22)を含む18点の作品を出品しているが、その中には悪魔を主題とする作品は含まれていなかった。そしてこの判断に対する批評家の批評は次のとおりであった。

夏以降、ヒューゴ・シンベリは目に見えて多産である。ありがたいことに、彼はついに、その想像の産物である「小悪魔たち」(pienet pirut)や錯乱的な虚構を放棄して、今や本当の生と自然の真摯な研究に専念するようになったようである²³。

批評家の論調は概ねシンベリに好意的であるが、その理由は「小悪魔たち」をはじめとする従来の主題・作風に基づく作品をシンベリが展覧会へ出品しなかったからであろう。もっとも、この時期のシンベリが悪魔を主題とする作品を描いていなかったわけではない——たとえば、《彼女のための花》の制作

年はこの展覧会と同じ年である——。批評家が勝手にシンベリが悪魔を放棄したと思っただけのことである。とはいえ、シンベリはこのような批評を聞き及んでいたはずであり、「小悪魔たち」では成功を収められないことをいよいよ確信していたに違いない。実際、《傷ついた天使》と同じ展覧会にシンベリは《リボン》を出品しているが、この悪魔画はやはり批評家に「愚かだ」と一蹴されている²⁴。それほどまでに同時に批評家の目はシンベリの悪魔に冷たかったのである。

同様の事情は《傷ついた天使》の「運び手」と「背景」にもうかがえる。天使の運び手として新たに現れたのは実在する少年をモデルにした二人の人物であり、背景はヘルシンキのエライントルハ公園である。これらの要素をシンベリはその場の単なる思いつきで構図に取り入れたわけではなく、習作を何点も制作し、モデルの写真まで撮りながら綿密に準備していた(図23-25)。そしてこれらの要素は「本当の生と自然の真摯な研究」を高く評価していた美術批評家たちがまちがいに気に入らぬものであった。なぜならば、彼らが高く評価していたのは《じゃがいも少女》のように写実的で生々しい感情・情景を描写している作品であり、要するにその写実性こそが彼らの言う「本当の生と自然」だったからである。その種の写実性に通ずるところがある「天使の運び手」や「背景」が美術批評家たちに気に入られることはシンベリも予想できていたはずであり、ともすればシンベリは戦略的にこれらの要素を構図に取り入れたのだと考えられる。

このような背景をふまえて、シンベリが《傷ついた天使》の原型から悪魔を排除した理由を考えるならば、それはやはり「画壇での成功」を意識していたからであろう。成功のために、批評家たちに評判の悪かった悪魔を意図的に排除したのである。シンベリが画壇での成功をどれだけ待望していたかは、《傷ついた天使》がアテネウムの美術展に受理されたのち、シンベリが妹ブレンダへ送った書簡(1903年10月4日)から窺い知ることができる。



図 17
「傷ついた天使のためのスケッチ」Ⅰ
制作年不詳／スケッチブック、鉛筆
個人蔵



図 18
「傷ついた天使のためのスケッチ」Ⅱ
制作年不詳／スケッチブック、鉛筆
個人蔵



図 19
《彼女のための花》
1901年／水彩
アテネウム美術館



図 20
「傷ついた天使のためのスケッチ」Ⅲ
制作年不詳
スケッチブック、鉛筆
アテネウム美術館



図 21
「傷ついた天使のためのスケッチ」Ⅳ
制作年不詳
スケッチブック、鉛筆
個人蔵



図 22
《じゃがいも少女》
1901年／油彩
トゥルク美術館



図 23
《少年の半身像》
1902年／油彩
個人蔵



図 24
「傷ついた天使のための写真」
撮影日不詳
個人蔵



図 25
《傷ついた天使のための習作、風景画》
1902年／油彩
アテネウム美術館

報告したいことがある。良い報せだ。今年[の美術展]は、審査がおそろしく厳しかったにもかかわらず、拒否されなかったんだ。僕の友人たちや審査員たちの間である種の「大成功」(grand succès)を取めたに違いないよ。ガッレンは熱狂していた。僕が困難な期間を過ごしていたことを真剣に受け止めていたからね。彼の第一声は僕の作品についての褒めそやしだった、異常なくらいのね。彼はあの大作への熱狂に我を忘れていたんだ。[中略]それに、僕の絵は友人全員に強い印象を与えたみたいだった。みんなそのコンセプトを気に入っていた。あんな個人的な感情があればほど大きな理解を得られるなんて思っていなかったから、すごくびっくりしたよ。エデルフェルトさえ褒めてくれたんだ。——とても幸せだよ。僕にとって一番大事なあの作品は、それ以前の作品をずっと小さいものにしてしまった。たぶん、もっと大きな成功を取めるだろうけれど、それは重要なことじゃない²⁵。

この報告から読み取れるのは、《傷ついた天使》に込められたシンベリの並々ならぬ愛着と、その作品が画壇に認められたことへの歓喜である。シンベリは《傷ついた天使》が画壇に受け容れられたことを意外に感じ、その更なる成功には関心がないかのように述べているが、すべてを言葉どおりに受け取ることではできない。先に確認したとおり、シンベリは《傷ついた天使》をインスピレーションに任せて一気に仕上げたわけではなく、長い年月をかけて構図を念密に練り、批評家たちに酷評された要素を排除し、彼らが期待していた要素を意識的に組み込んでいた。つまり、シンベリは批評家たちの目を意識しつつ《傷ついた天使》を完成させ、展覧会に出品したのである。むろん、すべてが計算尽くであったはずはなく、「天使」というフィンランド近代絵画では決して主流ではない主題——それも、その「天使」が傷ついているという、捉え方によっては冒瀆的とすらされかねない表現——が画壇に受け容れられるかどうか

かは、シンベリにとっても不安要素だったであろう。だからこそ、受け容れられた際の喜びも並々ならぬものだったのである。

以上の《傷ついた天使》の制作背景をふまえて、改めて浮かび上がってくる疑問は、《傷ついた天使》はシンベリ芸術の本質がどれほど発揮された作品なのか、ということである。言い換えれば、シンベリがその芸術によって目指していた「もう一つの世界」を表現したものだと言えるのか、という問いである。

先に確認したように、シンベリの言う「もう一つの世界」とは、精霊的・幻想的存在が人間と交流しながら一つの大地に共に暮しているビジョンである。彼らは人間と同じように喜怒哀楽の感情をもっており、人間と同じように自分たちの生活というものを持っている。「傷ついた天使」はどうであろうか。そこに描かれている天使は、シンベリの作品として違和感を覚えるほど巧みに神秘的に描写されているが、フィンランドの大地を背景としてフィンランドの少年たちに運ばれているその姿は、その天使が人間と共に生きている存在であることを明確に示している。目を覆う包帯は、傷ついた人間が受ける処置と同様のものである。天使を運ぶ担架は、どこにでもある簡素な木材を組み合わせて作ったものである。「傷ついた天使」は、神の代理人として何らかの奇跡を執り行うために地上へ降り立っているわけではなく、フィンランドの大地で人間と同じように傷つき、人間と同じように苦しんでいる。そんな天使に寄り添っているのが、同じ大地の共住者である人間たちであり、彼らは同胞を介護するのと同じ仕方で天使を介護している。それはまさに、シンベリが「哀れな悪魔」を通じて描き出していたテーマに他ならない。つまり、この作品は、シンベリの他の作品と同様に「もう一つの世界」のビジョンを描き出したものなのであり、「悪魔の画家」から「天使の画家」への転身は、決してシンベリの芸術の本質が変わったことを意味していないのである。

IV. 《傷ついた天使》以後の主題

《傷ついた天使》が完成したのち、シンベリは画家としての名声を不動のものにする。《傷ついた天使》以降の創作活動として特に有名なものは、1907年に竣工したルター派の教会であるタンペレ大聖堂(聖ヨハネ教会)の装飾であろう²⁶。ラルス・ソック(Lars Eliel Sonck, 1870-1956)の手がけたこの大聖堂建築において、シンベリはフィンランド象徴主義の画家マグヌス・エンケル(Magnus Enckell, 1870-1925)と共に教会装飾を担当した。シンベリはその教会装飾においてフレスコ画として再び《傷ついた天使》を描くことになるが、図像は同一であり、新たな天使画を描いたわけではない。タンペレ大聖堂以後、シンベリは「極めて大きなプロジェクト」を企図することなく、また国内外の画壇から新たな評価

を得ることもなく、1917年に亡くなっている²⁷。

《傷ついた天使》以後のシンベリは、色彩の変化による風景画の発展などいくつかの細かい変容が見られるものの、《傷ついた天使》に比肩するような大作は生み出していない、というのがシンベリ研究の一般的な見解であろう。一つの作品・表象に費やされた情熱という意味では、そのように言って問題ないと思われるが、しかしながら後期シンベリの作品においても、シンベリという画家の芸術世界を理解するために見逃すことのできない作品が存在する。そのうちの一つは《悪魔が死んだ》(図26)である。

《悪魔が死んだ》は、一人の悪魔の葬儀を描いた作品であるが、この絵には二つの注目すべき点がある。第一に、悪魔の葬儀に多くの人間たちが参列していること。第二に、亡くなった悪魔の枕元に白い花が



図 26
《悪魔が死んだ》
1907年/水彩
個人蔵

部分拡大図



図 27
《白鳥の歌》
1899年/エッチング
アテネウム美術館

咲いていることである。

第一の要素から読み取れるのは、「人間と悪魔の共生」という、初期から一貫して描かれ続けているシンベリ作品のテーマである。悪魔の葬儀に人間が参列する情景は、キリスト教の常識からすれば奇妙極まるものに違いないが、シンベリの芸術世界においては確かなリアリティを伴っている。というのも、シンベリの芸術世界における悪魔たちは、人間と共に、同じ一つの大地に生きている共生者だからである。シンベリの作品の一つに《白鳥の歌》(図27)という、人間の音楽家の死を悪魔の音楽隊(おそらく共演者)が悼んでいる作品があるが、《白鳥の歌》と《悪魔は死んだ》は人間と悪魔の立場が逆転しただけで、同じテーマを描いていると言えるだろう。

第二の要素から読み取れるのは、この作品が《傷ついた天使》と類似するテーマをもった作品であるということである。なぜならば、悪魔の枕元に咲いている白い花は《傷ついた天使》にも描かれている花だからである。拡大して確認すると、両作品に描かれている花はスノードロップ(待雪草)らしき植物であることがわかる。スノードロップの含意は多義的であり、神の慈悲の象徴を意味することもあれば、死を意味することもある²⁸。シンベリがどちらの意味で描いたのかは定かではないが、解釈としてはどちらも可能である(そしてその多義性を理解した上で描いた可能性もある)。再生を意味する場合、《傷ついた天使》においては傷の回復の予兆として、《悪魔が死んだ》においては死後の悪魔の救済(神の慈悲による罪の赦し)の予兆として、それぞれ描かれていることになる。スノードロップが死を意味する場合、《傷ついた天使》も《悪魔が死んだ》も共に、彼らが死に瀕している(既に死んでいる)ことを花によって示唆していることになる²⁹。どのように解釈するにせよ、《傷ついた天使》と《悪魔が死んだ》は同じ象徴によって同じテーマが示されており、その意味で類縁性がある作品となっている。

これら二つの要素が示しているのは、《傷ついた天使》以前も以後もシンベリは「悪魔の画家」であったということ、そして《傷ついた天使》のテーマがそ

れ以後の悪魔画にも継承されているという事実である。《傷ついた天使》は、その主題においても、創作プロセスにおいても、シンベリの他の作品とは一線を画する存在である。画壇の評価すら、シンベリの他の作品——とりわけ悪魔を主題とする作品——とは大きく異なっている。しかしながら、「もう一つの世界」のビジョンというシンベリの芸術の本質と、それぞれの作品がもつ内容的・表現的連関に鑑みれば、《傷ついた天使》はシンベリの画業において孤立した大作ではなく、それ以前と以後の作品と密接な結びつきをもつ作品として位置付けなければならないのである。

結論

ヒューゴ・シンベリの代表作が《傷ついた天使》であることは、作品に込められた並々ならぬ情熱と注力、そして遺憾無く発揮された想像力の観点からして、疑う余地のないところである。シンベリはこの作品を画壇に絶賛される大作となるべくして創作し、その企図は首尾良く果たされた。しかし、作品主題という点から言えば、シンベリが好んでいた主題は「死」や「悪魔」であり、天使ではなかった。それにもかかわらずシンベリがこの大作の主題に「天使」を選び、その創作プロセスにおいて悪魔の図像を排除したのは、シンベリ自身の志向の変化というよりは、批評家たちの目を意識してのことであった。つまり、「悪魔の画家」から「天使の画家」への変容は、フィンランド芸術界に認められるための——あるいは、それを成しうるだけの大作を考案するための——シンベリの画家戦略に起因するものだったのである。

1912年1月にヘルシンキで開催されたシンベリの個展は、「シンベリ自身に最も忠実な」展覧会であったと言われている。その展覧会には、ルオヴェシ時代以来の幻想的な主題を扱った絵画作品が出品されており、そこには《バラの茂みの悪魔》(図12)も含まれていた³⁰。このエピソードからも明らかのように、「天使の画家」として認識されるようになった後も、

シンベリは生涯「悪魔の画家」であり続けた。むしろそれは、シンベリが「天使の画家」ではなかったという意味ではない。生涯の一時期——それも、画家人生にとって極めて重要な時期——シンベリの全精力が一つの天使画に注がれ、その結実である《傷ついた天使》がシンベリの画業の一つの頂となったのは事実である。加えて、作品数は少ないながらもシンベリが天使を主題とした作品を複数描いていることも忘れてはならない。シンベリの芸術の本質は、「もう一つの世界」、すなわち人間と精霊的・幻想的存在が一つの同じ大地で共生しているビジョンを描き出すことであり、天使もまたその世界の住人なのである。つまるところ、シンベリという画家は、天使だけを描く画家でも、悪魔だけを描く画家でもなく、「天使と悪魔の画家」として認識されるべきなのである。

註

- 1 Marja Lahelma, *Artists of the Ateneum: Hugo Simberg*, Ateneum, 2017, p. 10.
- 2 Sakari Saarikivi, *Hugo Simberg: Elämä ja Tuotanto*, Porvoo/Helsinki, Werner Söderström, 1948, pp. 217-277.
4点という数は、あくまでもタイトルに基づく天使画の作品数であり、実際にシンベリが描いた天使画の数はそれ以上になる。たとえば、《献身》(Hartaus)、《夢》(Unelma)、《別れ道にて》(Tienhaarassa)といった作品も天使を主題とする作品である。悪魔画についても同様のことが言える。タイトルに基づく作品数のみ提示したのは、未だシンベリのカatalog・レゾネが編纂されておらず、現状最も多くのシンベリ作品を網羅しているSaarikiviの上掲書の総目録にはすべての作品に図版が付せられていないという実情による。
- 3 Sakari Saarikivi, *op. cit.*, pp. 217-277.
- 4 本論文では、《傷ついた天使》の制作を中心軸として、シンベリの生涯を三つに区分している。「初期：1903年より前」(《傷ついた天使》の創作以前)、「中期：1903年～1906年」(油彩およびテンペラの《傷ついた天使》の制作期間)、「後期：1907年以降」(《傷ついた天使》の創作以後)。
- 5 Anja Olavinen and Hanna-Leena Paloposki ed., *Hugo Simberg 1873-1917*, Ateneum, 2000, pp. 5-6.
- 6 フィンランド・ナショナリズムおよびフィンランド象徴主義とカレワラの関係については以下の文献を参照。Riitta Ojanperä, "The Kalevala." In *Stories of Finnish Art*, Ateneum ed., Germany, Hatje Cantz, pp. 91-102; Markku Valkonen, *Finnish Art: Over the Centuries, Helsinki*, Otava Publishing, 1999, pp. 72-87.
- 7 Nina Kokkinen, "Hugo Simberg's Art and the Widening Perspective into Swedenborg's Ideas." In Karl Grandin ed., *Emanuel Swedenborg—Exploring a "World Memory": Context, Content, Contribution*, Stockholm. The Royal Swedish Academy of Sciences, The Center for History of Science, 2013, pp. 246-247.
- 8 *Hugo Simberg 1873-1917*, pp. 24-25.
- 9 *Hugo Simberg 1873-1917*, p. 17.
- 10 Marja Lahelma, *op. cit.* p. 25.
- 11 《死の庭》において「死」が愛でている花を「人間の魂」とする見解もある。Cf. Timo Huusko ed., *Ateneum Guide*, 2nd edition, Ateneum, 2000, p. 58.
- 12 *Hugo Simberg 1873-1917*, p. 26.
- 13 Lahelmaは、シンベリの悪魔の表象が時としてキリスト教的なメッセージを伝えることがあることを指摘している(Cf. Marja Lahelma, *op. cit.*, p. 46)。それはたとえば、《分かれ道にて》や、その連作と考えられる《二つの教会》(Kaksi Kirkkoa)であろう。これらの作品において、天使と悪魔は善悪それぞれの道へ誘う役割を果たしており、天使の行き先には天国の象徴である白(善)の教会が、悪魔の行き先には地獄の象徴である赤(悪)の教会が待っている、というストーリーになっている。ただし、このような明確にキリスト教的なメッセージを表現した作品は、シンベリ芸術の中では少数派である。
- 14 *Hugo Simberg 1873-1917*, p. 43.
- 15 Kokkinenは、この図像が描写している状況は「人生は二つの異なる世界に同時に開かれている」とするスウェーデンボリのビジョンを想起されるものであると指摘している。Cf. Nina Kokkinen, *op. cit.*, pp. 251-254.
- 16 シンベリの芸術における悪魔と人間の類似性を考える上で示唆的な作品は《記録》(Muisto)である。Lahelmaは、この作品に描かれている悪魔がシンベリの自画像であることを指摘している。Cf. Marja Lahelma, *op. cit.*, p. 46.
- 17 *Hugo Simberg 1873-1917*, p. 72.
- 18 *Hugo Simberg 1873-1917*, p. 72.
- 19 《傷ついた天使》がアテネウムの秋の美術展に出品された時、そのタイトルにはダッシュ(—)が引かれているだけであった。*Hugo Simberg 1873-1917*, p. 96.
- 20 Marjatta Levanto, *Hugo Simberg ja Haavoittunut Enkeli*, Helsinki, Finnish National Gallery, 1993, p. 80.
- 21 フィンランド語の三人称代名詞に性の区別はなく、図19の作品題を「彼女のための花」としたのは*Hugo Simberg 1873-1917*のスウェーデン語訳・英語訳に拠る。なおキリスト教における天使は、定義上男性でも女性でもないゆえに、「彼女」という代名詞はその対象が天使でないことを表している、という指摘もありうる。しかし、シンベリは《傷ついた天使》の天使のモデルに女性を採用しており、シンベリが天使を女性的存在と考えていた可能性は十分に考えられるため、「彼女」であっても天使と解釈することは可能である。
- 22 Marjatta Levanto, *op. cit.*, p. 80.
- 23 *Hugo Simberg 1873-1917*, p. 88.
- 24 Marjatta Levanto, *op. cit.*, p. 89.
- 25 Marjatta Levanto, *op. cit.*, p. 89.
- 26 タンペレ大聖堂の装飾において、シンベリはテンペラによる《死の庭》と《傷ついた天使》、《花輪送り》、翼の生えた蛇が林檎を咥えている天井画の装飾業等を手がけた。このうち、蛇の天井画と裸の少年が描かれた《花輪送り》は教会装飾に相応しくないとして牧師に糾弾されている。Cf. *Hugo Simberg 1873-1917*, pp. 103-107.
- 27 シンベリは1911年初頭にフランスで描いた作品の展示を行っているが、その展示に対して批評家たちは失望を隠せなかった、と言われている。Cf. *Hugo Simberg 1873-1917*, p. 116.
- 28 Charles M. Skinner, *Myths and Legends of Flowers, Trees, Fruits and Plants*, J.B. Lippincott, 1911, p. 268-269.
- 29 シンベリの師のガッレン＝カッレラは《死の花》(Kalman Kukka)や《死と花》(Kuolema ja Kukka)といった作品を1890年代に制作しており、これらの作品からシンベリがインスピレーションを受けた可能性も考えられる。
- 30 *Hugo Simberg 1873-1917*, p. 121.

引用図版一覧

- 図1 《霜》 *Halla*
1895年／水彩、グワッシュ／27×18cm／アテネウム美術館
画像出典：Anja Olavinen and Hanna-Leena Paloposki ed., *Hugo Simberg 1873–1917*, Ateneum, 2000.
- 図2 《秋I》 *Syksy I*
1895年／水彩、グワッシュ／30×14cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図3 《眠れるホブゴブリンの王》 *Tonttukuningas Nukkuu*
1896年／水彩、グワッシュ／22.5×18cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図4 《風が吹く》 *Tuuli Puhaltaa*
1897年／水彩、グワッシュ／23×29cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図5 《スケートする死》 *Kuolema Luistele*
1897年／エッチング、ドライポイント／12.5×18.5cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図6 《遊び仲間》 *Leikkitoverit*
1897年／エッチング／11.8×8.7cm／アテネウム美術館
画像出典：Heikki Malme, *Hugo Simberg: Grafiikka*, Ateneum, 1989.
- 図7 《女性と死》 *Nainen ja Kuolema*
制作年不詳／ウォッシュ、墨／13.5×10cm／ヴォルフ・コレクション
画像出典：Sakari Saarikivi, *Hugo Simberg: Elämä ja Tuotanto*, Porvoo/Helsinki, Werner Söderström, 1948.
- 図8 《死の庭》 *Kuoleman Puutarha*
1896年／水彩、グワッシュ／16×17.5cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図9 《双子を抱えた哀れな悪魔》 *Piruparka Kaksosineen*
1898年／水彩、油彩、墨／21×14cm／個人蔵
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図10 《農婦と双子を抱えた哀れな悪魔》 *Emäntä ja Piruparka Kaksosineen*
1899年／水彩、グワッシュ／19×13cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図11 《悪魔が笛を吹く》 *Piru Soittaa*
1898年／テンペラ／54×22cm／個人蔵
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図12 《バラの茂みの悪魔》 *Piru Ruusupensaassa*
制作年不詳／水彩、グワッシュ／18.5×9.5cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図13 《リボン》 *Rusetit*
1903年／油彩／28×37cm／ラウリ&ラッセン財団
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図14 《分かれ道にて》 *Tienhaarassa*
1896年／水彩、グワッシュ／15×18cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図15 《輪舞》 *Piiritanssi*
1898年／油彩／14×22.5cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図16 《傷ついた天使》 *Haavoittunut Enkeli*
1903年／油彩／127×154cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図17 「傷ついた天使のためのスケッチ」I ※ナンバリングは引用者による
制作年不詳／スケッチブック、鉛筆／個人蔵
画像出典：Marjatta Levanto, *Hugo Simberg ja Haavoittunut Enkeli*, Helsinki, Finnish National Gallery, 1993.
- 図18 「傷ついた天使のためのスケッチ」II ※ナンバリングは引用者による
制作年不詳／スケッチブック、鉛筆／個人蔵
画像出典：Hugo Simberg ja Haavoittunut Enkeli.
- 図19 《彼女のための花》 *Kukkia Hänelle*
1901年／水彩／18.5×13.7cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図20 「傷ついた天使のためのスケッチ」III ※ナンバリングは引用者による
制作年不詳／スケッチブック、鉛筆／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg ja Haavoittunut Enkeli.
- 図21 「傷ついた天使のためのスケッチ」IV ※ナンバリングは引用者による
制作年不詳／スケッチブック、鉛筆／個人蔵
画像出典：Hugo Simberg ja Haavoittunut Enkeli.
- 図22 《じゃがいも少女》 *Perunatyttö*
1901年／油彩／85×55cm／トゥルク美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図23 《少年の半身像》 *Pojan Rintakuva*
1902年／油彩／個人蔵
画像出典：Hugo Simberg ja Haavoittunut Enkeli.
- 図24 「傷ついた天使のための写真」
撮影日不詳／個人蔵
画像出典：Hugo Simberg ja Haavoittunut Enkeli.
- 図25 《傷ついた天使のための習作、風景画》 *Haavoittunut Enkeli, Maisemaluonnos*
1902年／油彩／25×41.5cm／アテネウム美術館
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図26 《悪魔が死んだ》 *Piru On Kuollut*
1907年／水彩／19×27cm／個人蔵
画像出典：Hugo Simberg 1873–1917.
- 図27 《白鳥の歌》 *Joutsenlaulu*
1899年／エッチング／10×21cm／アテネウム美術館
画像出典：Riikka Stewen, *Hugo Simberg: Unien Maalari*, Helsinki, Otava, 1989.

下園 知弥(しもぞの ともや) 西南学院大学博物館学芸員

- 42 《熊本藩役職者一覽》、二五八頁。
松尾武右衛門については不明であるが、鶴崎町の町年寄か。鶴崎の地は高田手永に属していたが、鶴崎は准町であったため、高田手永惣庄屋の支配を離れて郡代の支配下に置かれ四人の町年寄の合議制のもとに運営された(大分県総務部総務課編『大分県史 近世編Ⅲ』、非売品、一九八八年、四六頁)。
- 43 中村庄右衛門は鶴崎郡郡代。在任期間は嘉永七(一八五四年八月二十五日)安政五(一八五八年七月二十日)《熊本藩役職者一覽》、三〇〇頁。
- 44 松崎次兵衛は野津原鶴崎郡郡代。在任期間は安政二(一八五五年五月)安政五(一八五八年十一月)《熊本藩役職者一覽》、三〇〇頁。
- 45 北里傳兵衛は北里手永惣庄屋。在任期間は嘉永六(一八五三年十二月二十四日)明治三(一八七〇年七月五日)《肥後讀史總覽》上巻、七四七頁。
- 46 友成津内は小国郡郡代。在任期間は安政三(一八五六)年十二月二十八日)安政五(一八五八年六月二十四日)《熊本藩役職者一覽》、二九五頁。
- 47 木村得太郎は小国郡郡代。在任期間は安政三(一八五六)年七月十六日)安政六(一八五九年十一月十日)《熊本藩役職者一覽》、二九五頁。
- 48 河瀬安兵衛は沼山津手永惣庄屋。在任期間は弘化二(一八四五)年十二月十六日)安政六(一八五九年四月十九日)《肥後讀史總覽》上巻、七一八頁。
- 49 野々口金左衛門は上益城郡郡代。在任期間は安政五(一八五八年七月)安政七(一八六〇)年二月《熊本藩役職者一覽》、二六一頁。
- 50 貫角右衛門は掃除頭。在任期間は安政二(一八五五年)年十一月二十一日)明治三(一八七〇)年三年七月)《熊本藩役職者一覽》、三四〇頁。
- 51 村上平右衛門は小田手永惣庄屋。在任期間は安政二(一八五五年)年十一月十一日)文久二(一八六二年)十月十五日)《肥後讀史總覽》上巻、七四七頁
- 52 横田善左衛門は玉名郡郡代。在任期間は安政五(一八五八年)七月)万延元(一八六〇)年四月四日)《熊本藩役職者一覽》、二七八頁。
- 53 小川次郎助は玉名郡郡代。在任期間は安政六(一八五九年)八月二十九日)安政七(一八六〇)年七月二日(右同)。
- 54 岩崎物部は玉名郡郡代。在任期間は安政七(一八六〇)年二月)文久元(一八六一)年三月(右同)。
- 55 高木仁十郎は大津手永惣庄屋。在任期間は万延元(一八六〇)年十二月二十五日)明治三(一八七〇)年七月五日)《肥後讀史總覽》上巻、七六二頁。
- 56 村上久太郎は合志郡郡代。在任期間は文久元(一八六一)年六月)慶応元(一八六五年)四月二十四日)《熊本藩役職者一覽》、二八七頁。
- 57 須佐美九郎兵衛は川尻町奉行。在任期間は安政三(一八五六年)八月二十四日)慶応元(一八六五年)十二月二十四日)《熊本藩役職者一覽》、一七二頁。
- 58 註51参照。
- 59 中村庄右衛門は当時玉名郡郡代。在任期間は文久元(一八六一)年三月二十一日)慶応元(一八六五年)四月二十四日)《熊本藩役職者一覽》、二七八頁)
- 60 脚注45参照。
- 61 茂見龜之助は小国・久住郡代。在任期間は文久三(一八六三年)八月二十八日)元治元(一八六四年)七月十八日)《熊本藩役職者一覽》、二九五頁。
- 62 佐藤久助は五町手永惣庄屋。在任期間は安政二(一八五五年)十月十三日)明治三(一八七〇)年七月五日)《肥後讀史總覽》上巻、七〇八頁。
- 63 岩崎物部は飽田託摩郡郡代。在任期間は文久元(一八六一)年三月)慶応元(一八六五年)四月二十一日)《熊本藩役職者一覽》、二五八頁。
- 64 小山市太郎は飽田託摩郡郡代。在任期間は文久三(一八六三年)十二月十一日)慶応元(一八六五年)五月一日(右同)。
- 65 福崎太郎右衛門は中山手永惣庄屋の福崎太郎助か。福崎太郎助の中山手永惣庄屋在任期間は元治元(一八六四年)六月二十一日)明治三(一八七〇)年七月五日)《肥後讀史總覽》上巻、七二八頁。
- 66 入江次郎太郎は下益城郡郡代。在任期間は万延元(一八六〇)年十二月)慶応四(一八六八年)年一月)《熊本藩役職者一覽》、二六四頁。

〔註〕

- 1 光永平蔵は木倉手水惣庄屋。在任期間は弘化二(一八四五)年六月十八日(文久三(一八六三)年十月九日(松本雅明監修『肥後讀史總覽』上巻、鶴屋百貨店、一八九三年(以下『肥後讀史總覽』上巻)、七二頁)。
- 2 村井次郎作は上益城郡郡代。在任期間は弘化二(一八四五)年十月(嘉永元(一八四八)年四月五日(西山禎一『熊本藩役職者一覽』非売品、二〇〇七年(以下『熊本藩役職者一覽』)、二六一頁)。
- 3 近藤喜左衛門は五町手水惣庄屋。在任期間は天保十二(一八四一)年六月十日(弘化三(一八四六)年七月二十九日(『肥後讀史總覽』上巻、七〇八頁)。
- 4 中島九郎左衛門は飽田郡郡代。在任期間は天保十五(一八四四)年四月(嘉永四(一八五二)年三月二十一日(『熊本藩役職者一覽』、二五八頁)。
- 5 布田太郎右衛門は池田手水惣庄屋。在任期間は天保十五(一八四四)年四月二十八日(安政六(一八五九)年三月二日病死(『肥後讀史總覽』上巻、七一〇頁)。
- 6 註4参照。
- 7 末藤新右衛門は川尻町奉行。在任期間は弘化三(一八四六)年六月十五日(弘化四(一八四七)年二月八日(『熊本藩役職者一覽』、一七二頁)。
- 8 松崎九郎平は川尻町奉行。在任期間は弘化四(一八四七)年二月(嘉永三(一八五〇)年七月(右同))。
- 9 片山甚十郎は掃除頭。在任期間は弘化二(一八四五)年五月三日(嘉永五(一八五二)年一月十八日(『熊本藩役職者一覽』、三四〇頁)。
- 10 多田隈丈左衛門は小田手水惣庄屋。在任期間は弘化三(一八四六)年十月十三日(嘉永五(一八五二)年六月十三日(『肥後讀史總覽』上巻、七四七頁)。
- 11 江嶋傳左衛門は玉名郡郡代。在任期間は天保十五(一八四四)年九月(嘉永四(一八五一)年三月二十八日(『熊本藩役職者一覽』、二七八頁)。
- 12 藤井次郎助という名前は見つからなかったが、申請時期から廻江手水惣庄屋の藤井熊之助(在任期間は天保十二(一八四一)年十二月(安政二(一八五五)年七月)のことか(『肥後讀史總覽』上巻、七二五頁)。
- 13 杉浦津直は下益城郡郡代。在任期間は弘化二(一八四五)年三月(嘉永四(一八五二)年三月二十八日(『熊本藩役職者一覽』、二六四頁)。
- 14 松崎九郎平は川尻町奉行。在任期間は弘化四(一八四七)年二月(嘉永三(一八五〇)年七月(『熊本藩役職者一覽』、一七二頁)。
- 15 蒲地太郎八は菊池郡郡代。在任期間は弘化四(一八四八)年八月(嘉永七(一八五四)年八月(『熊本藩役職者一覽』、二八四頁)。
- 16 宇野源兵衛は深川手水惣庄屋。在任期間は弘化三(一八四六)年十月十三日(嘉永二(一八四九)年十二月二十日(『肥後讀史總覽』上巻、七六〇頁)。
- 17 註15参照。
- 18 大須賀純右衛門は中村手水惣庄屋。在任期間は弘化二(一八四五)年五月十四日(嘉永三(一八五〇)年二月六日(『肥後讀史總覽』上巻、七七七頁)。
- 19 早川早十郎は山本・山鹿郡郡代。在任期間は弘化四(一八四七)年四月十日(嘉永三(一八五〇)年一月二十五日(『熊本藩役職者一覽』、二八二頁)。

- 20 古閑才蔵は北里手水惣庄屋。在任期間は嘉永元(一八四八)年五月朔日(嘉永五(一八五二)年四月晦日(『肥後讀史總覽』上巻、七七四頁)。
- 21 河喜多助三郎は小国郡郡代。在任期間は嘉永三(一八五〇)年八月十四日(嘉永四(一八五一)年三月二十八日(『熊本藩役職者一覽』、一九五頁)。
- 22 井上久之允は小国郡郡代。在任期間は弘化四年八月二十一日(嘉永五年二月十四日(『熊本藩役職者一覽』、一九五頁)。
- 23 丸山平左衛門は甲佐手水惣庄屋。在任期間は弘化三(一八四六)年七月二十九日(安政三(一八五六)年六月(『肥後讀史總覽』上巻、七二〇頁)。
- 24 上妻半右衛門は上益城郡郡代。在任期間は弘化四(一八四七)年八月(嘉永七(一八五四)年八月(『熊本藩役職者一覽』、二六一頁)。
- 25 光永四兵衛は内田手水惣庄屋。在任期間は嘉永三(一八五〇)年二月六日(嘉永六(一八五三)年七月初日(『肥後讀史總覽』上巻、七四八頁)。
- 26 杉浦津直は玉名郡郡代。在任期間は嘉永四(一八五一)年三月二十八日(安政二(一八五五)年十月(『熊本藩役職者一覽』、二七八頁)。
- 27 河瀬安兵衛は沼山津手水惣庄屋。在任期間は弘化二(一八四五)年十二月十六日(安政六(一八五九)年四月十九日(『肥後讀史總覽』上巻、七一八頁)。
- 28 註24参照。
- 29 註24参照。
- 30 内田壽太郎は河江手水惣庄屋。在任期間は嘉永五(一八五二)年五月(明治元(一八六八)年閏四月(『肥後讀史總覽』上巻、七二七頁)。
- 31 註24参照。
- 32 小森田武八郎は内田手水惣庄屋。在任期間は嘉永六(一八五三)年七月初日(文久元(一八六〇)年十月三日(『肥後讀史總覽』上巻、七四八頁)。
- 33 註26参照。
- 34 荒木万蔵は川尻町奉行。在任期間は嘉永五(一八五二)年二月二十二日(安政二(一八五五)年十月四日(『熊本藩役職者一覽』、一七二頁)。
- 35 山隈新左衛門は天津手水惣庄屋。在任期間は嘉永六(一八五三)年十二月二十四日(万延元(一八六〇)年十二月十六日(『肥後讀史總覽』上巻、七六二頁)。
- 36 井上久之允は菊池郡郡代。在任期間は安政二(一八五五)年(安政三(一八五六)年十二月九日(『熊本藩役職者一覽』、二八四頁)。
- 37 小山貞之允は種山手水惣庄屋。在任期間は弘化二(一八四五)年十一月七日(万延元(一八六〇)年十月(『肥後讀史總覽』上巻、七三五頁)。
- 38 太田十郎右衛門は八代郡郡代。在任期間は安政二(一八五五)年二月(安政五(一八五八)年八月(『熊本藩役職者一覽』、二七〇頁)。
- 39 石川源兵衛は八代郡郡代。在任期間は安政二(一八五五)年二月十六日(安政三(一八五六)年八月四日(『熊本藩役職者一覽』、二七〇頁)。
- 40 古閑才蔵は本庄手水惣庄屋。在任期間は嘉永五(一八五二)年五月(文久元(一八六〇)年五月十八日(『肥後讀史總覽』上巻、七一四頁)。
- 41 上妻半右衛門は飽田・託摩郡郡代。在任期間は嘉永七(一八五四)年八月(文久元(一八六〇)年二月

被

仰付候已来格別稜立候体之慎方ハ聞兼申候、以上

子十二月

演舌

工藤覚兵衛

中山手永巢林村穢多次郎右衛門与申者、先年老牛馬買入二付不屈之儀有之、次郎兵衛列同時同罪之者二而、御刑法且額入墨被 仰付置候由之処、其後者前非を悔、改心いたし万端心得方宜、村方之交且家内睦敷手業等相稼居候由候而、当年産物方御用滑革之類引出精相勤居御用弁之者二而慎方宜敷、喜平同様墨拔御免奉願置候由、此段唱之趣承申付入御聞置申候、以上

子十二月

工藤覚兵衛

僉議 平川

〔付札〕 本紙中山手永巢林村穢多次郎右衛門・喜平儀、前刑別紙之通二御座候處、其後相慎居候二付、刺墨被除下候様、書面之通願出候二付、御郡御目附付御横目聞方被 仰付候處、兩人共慎方宜敷相違無之、手業相稼産物方御用出精相勤候由、委細別紙之通二而、御咎後最早十二ヶ年二相成候間、追々之見合を以刺墨被除下、弥以相慎候様及御目付 達可申哉

但本文一同御咎被 仰付候、同村次郎兵衛聞方被 仰付候へとも、左迄慎方之稜目も相見不申候間、先是迄之可被差置哉、右者次郎右衛門聞方被 仰付候筈之処、間違二相成候得共、次郎右衛門慎方者演舌書之通二付一同除除墨之しらべ仕候事

前刑

中山手永巢林村
穢多

安政元年四月

次郎右衛門

喜平

中山手永巢林村
穢多

次郎右衛門

喜平

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被

仰付置候處、其後相慎居候由二付、此節右入墨被除下候、此節可有御座候、以上

正月廿八日

刑法方御奉行中

入江次郎太郎殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事二付、弥以農業出精いたし候様可有御座候、以上

西澤文喜育之倅
常右衛門事

弥兵衛

右者不屈之儀有之、先年入墨管た、き答眉無之御刑法被
仰付置候処、其後相慎居候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、
以上

八月朔日

御刑法方
御奉行中

服部弥門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事に付、弥
以相慎候様可有御達候、以上

□ 乍恐奉願覚

巢林村穢多

次郎右衛門

当子四十九歳

同

喜平

同五十七歳

中山手永巢林村穢多右之者共儀、去ル嘉永六丑年老牛馬買入二付不埒之儀
有之、翌寅年於下河原御刑法且額二入墨被仰付置候二付而者、何れ茂後悔
至極奉恐入居候間、右之者共儀格別相慎老牛馬買入等二携不申、万端正路
二相心得、村方茂一和二交り、家内睦敷手業等専相稼申候、惣体巢林穢多
村二御割付二相成居候御用滑皮之儀も相納来、喜平儀者滑方引受出精仕居
申候、然処御用皮納方二付而者、荒皮為買入遠方二懸、所々二罷出候節、

御法之御印有之候二付而者、於向方取組を初往来止宿等内輪不謂心痛御座
候由、最早十ヶ年余心得方宜敷相慎居候者共二御座候間、恐多難奉願儀二
御座候得共、何卒右之者共式人入墨拔方御免被仰付被下候様奉願候、願之
通御免被仰付被下候ハ、外々取扱之一端二茂相成可申奉存候間、重畳宜敷
被為相成御達可被下候、此段乍恐覚書を以奉願候、以上

元治元年九月

巢林村庄屋
村山小左衛門印

右之通願書申候間、内輪精々相糺候処、
書面之通相達茂無御座候間、宜敷被
仰付可被下候、以上

福崎太郎右衛門殿印

入江次郎太郎殿印

御郡方

御奉行衆中

中山手永巢林村
穢多

次郎兵衛

歳四十七程

喜平

歳五十七程

右者先年不屈之儀有之、御刑法被 仰付置候処、相慎居候哉之旨二付当時
之模様をも見聞仕候処、去嘉永六年之比老牛馬買入二付不屈之儀有之、御
刑法且額二入墨被 仰付置候由二而、其後喜平儀者深前非を悔、改心いた
し万端心得方宜敷、村方一和二相交、家内睦敷相暮、手業等相稼居候由、
惣体産物方御用滑革類引受、出精相勤専御用便二相成居候由に而、有折荒
皮買入方等遠方二懸方所々に止宿仕候儀も有之由之處、御法之御印有之
候而者於向々買入取組彼是二も心配いたし候儀も候由、次郎兵衛儀者御法

奉存候、此段可然様御取扱被成下候様宜敷奉願候、以上

六月

矢田部振右衛門

小川弥一郎

斎藤善太

市左衛門様御内

岩崎庄左衛門様

覚

触組西澤文喜育之伴

常右衛門事當時有吉

市左衛門殿一季抱

西澤弥兵衛

歳二十六程

右者先年不届之儀有之御刑法被

仰付置候処、其後相慎候哉當時之様子共如何程ニ有之候哉之旨ニ付承繕申候処、同人儀不届之儀有之安政四年二月頃苗字大小御取上百答三年眉無之御刑法被

御刑法被

仰付、年限相濟万延元年正月頃被差返候付、深奉恐入前非を悔相慎仕候之由之処、一昨年十一月頃市左衛門殿一季ニ被召抱、役人段御申付ニ罷成居

候得共、格別勤向茂無之由ニ付、宿元より懸候而何事角事之節迄屋敷江罷出候由、扱弥兵衛儀者幼年之頃より句読習書心懸能有之候由之処、御咎後

昼内者外出等容易ニ不致、一頃者林藤次方江夜会相頼其春之頃よりハ医業之下心茂有之、富田宗栗方江猶会読相頼、是又夜分罷越候由之処、下地書

見をもいたし居候付、夫文交事もはやく取扱稽古いたし候ハ、先々相応之医者ニ可相成与同人方見込之由、文喜儀者此四五ヶ年已前より五町手永

津浦村江引移、隣村ニ懸ケ男女童ニ手習師道いたし居候處、同人儀其後御銀所預方支配役当分として者被差出置、日勤之御奉公ニ而手ニ及ひ不申、

弥兵衛儀文喜ニ〔見せ消し代〕変〔見せ消し代〕代り句読習書相授、当時二十人計も有之教導熟ニ

たし候付村所之為合ニ相成、親ニ茂打頼安心いたし居候由、且家内大勢ニ而暮方不如意ニ有之候由之処、弥兵衛儀者算用成者ニ而手細工も少々いたし、當時者傘張打立逸稜暮方之助ニ相成候由、又日々之世帯廻りをもいたし、両親之申付等逆不申、事方宜兄弟茂都合四人程居候処、いつれ茂睦敷有之候儀者殊勝成事之由、右之通ニ而御咎後當時とも相慎居候由唱承申候、以上

子七月日

山田五次兵衛

武田和平

城素兵衛

岩吉八之助

河口弾治

上垣七作

荒木喜兵衛

野口喜一郎

大塚権三郎

後藤弾助

御目附衆中

僉議 水津

本紙西澤弥兵衛儀、前刑別紙之通ニ而入墨答百徒三年之刑被仰付、万延元年年限濟徒刑被成御免候処、其後格別相慎候付、入墨被除下候様書面之通願出、御横目聞方及達候処各別相慎候趣、別紙達之通ニ御座候、徒刑御免已後五ヶ年ニ相成、弥兵衛同様御咎之もの当春已来追々刺墨を除下而慎方相替不申候付、弥兵衛儀茂此節刺墨被除下、已後慎方之儀例之趣を以達候哉

前刑

安政四年十二月

子五月

下田右平

北里手永黒澗村

真光寺支配二回

同手永馬場村二居候

弥熊

右者不屈之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相懐候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

元治元年也

御刑法方

六月十八日

御奉行中

小国御郡代衆中

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事二付、弥以産業等出精いたし候様教諭之筋真光寺方申付有之候様可有御達候、已上

〔中略〕

□ 御内意之覚

五町手永津浦村江手習

指南として依願御滞留御免

被 仰付置候前段西澤文喜殿

忤常右衛門事

西澤弥兵衛

右者先年不屈之儀有之、重キ御咎被 仰付、津浦村二而父西沢文喜殿同居二相成居候處、其後万端心を用慎方宜敷、當時有吉市左衛門殿一季二被召抱置苗字大小御差免二相成居申候、近年村方并近村方も大勢之子供手習誦書等二罷越候處、父文喜殿儀者御役間日勤片手二付、弥兵衛殿儀主家出方之透々手習誦書共格別手厚教導二相成、右之内二者方角在宅衆子弟をも誦

書指南有之、所柄逸稜之便利二相成申候、惣体弥兵衛殿儀御咎後諸事格別

之懐心二而、聊之事二茂深心を被用、其上平日父母江事方宜鋪、朝暮旦夕

両親方之申附筋等意を背候様之儀毛頭無之由、所柄傍觀之もの共方茂追々

申出候間、恐多願二奉存候得共、右謹慎之稜目被立下御咎之節之御印拔方

被仰付被下候儀者被為叶間敷哉、左候ハ、於其身者勿論、親族之面々兎角

可申上様無御座無々難有可被奉存候間、御別段を以可然宜敷被成御達可被

下候、右者御支配違之人二者御座候得共、所柄仮居住之儀二付、此段不閣

御内意申上候、以上

元治元年七月

津浦村庄屋

本田作助[㊦]

佐藤久助[㊦]

岩崎物部[㊦]殿[㊦]

小山一太郎[㊦]殿

御郡方

御奉行衆中

口上之覚

右者先年不屈之儀有之、重御刑法被

仰付、其後謹方宜敷御座候付而、御召拘[㊦]二相成、苗字大小御免二相成難

有奉存、弥以手全二勤上候志し御座候、同人儀御咎被 仰付候後者別而慎

方宜敷、當時父西沢文喜儀、津浦村内分被住仕御奉公之透々所柄之者江習

書誦書等指南いたし候付而者片手二付、右弥兵衛内輪専ら相誘出精仕、大

二所柄之為合二相成、且兼々暮方難渡仕候付而者日用之儀万事心を用、父

母之意を休メ、先年来両親江苦心致せ候之儀を深ク悔心恐惶仕謹慎二罷在

専孝養を懸候御様子二見聞仕候、依而奉願候儀恐多奉存候得共、右御咎之

御印消方之儀、其後弥以謹慎罷在候訳二相對消方御免被 仰付被下候様、

於私共奉願度奉存候、左候ハ、其身者勿論父文喜者不及申、於私共茂難有

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者、難相濟事二付、弥以相慎候様可有御達候、以上

□ 乍恐奉願覚

北里手永黒淵村
拙寺支配ニ而同手永
馬場村居住沼弥熊事

弥熊

右之者儀、於所々盗いたし候内二者加勢向之品盗取右品取扱候二付而、村方之者共方不審を請申訳立處方新細工町九兵衛与為申者より売払方被願候段偽取拵九兵衛江云掛いたし候次第不届之者二付、苗字大小御取上入墨答七十た、き之御刑法被仰付、安政四年巳閏五月元々之通被引渡、以来屹度心底相改候様親類者勿論拙寺之茂心を付御教諭之趣堅相守、以来屹度改心いたし候ハ、從是五ヶ年を過委敷書付を以御達申上候様被仰付置候処、去々酉年迄二五ヶ年二相成申候、然処弥熊儀被返下候後少高請持御百姓一偏二出精相働、御教諭之趣堅相守、家内睦敷諸事熟和二有之、諸出銀等速二上納仕候由二而万端改心仕申候間、乍恐右御入墨被拔下候様奉願候、此段宜敷被成御達可被下候、以上

文久三年亥年八月

黒淵村

真光寺印

北里傳兵衛殿

右之通願出申候二付相札申候處、被差返候後者改心仕、農業一偏出精仕、家内睦敷諸事熟和二有之段、委細書面之通聊相違無御座候間、願通入墨御除被下候様於私茂奉願候、宜敷被 仰付可被下候、為其奥書を以申上候、以上

文久三年十一月

北里傳兵衛⁶⁰印

安政四年五月 茂見龜之助⁶¹殿印

前刑扣略 梅田大八殿

御郡法方

御奉行衆中

(付札)

僉議 平川

此弥熊儀、前刑別紙之通御座候處、其後相慎居候間除墨被仰付置候様願之趣委細書面之通二付、御郡御目附付御横目聞方被仰付候処、慎方相違無之別紙之通相達申候、御咎後最早八ヶ年二相成申候間、追々之儀を以除墨可被差免哉

小有 平吉 鎌田 片山 井上 道家 御目附

覚

北里手永黒淵村

真光寺支配ニ而同手永

馬場村ニ居住いたし居候

弥久馬

歳二十七程

右者先年不届之儀有之御刑法被 仰付置候処、其後相慎居候哉当时之様子如何程二有之候哉之旨二付承繕申候処、同人儀以前者沼弥久馬与為申もの、由、不届之儀有之候付、去ル安政四年五月比苗字大小御取上御刑法被仰付候由之處、深奉恐入前非を悔、其砌方馬場村百姓ニ罷成農業一途ニ差入、格別出精いたし、酒茂給申候得共過し不申、米銭取引之儀付而煩敷素振茂無之由二而、村方茂安心いたし、牛馬杯之世話をもいたし遣候由、母志人育居申候処、当時者相応ニ相暮居候由二而、改心いたし申たる二相違者有之間敷弥以相慎居候由承申候、以上

武田和平

城素兵衛

河口弾治

上垣七作

荒木加兵衛

野口喜一郎

大塚権三郎

岩濟敬治

後藤弾助

御目附衆中
奉願口上之覚

私共相組千田甚左衛門実弟平助儀、前廉外様御組江被 召抱、江戸江被差越置候処御屋敷欠落いたし、数年他御領江相滞、追而御国江立帰訴出候与者乍申右之次第重畳不届之至二付、苗字大小御取上入墨答百叩三年眉無之御刑法被

御付置候処、年限相濟実兄甚左衛門江被引渡同人育江被差加候、左候処平助儀已来屹卜相慎改心仕候様甚左衛門并親類共方茂堅教諭差加置申候、其上甚左衛門方兼々心を用可申者と思慮仕急度相慎居候、改心之際相見江、尤其節五ヶ年過候ハ、委敷書付を以御達可申上段御達之趣茂有之、当暮迄二而五ヶ年二罷成申候に付、猶入念心を配及見聞申候処、前条之通二相違無御座、弥以改心之際相立申候、依之右体被 仰付候者急度相慎候ハ、入墨を茂御除被下如何様卒御宥免被 仰付候御見合共御座候ハ、何卒乍恐平助儀被為御仁恵之筋を御見合之御宥免被 仰付被下候様私共連名口上覚書を以奉歎願候間、此段宜敷被成御達可被下候、以上

文久三年十二月

山原次武太郎印

千田敬太郎印

〔付札〕

米 小野 有吉 平 鎌田 片山 御目附

貫角右衛門殿

僉議 岡松

此平助儀、前刑別紙書拔之通御座候処、其後相慎申候付、入墨被除下候様願出居候付、此節御横目聞方被 仰付候處、平助儀相慎居候趣別紙之通に而、御答後最早六ヶ年相成候付追々之御見合を以除墨可被 仰付哉

例 安政三年四月五日齋藤平助前刑相略

保田窪地筒千田 甚左衛門実弟

平助

右者不届之儀有之、先年入墨答た、き眉無之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

六月三日

御刑法方

御奉行中

貫角右衛門殿

付被下候様願之趣書面之通二付、御郡御目附御目脱之横 聞方被

仰付候処、慎方相違無之段別紙之通相達申候、御咎後最早十六ヶ
年二相成申候間、追々之例を以除墨可被差免哉

弘化四年十一月七日

小田手永横島村問屋

孫次郎

前刑扣略

小田手永横島村

孫次郎

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎

候由二付、此節右入墨被

除下候、此段可有御達候、以上

文久二年也

六月廿五日

御刑法方

御奉行衆中

玉名御郡代衆中

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事二付、弥
以農業等出精いたし候様可有御教諭候、以上

〔中略〕

〔朱書〕

〔本文別

紙ハ

御横目

聞方

委ク次

二記

録アリ

□

保田窪地筒千田甚左衛門実弟、先年御刑法被 仰付候而、同人江
引渡被置候平助儀、其後慎方宜敷保田窪地筒組役人共方別紙之通
願出申候付承札候処、書面之通相違無御座候間、願之通被 仰付
被下候様於私も奉願候、則別紙相添御達仕候、以上

文久三年也

十二月廿二日

貫角右衛門

御掃除方

御奉行衆中

覚

保田窪地筒千田

甚左衛門実弟

平助

歳三十六七

右者先年不屈之儀有之、御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉当時之様子共如何程二有之候哉之旨二付承繕
申候処、平助儀者先年外様足輕齋藤熊太与為申者養子二罷成、外様足輕二
被召抱江戸江被差登置候処御屋敷致欠落、数年他御領江相滞候、依御咎安
政三年四月頃苗字大小御取上百答三年眉無之御刑法被 仰付置、年限相濟
同六年三月頃被差返実兄右甚左衛門江御引渡後、同人育二相成候由之處、
深奉恐入前廉方相心得居候刀釵類之研打立候処、所柄弁利を附候由、且甚
左衛門儀者地方相応二所持いたし候付、平助儀供二農業等我慢出相慎居候
付、甚左衛門世話二而文久二年頃同村内二相応之家居相求、地方少々分地
いたし遣候処、専耕作等相稼当時可也相暮居候由、扱平助実父母も早歳
七十余二罷成候処、父者不輕酒好之由二付熊本江買物等二出候節每酒を土
産二持越候得者大二相悦候由、尤平助儀も生得酒徒二候得共、御咎後者格
別相用不申由右之通二而同人儀其後前非を悔、当時共相慎居候由唱承申候、
以上

子五月

山田五次兵衛

内遣込少々仕向不足与相成、及迷惑候得共、先年脇方ハ借用之錢辻返弁出来兼、利分打重り類ニ催促に逢差迫居候を、喜三郎口入を以元錢ニ而打切之相談相整其恩儀有之相恩居候との儀、幸右衛門ハ申触候由に候得共、頼ミ之綿少々打候迄之儀ニ付、現実綿壳拂候与申儀者何程ニ可有たる哉、事実聞兼候由何様取引之申分ハ居苦ケ敷相成爲申候而可有之同所もすらりと立出、何方江罷越爲申哉、暫者居向不相分、追而同村次七与申者之宅迄ハ罷越、相滞候儀茂爲有之由ニ候得共、幸右衛門所江者面出不申、当正月上旬ハ者甥ニ而川尻御藏仲仕方作与申者之所江抑懸り居候処、寸斗取拟兼候付、其後者格別見繼候者茂無之、方作役^{マツ}害ニ相成、櫻栢之毛細工並風共造、好之酒者不相者少々完相用候処、御印茂有之且無頼者ニ而、当時打合候者茂無之由、右段々之通ニ而御咎後慎方に茂稜目者聞兼候由、唱承申上候、以上

戊二月日

御目附衆中

安達幸右衛門

□ 覚

小田手永横嶋村

孫次郎

歳五十四程

右者不屈之儀有之、御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉当時之様子共見聞可仕旨ニ付承繕申候処、其後先非も悔深相慎居、家内も九人居、田地壹町四五反程受持農業出精いたし、御年貢諸上納杯太切ニ相心得、村並交茂宜、尤一兩年前より痰痲差起候付而者農事方者子供江引譲、兼而仏法信仰いたし候由ニ而寺詣一偏ニ打懸候由、右之通ニ而御刑法被 仰付村方江被差返候後、当年迄十六ヶ年之

間深相慎居候次第已前杯成儀と所柄感賞いたし居候由唱承申候、以上

戊六月

吉武英右衛門

調明石

覚

小田手永横嶋村

孫次郎

右者不屈之儀有之、去ル弘化四年十一月重キ御咎被仰付置候処、其後之行状如何程ニ有之候哉可申上旨奉得其意候、然處右之者儀先年御咎被仰付候後、前非を悔諸事謹慎仕、農業ニ打懸御年貢諸上納等茂太切ニ相心得、當時之所ニ而者至極心得方宜敷御座候間、可然被成御達可被下候、為其覚書を以申上候、以上

文久二年四月

横島村庄屋

牛嶋淳之助

右之通相達申候處、右孫次郎儀、去ル弘化四年十一月ぬ之字入墨重キ御刑法被仰付、其後五ヶ年過行状御達申上候様被仰付置候通ニ付、精々吟味仕候處、其後農業ニ打懸謹慎を加一体心得方宜敷、諸上納速ニ相納候趣等書面之通相違無之御座候間、乍恐入墨御除方被仰付被下候様重宜敷奉願候、為其肩書を以申上候、以上

村上平右衛門殿印

中村庄右衛門殿印

御刑法方

御奉行衆中

僉議 明石

此孫次郎儀、前刑別紙之通ニ候処、其後相慎居候付、除墨被 仰

〔付札〕

三平 沼 小山 柏木 御目附

別当

山本千左衛門殿印

同 加納仁五次殿印

同 加納茂三郎殿印

同 山本半次郎殿

同 嶋田金藏殿印

同 永田惣次郎殿印

河口嘉久治殿

須佐美九郎兵衛⁵⁷殿

町方

御奉行中

せんき 平川

| |
|------|
| 御分職限 |
| 榎岡 |
| 小山 |
| 荒木 |
| ○字野 |
| 御目附 |

〔付札〕 此喜三郎儀、前刑別紙之通ニ御座候処、其後相慎居候付除墨被

仰付被下候様願之趣書面之通に付、御目附付御横目聞方被

仰付候通一旦者相慎居候得共、從來無頼者と相見、当時産業ニ基

キ候儀も無之、流浪いたし居候趣委細書達之通に而、除墨被 仰

付もの与者相見不申候間、先當時之俣可被指置哉

覚

川尻外城町

喜三郎

歳四十七八

右者先年不届之儀有之、御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉、當時之様子共如何程ニ有之候哉之旨ニ付承

繕申候処、同人儀者同類申合追々御仕立櫛実盜採いたし候御咎ニよつて、

安政三年八月頃ぬノ字入墨咎四十た、き之御刑法被 仰付、其砌者深奉恐

入候由、同人父喜三郎与為申もの者、川尻御藏仲仕庄屋相勤居、暮方茂相

応ニいたし居、当喜三郎九歳之比相果、引統同人儀茂右御藏方茶番ニ罷出、十八九年以前まで者同所仕勤居候処、懦弱成生質ニ而年若之比は酒色ニ耽り、身持悪キ唱茂残居候得共、年端委敷儀者聞兼候処、縁家之者共世話を以妻茂両度程呼入候得共、何れも統兼相引離縁いたし、次第ニ難渋に陥、仲仕之株も相讓、追而者家居も売払、安政元年頃方者本庄手永本山村江仮居住いたし居、其内母茂相果候由、右御咎被

仰付候後、叔父ニ而迎宝町入津屋松次郎与申者之手ニ付、俵物買出等之外自由ニ者外出茂いたし不申、一旦者諸事慎居候形ニ相見候処、生得骨折候仕事者嫌之上、商意向者些不得手ニ茂有之怠勝ニ候得共、松次郎並喜三郎姉ニ而紺屋今町扇屋庄八養母抔世話いたし尻居^{ママ}エ商買向精出候様段々申論候儀茂有之たる由に而、兎茂角押移居候内、一昨年二月頃方ぐすらりと罷出、同八月比迄寄付不申、其砌者祇用在江罷越居候との唱茂有之候得共、内実者所々流浪いたしたる共ニ而者無之哉、姉妹より者寺往来所持ニ而身延山江参詣いたし候との咄茂いたし候由ニ付、自然と旅行いたしたる狀茂難計、其後も定たる住所者無之あちこちいたし、暫者松次郎近辺ニ而久太郎与申者之所江茂せり込居、是と申す^{ママ}ぎわひ^{ママ}逆も無之間二者、釣漁且縁家共より少々完之助力も受押移居候処、錢塘手永東走瀧村幸右衛門与申者、以前御府中江罷出居候砌、喜三郎知音ニ相成居候由ニ而、去八月比幸右衛門宅江参、彼方角鰻之穴釣をもいたし付飯位之事に而罷過候内、鰻茂釣レ兼候時候ニ相成、徒二日を送居候処、同人も極々不宜者に而追々御咎を茂被仰付置難渋ものニ付、掘立家纔三疊敷ニ這入居人数之綿を打、漸煙を立居候坎ニ而、何れ兩人申談たる事ニ可有之、同十一月比喜三郎儀同所ニ而相煩居候趣を以、右幸右衛門方川尻外城町役之内江願出候処、同町倉岡和左衛門与申者之妻者喜三郎妹之由ニ付、是等より茂縁類共江申談、暫之間者扶持米として一日壹匁五分完差贈居候由、然処其頃同人儀何方江坎罷越候節、幸右衛門所持之綿壳拂具候様頼ミ受、六七日振ニ帰候処、右代錢之

二入墨抜キ不申様尤五ヶ年後二至慎心之次第兼而見聞之趣書付を以可申上旨奉得其意候、然處同人儀役儀被差除候二付而者差寄渡世之手段も無御座候二付、弟所持之水車屋江加勢仕、有折者農業二も罷出相働慎心之稜目相見申候、然處最早当五月迄五ヶ年二相成申候間、何卒入墨抜キ方被 仰付被下候様奉願候、此段書付を以申上候、以上

文久元年六月

新村庄屋助勤

庄右衛門印

高木仁十郎殿印

僉議 平川

〔付札〕

本紙又平儀、御用材木掠取候付、安政三年四月ぬ字入墨四十管之刑被

米三
長杓
楯岡
小山
荒木
宇野
御目附

仰付置候処、其後相慎居候付、入墨被除下候様願之趣書面之通二付、御郡御目附付御横目聞方被 仰付候処、慎方相違無之段委細別紙之通二相達申候、御咎後最早七ヶ年二相成申候間、追々之例を以除墨可被差免哉

例

安政三年四月五日

合志郡大津手永
新村人数二而同手永
会所外廻小頭

右前刑扣略

又三郎

大津手永新村又三郎事

又平

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候由二付此節右入墨被除下候、此段可被相達候、以上

文久二年

御刑法方

正月廿七日

御奉行中

村上久太郎殿

尚々本文之通被 仰付候上者、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事付、弥以農業等出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 乍恐奉願覚

私共組内喜三郎儀、去ル辰八月同類申合追々御仕立之櫛実盜採いたし候次第不届之者二付、ぬノ字入墨管四十た、き之御刑法被

仰付、畢而五人組之私共江御引渡被 仰付、屹改心仕候様且又其節御教諭被 仰付、若私二入墨を除候而者重科之事二付、稠敷御教示被下重畳御難題二罷成候段、其身者勿論於私共茂奉恐入候、尤御教諭之趣堅相守屹度心底相改候ハ、五ヶ年過委敷書付を以御達申上候様其節御達之旨二御座候、然處右喜三郎儀其自分者本庄手永本山村二仮居住仕居候処、近年者迎町縁家二手加勢仕商売筋一偏相稼居申候、依之当年迄二而五ヶ年相過申候二付、此段御達申上候間、可然様被為 仰付可被下候、以上

文久元年十月

外城町喜三郎組内

弥七印

同 三左衛門印

同 伍助印

同 勘兵衛印

親類 方作印

町頭

藤本藤吉殿印

同 五郎殿印

同 都助殿印

同 保助殿印

〔付札〕

米
有
小
木
大
朽
真
三
吉
小
山
○藤
本
松
崎
御
目
附

仰付置候処、年限相済被差返候後六ヶ年ニ相成、慎方宜由別紙御郡御目附付御横目聞方之通ニ御座候間、追々之見合を以入墨可被除下哉

一 権次郎前刑嘉永五年四月額刺墨満徒扣略之

小田手永伊倉南方村

権次郎

右者不届之儀先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎由二付、

此節入墨被除下候、此段可有御達候、以上

安政七年也

二月廿七日

御刑法方
御奉行中

岩崎物部⁵⁴殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相済事二付、弥以渡世方等出精いたし候様可有御教諭候、以上

○渡世方之文者云達之趣ニ而例文之斟酌して本文之通

〔中略〕

□ 覚

大津手永新村人数之内
又三郎事

又平

歳四十程

右者先年不届之儀有之、御刑法被

仰付候處、其後相慎居候哉當時之様子共見聞仕御達可申上旨付承繕申候処、

安政三年四月御刑法被 仰付、深奉恐人前非を悔相慎、村方酒屋寄合之時

分ニも罷出不申候由、惣体弟同居ニ而水車所持いたし、兄弟ニ而田畑共六

反程作廻農業手透ニ者水車稼等ニ而取続居候得共、子供五人居暮方難渋い

たし居候由ニ而、右御答已来当年迄六ヶ年程弥以相慎居候由承申候、以上

西十二月

宗村弥久馬

覚

大津手永新村

又三郎事

又平

右之者安政三年四月入墨答刑被

仰付候ニ付而別紙之通願出申候間、内輪相糺申候処、先非を悔謹慎仕居候

様子相違茂無御座候間、願之通入墨拔方被 仰付被下候様奉願候、此段添

書を以申上候、以上

文久元年七月

高木仁十郎⁵⁵ 印

村上久太郎⁵⁶ 印

御刑法方

御奉行衆中

奉願覚

合志郡大津手永

新村人数ニ而以前

外廻小頭合勤候又三郎事

又平

歳四十

右之もの外廻小頭在勤中不届之儀有之、去ル安政三年四月ぬノ字之入墨ニ而答四十た、き之御刑法被 仰付、親類五人組江被引渡、以後心底相改私

を悔、自由二者格別出歩行もいたし不申、好之酒も其後ハ相止居候処、次
第二老年ニもおよび、子供共勤候坎ニ而昨年比方働候晩ニ茶碗一二杯完誠
之健氣付ニ給申候由、右之通ニ而御咎後是と申稜ハ聞兼候得共、前非を悔
相慎居候由唱承申候、以上

未九月

古閑富次

御目附衆中

本紙仁左衛門忤ハ熊太与申、年十八程ニ罷成候由之処、一体心得方宜加勢
向之氣ニも入所柄ニ而者譽られ候由申候処、同人儀苗字佩刀不致儀も深苦
ニいたし、何卒御免ニ相成候様ニ与有折仁左衛門江相歎候坎ニ而、同人ハ
弥以前非を悔居候事之由、然仁左衛門用向ニ而近村江夜分抔罷越候節、
山道等ニ付氣味悪敷所方坎脇差之壺本も帯候共ニ而ハ無之哉与見込之唱者
有之候得共、同人儀ハ容易ニ出歩行もいたし不申、其上夜分之儀ニも有之
委敷ハ聞兼候段、演舌

僉議 右田

〔貼紙〕

〔付札〕
真
分御奉行限
小山
○辛川
藤本
御目附
「此仁左衛門儀、御山之立木盗伐いたし候付、ぬ之字入墨答五十
た、き之御刑法被 仰付置候處、其後前非を悔相慎居候趣別紙御
横目聞方之通ニ御座候、御刑法被
仰付候者五ヶ年過慎方宜候へ者除墨被 仰付候見合ニ御座候間、
仁左衛門儀被入墨可被除哉」

申上覚

小田手永伊倉南方村

權次郎

右者嘉永三年不屈之儀有之、額ニ入墨答百た、き三年眉無之御刑法被 仰
付置候處、安政二年六月年限相濟、父林右衛門江被 引渡、元之通村人数
ニ被差加候ニ付、五ヶ年過行状御達申上候様被 仰付置候通ニ而、当未年
迄五ヶ年ニ相成申候、然處右權次郎儀伊倉町並ニ居店商等ニ而渡世取統、
平日諸事相慎家業專出精仕居申候間、乍恐右之趣可然被成御達被下候様宜
奉願候、此段書付を以申上候、以上

安政六年十二月

伊倉南方村庄屋

田尻藤右衛門

村上平右衛門殿

横田善左衛門殿

小川次郎助殿

御刑法方

御奉行衆中

覚

小田手永伊倉南方村

權次郎

右者先年不屈之儀有之、御刑法被
仰付置候處、其後相慎居候哉當時之様子聞方仕可申旨ニ付承繕申候處、右
者南方村伊倉町並ニ居住いたし居、徒刑年限相濟被差返候後者、諸事相慎
煮売等ニ而渡世押移居、惣体伊倉町江者旅人宿無之商人等難渋いたし候付、
右之訳を以一昨年六月新ニ旅人宿奉願候處、願之通御免被
仰付候ニ付難有奉存、商業一偏ニ打懸猶更謹慎いたし当時者心得方宜様子
ニ相聞申候、以上

申二月

渡邊平兵衛

僉議 右田

此權次郎儀先年重キ御刑法被

以農業等出精いたし候様可有御教諭候、以上

□

免谷地筒重永
仁左衛門事

仁左衛門

右者不届之儀有之安政元年三月御刑法被 仰付置候処、其後慎方宜有之候付、五ヶ所地筒惣代并免谷小頭共方別紙之通相達候付、得斗承糺候処書面之通相違無御座候間、則別紙式通取次御達仕候、以上

四月朔日

貫角右衛門⁵⁰

御刑法方

御奉行衆中

重永仁左衛門事

仁左衛門

右者先年不届之儀有之、御刑法被

仰付、其節御達候趣ニ付而塚本傳四郎方別紙之通相達申候間、取次御達仕候、右者傳四郎書面之通其後慎方宜儀ハ、於私共も見聞仕居候間、此段宜被成御達可被下候、以上

三月

免谷組横目

佐藤郡太

同所小頭

中山弥助

五ヶ所惣代

佐藤次郎助

貫角右衛門殿

口上之覚

前廉重永仁左衛門事

(四〇)

仁左衛門

右者私養方育之叔父御座候処、先年同類申合せ立田御山之立木盜伐いたし身分忘却不届之至ニ付、地筒被召放苗字大小御取上ぬノ字入墨答五十た、き之刑被 仰付旨、從御奉行所嘉永七年三月十三日被 仰渡有之候、右者重科之事ニ付、以來心得違之儀不致諸事相慎、屹心底相改候様御達之趣堅相守慎方宜有之候ハ、自是五ヶ年過委書付を以御達申上候様其節御達御座候、然処右仁左衛門儀、其後御達之趣堅相守万事慎方宜、當時ニ至弥以心底相改申候段私見聞仕申候、最早当年ニ而五ヶ年ニ罷成申候間、此段宜被無御達被下候様奉願候、以上

三月

塚本傳四郎

中山弥助殿

佐藤次郎助殿

覚

免谷地筒重

仁左衛門事

仁左衛門

歳五十九程

右者先年不届之儀有之、御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉當時之様子共如何程ニ有之候哉之旨ニ付承繕申候處、同人儀者同類申合御山之立木盜伐いたし候御答ニよつて、安政元年三月比地筒被差放苗字大小御取上ぬ之字入墨答五十た、き之刑被 仰付候付、深奉恐入其砌実方之甥ニ而右地筒いたし候塚本傳四郎と申者之物置を三疊敷程仕切暮居候由之処、子供者都合六人ニ而娘三人ハ追々ニ縁付等いたし、忤ハ同所之地筒江加勢ニ遣、當時ハ幼少之子供兩人相殘候由ニ而、少々ハ下夕作共いたし候得共下地暮方難渋ニ付、屋根葺之手伝或ハ箒様之ものを手細工いたし、妻も供に相稼取続居候由之処、仁左衛門ハ前非

沼山津手永東無田村

源次郎

三十歳程

郡左衛門

三十歳程

右者先年不屈之儀有之、御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉當時之様子共見聞仕御達可申上旨ニ付承繕申

候処、當時者兩人共妻帯いたし、源次郎儀者農業ニ基出精仕、郡左衛門儀

者御咎以前村帳書相勤居候由、當時茂内分村帳書加勢いたし居、兩人共酒

座を初人寄之場所江者遠慮いたし深相慎居候由承申候、以上

未二月

藤井亥之八回

奉願覚

東無田村

一 男老

年三十四

源次郎

同村

一 同老

同二十八

郡左衛門

右者沼山津手永東無田村右之者共儀、先年自村太郎右衛門と申者ノ被誘、

自村尉作と申者之方江罷越、婚礼之座も致透見候節、一同罷越居候同村藤

四郎と申たる者江西沼山津村永助と申たる者ノ不都合之申分いたし候を承

無謂遺恨を挿、太郎衛門ノ永助を可致打擲段申聞候ニ同意いたし、割木を

以同人を致打擲、右一条者太郎右衛門江引負せ、永助死ニ至候ハ、鳥目差

遣同人を為致出奔可申段、一列之者共と申談相置候内永助相果候ニ付、

太郎右衛門儀者一旦出奔いたし其後潜ニ立帰鳥目差遣候様人を以申越候

節、鳥目差送候付太郎右衛門儀者猶又致出奔、剩源次郎儀者右一条御吟味

被 仰付被召籠置候内、相問いたし候山鹿手永芋生村八左衛門と申たる者

牢外江脱出候節も訴出不申、猶又脱出逃去候ニ至候而茂其分ニ罷在右之次

第何れ茂重畳不屈者ニ付死罪ニ茂可被仰付候、永助儀者太郎右衛門打擲之

疵ニよつて相果候儀と相聞候ニ付、別段被宥額ニ入墨答百た、き三年眉無

之御刑法被 仰付置候処年限相濟候付、源次郎儀者嘉永六丑十月、郡左衛

門儀者同年十一月村方江被差返、以来屹卜相慎候様被 仰渡、其後追々御

教諭被仰付、私手元ニ而茂有折教諭申聞産業等平日心を付見聞仕候処、其

後何れ茂相慎農業出精仕居候間、何卒入墨除方御免被 仰付被下候様奉願

候、為其乍恐御内意覚を以申上候、以上

安政五年九月

東無田村庄屋

坂田藤兵衛印

河瀬安兵衛殿

セッキ 右田

〔付札〕

此源次郎儀郡左衛門儀、鬪毆殺段罪御座候処、罪人を蔵匿する之

溝

重ニ就、額刺墨答百徒三年之御刑法被 仰付、年限相濟被差返候

有

後最早七ヶ年ニ相成、慎方宜敷由別紙御郡御目附付御横目達之通

小

ニ御座候、刺墨被加候者五ヶ年過入墨被除下候見合ニ御座候間、

真

右兩人儀此節入墨可被除下哉

小山

沼山津手永東無田村

辛川

源次郎

井上

郡左衛門

御目附

御奉行中

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎

候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

四月二日

御刑法方

御奉行中

野々口金左衛門殿

尚又本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事ニ付、弥

一 宗右衛門儀、嘉永四年亥三月徒刑小屋方被

差返候後者、直二旧所宮原町江居住いたし、各別他出等茂いたし不申、春秋杖立入湯有之節者竹細工抔仕、兼而者茶間屋又者米大豆或者豆腐抔之商売いたし、店先キ茂可也二相見相応之暮方いたし居候由相聞申候、尤家内父子四人相応二いたし居、右宗右衛門儀近年者病氣差起、町内茂自由二者歩行出来兼候由二而、何ぞ不謹心成儀茂無之由二相聞申候

右之通兩人共被差返候後者何ぞ異聞之唱茂無之様子二相聞申候、此段見聞之趣御達仕候、以上

安政四年九月 富田浅之助

僉議 平川

本紙半藏儀者受込之御用錢ぬ字刺墨答八十徒二年之刑被

〔付札〕

小 朽大
三 吉
小山
辛川
藤本
御目附

仰付被指返候後、最早八ヶ年二相成、宗右衛門儀者封印質上納錢遣込候付ぬ字刺墨答百徒三年之刑被處、被指返後七ヶ年二相成申候處、孰茂慎方宜候付刺墨被除下候様願之趣委細書面之通二御座候而、御郡御目附付御横目聞方被 仰付候處、別紙書付之之通二而、兩人共相替候唱茂無之相応二渡世方仕候様子二而、半藏儀ハ当年七十歳、宗右衛門儀ハ七十三歳二罷成申候由二而、孰茂御寛宥二可相成者体、且御咎後年数茂相立旁追々之見合を以願之通入墨可被除下哉

兩人之前刑書拔添有之扣略

北里手永黒測村

半藏

同手、永宮原町

宗右衛門

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎

候由二付此節入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十一月朔日

御刑法方

御奉行中

小国

御郡代衆中

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事二付、弥以産業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 奉願覚

東無田村

一 男老入 年三十四

源次郎

同村

一 同老入 同二十八

郡左衛門

右者沼山津手永東無田村右之者共儀不屈之儀有之、先年眉無之御刑法

被仰付置候處、年限相濟源次郎儀者嘉永六年丑十月、郡左衛門儀者同年十一月村方江被差返、夫方五ヶ年ヲ過慎方之模様等委敷見聞仕御達申上候様御達二相成居申候、然処其後何れ茂慎身仕農業出精仕居申候間、入墨除方御免被仰付被下候様同村庄屋方別紙之通内達仕候間承糺申候處、何れ茂農業出精且日雇稼等二而渡世仕慎身仕居申候間、何卒入墨除方御免被仰付被下候様奉願候、此段添書を以申上候、以上

安政五年十一月

河瀬安兵衛⁴⁸印

野々口金左衛門⁴⁹殿印

御刑法方

御奉行衆中

覚

悉皆嘉助借請遣込候段偽拵候二付、同人儀無実之罪状を以重御刑法被仰付候様成行、其末嘉助江余計之借財相滞居候を返済致間敷との存念二而同人懸合を差拒ミ、身勝手募候處より嘉助儀訴出御難題引起、右二付而者御外聞二茂拘り候次第彼是重畳不屈者二付死罪二茂可被仰付處、出会所返納錢遣込之儀最初より掠取候所存者無之候二付、別段被

宥ぬ之字入墨答百た、き三年眉無之御刑法被仰付、高麗門外定御小屋二被留置候處年限相済候二付、去ル嘉永四年三月養父又兵衛江被引渡、元之通在人教江被差加、已来屹卜心底改候様親類者勿論所役人共方茂心を付、御教諭之趣堅相守相慎候ハ、五ヶ年を過委敷書付を以御達申上候様被 仰付置候處、去辰年迄二五ヶ年二相成申候、然處御差返後俸八右衛門と申者同居仕、尤養父又兵衛儀者其後病死仕、当時宗右衛門女房并嫁都合家内四人二而、宗右衛門儀者竹細工抔仕家業出精仕、御教諭之趣堅相守相慎家内睦敷、寄合茂熟和二有之、諸出銀等者時々速二相納、万端改心仕申候間、乍恐右御入墨被拔下候様於私茂奉願候、此段覚書を以て申上候、以上

安政四年六月

北里手永宮原町庄屋

原田諫吉^印

同町別当

高野惣兵衛^印

右之通達出候二付承札候處、御小屋方被差返候已後者家業出精仕居候儀、書面之通聊相違無御座候間、願之通入墨御除被下候様於私茂奉願候、此段肩書を以申上候、以上

北里傳兵衛殿^印

友成津内殿

木村得太郎殿^印

御刑法方
御奉行衆中

僉議御横目見聞書之奥ニ記録いたし候事

覚

北里手永黒瀨村

半藏

七十歳程

同手永宮原町

宗右衛門

七十三歳程

右者先年不屈之儀有之、御刑法被

仰付置候處、其後孰茂相慎居候哉、見聞之趣御達可仕旨二付承繕申候處、左之通御座候

一 半藏儀、嘉永三年戊三月徒刑小屋方被差返、右者生所黒瀨村之者二而壯年之砌方北里会所江相勤、宿許之儀者妹二引讓武右衛門与申ものを養子ニいたし、宮原町江引出相勤居申候處、一子茂無之妻茂先年病死いたし独身罷成、被差返候後者右妹方二同居いたし居候處、差寄渡世方出来兼農業者前条之通数十年会所勤迄二而手馴不申、其上老年二罷成働出来兼候二付、同村之内宝来と申所二纒之小屋取立、菓子類之小商いたし居候得共、元手錢茂無之無程旧所江引取、其後者熊本江板類又者梯抔頻二付出、或者村々取仕ヒ等之日雇稼抔二而今日にて之渡世いたし候得共、取続兼熊本江茂有折罷出渡世筋彼是致心配候由二相聞候得共、是以寸斗程能キ取続候渡世茂無之様子二而、当時旧所二引取居候由御答被仰付候後、右之通二而何ぞ不謹心成唱茂無之趣二相聞申候

交茂宜敷深相慎居候由承申候、以上

(付札)

辰十二月

吉武英右衛門[㊦]
藤井亥之八[㊦]

溝 吉
小 吉
朽 吉

此伊右衛門儀、前刑本紙書面之通ニ付、嘉永元年九月御刑法被

仰付、同四年九月本所江被差返置候處、其後産業ニ基深相慎居候

由聞方之通ニ而、最早五ヶ年を過申候付、追々之見合を以入墨可

被除下哉

十二月廿九日

右之通ニ付除墨之儀例文を以今日及相達候事

□ 乍恐奉願覚

北里手永黒瀧村

半蔵

当巳七十歳

右之者儀、以前御郡代衆御直触ニ而、宮原村土田村庄屋、会所下代兼帯被

仰付置、役前不行届之儀有之御咎被仰付置候ニ付而者屹度相慎可申處、請

込之御用米錢数年不圭角ニ取扱連々私用ニ遣込、余計之高御損財ニ係候次

第重置不屈之至ニ付、死罪ニ茂可被仰付處、当座指操之致方ニ而掠取候存

念者無之、右之趣露顯ニ不及内御惣庄屋迄申出候ニ付、別段被宥御郡代衆

御直触役儀共ニ被差放、苗字大小御取上ぬノ字入墨答八十九、き二年眉無

之御刑法被仰付、高麗門外定御小屋江被留置候處、年限相濟候ニ付同手永

黒瀧村ニ居候弟武右衛門ニ去ル嘉永三年三月被引渡、元々之通村人数被差

加、已来屹度心庭^(マヤ)改候様親類者勿論所役人方茂心を附御教諭之趣堅相守、

已来屹度相慎候ハ、従是五ヶ年を過委細書附を以御達申上候様被仰付置候

處、去々卯年迄二五ヶ年ニ相成申候、然ル處半蔵儀御差返後養弟武右衛門

与同居仕、少高請持御百姓相勤、武右衛門并同人女房娘孫都合五人ニ而隙々

二者日雇稼仕、御教諭之趣堅相守相慎、家内睦敷寄合茂熟和二有之、諸出

銀等其時々速ニ相納万端改心仕申候間、乍恐右御入墨被拔下候様奉願候、

此段覚書を以申上候、以上

安政四年六月

黒瀧村庄屋
室原孫兵衛[㊦]

右之通達出候ニ付承札候處、

御小屋方被 差返候以後者農

業出精仕居候儀、書面之通

聊相違無御座候間、願之通

入墨御除被下候様於私茂

奉願候、此段肩書以申上候、

以上

北里傳兵衛[㊦]

御刑法方

御奉行衆中

乍恐御内意申上覚

小国北里手永宮原町

宗右衛門

当巳七拾壹歳

右者以前宮原町別当ニ而杉田村列庄屋相勤候内、家代并村方之者共名前を

以同町出会所方封印質延[㊦]両替と申唱之拜借願請、其砌自分宅江滞留致候豊

後杵築御領安岐浦町喜助と申者江分借を茂致せ候他村之者共願受候封印質

之返納錢余計之高私用ニ遣込、於所柄ニ紙漉方取起右手当として会所御用

錢願下ヶ損失ニおよひ候始末御吟味被仰付候節、右嘉助江相頼稜々之鳥目

共、快復二至候二付北里手永専光寺村御郡筒佐藤新九郎妻二縁付仕居候由
二御座候、此段見聞之趣御達申上候、以上

辰十月

市原弥一郎^④

〔付札〕 寺社方

御根取衆中

溝小 朽木
真野 木
小山
荒木
辛川
御目附

阿蘇大宮司家来
近藤幾助養子近藤
七左衛門事

七左衛門

此七左衛門儀、前刑別紙書拔之通二而、御咎後最早八ヶ年二相成申
候処相慎居候由、捻体姦犯二付而刺墨被加、相手之女片付無之者并
毆傷二依て刺墨被加候者、相手残疾不具二相成候者ハ除墨難叶御定
二御座候処、七左衛門相手之女其砌之手疵病証共全快仕、最早縁付
いたし七左衛門慎方茂相違無御座由、委細聞方書面之通二御座候間、
追々之御見合を以入墨可被除下哉

阿蘇大宮司家来
近藤幾助養子近藤
七左衛門事

七左衛門

右者不届之儀、有之先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎
居候由付、此節右入墨被除下候、此段御達之事

十月廿九日

寺社方

尚々本文之通被 仰付置候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、
弥以相慎候様御達之事

□ 御達申上覚

鶴崎本町

伊右衛門

右者盗いたし兩度迄御刑法被仰付置候付而者、屹度心底相改可申処、猶又
盗致し候之内二者、加勢向之品を茂盗取候而已ならず、背御制度博突いた
し、且以前御吟味之節加勢向ニおゐて盗いたし候稜取隠居候次第不届者ニ
付、額二入墨答百た、き三年眉無之御刑法被仰付置候処、年限相濟候二付
同町居候叔父利右衛門江被引渡候間、教諭之儀毎之通可相心得旨、右之通
被仰付候上者御構無之ものニ付元々之通町人数ニ差加江、已来屹度心底相
改候様親類者勿論所役人方茂心を附、教諭之趣堅相守屹相慎候ハ、五ヶ
年過委書附を以御達可仕旨、去ル嘉永四年亥九月御委細被及御達候二付屹
御教諭仕、尚親類共方も教諭申付置候処改心仕、提灯等張替渡世二基、当
時二而者刻波そは切・うとん等之煮売商売仕手全商業心懸申候、去ル亥九
月方当九月迄に而御年限二相成申候間、宜敷被仰付可被下候、此段書付を
以御達申上候、以上

安政三年九月

松尾武右衛門^④

中村庄右衛門⁴³ 殿

松崎次兵衛⁴⁴ 殿

御刑法方

御奉行衆中

覚

鶴崎本町

伊右衛門

右者先年御刑法被仰付候後、相慎居候哉、当時之様子共見聞仕御達可申上
旨二付承繕申候処、当時者妻帯いたし、刻ミ烟草等二而渡世いたし近隣之

辰五月

寺田太右衛門[㊦]

〔中略〕

〔貼紙〕

「 覚

本庄手永高江村

□ 奉願口上之覚

右者先年不届之儀有之、御刑法被

相果候近藤幾助養子七左衛門、先年蟻田八左衛門姪みさと申ものと密通いたし蒙

仰付置候處、其後相慎居候哉見聞可仕旨ニ付承繕候處、其後諸事相

御答ヲ、苗字大小御取上ケ入墨答六拾擲之御刑法ニ一年眉無ニ被 仰付、

慎居當時農業各別出精いたし居候様子ニ承申候、以上

戌六月御免ニ相成、御教諭被 仰付屹卜禁慎いたし候上、従是五ヶ年過候

辰五月

河野子次右衛門[㊦]

ハ、委敷書附ヲもつて相達候様御達之趣奉得其意候、其後禁慎仕候ニ付早速御達申上候答ニ御座候處、七左衛門儀当春迄相病、御年限相切當時迄不

僉議 水津

申上段者親類五列之ものニおいても重疊奉恐入候、右有筋口上之覚書ヲも

此喜平儀、前刑本紙書面之通ニ而、嘉永四年十二月御刑法被 仰

つて御達申上候間、宜敷被 仰付可被下候、此段可然様奉願候、以上

付置候處、其後各別相慎候由聞方之通ニ付追々之見合を以入墨可

安政三年六月 嘉悦喜太郎[㊦]

被除下哉

山口祐助[㊦]

〔付札〕
平 溝 小 朽
真野 山 荒木 辛川 御目附

御役間

本庄手永高江村

阿蘇大宮司家来

喜平

近藤幾助養子

七左衛門

右者不届之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

六月六日

御刑法方

御奉行中

上妻半右衛門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事ニ付弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

右者先年坂梨手永御郡代直触蟻田八左衛門養妹みさと申女と致密通候末、同人江重手疵を負せ候ニ付、御刑法被 仰付置候處、其後相慎居候哉、且右みさ儀其砌手疵者致平癒候得共、其跡血症相煩居候由之処、其後全快ニ至、他江縁付いたし哉可申上旨ニ付見聞仕候處、七左衛門儀御答被 仰付候後者他出を茂不仕家内数多御座候處、一和仕渡世方而已専ラ出精仕、惣体慎方宜敷様子ニ御座候、且又みさ儀者手疵平癒後一兩年不快ニ居候得

八代

御郡代衆中

猶々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事ニ付、弥以産業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 御内意之覚

本庄手永
高江村

喜平

右喜平儀不屈之儀有之、嘉永四亥十二月ぬノ字入墨答三十九、き之御刑法被

仰付請取人江被引渡候、然処其後勸農相励謹慎仕、老母江も事方宜敷聊申分無之由ニ而、入墨御除方被

仰付被下候様庄屋村役人方別紙之通願出申候ニ付、相糺候處相違無御座、

先非を悔御百姓之分限を守質素節檢專ニ仕、心得方至極宜敷相聞申候、最早御刑法被 仰付候後六ヶ年ニ罷成申候間、何卒入墨御除方被仰付被下候様於私も奉願候、則村庄屋書付相添此段覚書を以申上候、以上

安政三年五月

古閑才藏⁴⁰

上妻半右衛門⁴¹殿^印

御刑法方

御奉行衆中

乍恐御内意之覚

本庄手永高江村喜平儀、去ル嘉永三戌十一月御年貢払之節、自村払儀之内ニ他村之上納米壹俵紛込居候を見及、久四郎申談掠取自村貞助と申者払儀ニ差加御藏納いたし、右米代錢貞助方請取酒肴買求、村方之者共欺供ニ給

合候次第不屈者ニ付重被

仰付答之處、露頭ニ臨候と者乍申訴出、且初方相巧たるニ而は無之候ニ付被宥、嘉永四亥十二月ぬノ字入墨答三十九、き之御刑法被仰付、受取人江被引渡候、惣体喜平儀平常心得方不宜者ニ而者無御座、右被仰付候趣ニ付、其後先非を悔質素節檢謹慎專ニ仕、老母江事方を茂宜敷御座候段、私共方見聞仕居申候間、乍恐御憐愍之筋を被為持、入墨御免被仰付

被下候様奉願候、願之通被 仰付被下候ハ、

御仁恵之趣申聞此上心得方を茂可申付候間、宜敷被成御達可被下候、為其私共連名之書付を以奉願候、以上

安政三年四月

高江村頭百姓

太三次^印

同村預百姓

佐三次^印

同村庄屋

甚七^印

古閑才藏殿

〔貼紙〕

「本紙喜平儀、当年五十六歳ニ罷成、従前々下男女雇入大高取賄、前廉払頭相勤居候砌不屈之儀有之、入墨御刑法被 仰付候處、其後諸事相慎、農業方ニ出精仕、容易ニ他ニ相出候儀も無之、質素ニ相心得老母方申聞候筋少も相背不申、家内子供ハ不及申上、下男女共農業方を初御百姓之風儀專申聞善事而已ニ身を寄、当時之處ニ而ハ申分等無之様子ニ相聞申候、入墨等被 仰付候年月等相糺候處、本紙之通相違無御座候、此段見聞之趣付紙を以申上候、以上

同手、永平川村

善次郎

御奉行衆中

〔貼紙〕

右者不届之儀有之、先年入墨咎た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

五月十五日

御刑法方

御奉行中

辰三月

御手付横目

民門勝之允印

井上久之允殿

猶々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

〔貼紙〕

覚

種山手永河侯村

角平

□ 御内意之覚

種山手永河侯村

角平

当辰六十一歳

〔付札〕

僉議 水津

平 此角平儀、前刑本紙書面之通二而右御咎後最早七ヶ年二相成、相溝 慎候趣別紙聞方之通二付、追々之御見合を以入墨可被除下哉

右角平儀先年御山口在勤中同役申合、居村嘉平列之者共方鳥目借請、右返弁之代二私ニ御山之立木伐取せ候而已ならず、高田手永松求广村之内九折組佐八与申者江茂御山之立木私ニ伐取せ、代錢請取分取候次第役前忘却いたし別而不届二付、嘉永三年六月御山口被指放、ぬ之字入墨咎八十た、き之御刑法被

仰付候、然処右之者儀其後吃卜心底相改農業専ニ内懸謹慎仕居申候間、乍

恐入墨除方御免被仰付被下度奉願候、此段御内意書付を以申上候、以上

安政三年二月

小山貞之允印

太田十郎右衛門³⁸殿

石川源兵衛³⁹殿^印

御刑法方

右者不届之趣有之、先年入墨咎た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候由二付此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

六月六日

御刑法方

御奉行中

御目附

辛川

荒木

小山

真野

朽木

平

溝

小

木

種山手永河侯村

角平

近藤忠助

鶴田市喜

善次郎

右者去ル天保十五年御山内并被頼居候御卑畑之御米盜伐いたし、且塔迫村惣次郎与申者御山内ニ而枯柴等薪取いたし候を差咎メ、柴鎌取揚ケ候末惣次郎方相改候ニ任せ内分ニ而鎌差返シ、薪者私ニ焚捨候次第不届者ニ付、御山番被差除ぬノ字入墨答六十たたき之

御刑法被仰付置候処、其後改心仕先非を悔万端相慎、作子奉公仕居候を村内金助与申者智養子ニ貰候ニ付、同人智養子ニ相成長敷農業出精仕居候間、御慈悲之筋を以乍恐入墨拔被仰付被下候様重宜敷奉願候、此段覚書を以申上候、以上

安政三年四月

平川村庄屋

久平岡

山隈新左衛門殿

〔貼紙〕

〔本行善次郎御刑法被

仰付候儀ハ天保十二年七月に而候事

御刑法方

奉願覚

大津手永石原村

又七

右者盗いたし重御刑法被 仰付置候ニ付心底相改可申処、間茂無猶盗いたし候次第重畳不届者ニ付、天保十二年額ニ入墨答百た、き三年眉無之御刑法ニ而去ル天保十四年村方江被差返置候處、其後改心仕先非を悔深謹慎仕、少々高地受持農業出精仕取続居申候間、御慈悲之筋を以乍恐入墨拔被仰付被下候様重宜敷奉願候、此段覚書を以申上候、以上

安政三年四月

石原村庄屋

和三郎印

山隈新左衛門殿

〔貼紙〕

〔本行又七前刑御吟味仕候処、天保十四年十一月御刑法被

仰付置候事

御刑法方

〔貼紙〕

〔本行石原村又七・平川村善次郎儀、先年入墨答刑被仰付置候者共ニ御座候ニ付而、右兩人共先非を悔謹慎仕候ニ付、入墨拔方御免被仰付候様承出之次第委細見聞仕候處、書面之通何レ茂謹慎ニ基キ候ニ而相違も無御座候間、願出之通入墨拔方御免被仰付度奉存候、右見聞之趣御内意申上候、以上

四月

手島新三郎印

センキ 平川

〔付札〕

有 平 小 野 真 野 小 山 荒 木 御 目 附

本紙大津手永石原村又七儀、盜再犯ニ而額ニ入墨答百徒三年之刑被

仰付、追而本所江被差返候處、間も無ク入墨拔取候付六十答ニ而如元入墨被

仰付、平川村善次郎儀ハ御山盜伐いたし、ぬノ字入墨六十答之刑被

仰付置候處、其後孰茂相慎農業心懸候由書面之通ニ而見聞方付紙之趣も相慎居候儀、相違無之由ニ御座候、惣体慎方宜候得共、五ヶ年過刺墨被除下候儀追々之御見合ニ御座候處、又七儀ハ最早十四ヶ年、善次郎儀ハ十六ヶ年ニ相成申候間、孰茂刺墨可被除下哉

大津手永石原村

又七

続居候様子ニ相聞申候、此段別紙を以御達申上候、以上

三月

御横目共

覚

河尻大渡町
政次郎事

政右衛門

歳四十九程

右者先年不届之儀有之御刑法被 仰付置候処、其後相慎居候哉、当時之様子共如何程ニ有之候哉之旨ニ付承繕申候処、政右衛門儀不届之儀有之候付而者弘化四年四月頃額ニ入墨答百た、き三年眉無刑被 仰付置候処、年限相濟嘉永三年三月頃本所河尻大渡町人数ニ而差返候由之処、同秋之頃妻帯いたし、其後子供も兩人出生いたし、当時者同町ニ而木屋市之助と申もの之貸家纒へり切致借宅妻子四人相暮居候由、最初者漁稼を以渡世いたし居候由之処、近年者一荷商ひいたし館おこし、又者小肴塩物類を商ひ在中杯ニも罷越、其透々二者日雇稼等を以妻子を相育居、慎方之儀ニ付而ハ丁役共より茂追々申論候由ニ而商筋心懸精を出し候由、其外口論ケ間敷場合与見請候得者速ニ引取候程ニ相心得居候由、右之通ニ而御答以後深奉恐入、諸事相慎居候由唱承申候、以上

卯五月

小川熊太

吉弘甚作

御目附衆中

僉議 水津

此川尻大渡町政右衛門儀、盗再犯ニ而額刺墨答百徒三年之刑被 仰付置候処、其後相慎産業心懸候由、本紙并別紙御横目聞方之通に而、徒刑年限後最早六年ニ相成候付、追々之見合を以刺墨可被除下哉

一 弘化四年四月三日政右衛門前刑之扣略之

(三〇)

川尻大渡町
政次郎事

政右衛門

右者不届之儀有之、先年入墨答た々き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

安政二年也

六月廿六日

荒木万蔵殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事ニ付、弥以産業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 覚

大津手永石原村

又七

同手永平川村

善次郎

右之もの共先年入墨答刑被仰付候ニ付而、別紙之通願出申候間、内輪重畳承札申候處、孰茂先非を悔謹慎仕居候様子相違茂無御座候間、願之通被仰付被下候様奉願候、此段添書を以申上候、以上

安政三年四月

井上久之允³⁶殿^印

御郡方

御奉行衆中

奉願覚

山隈新左衛門³⁵印

大津手永平川村

方之通二付、追々之見合を以入墨可被除下哉

覚

内田手永北石貫村

圓吉

左七

右者不屈之儀有之、先年御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉之趣二付見聞仕候処、其後諸事相慎居、当時者農業出精いたし一体心得方茂宜様子二相聞相聞申候、以上

寅十月

渡邊平兵衛印

内田手永北石貫村

圓吉

左七

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之刑二御刑法被 仰付置候処、其後

相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十一月十五日

御刑法方

御奉行中

杉浦津直殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事付、弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 乍恐口上之覚

大渡町政次郎事

政右衛門

〔朱書〕

〔本行政右衛門嘉永三年戊三月御差返被 仰付、当年迄六ヶ年二相成申候、此段下紙を以申上候、以上 〕

右者先年追々盗いたし重畳不屈者二付、額二入墨答百た、き三年眉無之御刑法被為 仰付置候処、去ル戌年御年限相濟候二付、同町二居候甥貞五郎江御引渡被為 仰付御教諭之趣堅相守、以来屹相慎候ハ、五ヶ年過候上委書付を以御達申上候様、御達之趣二而御座候、然處右政右衛門儀、御引渡被為 仰付候以来堅御教諭之趣相守、御蔭を以諸事屹謹慎仕商完方心懸居申候二付、当時可也二渡世取統申候段、私共兼而見聞仕居申候間、可然様被為成御達可被下候、此段乍恐書付を以御達申上候、以上

安政二年三月

大渡町丁頭

平八印

平藏印

壽八印

月行司別当

嶋田金藏殿印

懸別当

江上壽吉殿印

荒木万藏殿印

御刑法方

御奉行衆中

〔付札〕

〔貼紙〕

平 松大
小朽 小山
荒木 藤本
御目附
〔本紙之趣見聞仕候処、政右衛門儀御教諭筋堅相守、諸事謹慎い
たし候趣書面之通相違茂無之様子二相聞、当時者丁内方女房を呼
取、専日雇稼いたし間に者在中江僅完之荷商等二罷越日々渡世取

付被下候様奉願候、此段御内意申上候、以上

嘉永六年十二月

小川町庄屋

忠平[㊦]

同町別当

林田貞八[㊦]

内田壽太郎殿[㊦]

上妻半右衛門殿

〔付札〕

平 大 沢
○ 朽
佐田 山
御目附

此一助儀不埒之儀有之嘉永元年十一月入墨答百た、き之刑被

仰付置候處、其後諸事相慎渡世方出精仕候段、同町庄屋別当并御横目

聞方書面之通御座候、入墨被加候者慎方次第五ヶ年過被除下候儀、寛

政二年正月被究置候通に付、一助儀当年迄七ヶ年二相成候間、願之通

入墨可被除下哉

河江手永小川

出来町

一助

河江手永小川

出来町

一助

右者不届之儀有之先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候

由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

五月廿一日

御刑法方

御奉行中

上妻半右衛門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、

弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 覚

内田手永北石貫村圓吉・左七与申者、先年小代御山之立木致盜伐候次第不届者二付、ぬノ字入墨答四十た、き完之御刑法被

仰付置候處、其後心底相改万端相慎御百姓出精いたし候段、右村庄屋方別紙之通相達申候付承札申候處相違無御座候間、何卒入墨拔方被 仰付被下候様奉願候、宜敷被 仰付可被下候、此段覚書を以申上候、以上

嘉永七年八月

小森田武八郎[㊦]

杉浦津直[㊦]

御刑法方

御奉行衆中

覚

圓吉 左七

右之者共去ル天保十四年十一月小代御山内二入込、立木盜伐仕御見答二相成、御会所江御呼出御吟味被 仰付、弘化二年十一月御刑法之上腕二入墨被 仰付置候、然處其後心底相改当年迄十ヶ年之間御山内ハ不及申上万端相慎、御百姓一遍相勤居申候間、何卒腕入墨拔御免被仰付被下候様奉願候、宜敷被成御達可被下候、為其覚書を以申上候、以上

嘉永七年八月

北石貫村庄屋

城戸永次郎[㊦]

小森田武八郎殿[㊦]

杉浦津直殿

僉議 水津

此北石貫村圓吉・左七儀、刑後十ヶ年二相成、いつれ茂相慎候由聞

有 平 大 小
木 朽 小
辛川 山
藤本 御目附

本紙渡邊秀次郎事秀次郎儀、嘉永二年八月御刑法被 仰付候後五ヶ
年二相成、格別相慎居候様子二付、来春二至候得者五ヶ年過候間、
究之通刺墨可被除下哉

渡邊満次郎二男

秀次郎

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之刑御刑法被 仰付置候処、其後相
慎候由二付此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

正月廿一日

御刑法方

御奉行中

上妻半右衛門²⁹殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、
弥以相慎候様可有御教諭候、以上

□ 覚

河江手永小川出来町

一助

右者先年不屈之儀有之御刑法被仰付置候処、其後相慎居候哉、見聞可仕旨
二付承繕候処、其後諸事相慎居当時者商売筋二心懸居候様子二相聞申候、
以上

寅五月

河野子次右衛門³⁰

〔貼紙〕

〔本行之趣所柄重畳委敷承糺申候之處、一助儀渡世方相働諸事慎身仕
居候段書面之通相違無御座様子二見聞仕候、此段付紙を以申上候、以
上

寅二月

井上甚之助³¹

覚

河江手永小川町一助、去ル嘉永元年十一月不屈之筋有之入墨答百た、き之
御刑法被仰付御教諭之趣堅相守、以来屹下相慎申候ハ、五ヶ年過委敷書付
を以御達申上候様被仰付置候、然処右一助儀其後諸事慎身仕居候段、別紙
之通相達申候付、内輪承糺申候処、書面之趣相違無御座、嘉永元年十一月
御刑法被 仰付候以来正当月迄真年五ヶ年余相成諸事相慎、御法度筋者不
及申上、諸御触事等堅相守、家業出精仕改心仕居申候間、乍恐入墨除方被
仰付被下候様奉願候、此段添書を以申上候、以上

嘉永七年正月

内田壽太郎³⁰

上妻半右衛門³¹

御郡方

御奉行衆中

御内意申上覚

小川出来町

一助

右一助儀、去ル嘉永元年十一月往来手形願請参宮いたし候節、無形二而潜
二妻子を連越他御領徘徊いたし候内、夫婦共ニ相煩打臥居候二付、其所方
大阪御屋敷江被送付、追而御国江被差下御難題ニ相成候、女他御領江罷越
候儀者重キ御格有之候を右之通取計候二付、御郡代衆方御吟味口書判形相
濟候末、御刑法被 仰付答二而御呼出之御達御座候処、其後河江会所二而
承り直ニ逃去御刑法を可通との存念ニ而、潜ニ妻子を連越候儀者町別当岩
崎淳平方内分相促候処方之致方ニ而有之段偽取拵手越ニ訴出、淳平江無実
之申懸いたし候内二者証佐ニ可相成書付を拵御吟味之節差出候而已なら
ず、無謂考察を以河江手永小川村壽七と申者江も不都合之儀申懸候次第不
届者二付、入墨答百た、き之御刑法被仰付置候ものニ御座候處、近年謹身
仕御法度筋者不及申上、諸御触事等堅相守家業出精仕申候間、宜敷被 仰

〔付札〕 子八月
センキ 水津

山野井典次[㊦]

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 有 | 吉 | 小 | 早 | 荒 | 御 |
| 平 | 大 | 山 | 川 | 木 | 目 |
| 溝 | 沢 | | | | 附 |

本紙壽作儀、会所役人ニ而会所諸御用銭取立方受込御用銭之内余計之高私用ニ仕込候次第不届者ニ付、重被仰付筈之処、全償上納いたし候付被宥、天保三年三月入墨答た、き、三年眉無之刑被 仰付候処、其後相慎候由達并聞方之通、右之通本所江被差返候以来も十八ヶ年ニ相成申候付、追々之見合を以刺墨可被除下哉

沼山津手永福原村

壽作

右者不届之儀有之先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

九月廿九日

御刑法方

御奉行中

上妻半右衛門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事ニ付、弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

〔中略〕

□ 覚

甲佐手永岩下町居住
御留守居御中小姓列
渡邊満次郎二男

右者先年不届之儀有之、御刑法被 仰付置候處、其後慎居候哉、当時之様子共見聞仕御達可申上旨ニ付承繕候處、其後先非後悔仕、墓参之外人寄之場所ニ茂容易ニ外出不仕、且父満次郎方身代宜酒造并質物等手広内職有之候付而者諸人之出入多有之候處、秀次郎儀以前ニ打変出入之人々江茂格別

秀次郎

丁寧ニ仕、父兄方茂追々教諭ニ相成、下女下男江茂心を用召仕、彼是所柄唱茂宜、當時者家業一偏ニ打懸り諸事相慎居候様子承申候、此段見聞仕候趣御達申上候、以上

丑十二月

平井恒右衛門[㊦]

本行秀次郎御答被 仰付候以来前非を悔厚ク謹慎仕、市在入出之者応対等屹相改召仕之者至迄深心を用諸事實素謙遜之行状ニ打替り、裏手懸屋敷外ハ決而他出等不仕、尤氏神甲佐宮江年二一兩度も参拜仕、其余墓参迄ニ而毎月墓参ニ茂夜之内ニ宿元罷出未明ニ引取候由、其外近辺親類内江茂格別之用事無之候而ハ容易ニ出浮不申、専ラ家業之事而已引請世話仕申候、惣体孝心有之、去夏母病中之砌も昼夜手厚介抱仕、死後追考墓参等も無怠、且又兼而父兄江事方宜敷、父近年病中ニ付而ハ別而心を尽介抱仕候由、将又御答後武芸稽古取止居儀を心中ニ相歎候様子ニ而、稽古場取建候付而ハ、在宅衆子弟并御家人中稽古打寄之節ニ諸手配等之儀一切秀次郎引受手伝心配仕候、且又御留等

御出御本宿引請候付而ハ、内輪万端之世話秀次郎一切引受心配仕候儀、実ニ並々之仁之続キ申事ニ而者無之与申候儀ハ追々之見聞仕居候儀ニ御座候、其外行状筋万端謹慎之儀委細本紙之通相違も無御座相聞申候、此段見聞之趣付紙を以申上候、以上

十月十三日

北幸兵衛

御刑法方センキ 水津

様子二付、相添置候両例ニ抛兩人共ニ刺墨可被除下哉

例 田浦手永鶴喰村

天保十二年九月 新助列

北里手永坂下村

嘉永二年十二月 甚助

甲佐手永上早川村 永助

右者不屈之儀有之先年入墨答た、き之御刑法被仰付置候処、其後相慎候由

二付、此節右入墨被除下候、此段可有被御達候、已上

九月十四日

御奉行中

上妻半右衛門殿

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

内田手永富尾村

藤作

右同文章

九月十四日

御奉行中

杉浦津直殿

尚々書例文

□ 御内意申上覚

沼山津手永福原村

壽作

当子六十歳

右者不屈之儀有之、入墨答百た、き三年眉無之御刑法被仰付置候処、年限相濟去ル天保三年辰三月被差返候、然処其後屹卜心底相改当年迄二十一ヶ年ニ相成、最早及老年ニ茂候事二付、旁被為宥入墨御除方御免被仰付被下度奉存候、此段乍恐御内意覚書を以奉願候、以上

嘉永五年三月

河瀬安兵衛²⁷印

上妻半右衛門²⁸殿印

御刑法方

御奉行衆中

〔貼紙〕

〔本行福原村壽作²⁹義、改心之様子等書面之通相違無之由相聞申候間、願之通入墨御除方被 仰付被下度奉存候、此段見聞之儀御達申上候、以上

以上

四月

吉富藤次郎³⁰印

福嶋太郎助³¹印

覚

沼山津手永福原村

壽作

右者不屈之儀有之、御刑法被 仰付置、其後相慎候哉之旨ニ付承繕申候處、先年御刑法被

仰付候後、本所人数ニ被差加置候處、兼々暮方難渋、いたし、地方等茂所持

不仕、最早年齢六十歳余ニ相成、農業之働出来兼日雇稼等にて取統居

御答後相慎居候様子ニ承申候、以上

〔中略〕

仰付筈之処、別段被為宥額ニ入墨筈百た、き三年眉無之御刑法被仰付置候之処、年限相濟候ニ付天保五年十一月廿六日親類之者江被引渡、元々之通り村人数ニ被差加候間、以来心底を相改候様、且又若私ニ入墨を除候而者重科之事ニ付心得違不仕様堅相守可申旨其節稠敷被仰渡、其後年々御委細御教諭被仰付、私以下村役人并親類五人組共々茂平日心を付示方仕候処、次第二改心仕候様子追々見聞仕、先年在所江被差返候より当年迄最早十八ヶ年ニ相成候得共、其後御難題等奉願候儀も無御座、日雇稼手細工等ニ而渡世仕、弥以改心仕候段、親類五人組并村役人共々申出候ニ付、猶委敷承糺候処、改心之次第相違無御座候間、乍恐何卒御仁恵之筋を以入墨御除方被仰付本人被仰付被下候ハ、右之者者不及申上親類五人組共難有猶更示合諸事相慎可申と奉存候間、重畳宜敷被成御達可被下候、此段乍恐覚書を以申上候、以上

嘉永四年三月

上早川村庄屋

久平[㊦]

丸山平左衛門殿

覚

内田手永富尾村藤作と申者、去ル天保九年二月御山之立木致盜伐候而已ならず、御山口方見咎右之木取揚置候を猶盜取候次第不届者ニ付ぬノ字入墨筈四十た、き之御刑法被仰付置候処、其後心底相改万端相慎御百姓出精いたし候段、右村庄屋方別紙之通相達申候ニ付、承糺申候處、相違無御座候間、何卒入墨被仰付被下候様奉願候、宜敷被仰付可被下候、此段覚書を以申上候、以上

嘉永四年三月

光永四兵衛[㊦]

杉浦津直²⁶殿[㊦]

御刑法方

御奉行衆中

覚

右之者天保九戌年二月小代御山内ニ入込不正儀仕御見咎ニ相成御会所江御呼出御吟味被仰付、同年八月御刑法之上腕ニ入墨被仰付置候、然処其後心底相改当年迄十四ヶ年之間、御山内者不及申上万端相慎、御百姓一遍ニ相勤居申候間、何卒腕入レ墨被御免被仰付被下候様奉願候、此段宜敷被成御達可被下候、為其覚書を以申上候、以上

嘉永四年三月

右村庄屋

太次右衛門[㊦]

光永四兵衛殿

〔貼紙〕

〔本紙藤作兼而之行状等見聞仕候處、委細書面之通相違無御座、當時八石余高地請持御百姓相勤居候ニ付、願之通被仰付被下度奉存候、以上

亥

以上

四月

江上安太[㊦]

〔付札〕
平 大 溝 有
佐 田 早 川 荒 木
御 目 附

甲佐手永上早川村

永助

内田手永富尾村

藤作

右藤作儀者御山之立木致盜伐、ぬノ字刺墨筈刑被 仰付、永助儀者牛盜取候ニ付、類刺墨徒刑被 仰付年限満本所江被差返置候処、兩人共ニ刑後相慎候段、御郡御目附付御横目聞方趣其外書面之通ニ御座候、永助儀者十八ヶ年、藤作儀者十四年相慎居候様子相違も無之

例
弘化三年三月
川尻外城町
廣助

北里手永坂下村

甚助

右者不届之儀有之先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候
由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十二月廿七日

御奉行中

小国

御郡代衆中

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、
弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、已上

□ 覚

甲佐手永上早川村

永助

内田手永富尾村

藤作

右者先年不届之儀有之、御刑法被 仰付置候処、其後兩人共慎方宜候哉、
当時之様子共見聞仕御達可申上旨二付見聞仕候処、永助儀者当時日雇稼手
細工等二而渡世仕、藤作儀者農業出精いたし、諸公役等二茂速ニ罷出、且
又富尾村之儀高瀬町近村ニ而、同所御蔵近火之節駈付人数二十人相究居候
由之処、右鳶役頭去春庄屋方申付置候由ニ而、右兩人共慎方宜様子ニ相聞
申候、以上

亥
七月

御内意申上覚

久野多學[㊦]

甲佐手永上早川村永助、先年不届之儀有之、額二入墨答百た、き三年眉無
之御刑法被 仰付置候処、年限相濟候付天保五年十一月親類之者江被引渡
候以来当年まで十八ヶ年ニ相成、年々教諭仕候次第者徒刑之者御根帳書入
申上候通ニ御座候、然ル処右之者儀最六十歳ニ罷成、次第ニ改心仕候間、
入墨御除被下本人被 仰付被下候様、別紙之通同村庄屋方書付差出候二付、
猶内輪之様子承札候処、書面之通相違無御座相聞不便之事ニ御座候間、何
卒村方願之通本人被 仰付被下候様奉願候、此段添書以申上候、以上

嘉永四年三月

丸山平左衛門[㊦]

上妻半右衛門[㊦]殿

御刑法方

御奉行衆中

〔貼紙〕

「本行永助儀、先年御答被仰付、村方江被差返候以後改心仕候様子
ニ而、其後子供も成長仕男子兩人惣領当年廿八歳・弟廿一歳ニ罷成、
何れも作子奉公仕居、給錢等も年々相応ニ遣し、宿元ハ永助夫婦ニ
而日雇稼手仕事などニ而渡世いたし、近年格別難澁も不仕暮之方も
兎式角取続候ニ付而者、弥以改心仕候様子本紙書面之通相違茂無御
座相聞申候、右見聞之趣付紙を以申上候、以上

北幸兵衛[㊦]

四月

上早川村

一 男老入 年六十三

永助

右者上益城甲佐手永上早川村右永助儀、先年牛を盜候次第重疊不届者二付
死罪被

人共相慎居候様子ニ相聞申候、已上
西五月

例

永野敬四郎

前廉武田喜太郎与

天保十二年九月

申たる者悴ニ而當時高瀬

永徳寺村ニ居候慶助

中村手永高橋村

三左衛門

四郎助

右者不届之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎
候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、已上

六月九日

御奉行中

早川十郎兵衛殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事ニ付、
弥以農業出精いたし候様、可有御教諭候、已上

□ 乍恐御内意申上覚

北里手永坂下村

甚助

當時四十七歳

大御奉行限
○佐田
増田
早川
御目附

右之者先年馬を盗取候次第重畳不届之儀ニ付死罪ニ茂可被仰付處、被為宥
置額ニ入墨答百た、き三年眉無之御刑法被仰付、高麗門外定御小屋ニ被為
留置候処、弘化二已九月生所江被差返、以来屹度心底を改候様、親類者勿
論所之役人方茂心を付教諭之趣堅相守相慎候ハ、五ヶ年を過委敷書附を

以御、達申上候様被仰付置候処、当九月迄二五ヶ年に相成申候、然ル處右
甚助儀抱高八石余請持御百性相勤メ御年貢米式拾俵程相納メ家内三人ニ而
御座候処、同人妻之姉他家江縁付仕居候処、竈潰レニ相成子供引連レ同人
方ニ引越居當時家内七人ニ相成居候得共、粮物等貯置心能相育農業出精仕、
根付草浚等季作を逃シ不申様心懸、村方勸農之手本とも相成候様相働キ、
養母江仕方宜敷家内睦敷、村内寄合も熟和二有之諸事心懸諸出米銀等其
時々速ニ相納、万端改心仕御百性風俗相守申候間、乍恐入墨被拔下候様於
私御内意奉願候、此段覚書を以申上候、以上

嘉永三年九月

庄屋

安之助[㊦]

古閑才藏[㊦]

河喜多助三郎[㊦]

井上久之允[㊦]

御刑法方

御奉行衆中

覚

北里手永坂下村

甚助

右者先年不届之儀有之御刑法被仰付置候処、其後相慎居候哉見聞可仕旨ニ
付承繕候処、先年御答被仰付候以後者屹相慎、専農業出精いたし當時者相
応之御百姓相勤居候由相聞申候、以上

戊

十二月

鶴田市喜[㊦]

〔貼紙〕

〔此甚助儀、眉無年限相濟本所江被差返候以後屹相慎居候由、本紙并
御郡御目附付御横目達之通ニ付、追々之御見合を以入墨可被除下哉〕

服部猪之助

御目附衆中

本紙喜右衛門儀、御咎以後格別悪事等有之候様子者聞兼候得共、井関熊八与申人者虚無僧修行に而所々被打廻候由之処、喜右衛門儀も同道虚無僧之体二而罷出坎之由、且熊八娘女者十六程之由に候処、内輪者喜右衛門を躰ニ被取候内存共二て者無之哉之由、既大嶋御口屋下番人相勤居候高野順太者喜右衛門実兄之由二而、去夏之時分熊八方より喜右衛門を養子ニ貰受被申候度段懸合ニ相成たる由之処、順太儀者寸斗進ミ不申、実父も居候事ニ付、一己之通暮者出来兼候位ニ程能打合せ置候処、喜右衛門儀其砌方いつとなく熊八方え入込居候由、畢竟喜右衛門儀手仕事等出兼渡世之道無之処より右之通打立申たる二て可有之由、且熊本杯江罷出候時分者毎脇差一本者帯申居候由二而、彼是慎方得斗者無之由承申候段、演舌

流長院支配
後藤喜兵衛倅

喜右衛門

右者不届之儀有之、先年苗字大小御取上入墨答たたき之御刑法被仰付置候処、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段御達候事

四月廿九日

寺社方

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀有之候ては難相濟事ニ付、弥以慎候様との儀も御達之事

□ 覚

中村手永高橋村

三左衛門

四郎助

右者不届之儀有之、去ル天保十四年卯十月廿四日答百た、き之御刑法被仰付、三左衛門儀者父半兵衛、四郎助儀者同村五人組被引渡、何れも奉恐入、其後行状之次第者年々三月御達申上来候通二而、屹下相慎御教諭之趣堅相守、三左衛門儀者農業出精仕居、四郎助儀者生得弱体二有之骨折候仕事出来兼候二付、去ル辰年方御府中江罷出奉公仕居懸忠勤最早当年迄二七ヶ年之間堅相慎出精仕居申候間、乍恐此節入墨被拔候様奉願候、左候ハ、弥以万端相慎出精可仕奉存候間、宜敷被仰付可被下候、此段書付を以申上〔付札〕候、以上

嘉永二年三月

早川十郎兵衛殿印

大賀純右衛門印

有平吉溝沢
稲津
佐田
小山
御目附

御奉行衆中

センキ 右田

此三左衛門。四郎助儀、御刑法被仰付候後、相慎居候由、別紙御郡御目附付御横目達之通二付、入墨可被除下哉

覚

中村手永高橋村

三左衛門

四郎助

右者不届之儀有之、先年御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉之旨二付見聞仕候処、天保十二年御刑法被

仰付其後心底相改、三左衛門儀ハ専農業出精いたし、四郎助儀ハ生得弱柄

二而農業之働出来兼候様子二付、去ル辰ノ年方御府中江罷出町家江奉公い

たし、翌巳年方当年迄五ヶ年程ハ主家江居統手全相勤候由左之通二而、両

□ 奉願口上之覚

後藤喜右衛門事

喜右衛門

右者私粉二而御座候処、先年外様足輕二而江戸江被差登、彼地御役割所物書三十日程相勤居申候処、不埒之儀御座候而、御給扶持被差放御咎被

仰付、喜右衛門儀者勿論私共二奉恐入候、然処五ヶ年過候ハ、委敷書付を以御達仕様被

仰付置、別紙写之通二御座候、当二月十一日迄二年限満申候間、此段御達

申上候、兼而相慎居孝養も宜御座候間、乍恐御慈悲之筋を以宜敷被 仰付

被下候様、御歎願之儀可被下候、此段御内意奉願候、以上

十月

後藤喜兵衛

流長院

御役僧

僉議

〔付札〕

此喜右衛門儀、御咎後相慎居候趣御横目聞方之通二付、追々之見合を以入墨被除下哉

但御横目演舌書之趣も御座候へ共、除墨難被差免程之儀与物相見不申候付、本行之通二御座候

平 有 吉 溝 朽 稻津 佐田 小山 御目附

口上之覚

後藤喜兵衛倅

喜右衛門

右は拙寺支配之者御座候処、別紙之通願出候間、宜敷御達可被成下候様奉

願候、以上

十二月

寺社方

根取衆中

覚

前廉外様足輕後藤

喜右衛門事当時流長

支配

喜右衛門

歳二十八程

右者不屈之儀有之、先年御刑法被仰付置候処、其後相慎居候哉、当時之様子共如何程二有之候哉之旨二付承繕申候処、同人儀者歩之御小姓二而相果

候後藤弥五兵衛与為申者之養子外様足輕二而、先年江戸江相詰役割所物書

相詰居候内、不屈之儀有之たる由に而、弘化元年二月頃御給扶持被差放、

苗字大小御取上入墨二而答刑被

仰付候由、実父後藤喜兵衛与申者ハ流長院支配之浪人二而、坪井宗嚴寺地

子内二居住いたし、傘細工二而相暮居候由二而、喜右衛門儀御咎後一兩年

者実父手元二而傘細工打立候得共、下地不器用二茂有之状二而右細工茂寸

斗手二入兼、追々在中江合力杯二打廻、其内二者牛馬之葉様之品も売歩行、

暫完所々江相滞、一旦者内田手永江田村二居候鍛冶職之番子二坎不雇罷越

居候由之処、八代御城附井関大八方支配之浪人二而荒尾手永万田村居住井

関亀八弟井関熊八与申人者、右近辺西原村与申処二別宅いたし被居候由之

処、内輪如何申談候哉、喜右衛門儀去夏之頃より者右熊八方江罷越一所二

相暮合力体二而取統居候由右之通二而、御咎後当年迄六ヶ年程二相成候由

之処、慎方相応二有之由唱承申候、以上

酉

四月日

山田市郎右衛門

川尻外城町

銀平

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被仰付置候処、其後相慎候よし二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十月十九日

御刑法方

御奉行中

松崎九郎平殿

尚々本文之通被仰下候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、弥以相慎産業致出精候様、可有御教諭候、以上

〔中略〕

□

深川手永野間口村

藤三郎

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十二月三日

御刑法方

御奉行中

蒲地太郎八¹⁵殿

尚々本文之通被仰付候上猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、弥以相慎産業出精いたし候様、可有御教諭候、以上

覚

深川手永野間口村

藤三郎

銀平

右者不届之儀有之、去ル天保十四年卯十月入墨管百た、き之御刑法被 仰付本所之人數二被為差加置候、然処右之者其後謹慎宜敷作子奉公仕、家内相育居申候處、近來少シ病体ニ罷成、当時相応之日雇稼仕、何そ之悪事等ニ携候儀無御座候、為其書付を以御達申上候、以上

嘉永元年十月

野間口村庄屋

川口英左衛門¹⁶印

宇野源兵衛¹⁶殿¹⁶

蒲地太郎八¹⁷殿¹⁷

御刑法方

御奉行衆中

僉議 永田信助

〔付札〕

本紙藤三郎儀、御刑法被仰付候後慎方宜候段、本紙并御郡御目附付御横目聞方之通二付、追々之御見合を以入墨可被除下哉

平 大 吉 溝 稲 津 佐 田 小 山 御 目 附

覚

深川手永野間口村

藤三郎

右者不届之儀有之御刑法被仰付置候處、其後慎方宜有之候哉之旨二付承繕申候處、藤三郎儀天保十四年御刑法被仰付本所人數二被差加置候處、兼々暮方難渋いたし地方等茂所持不仕、且近年足痛二茂有之農業之働茂出来兼日雇稼等二而取続居、御咎後相慎居候様子ニ承申候、以上

申十一月

永野敬四郎¹⁸印

□ 乍恐奉願覚

川尻外城町人数

銀平

右者以前不屈之儀有之、御刑法被仰付置候ニ付而者、諸事相慎可申処、同類申合舟を盗取候次第重疊不屈者ニ付、死罪ニ茂可被仰付処、此節迄者被宥額ニ入墨管百た、き三年眉無之刑被仰付置候処、去ル天保十三年寅七月廿三日御年限相濟候ニ付、同町ニ居候親類卯平と申者江被引渡、元々之通町人数ニ被差加候、以来屹度心底を改候様被為仰付置、将又御教諭之趣堅相守、屹度心底相改候ハ者、右寅年方五ヶ年過候上委敷書付を以御達申上候様被仰付置候処、最早年限茂過、是迄私共方茂氣付不申押移候段、重疊不念千万奉恐入候、然処同人儀町人数ニ被差加候後屹度心底相改、親類卯平同居仕第一家内睦敷賣店商イ仕候、廉直ニ産業出精仕候儀相違無御座候間、宜敷被為成御達被下候様、此段乍恐覚書を以奉願候、以上

嘉永元年五月

外城町丁頭

次兵衛印

同

保助印

同

弁太郎印

横目

郡助印

别当

甲斐萬五郎殿印

同

江上壽吉殿印

同

嶋田金蔵殿印

同

江口半兵衛殿印

同

江口浅平殿印

同

加納岩次郎殿印

廻役

池田善左衛門殿印

同

小原五郎右衛門殿印

松崎九郎平殿

センキ 永田

此銀平儀御刑法被 仰付候後、相慎居候次第、本紙并別紙御横目聞

方書付之通ニ付、追々之見合を以入墨除可被下哉

覚

川尻外城町

銀平

歳四十六程

右者不屈之儀有之重キ御刑法被

仰付置候処、其後慎方宜敷候哉、当時之様子共如何程有之哉之旨ニ付承継申候処、同人儀先年同類申合舟を盗取候付、額ニ入墨管百た、き三年眉無之刑被仰付置候処、天保十三年七月頃御年限相濟親類之者江被引渡、元之通同町人数被差加置候由之処、其後相慎居、当時者同町薩广屋吉三郎与申者方ニ定日雇ニ罷越煙草商買相稼、心底相改居候由、唱承申候、以上

申九月

河田俊右衛門

彦左衛門

右者不届之儀有之、先年御刑法被 仰付置候処、其後相慎候哉、見聞可仕
旨ニ付承繕候處、右孰茂相慎、宇助儀ハ御家中江奉公仕居、武助列三人者
農業相稼、孰茂心底相改居候由承申候、此段見聞仕候趣御達申上候、已上
申四月 鶴田市喜

セシキ水津

此小天村宇助列四人御咎後五ヶ年過、孰茂慎方宜敷様子ニ付、追々
之御見合を以入墨可被除下哉

小田手永小天村

宇助

武助

直助

彦左衛門

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被仰付置候処、其後相慎候
由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

六月四日

御刑法方

御奉行中

江島傳左衛門殿

尚々本文之通被仰下候上、猶又心得違之儀等有之候而者難相濟事ニ付、弥
以相慎農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 覚

下益城郡廻江手永

南田尻村

桂助

右者追々盗いたし不届者ニ付、左手ニ入墨管六十た、き一年眉無之御刑法

被 仰付置、去ル天保十四年三月本所江被差返置五ヶ年を過改心之趣委敷
書付を以御達可仕旨被仰付置、奉得其意候、其後追々教諭を加申候處、心
底相改申候、尤無高難涉者ニ而農業之稼出来兼候ニ付、わらちを拵生計仕
候處、子供茂段々成長仕候間、御百性ニ仕付可申と奉存候、当三月五ヶ年
ニ満申候間、行状之次第御達申上候、可然様被仰付可被下候、此段覚書を
以御達申上候、以上

弘化五年三月

藤井次郎助¹²印

杉浦津直¹³殿印

刑法方

御奉行衆中

僉議 右田

此桂助儀、眉無年限相濟本所江被指返候以後六ヶ年ニ相成、慎方之

様子別紙御郡御目附付御横目聞方之通ニ付、追々之見合を以、入墨
可被除下哉

御横目書付扣略

廻江手永南田尻村

桂助

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被仰付置候処、其後相慎候
由ニ付、此節入墨被除下候、此段可有御達候、以上

六月廿日

御刑法方

御奉行中

杉浦津直殿

尚々例文

被 仰付置候処、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、已上

三月廿二日

御刑法方

御奉行中

片山甚十郎殿

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事二付、弥以相慎候様との儀も可有被御達候、以上

同村熊野嶽御山番
相勤居為中

彦左衛門

□ 申上覚

小田手永小天村

宇助

武助

直助

彦左衛門

右者去ル天保九年八月不届之儀有之、笞刑入墨之御刑法被仰付、已来屹ト相慎心底相改候様、且又入墨を私ニ除候而者^{〔貼紙〕}重科之事ニ付心得違不仕様被仰付置、心底相改候ハ、五ヶ年過委敷書付を以御達可申上旨、其砌被及御達置候處、右之者共いつれ茂心底相改加謹慎、家業出精仕候段、右村庄屋金森太郎左衛門より別紙之通相達候二付、精々相糺候處、いつれも心底相改謹慎仕候儀相違茂無御座候間、恐多難申上儀ニ御座候得共、入墨除被下候様於私奉願候間、宜敷被仰付可被下候、此段添書を以申上候、以上

弘化五年正月

多田隈丈左衛門¹⁰印

江嶋傳左衛門¹¹殿印

御刑法方

御奉行衆中

申上覚

小田手永小天村

宇助

武助

直助

弘化五年正月

小天村庄屋

金森太郎左衛門¹²印

多田隈丈左衛門殿印

江嶋傳左衛門殿

覚

小田手永小天村

宇助

武助

直助

センキ 永田

此前廉川尻御加子末喜・徳之助共儀、御咎後相慎居候趣前紙御横目聞方之通二付、追々之御見合を以兩人共二入墨可被除下哉但、末喜儀ハ御横目演書之趣も御座候得共、除墨難被差免程之儀与者相見不申候付、本行之趣ニ御座候

前廉川尻御加子ニ而當時
同所並御船頭川上平五左衛門
支配

末喜

右同断ニ而當時同所御加子
作助支配

徳之助

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎
候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、已上

七月四日

御刑法方

御奉行中

小山松太殿

野田松次郎殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而者難相濟事ニ付、
弥以相慎産業致出精候様可有御教諭候、已上

□ 奉願口上之覚

私支配之甥猪之助儀、以前外様組小頭右崎弥七養子ニ遣置、外様組ニ被召
抱、先年江戸詰内御屋敷欠落仕候而其後立帰申候付、天保五年午十二月御
刑法被 仰付、腕ニ入墨三年眉無被 仰付、右年限相満眉無御免被 仰付
候間、私支配ニ仕置申候處、最早十ヶ年余ニ相成申候付、御見合を以何卒

入墨御免被 仰付被下候様奉願候、此段宜敷被為成御達可被下候、以上
未

十一月

片山甚十郎殿

覚

御掃除頭支配
中村久助支配

猪之助

歳三十七八

右者以前不屈之儀有之、重キ御刑法

被 仰付置候處、其後慎方宜候哉、當時之様子共如何程ニ有之候哉之旨ニ
付承繕申候處、同人儀先年外様足輕ニ被召抱置、江戸ニ相詰居候内致出奔
之由ニ而重キ御刑法被 仰付候由之処、其後者弥奉恐入、横手々永東椎田
村内ニ而百姓家を借、髮結いたし居候由、尤川尻町在ニ懸相応二人夫もい
たし候由之処、万端丁寧ニ付合候由ニ而、所柄方者心を付、渡世方等世話
いたし候位之由ニ付、丁々ニ相暮居候事之由右之通ニ而御咎後者諸事相慎
居候由、唱承^{マツ}承申候、以上

申

三月日

井田格蔵

御目附衆中

永田

本紙御掃除頭支配中村久助甥猪之助儀、先年御咎後慎方之儀、別紙
御目附御横目聞方之通ニ付、追々之御見合を以入墨可被除下哉

中村久助支配

猪之助

右者不屈之儀有之、先年苗字大小御取上入墨答た、き眉無之御刑法

河上平五左衛門一列方書付相達候付則差出申候、委細之儀ハ書面之通ニ御座候、尤其節已来吃度心底を相改候ハ、五ヶ年過書付を以相達候様、御刑法方御奉行衆方被及御達之趣茂有之候間、書面之通入墨御免被仰付候様、左候ハ、弥以難有奉存可申与存候間、宜敷被成御達可被下候、已上

四月廿日

野田松次郎

小山松太

御船方

根取衆中

口上之覚

前廉御加子

徳之助

末喜

右者先年御吟味之筋有之被召籠置候処、六ヶ年已前御刑法被仰付在所江被差返私共江支配被仰付置候處、其後右之者共悔先非、本心ニ立帰り慎方宜敷、徳之助儀ハ御船手御用渡守相勤御用之節ハ出精相勤、末喜儀ハ漕稼等仕、老母姉甥相育、弥以慎方宜敷段、諸事御見聞之通ニ御座候、然處右之者共御印シ被仰付置候付当年迄六ヶ年之間、誠以人柄相改堅固ニ相慎申候間、其俣ニも難有御座候間、何卒別段御憐愍之筋を以御印シ御免被仰付候様於私共茂奉願候、左候ハ、別而難有奉存、弥以相慎可申奉存候間、此段宜敷被成御達可被下候、已上

未四月

徳之助支配被仰付置候

御加子

作助

末喜支配被仰付置候

川上平五左衛門

船瀬弥一郎殿

高見喜善太殿

小山松太殿

野田松次郎殿

覚

前廉川尻御加子ニ而

當時同所並御船頭

末喜

歳三十七八

右同断ニ而當時同所御加子

徳之助

歳三十四五

右者不届之儀有之、御刑法被仰付置候處、其後慎方宜候哉、當時之模様共如何程ニ有之候哉之旨ニ付承繕申候處、右兩人儀ハ川尻御加子之節、天保十二年八月頃御船手之苦盜取壳払候一件ニ而、御給扶持被差放ぬノ字入墨答五十た、き之御刑法被仰付候由之處、其後者何れ茂恐入、末喜儀ハ專槽稼ニ而相暮、徳之助儀ハ松島地渡守申付ニ相成居、日々御船手を初、諸往返之面々共無遲滞渡方いたし候由ニ而弁利ニ相成候由、右之通ニ而兩人共慎居候由唱承申候、以上

未六月日

袖原郡之允

御目附衆中

本紙末喜儀ハ御答後各別是与申稜目ハ無之由ニ候得共、根元些浮氣成生質之由ニ而、平日之振舞等殊勝ニ相見候程ニ者無之坎之由、且又いつ頃与申儀ハ聞兼候得共、袴着用ニ而帯刀なといたし居候を見受候人も為有之坎之由ニ而、一牀之慎方ハ徳之助方些劣り候方ニ可有之由承申候段演舌

候二付、同十二年丑十二月十八日御年限被成御免為、御褒美鳥目三貫文被為拜領本所江被差返、以來屹下心底相改候様、御教諭之趣堅相守、以來屹卜相慎候ハ、右丑年方五ヶ年過候上、委細書付を以御達申上候様被仰付置候、右者吉郎右衛門儀、本所江被差返候後屹下心底相改、打綿并醬油店商ノ廉直ニ渡世仕居候儀相違無御座候間、此段宜敷被為成御達被下候様、乍恐覚書を以奉願候、以上

弘化三年午十二月

川尻中町懸
小路町丁頭

清七^印

同

儀平^印

同

松三郎^印

同横目

用八^印

御廻役

池田善左衛門殿^印

同

小原五郎右衛門殿^印

別当

甲斐万五郎殿^印

同

上田幾平殿^印

同

江上壽吉殿^印

同

寫田金藏殿^印

同

古賀治左衛門殿^印

同

江口浅平殿^印

末藤新右衛門殿

本紙川尻外城町廣助、小路町吉郎右衛門、兩人御咎後相慎居候趣別紙御横目聞方之通二付、追々之御見合を以入墨可被除下哉

川尻外城町

廣助

同小路町

吉郎右衛門

右者不屈之儀有之、先年入墨咎た、き之御刑法被仰付置候処、其後相慎候由二而、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

三月十九日

御刑法方

御奉行中

松崎九郎兵衛^殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二而、弥以相慎産業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□

前廉御加子

末喜

徳之助

右者天保十三年八月廿七日御刑法被 仰付入墨を茂被仰付置候間、其後兩人共先非を悔心底を相改、当年迄六ヶ年ニ相成候間、入墨御免被仰付候様、

職いたし候間、家事之世話なといたし居候由二而、当時兩人共相慎居候由、右之通唱承申候、以上

未

二月日

御目附衆中

乍恐奉願覚

井田格藏

别当

江口浅平殿印

古賀治左衛門殿印

同

嶋田重藏殿印

同

江上壽吉殿印

同

上田幾平殿印

同

甲斐万五郎殿印

廻役

池田善左衛門殿印

同

小原五郎右衛門殿印

末藤新右衛門殿

乍恐奉願覚

弘化三年十二月

川尻外城町丁頭

次兵衛印

同

保助印

同

喜太郎印

同横目

安兵衛印

(一一)

川尻小路町山城屋

吉郎右衛門

右者不埒之儀有之、御咎被仰付置候二付而者諸事相慎可申候、松岡藤八郎殿御嫡子松岡午之允殿申合、詐之手段を以同町居住医師元厚鍋屋長兵衛を誑、薬種并余計之鳥目取出掠取候次第重畳不屈之者二付、額二入墨答百た、き三年眉無之御刑法去ル天保十一年子八月被仰付、定御小屋江被差置候候、相間眉無彦助と申者、力役二被召仕候向方逃去候存念二罷在候段氣付訴出

弘化三年十一月

下松尾村庄屋

勝右衛門印

布田太郎右衛門殿

右之通内意申出候二付、村方之様子委敷承札申候處、万端慎方宜、農業をも出精仕、屹卜心底相改申候段、書面之通相違無御座様子二付、宜敷被仰付可被下候、此段奥書を以御内意申上候、以上

弘化三年十一月

布田太郎右衛門⁵印

中島九郎左衛門⁶殿印

御刑法方

御奉行衆中

僉議

此十右衛門儀、御刑法被仰付候後、相慎候次第本紙并御郡御目附付御横目聞方之通二御座候間、追々之御見合を以入墨可被仰付哉除下哉、聞方之書付扣略

池田手永下松尾村

十右衛門

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被仰付置候處、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御座候、以上

十二月十四日

御奉行中

中島九郎左衛門殿

尚々例文

〔中略〕

□

右之者共不届之儀有之、百管三年眉無之御刑法被仰付、何れも年限満本所町人数二被差返候處、謹方宜御座候ハ、五ヶ年過申出候様御達之銘二而、別当共方之書付式通差出申候書面之通、何れも相謹居候様子二御座候、此段御達仕候、以上

弘化三年

十二月

末藤新右衛門⁷

御刑法方

御奉行衆中

覚

川尻外城町

廣助

右所小路町

吉郎右衛門

川尻外城町

廣助

歳三十三程

同所小路町

吉郎右衛門

歳五十二程

右者不届之儀有之、眉無之御刑法被

仰付、年限相満本所江被差返置候處、其後慎方宜候哉、当時之様子共如何程二有之哉之旨二付承繕申候處、兩人共先年不届之儀有之眉無之御刑法被仰付候由之処、弥奉恐入其後者格別外出なともいたし不申、廣助儀ハ竹細工いたし相稼、吉郎右衛門儀ハ悴寿太郎と申もの御本陣を預居、兼而問屋

且不法之打擲二および候節、相加薪を以致打擲候末、幾右衛門相果候次第
 不届者二付、天保八年八月入墨答百た、き之御刑法被仰付、委敷御教諭被
 仰渡、且又右之者若私二入墨を除候而者重科之事二付、此段も稠敷申付置
 候様、右之通堅相守已来屹卜相慎候ハ、其節方五ヶ年過候上、委敷書附
 を以御達可申上旨被仰付置候趣奉得其意候、右之者儀前条被仰付候趣、重々
 奉恐入其後謹慎仕、父ハ先年相果、母并弟同居二而家業相働、諸公役等格
 別入念勤上来申候、勿論御法度筋堅相守居申候間、乍恐宜敷被成御達可被
 下候、然処右御答被仰付候後五ヶ年を過候上ハ早速御達可申上処、其節勤
 掛之庄屋も取替、被仰付候右儀も村方旧記しらへ方等届兼当時迄押移候次
 第奉恐入候、併右之者慎方之儀者右之通相違無御座候間、可然様被仰付可
 被下候此段覚書を以申上候、以上

弘化三年閏五月

庄村庄屋

内田角之助④

近藤喜左衛門殿

本紙高平村丈右衛門列庄村勘兵衛、先年御答被仰付、其後慎方之様
 子等見聞仕候處、丈右衛門・久右衛門・喜三次儀ハ高拾石已上式拾
 石余受持、御百姓一扁二打懸、庄村勘兵衛儀小高受持紙漉之手伝な
 と仕、何れも改心仕、不依何事慎方宜敷様子二相聞申候、右見聞仕
 候趣付紙を以申上候、以上

七月十七日

野田藤平

センキ 水津

此五町手永高平村丈右衛門列四人、罪状本紙書面之通二而、刺墨被加置
 候處、御答已後相慎農業致出精、最早十ヶ年二および候付、願之通刺墨
 可被除下哉

五町手永高平村

丈右衛門

(一〇)

久右衛門
喜三次

同手永庄村

勘兵衛

右者不届之儀有之先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候
 由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

八月八日

御刑法方

御奉行中

中島九郎左衛門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、
 弥以相慎農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 御内意之覚

池田手永下松尾村十右衛門儀、同村源七と申たる者娘すかと申女江追々密
 通之儀申聞、同人儀不随を憤、法外之及仕方候内二者すか母子伏居申候蠅
 二不浄を打懸、且同村伊助申談二同意いたし、同手永上松尾村勇右衛門と
 申ものを手強及打擲、一旦氣絶をも致せ候而已ならず、右一件相顕候上、
 身をも取斗候處方すかと密通いたし居候段無実之申懸いたし、同人儀数
 日被為召籠置候次第彼是不届者二付、去ル天保十二年丑五月入墨答百た、
 き之御刑法被仰付、村方江被引渡慎方之儀御教諭被仰付置、以来屹卜心底
 相改候ハ、五ヶ年過委敷書付を以御達可申上旨被仰付置候、然處最早去
 已年迄二五ヶ年相立申候處、右十右衛門儀心底相改、農業出精仕、慎方宜
 敷村方之者江対シ候而茂諸事熟和二有之、御教諭筋御法度書之趣堅相守、
 如法之心底二相見申候間、乍恐宜被仰付可被下候、此段御内意申上候、以
 上

五町手永高平村

丈右衛門

久右衛門

喜三次

同手永庄村

勘兵衛

右之者共、亀井村幾右衛門と為申者致盜候哉之不審有之たる由二而、高平村徳左衛門宅二而、同人并正院手永平原村茂次右衛門列之者拷問且不法之及打擲候節、相加薪を以て致打擲候末、幾右衛門相果候次第不届者共二付、天保八年八月入墨答百た、き之御刑法被仰付置候、然處右之者共儀、右被仰付之趣重畳奉恐入、其後謹慎仕相応二高地を抱御百姓相働、家内睦敷、諸公役等入念相勤、勿論御法度筋堅相守、数年之間少茂相替候儀無御座候段、庄屋共々別紙之通達出申候二付、相糺申候處、相違無御座当年迄都合十ヶ年之間右之通相慎、専農業出精仕、尤之儀二奉存候、右二付而者、其御被仰渡置候御趣も御座候間、乍恐右四人之者共今度入墨御除被仰付被下候様奉願候、左候ハ、御慈悲之程難有奉存、此後弥以相慎可申与奉存候間、重畳宜ク被仰付可被下候、則村方書付両通相添、此段乍恐覚書を以申上候、以上

弘化三年六月

中島九郎左衛門⁴殿^④

近藤喜左衛門³殿^③

御刑法方

御奉行衆中

覚

五町手永高平村

丈右衛門

久右衛門

喜三次

右之者共儀、亀井村幾右衛門と為申者致盜候哉之不審有之たる由二而、高平村徳右衛門宅二而、同人并正院手永平原村茂次右衛門列之者拷問且不法之及打擲候節、相加薪を以て致打候末、幾右衛門相果候次第不届者共二付、天保八年八月入墨答百た、き完之御刑法被仰付、委敷御教諭被仰渡、且又右之者共若私二入墨を除候而者重科之事二付、此段茂稠敷申付置候様、右之通堅相守、以来屹卜相慎候ハ、其節五ヶ年過候上、委敷書付を以御達可申上旨、被仰付置候趣奉得其意候、右之者共儀前条被仰付之趣、重畳奉恐入其後謹慎仕、何れ茂親共相応之高地を抱、御百姓相働居候二付、蒙御咎候後は別て家内睦敷、農業出精仕、諸公役等入念勤上、勿論御法度筋堅相守當時者一数年之間少茂相替候儀無御座無候、右之通何茂急度相慎居候間、乍恐宜敷様被成御達被下候様奉願候、然処前条御達之趣二付而者、五ヶ年を過慎方之様子を早速御達可申上処、其御勤懸之庄屋者右年数満不申内病死仕、諸役之儀者他村方懸勤被仰付、猶取替二而當時私儀入庄屋被仰付置候右之通類二打替、其上当勤紛雜二而、旧記しらへ方も届兼、無何心當時迄押移候次第奉恐入候儀二者御座候得共、右之者共慎方之儀は右之通相違無御座候間、何卒可然様被仰付可被下候、此段覚書を以申上候、以上

弘化三年閏五月

高平村庄屋
半左衛門^⑤

近藤喜左衛門殿

覚

五町手永庄村

勘兵衛

右庄村勘兵衛儀、亀井村幾右衛門与申たる者致盜候哉之不審有之たる由二而、高平村徳左衛門宅二而、同人并正院手永平原村茂次右衛門列之者拷問

小代次郎助殿

河原手水片角村在宅ニ付村繼ニテ仕出

尚々本業之通結構被仰付候上ハ、猶又心得違之儀等有之候て者難相濟事ニ付、弥以相慎候様堅可有御教諭候、以上

〔中略〕

□ 御内意之覚

木倉手永御舟町村子之吉儀、不届之儀有之額ニ入墨答百た、き三年眉無之御刑法被仰付置候處、年限相濟去ル天保四年八月親類五人組江被引渡、元々之通村人数ニ被指加、御教諭之趣堅相守、以来屹下相慎候ハ、五ヶ年過候上御達可申上旨ニ付、於会所茂重畳教諭を加置申候處、其後御教諭之趣堅相守屹下謹慎仕、家業專出精米錢之取引等不筋之振捌不仕、御難題ケ間敷儀茂仕出不申、改心仕候ニ付而者、先々役以来御達可申上答之處、其儀届兼居申候間、乍恐入墨被仰付被下度於私茂奉願候、則御舟町村庄屋方之別紙相添御達申上候間、宜敷被仰付可被下候、此段御内意覚書を以申上候、以上

弘化二年十月

光永平藏^上印

村井次郎作^殿印

御郡方

御奉行衆中

申上候覚

木倉手永御舟町村子之吉、先年不届之儀有之額ニ入墨答百た、き三年眉無之御刑法被 仰付置、年限相濟親類江御引渡御委細御教諭被

仰付、其年方五ヶ年過候ハ、改心之次第委ク書付を以可申上旨被仰付置

奉得其意候、然処先役代其儀届兼、於私茂奉恐入候、最早十三ヶ年ニ罷成、格別御難題筋等差凳候儀茂無御座候、家業專ラ出精仕居申候間、宜敷被為成御達可被下候、此段覚書を以申上候、以上

弘化二年十月

御舟町村庄屋

善次郎^印

光永平藏殿

木倉手永御舟町

子之吉

右者先年不届之儀有之御刑法被仰付置、其後相慎居候哉之趣ニ付見聞仕候處、其後諸事相慎居大工職等ニ而渡世いたし居候様子ニ相聞申候、以上

午二月

河野子次右衛門

センキ 永田

本紙子之吉儀、眉無年限相濟候後十四ヶ年ニおよひ慎方宜様子、別紙御横目聞方之通ニ付、追々之御見合を以入墨可被除下哉

木倉手永御船町

子之吉

右者不届之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

二月廿三日

御奉行中

村井次郎作殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候てハ難相濟事ニ付、弥以弥以相慎産業致出精候様可有御教諭候、以上

□ 乍恐奉願覚

【凡例】

歳五十三程

一 判読し易さを考慮し、先に翻刻された『熊本藩法制史料集』の形式を参考に、各案件の冒頭には□印を付した。また、既に翻刻されている記録は〔中略〕とし省略している。

一 人名と地名を除き、原則として旧字は常用漢字に改めたが、熊本藩特有の文字である「扨」や、「宛」を意味して用いられた「完」の表記は原文通り表記した。また、「処」・「處」の表記についても原文通りに表記した。

一 変体仮名は平仮名に改め、助詞として用いられた場合の「而」、「者」、「江」、「与」、「茂」については原文通り表記した。

一 罫字は一字分の空白に統一し、平出は原文通り改行した。

一 翻刻文を読み易くするため、読点・中黒を施した。

一 判読不能の文字は□で表示し、ルビにて〔判読不能〕と補った。また、見せ消しの箇所には「ゝ」の記号を該当文の左部に付した。

一 貼紙や朱書の箇所にはそれぞれ〔貼紙〕〔朱書〕と補い、範囲が分かるよう「」で示した。奉行等の決済を示す付札については、「付札」と補った上で、なるべく原史料に近づけるためにボックスで囲って示している。惣庄屋や郡代、町奉行、等判明している人物については脚注で示している。

□ 覚

右者先年不届之儀有之、御刑法
被 仰付置候処、其後相慎居候哉、当時之様子共如何程有之候哉之旨に付承繕申候処、九郎兵衛儀御山方懸合ニ付而天保十年三月御刑法
被 仰付候由之処、其後者諸事相慎、同人儀ハ右次郎助方拜領地府本村へ居住いたし居候処、屋敷内手広様子ニ而、専農業稼家内相育居、当時者格別出歩行茂いたし不申、弥以相慎居候由、唱承申候、以上
巳八月日
井田格蔵
河田俊右衛門

覚

私家来荒尾九郎兵衛事九郎兵衛儀、不届之儀有之、去ル天保十一年三月苗字大小御取上入墨四十管之御刑法被 仰付、以来屹心底相改候ハ、五ヶ年過其段相逢候様御達ニ相成居申候、右九郎兵衛儀、其以来屹心底相改相慎居申候、此段御達仕候、以上
五月
小代次郎助

本紙小代次郎助家来荒尾九郎兵衛事九郎兵衛儀、御刑法
被 仰付候後、最早五ヶ年相立、慎方之趣別紙御横目間
方之通ニ付、追々之御見合を以入墨可被除下候哉
貴殿家来荒尾九郎兵衛事九郎兵衛儀、先年不届之儀有之苗字大小御取上入墨管四十た、き之御刑法
被 仰付置候処、其後相慎候由ニ付、右入墨被除下候、此段可有御申付候、以上

以上

九月三日

御刑法方

御奉行中

小代次郎助家来ニ而
荒尾手永府本村ニ
致居住候荒尾九郎兵衛事

九郎兵衛

大組付也

- 13 水津熊太郎は、刑方法根取として宝曆十一（一七六一）年施行の「刑法草書」以降の追加法や参照すべき判例を付加した法典「御刑法草書附例」の編纂に携わった（高塩博「熊本藩「刑法草書」の成立過程」〔熊本藩法制史料集〕二六九～七六頁）。
- 14 刑方法根取は奉行に次ぐ地位の役職であった。文化八年職制では一名、天保六年職制では三名の根取が刑方法方に配置されている。（鎌田浩「熊本藩の法と政治」創文社、一九九八年）二一八頁）。
- 15 西山禎一「熊本藩役職者一覽」（非売品、二〇〇七年）二・四頁。
- 16 前掲「熊本藩役職者一覽」四・四六頁。
- 17 「除墨帳」〔熊本藩法制史料集〕前掲書、一〇六二・一〇六三頁）
- 18 「除墨帳」〔熊本藩法制史料集〕前掲書、一一四七頁）

長屋 佳歩（ながや かほ） 熊本大学大学院博士前期課程

安高 啓明（やすたか ひろあき） 熊本大学大学院人文社会科学部准教授

除墨が申請されてから可否が通達されるまでの一連の流れを時系列ごとに収録した「除墨帳」であるが、最後に、これまで提示してきた一般的な除墨申請とは異なる除墨許可事例を紹介して終わりとしたい。

本史料の中に例外的な除墨申請が二種類存在する。それは刑法方に属する穿鑿所側の献策による除墨申請と、徒刑小屋見扱役からの除墨申請である。紙面の都合上詳細については省くが、前者は文化十一（一八一四）年の徒刑制度再開後の釈放者調査の中で、更生状況の優れている者八名を選出し、他の罪人の更生促進のためにも除墨が検討されたという事例である¹⁷。後者は、最末期の慶応四（一八六八）年に徒刑年限中に徒刑小屋内で功績のあった二名を対象とした申請である¹⁸。特に後者については、徒刑から釈放される前に徒刑年限の短縮と除墨が同時に試みられており、先例として引用された例も「除墨帳」に記載されていない。釈放後五年が経過した後各支配方から申請が可能となる通常の除墨とは大きく異なっており、藩主導で行われた事例である。熊本藩が除墨制度のあり方を検討していた様子がわかる事例といえる。

このように、穿鑿所や徒刑見扱役のような藩側の機関の働きかけによって除墨を実施した事例も僅かであるが存在している。「除墨帳」は熊本藩の除墨制度を解明する上で最重要史料であるが、本史料以外にも除墨を実施した事例が存在するという可能性を考慮しておかなければならないことを付記して結びとしたい。

〔註〕

- 1 「宝暦五年ヨリ 除墨帳」(永青文庫細川家文書、一三・一一・五・二)。
- 2 「御刑法方諸帳目録 天保四年五月改」(永青文庫細川家文書、一三・九・二)。
- 3 刑法方は田沼な職務遂行のために、文書を使用頻度等に応じて現用・半現用に評価・分類した上で保管する文書管理体制をとっていた(高橋実「熊本藩の文書記録管理システムとその特質(その1)」(国立文化学研究所資料館『国文学研究資料館紀要』アーカイブス研究編第二号、二〇〇六年)八五～八七頁)。
- 4 高塩博「史料解題」(小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』(創文社、一九九六年)一一二頁)。
- 5 前掲「史料解題」熊本藩法制史料集一一〇頁～一一二頁。
- 6 高塩博「熊本藩「刑法草書」の成立過程」(小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』(創文社、一九九六年)一三～一四頁)。
- 7 雑戸刑とは身分を賤民に落とす生涯刑である。多くの場合に額刺墨が併科されており、「額刺墨管百雑戸」は死刑に次いで最も重い刑として位置付けられている(史料解題『熊本藩法制史料集』一一〇頁)。
- 8 雑戸刑の者については後に制度が緩和され、除墨と復籍が認められている。万延元(一八六〇)年四月には釈放後十五年以上経過し更生が認められた者に対して除墨と復籍が認められた。さらに慶応二(一八六六年)三月には、除墨と復籍を段階的に分け、十年後には除墨、さらに五年経過後に復籍を認めるよう改正された(前掲『熊本藩法制史料集』一一〇頁)。
- 9 「除墨帳」(史料解題『熊本藩法制史料集』一一〇頁)。
- 10 熊本藩は除墨制度創設にあたり清律を参考としたが、清律の制度そのものを導入するのではなく、その条文に内在する儒教的教化遷善思想を先例として用いた(小林宏「熊本藩における中国法の機能——法的決定の理由づけ」に寄せて——)(同『日本における立法と法解釈の史的研究 第二卷近世』(汲古書院、二〇〇九年)一九七～二〇一頁)。
- 11 石井良助『日本法制史概説』(創文社、一九四八年)四八七頁。
- 12 高塩博「熊本藩刑法の一斑——徒刑制度の中断と再開——」(梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』(木鐸社、二〇〇〇年)五一七頁)。

③ 刑法方による僉議では、「僉議」の二文字の下に執筆者の苗字が記されていることがある。頻出する僉議執筆者としては「水津」、すなわち水津熊太郎が挙げられるが、彼は刑法方の根取として活躍した人物である¹³。他の執筆者も刑法方根取の者が散見されるため、除墨申請の僉議の主体は刑法方の根取であったと考えられる¹⁴。

僉議の文章は、入墨者の在所と名前がある場合は「右者」、ない場合は「此」で始まり、その後の更生の様子や②の横目からの報告書について触れ、処罰・釈放されてからの経過年数に言及した上で、「追々之見合を以入墨(刺墨)可被除下哉」という文言で締められることが多い。また、先述の通り、横目が「演舌」で問題行動等を報告していた場合は、「演舌」の内容に触れた但書が追加される。さらに、すべての僉議に該当しないが、除墨申請よりも先に実施した除墨の事例が「例」として掲載されることがある。

④ 付札は、③の僉議の文章の付近に添付されており、多くの場合、右から漢字一文字が複数並べられ、その後、数名の苗字と「御目附」が記されている。全ての除墨申請に添付されているわけではないが、時代が下るとともに添付される事例が増えている。嘉永元(一八四八)年の川尻外城町銀平の除墨申請中の付札を例に挙げると、ここに記されている「大」・「吉」・「溝」はそれぞれ家老の大木舎人、家老の有吉大蔵、中老の溝口蔵人であり¹⁵、「稲津」・「佐田」・「小山」もそれぞれ奉行の稲津久兵衛と佐田吉左衛門、奉行副役の小山門喜である¹⁶。これらの人物は全て除墨申請を僉議した刑法方根取より上職位の者であり、申請書の内容を閲覧した上で承認した者が傍線を引いたと推察される。「除墨帳」に添付されている付札で、上記のように傍線が引かれるのは、全て奉行・奉行副役・御目附の箇所のみであることから、除墨申請は奉行・奉行副役・御目附までで決裁ができる、中老や家老の承認は不要の案件であったと考えられる。

| | | | | | | |
|---|---|---|----|----|----|-----|
| 大 | 吉 | 溝 | 稲津 | 佐田 | 小山 | 御目附 |
|---|---|---|----|----|----|-----|

最後に、「御刑法方御奉行中」から各支配方へ⑤除墨の可否が通達される。本史料に収録されている事例のほとんどが除墨を許可する通達である。村方の者であれば郡代、町方であれば町奉行、武士身分の者に養われている者であれば養い主の属する組の組頭等が通達先となった。除墨対象者の在所と氏名の横に「右者先年不届之儀有之」で始まる文章が続く、過去の刑罰に言及した後、「其後相慎候由二付、右入墨此節被除下候条此段可有御達候、以上」と締めくくられている。この文章の後に日付と「刑法方御奉行中」から各支配方への宛先が加えられ、多くの場合、その後「尚書」が続く。除墨対象者が農業によって生計を立てている場合、尚書には「尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、弥以相慎農業出精いたし候様可有御教諭候、以上」とあり、「農業出精」という文言が用いられている。農業以外で渡世している者に対しては「産業出精」、武士身分の者に養われている者は「弥以相慎候様」という文言が用いられ、除墨対象者の渡世方によって尚書の文言に差異が設けられていたのである。

四 おわりに

三 史料の構成

「除墨帳」は入墨者が属する支配方から上げられた除墨申請書の原本が綴じこまれており、上申下達の順に沿って収録されている。これは熊本藩政文書にみられるもので、「除墨帳」もその類に漏れない。ここに収められている一事例ごとの構成を左記すれば次のようになる。

- ①各支配方から上げられた除墨申請書
- ②申請書に基づいた更生状況の調査報告
- ③①・②をふまえた除墨の可否についての僉議
- ④奉行、奉行副役、御目附の承認を示す付札
- ⑤除墨の可否の通達

まず、①各支配方から上げられた除墨申請書をみると、これは除墨の対象となる入墨者の支配方によって申請が異なっているが、申請書は「覚書」の形式をとっている。村方であれば先述の通り庄屋から惣庄屋、郡代へと上申される。庄屋が作成した除墨申請書は、属する手永の惣庄屋のみに宛てたものと、惣庄屋に加えて郡代や「御刑法方御奉行中」「御郡方御奉行中」も宛名に加えられた事例がある。両者がどのように使い分けられているのかは詳らかにできないが、前者の場合は庄屋からの申請書を受けた惣庄屋から郡代へ宛てた申請書が、庄屋からの申請書とは別に作成されている場合が多い。川尻のような町方であれば、入墨者が属する町の丁頭から申請が上げられ、宛名にある別当・廻役が連印をし、町奉行へ通達されている。土籍を剥奪され、武士身分の家族に養われている者であれば、養い主の者が属する組中のルートで除墨が申請された。

このように、除墨申請は身分制社会を反映して支配方によって経由する手続が異なっている。しかし、どの申請書も該当する入墨者が処罰・釈放された時期、釈放後から現在に至るまでの生業、家族や周囲との関係性について述べた上で、このように更生の実があがっているので入墨を抜くのを認めるよう歎願する文章で結ばれていることは共通している。

②申請書に基づいた入墨者の更生状況の調査は、支配方によって担う役も異なっており、村方であれば「目附付横目」、町方であれば「町方横目」があたった。また、武士身分の者に養育されている入墨者の申請であれば、「目附付横目」といった肩書の者が調査報告書を作成している。これは、原文書が綴じられる場合もあるが、①の申請書と比較すると控のみが記録されたり、調査報告は存在するものの控自体が「除墨帳」では省略される事例も見受けられる。また、報告書作成者の人数や情報量も事例ごとに異なっており、この調査報告の内容は定式化したとまでは言えないが、時代が下るとより詳細になっていく傾向がある。もし横目が調査した結果、入墨者の更生を確定し難い問題行動があった場合は、報告書の奥書に「演舌」として横目の意見が添えられ、③の僉議の際に参照された。実際に横目が問題行動を報告したことにより除墨申請が却下された文久三(一八六三)年の川尻外城町喜三郎の一件では、横目の安達幸右衛門から御目附衆中へ六丁にもわたる詳細な追跡調査報告書が提出されている。

二 除墨制度について

除墨制度の概要については、『熊本藩法制史料集』の「史料解題」で述べられているが、ここでは除墨制度に関する他の研究もふまえた上で、その制度について補足・説明を加えていく。

熊本藩の入墨刑は、宝暦五（一七五五）年の「刑法草書」施行によって、同時に採用された徒刑・笞刑の付加刑として導入されている。前科者の烙印を与える入墨は、犯罪を未然に防ぐ効果はあったものの、入墨者の更生の妨げになっていた。そこで、入墨者の社会復帰を促すために、寛政二（一七九〇）年に除墨制度が制定、五年後の寛政七（一七九五）年に施行されることになる。この刑罰的概念は、教諭し更生を促すとともに、手業を修得させる徒刑制度に相通ずるものである。

生業に就き更生が認められた入墨者であれば、釈放後五年が経過していることを条件に入墨を抜くという制度が除墨である。これは犯罪者改善のための施策であり、また刑期短縮の制度の側面もあった。ただし、更生が認められながらも除墨が許可されない例外規定も同時に設けられており、それは、①死刑を許された者、②雑戸刑の者、③姦罪の入墨者で被害者の女性が婚姻していない期間にある者、④殴傷により相手を残疾の不具者にした者、以上の四例に該当する入墨者は除墨を認めないという原則が存在した。

除墨は刑法方が除墨に該当する入墨者を選別するのではなく、入墨者の釈放後、各支配方から提出される除墨申請書によって審議が開始される。村方からの除墨申請の手続きであれば、庄屋から惣庄屋、郡代、刑法方の順に上申され、その過程で「郡目附付横目」による申請内容の調査・証明が行われる。その後、刑法方が申請内容を僉議し、除墨の可否を郡代へ通達するという手続きをとっていた。

罪人への入墨を更生促進のために除去する制度は、「除墨帳」の冒頭に「清律之内ニ別紙書抜之通相見、彼方ニても追て刺墨を除候法相立チ居申候」とあるように、元々清律に存在しているものだった。中国法の研究に熱心であった熊本藩は、除墨制度を創設するにあたり清律内の制度を参考にしたが、入墨除去の基準等で両者には相違点が見られる¹⁰。そのため、除墨制度は、熊本藩の独自性の強い制度であったと位置付けることができる。

寛保二（一七四二）年の「公事方御定書」制定によって幕領で入墨刑が採用されて以降¹¹、入墨刑は全国各地で導入・実施された。その中でも入墨者の更生のために一度入れた入墨を抜くという施策が確認されているのは、現時点で熊本藩をみるのみである。除墨制度と類似の制度は、会津藩において熊本藩よりも早い元禄三（一六九〇）年に定められたと伝えられているが、その実態については未詳である¹²。それ故、熊本藩の除墨制度は、他領と比較しても稀有なものであり、その実態を伝える「除墨帳」の史料価値は高いといえよう。

史料紹介『除墨帳』(一)

長屋 佳歩
安高 啓明

一 はじめに

「除墨帳」とは、釈放後に更生が認められ入墨を抜くことが許可された入墨者に関する記録である。法量は縦二七・六cm×横一九・八cm、全八七五丁からなる縦帳一冊で、現在熊本大学附属図書館に寄託される永青文庫資料のひとつである。

これは、宝暦の改革以降、熊本藩の刑政を担った部署である刑法方において管理されていた文書であり、天保四(一八三三)年五月に刑法方が保管している文書記録の点検を行った際の記録「御刑法方諸帳目録 天保四年五月改」によると²⁾、「除墨帳」は「古諸帳」に分類されていることがわかる。現用文書である「当分物」に分類されていないことから、「除墨帳」は刑法方の文書類の中では比較的参照する機会が少ない半現用の文書であったと考えられる³⁾。除墨を制度化した熊本藩の事例は他藩ではみられないことから、本史料の持つ意義は大きい。

本史料は前半部と後半部とでその内容が異なっている。前半部は宝暦五(一七五五)年から天明九年(寛政元(一七八九)年)までの間に入墨となった者の記録であるのに対して、後半部は寛政七(一七九五)年から明治三(一八七〇)年までの除墨に関する記録となっている⁴⁾。

「除墨帳」は既に一部が翻刻されており、小林宏氏・高塩博氏編『熊本藩法制史料集』に収録されている。ここでは「除墨帳」の冒頭の除墨制度創設の提案書と、その後に続く宝暦五年四月十九日から宝暦十三年十二月二十五日にかけての入墨の記録、後半の除墨の記録が中略を挟みながら抄録されている。そのため、入墨かつ除墨の外観をとらえるには不十分な点もあるため、先学の成果に依拠しながら、『熊本藩法制史料集』に未掲載部分を翻刻し、以下解説していくことにする。

【資料紹介】

西南学院大学博物館所蔵 「リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書」3

下園 知弥

解題 AdditioとReplica

本資料紹介では、西南学院大学博物館が所蔵しているラテン語聖書の断簡「リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書」の表面左頁側を解説する¹。本資料は、1481年にヴェネツィアで印刷されたインキュナブラ(初期印刷本)の断簡であり、1枚のバイフォリウム(二つ折りにされた支持体)として他の部分とは切り離されて市場に流通していたものである。このバイフォリウム——仮にフォリオAの部分とフォリオBの部分から成るものとする——は表と裏に2頁ずつテキストが記載されており、各頁の内容は右図のとおりである(図1)。それぞれの紙面には、中央部に聖書のテキストが記されており、それを取り囲むようにして、中世後期の聖書釈義家リラのニコラウス(Nicholas of Lyra, c. 1270-1349)による「聖句註解」(Postilla)が併記されている。これが本資料の基本的な構成であるが、今回扱う箇所は『マタイによる福音書』第9章の最後の箇所であり、すべての章末箇所と同様に、リラのニコラウスによる聖句註解のみならず、ブルゴスのパウルスによる「追記」(Additio)およびマティアス・デーリングによる「返答」(Replica)も記載されている。本解題では、この二つの補遺的記述について解説する。

1. ブルゴスのパウルスとマティアス・デーリング

中世の大学神学部においていち早くユダヤ教の釈義的伝統をキリスト教の聖書釈義に適用させたリラのニコラウスによる聖句註解は、彼の生きていた14世紀のみならず、15世紀以降の聖書解釈にも影響を与え続けてきた。そのことは、「リラのニコラウス

図1 「リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書」の構成

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| マタイによる福音書 第9章第33-36節 | マタイによる福音書 第12章第1-10節 |
| Postilla (聖句註解) | Postilla (聖句註解) |
| Additio (追記) | |
| Replica (返答) | |
| fol. A verso側 | fol. B recto側 |

表面

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| マタイによる福音書 第12章第11-25節 | マタイによる福音書 第9章第18-32節 |
| Postilla (聖句註解) | Postilla (聖句註解) |
| | |
| fol. B verso側 | fol. A recto側 |

裏面

が豎琴(リラ)を奏でなかったら、ルターは踊らなかったであろう」(Si Lyra non lyrasset, Luther non saltasset)²という格言があることから明らかである。とはいえ、リラのニコラウスを批判する者が誰もいなかったわけではない。

リラのニコラウスの名高い批判者の一人は、ブルゴスのパウルス(Paul of Burgos, c. 1350-1435)である。スペイン北部のブルゴスでユダヤ教の家系に生まれたパウルスは、ユダヤ教のラビでありながらキリスト教に改宗し、パリ大学で神学を学んだのちにさまざまな聖職を経て、ブルゴスの大司教を務めた

人物である。その経歴から明らかなおと、パウルスはラビの釈義的伝統に精通しており、また同時にスコラ神学において教科書的な地位を占めていたトマス・アクィナスの神学を高くするトミストでもあった。したがって、ラビの伝統に通じておりスコラ神学の影響も受けているという意味では——むしろその理解度には差異が認められるものの³——リラのニコラウスとブルゴスのパウルスは同じ思想的伝統に属する神学者だと言える。しかしながら、ブルゴスのパウルスはリラのニコラウスの聖句註解を概して痛烈に批判しており、「追記」の中で「限度を弁えない向こう見ず」とまで称している⁴。このような痛烈な批判の根底には、同じ伝統と権威に対する両者の見解の相違と、その相違を折衷したり総合したりしないブルゴスのパウルスの頑なさが存している。それゆえ「追記」の読者は、ブルゴスのパウルスのユダヤ教に関する正確な学知や彼の提示する権威的解釈を頼りにしつつも、その頑なさに誘導されリラのニコラウスの真意を見失わないよう注意する必要がある。

リラのニコラウスに対してブルゴスのパウルスよりも穏健な立場を取っているのが、リラのニコラウスと同じフランシスコ会士であったマティアス・デーリング(Matthias Döring, c. 1390-1469)である。オクスフォード大学とエアフルト大学で神学を学んだマティアスは、ブルゴスのパウルスの批判からリラのニコラウスの擁護に努めた聖書釈義家として知られている。「返答」より窺えるマティアスの聖書釈義の立場は、トマス・アクィナスの神学を彷彿とさせる折衷的・総合的釈義である。マティアスはブルゴスのパウルスの「追記」の批判に対して、リラのニコラウスの解釈の異なった側面・異なった解釈法を提示することにより、端的にどちらかを否定するのではなく、両者の解釈の妥当な部分をそれぞれ示唆する仕方を選んでいる。それゆえ「返答」の読者は、ブルゴスのパウルスによって否定的に印象付けられたリラのニコラウスの聖句註解について、改めて中立的な視点で検討し直すことになる。

リラのニコラウスによる聖句註解に「追記」と「返

答」の二つを付記する形式が生まれた時期については、精確には定かではないが、*The Catholic Encyclopedia*によれば、マティアス・デーリングによる「返答」が頻繁に印刷されるようになったのは1481年以来とされている⁵。また、西南学院大学博物館所蔵の当該印刷本断簡は、1481年印刷として伝わっており、この年数を信頼するならば、やはり1481年には既に「追記」と「返答」が付記された聖句註解付きラテン語聖書が普及していたと考えられる。いずれにせよ、15世紀末までには同形式のインクynaブラが印刷されるようになり、その書物に対する関心が少なくとも17世紀初頭まで継続していたのは確かであろう。というのも、17世紀初頭にヴェネツィアで印刷されたラテン語聖書には、『標準註解』(*Glossa Ordinaria*)と並んで、リラのニコラウスによる「聖句註解」、ブルゴスのパウルスによる「追記」、マティアス・デーリングの「返答」のすべてのテキストが印刷されているからである⁶。したがって、中世後期から近代初頭までの聖書理解の諸相——そしてこの時期は宗教改革期と重なる——を把握するためには、『標準註解』やリラのニコラウスによる聖句註解のみならず、ブルゴスのパウルスによる「追記」とマティアス・デーリングによる「返答」の内容も把握しておく必要がある。

2. 『マタイによる福音書』第9章第2節の諸解釈

では実際に、リラのニコラウス、ブルゴスのパウルス、マティアス・デーリングの三者は、同じ聖句に対してどのような解釈をしているのだろうか。ここでは『マタイによる福音書』第9章第2節の聖句「すると、人々が中風の人を床に寝かせたまま、イエスのところへ連れてきた。イエスはその人たちの信仰を見て、中風の人に、『子よ、元気を出しなさい。あなたの罪は赦される』と言われた」(傍点筆者)の釈義を例にして、三者の解釈を比較してみたい⁷。

主要な論点は、「その人たちの」(*illorum*)という言葉である。三人称複数形の指示代名詞で記されているこの言葉が指示している対象は何か、という点をめぐって、三者は次のように解釈している。

まず、リラのニコラウスは、「その人たち」を「中風の者と彼を連れてきた者たち」として理解している。その理由は、「たとえ別の者の信仰のゆえに身体の健全化ないしこの種のことが与えられるにしても、それでもやはり罪の赦しはその人自身の信仰なしには与えられないから」である。それゆえリラのニコラウスは、「『その者たちの』を連れてきた者たちだけに帰して、それゆえ連れてきた者たちの信仰だけのゆえに健全化が生じたのだというのは、正しく語っていないように思われる」と述べている。この主張の前提にあるのは、「連れてきた者たち」に限定して理解している論者がいるという事実であるが、その論者たちの中には、聖ヒエロニムスのような教父たちすらも含まれている点が重要である。

この見解に対して、ブルゴスのパウルスは「その人たち」を「連れてきた者たち」だけに限定している。その理由として、ブルゴスのパウルスの議論より、二つの主要な根拠を見出すことができる。一つは、敬うべき博士たちの権威に即した解釈であるという根拠、いま一つは、神の恩寵に値する功德を持つ者が「連れてこられた者(中風の者)」ではなく「連れてきた者たち」の方だからという根拠である。後者に関して、ブルゴスのパウルスは功德と恩寵に関する自身の解釈を提示しつつ説明している。その解釈を要約すると、功德は「相応しさ」(condignum)と「均等さ」(congruum)の二つの観点から考えることができ、前者の観点から考えれば神の「最初の恩寵」(gratia prima)——最初の恩寵とは、人間の義化に際して神から最初に与えられる恩寵のことを指し、それに対して、義化された人間が善行を行うことで増し加えられていくのが「二次的恩寵」(gratia secunda)とされる⁸——に値するものは誰もいないが、後者の観点から考えれば聖人や義人のように「第一の恩寵」に値する功德の持ち主が存在する。そのため、後者の観点に即して、聖人や義人のように功德を有していた「連れてきた者たち」の信仰のゆえにキリストは中風の者を癒された、と考えることができるのである。

上記の根拠に基づいて、ブルゴスのパウルスは「連

れてきた者たち」に限定するリラのニコラウスの釈義を否定するが、その一方で「中風の者」の信仰を否定しているわけではなく、「だからといって、中風の人へ、その人自身の信仰なしに『罪の赦し』が与えられたわけでもない」と明言している。それでも中風の者の信仰が癒し(恩寵)の主要な原因ではないとしているのは、それが神の「最初の恩寵」に値するものではなく、敬うべき博士たちの見解にも反しているからだ、とブルゴスのパウルスは主張しているのである。

ところで、ブルゴスのパウルスの論拠(特に功德に関する理論)を詳細に分析するならば、その論理は必ずしもリラのニコラウスの釈義内容と矛盾するものではない。というのも、両者共に「中風の者」と「連れてきた者たち」の信仰の両方がキリストによる癒しのためには必要であったと認めているからである。相違しているのは、癒しの原因を「連れてきた者たち」に限定するか否か、という点だけである。この論点をめぐって別の解釈を提示しているのが、マティアス・デーリングである。

マティアスの主張は、聖人や敬うべき博士たちの権威的解釈は否定すべきではないが、ブルゴスのパウルスの見解はリラのニコラウスについても権威的解釈についても誤解しており、リラのニコラウスの主張と権威的解釈は実は一致している、というものである。マティアスは「中風の者の信仰もキリストは見ておられた」という解釈を提示している。つまり、癒しという恩寵の主要な原因を「連れてきた者たち」の信仰としており、主要ではないが排除されていない原因として「中風の者」の信仰も挙げているのである。この解釈は、マティアスが述べているように、ブルゴスのパウルスの主張と同様のものである。それにもかかわらず、議論の焦点を「中風の者」の信仰に移すことによって、リラのニコラウスの解釈、すなわち両者の信仰のゆえに病が癒されたという解釈へ誘導することに成功している。観点を移すことによってリラのニコラウスの解釈とブルゴスのパウルスの解釈の共通点を強調するマティアスの解釈は、まさに折衷的・総合的解釈であり、結論とし

てはリラのニコラウスの擁護となっているが、ブルゴスのパウルの解釈の妥当性も否定していないのがこの解釈の特徴であろう。

3. 「権威」の問題

三者による聖句の解釈が記されている本資料は、宗教改革以前の中世後期においても聖書解釈は多様性に満ちており積義的な論争も盛んに行われていたという事実を証している。とはいえ、その時代に行われていた積義的論争と、今日の聖書学者——とりわけプロテスタントの聖書神学者——が行なっている積義的論争とでは、大きな相違点が存していることには注意が必要である。その相違点とは、「権威」(auctoritas)の扱いである。

中世においては、原則として、権威は絶対的な基準であり、どのような解釈をするにせよ権威に準拠していることが必要不可欠な条件であった。トマス・アクィナスの『神学大全』を例に挙げるまでもなく、中世の神学書は、著者の見解だけではなく、著者の見解と一致する権威的人物・著作のテキストも引用し、その正当性を主張するのが常である。聖書積義も例外ではなく、カテナ(catena)と呼ばれる聖書積義の権威(教父)たちの解釈を列挙したバイブル・コメンタリーが制作されるようになったのも中世のことである⁹。カテナが制作され参照されるようになったのは、それだけ権威の解釈を参照するのが重要だったからである。そのような時代に生きていたリラのニコラウスたちにとって、権威の解釈に追従するのはごく当たり前の積義的態度であった。この一般的傾向を忘れてはならないが、しかしながら、その追従の程度が三者三様であるという点はさらに重要である。

リラのニコラウスとブルゴスのパウルスとマティアス・デーリングの三者の中で、権威に追従する態度が最も顕著なのは、ブルゴスのパウルスであろう。『マタイによる福音書』第9章についてのブルゴスのパウルの「追記」には、その短いテキストの中に、ヒエロニムス、クリュソストモス、トマス・アクィナスという3人もの権威の名が挙げられている。そ

の主張の焦点の一つが「権威との整合性」であったことからしても、ブルゴスのパウルスがいわゆる権威主義者であったことは間違いない。

それでは、ブルゴスのパウルの批判の対象であったリラのニコラウスが非権威主義者かといえ、必ずしもそのようには言えない。というのも、リラのニコラウスもまた、自身の積義の中でディオニュシオス(・アレオバギテス)といった権威の名前を挙げ、彼らの解釈と自身の解釈の整合性を主張しているからである。とはいえ、ブルゴスのパウルスが主張するように、リラのニコラウスが時として権威の解釈に反するような解釈をしているのも確かであり、しかもその相違にリラのニコラウスは自覚的であった。なぜならば、先に見たように、リラのニコラウスはヒエロニムスに代表される見解へ具体的に言及して「正しく語っていないように思われる」と明言しているからである。さらに、『マタイによる福音書』第1章註解では「もしここで私がヒエロニムスの言っていることから遠ざかっていると、動揺してはならない」とまで語っている¹⁰。つまり、リラのニコラウスはあらゆる権威を盲目的に肯定していたわけではなく、自身の理性(解釈)に照らして、肯定すべき権威と肯定すべきでない権威を区別しているのである。その意味では、リラのニコラウスはブルゴスのパウルスよりも遥かに権威に対して自由な態度をとっており、近代的な聖書積義の萌芽すら感じさせるスタンスである。

前二者に対して、マティアスの権威に対する態度は、保守的でありながらも穏健である、と評価できる。ブルゴスのパウルスと同様、権威の解釈と一致していることを主張の前提としつつ、アウグスティヌスのような権威の名と解釈を挙げている点は、権威主義的、すなわち保守的である。その一方で、権威の解釈とリラのニコラウスの解釈の相違が生じている場合も、権威をリラのニコラウスの上位に持ち上げることなく、両者を共に肯定すべき理を備えた解釈として理解しようと試みている。のみならず、リラのニコラウスの批判者であるブルゴスのパウルの解釈すらも端的に否定せず、一定程度の正当性

を認めている。その結果、マティアスの論調は、保守的でありながら極めて穏健な、言い換えれば、権威を尊重しつつも権威のみに偏重しない柔軟なものとなっている。

このように、リラのニコラウスによる「聖句註解」と、それに付せられた「追記」と「返答」からは、解釈の多様性のみならず、「権威」についてのスタンスの多様性も読み取ることができる。しかも、このような多様性が、別々の書物を通じて伝えられていたわけではなく、一冊の書物として伝えられていたのである。つまり、中世の神学は、その限界内においてはであるが、現代の我々が一般に想像しているよりも遥かに学知の多様性に自覚的であり、その多様性ないし多様性の重要性が、書物を通じて教育されていたということである。

註

- 1 本資料紹介は、以下の拙稿の続きであり、当該資料紹介の最後のパートである。資料の概要については、当該拙稿の「解題」で既に触れているため、そちらを参照されたい。拙稿「西南学院大学博物館所蔵『リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書』」、『西南学院大学博物館研究紀要』第6号、西南学院大学博物館、2018年、83-103頁；拙稿「西南学院大学博物館所蔵『リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書』2」、『西南学院大学博物館研究紀要』第7号、西南学院大学博物館、2019年、57-73頁。
- 2 *Dictionnaire de théologie catholique*, tome 9, partie 1, Paris, 1908, s. v. "Nicolas de Lyre," p. 1420.
- 3 リラのニコラウスのヘブライ語やラビの釈義的伝統に関する知識は、当時の西欧キリスト教世界ではそれを習得していること自体が稀であったとはいえ、不十分なものであり、元々はラビであったブルゴスのパウルスもその不十分さを非難している。Cf. Deena Copeland Klepper, *The Insight of Unbelievers: Nicolas of Lyra and Christian Reading of Jewish Text in the Later Middle Ages*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 2007, p. 8; 148.
- 4 "non ergo modicae audaciae videtur tantis sanctorum auctoritatibus contraire." (Mt. 9, Additio)
- 5 *The Catholic Encyclopedin: An International Work of Reference on the Constitution, Doctrine, Discipline, and History of the Catholic Church*, vol. 5, New York, 1909, s. v. "Döring, MATTHIAS," p. 135.
- 6 *Bibliorum sacrorum cum glossa ordinaria*, tomus 1-6, Venetia, 1603.
- 7 ブルゴスのパウルスとマティアス・デーリングの解釈の全容は本資料紹介の翻訳部分を参照。
- 8 Joseph Phole and Arthur Preuss ed., *Grace, Actual and Habitual: a Dogmatic Treatise*, 2nd revised edition, StLouis / London, B. Herder, pp. 423-426.
- 9 カテナと呼ばれる形式の聖句註解集成は、聖書写本に慣習的に記載されていた註記や註解 (scholia or glossa) から派生したものだと考えられている。現存する最初期のカテナの写本はエキュメニオスが編集したギリシア語カテナの写本(9世紀ないし10世紀)とされており、また今日知られている中で最も有名なカテナはトマス・アクィナスが編集した『黄金連鎖』(*Catena Aurea*)であろう。catenaの歴史と概要については以下の文献を参照。Thomas Aquinas, *Catena Aurea*, volume I, part 1, The Gospel of St. Matthew, John Henry Newman tr., New York, Cosimo, 2007, Preface, pp. i-xiii.
- 10 "Nec debet aliquis moveri, si ego recedo in hoc a dictis Hieronymi." (Mt. 1:3); Cf. Kevin Madigan, "Lyra on the Gospel of Matthew." In Philip D. W. Krey and Lesley Smith, *Nicholas of Lyra: The Sense of Scripture*, Leiden/Boston/Köln, Brill, 2000, pp. 219-220.

【資料データ】

リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書

Latin Bible with Postil of Nicholas of Lyra.

ヴェネツィア(イタリア)／1481年／紙、活版、手彩色

縦31.0×横21.0cm

【凡例】

1. 本資料紹介は、解題・校訂テキスト・翻訳・註の四つによって構成されている。
2. 校訂テキストは、略字を完全な単語で表記しているほかは、原則として資料の表記をそのまま用いている。ただし、以下の4点は例外とした。
 - (1) 原文のローマ数字は、校訂テキストではアラビア数字で表記している。
 - (2) 原文に明らかな誤りがある場合には、修正した単語を表記した上で、原文の表記を註に記している。
 - (3) 原文ではeと表記されている二重母音aeの箇所は、表記をaeに修正している。
e.g. iudei → iudaei
 - (4) 原文では各節が改行されずに記されているが、校訂テキストでは節毎に改行し、段落を分けている。
3. 校訂テキストを作成するに当たり、資料原文のほか、『ヴェネツィア版標準註解付き聖書』第5巻(*Bibliorum sacrorum cum glossa ordinaria*, tomus 5, Venetia, 1603)におけるリラのニコラウスによる聖句註解の箇所を参照した。
4. 翻訳するに当たり、聖句の箇所は新共同訳聖書をそのまま用いた。ただし、聖句註解の内容と新共同訳聖書の訳語との間に齟齬が認められる場合のみ、訳者の判断で齟齬のない訳語に変更している。聖句註解の箇所はすべて私訳である。

Euangelium

spūali ad motū localē: voces autē significatiue formant per motū lingue ⁊ labioꝝ ⁊ alioꝝ instrumentoꝝ nāliuꝝ ⁊ ideo qꝫ dcmō p voluntate sua pōt ista localē mouē: pōt per lin guā hōis diuersa vba formare: ⁊ sic arripit aliqui loquū tur ideoma cis ignotū: sic purus laicus latinū: ⁊ hoc ē māi festū signum qꝫ sic lo quēs sit demōiac: qꝫ talis locutio nō pōt pcedē nisi ab aliquo i tellectu: ⁊ ideo cur nō pcedat ab intellectu hominis tale ideoma ignorantis loqꝫtur qꝫ pcedat ab intellectu angeli vel demōnis li quā sic mouent: ⁊ sicut demōn pōt mouē linguā ad loquē dum ideoma cognitū: ita potest ipedire linguā ne moueaf ad loquēdū ideoma cognitū: ⁊ sic reddit hōies muti: talis autē erat iste oblat' xpo pp qd sequit: qꝫ Et cecito dmo nio ⁊c. J qꝫ amoto ipedimento hūit officiuꝝ loquēdi sic pꝫ r qꝫ Et mirate sunt turbe. qꝫ admiratio p̄surgit ex inspectōe rei insolite qd fuit in ppositio. sequit: s qꝫ Tunc apparu it sic in israhel: hōni in veteri testamento aliqꝫ legant arripit a demōnibus: nō tū legū aliquis curat: qui cur' obfessione demōnis fact' fuisset mutus. ⁊ Pharisēi dicebāt in p̄n demōn ⁊c. Odiuꝝ enī ⁊ inuidia faciūt inipetari facta in de teriorē p̄tes ⁊ pueri iudicia: pharisēi autē odiebāt xpm: qꝫ acrier arguēbat eoz: ricia: vt pꝫ per euangeliū decursum: ⁊ ideo miracula a xpo facta vntē diuina dicebāt esse scā ar te magica: ⁊ eodē mō cecitōne demōnū facta per xpm di cebant fieri vntē cuiusdā supioris demōnis: cui inferiorē obediēbāt ad nutū de corpoꝝ: ⁊c. circūdo: sic enī in angel si ordinē: ⁊ aliū sūt aliqꝫ supiores: sic in demōnib' cū in eis re manserint nālia integra fm diuinitatē: Dicebāt enī pharisēi qꝫ christus habebat aliqꝫ demōnē supiorē: quē vocabāt becebub sibi familiārē ⁊ p̄uatuꝝ: ⁊ sic demones inferiorē d coꝝ: obfessis dicebat p illū: s; illud inferi' rēnabiliꝝ repobaf a xpo: vt videbāt xꝫ. ca. v qꝫ Et circūbat. Tūc ponunt miracula in gnālī: qꝫ euangelistē nō poterāt oia scā xpi scribē in p̄culari: vt dō ioh. vlti. Multa quidē ⁊ alia signa fecit ihesus i aspectu discipuloꝝ: qꝫ non sunt scripta i li bro h: que si scribant per singla nō arbutor totū mundū capere eos qd scribendi sūt libros. ppter hoc enī in ecclia dē i martyriologio ⁊ alioꝝ plimoz sanctorū ⁊c. hac. s. de cā: qꝫ carolus magnus scē inqꝫri diligēti obiit ⁊ act' martyꝝ: ⁊ ali oꝝ scōꝝ ⁊ iuentū ē qꝫ dieb' singul' occurrēbāt plus ⁊ trecen ta festa. pp h' statutu est vt i sine martyriologū adderet p̄cā clausula vt in gnālī saltē memoria scōꝝ fieret in ecclia in die trāsū eoz: ita sūt euangelistē qꝫ nō poterāt oia miracula xpi i p̄culari: scribē iō frequē mltā cludūt i qdā gnālitate sic dō h: v qꝫ Et circūbat iel' oēs ciui. ⁊ castel. do. i sy. eoz. i. i locis cōib' eoz i qb' sapiētes pueniūt p qd oñdit famias doctine eius qꝫ nō erat in lateb' ⁊ angul' sic ē doctina hērico rū. x qꝫ Et predicā euangeliū regni. i. legē nouā qꝫ imedia te introducit ad regnū: qd nō faciebat lex ver'. y qꝫ Et cur rās oēm languorē. i. infirmitatē plixā. ⁊c. Et oēs infirmitatē. qntūcūqꝫ alia icurabilē: et qꝫ patēt mltā miracula hic i q dō gnālī iclusa ad p̄firmatiōē legis euangelice a xpo facta. qꝫ In caplo nono vbi dē in postilla: Et iō nō vident bene dicere qui dicūt qꝫ li illum. qꝫ Additio.

nuū hūit: et cecito dmonio locut' ē mut' ⁊ cū mirate sūt turbe dicēt: Pharisēi appa ruit sic in israhel. Pharisēi autē dicebāt: i p̄ncipe dmonioꝝ

glo. ordinaria infirmitatis i hoc loco sequit: nō qꝫ modice audacie vī tanto scōꝝ auctoꝝ: itatib' dīre: p̄fecti cū si scē intelligant māifestā p̄ncipat' vitatē. Ad cui' euidentiā sci endū qꝫ meritū dupl' pōt p̄siderari. put cōiter doctorē dīstinguūt. s. de condigno vel de congruo. Cōdignū enī attendunt: s; p̄o positionē cōlūtiā: Cōgruū vero at tendit s; cōlūtatē p̄positioni'. s; aut loquamur de cō digno nullus pōt mereri alteri p̄i mā grām nisi so lus xps: d quo ad

Hebi. ij. Qui multos filios in gl'am adduxerat ⁊c. Si autē loqꝫmur de merito cōgrui pōt aliqꝫ mereri alteri p̄ mā grāz. Cōgruū ē enī fm amicitie p̄pōitiōē vt ceus ipeat hōis iusti seu scī voluntatē i saluatiōē alteri' p̄ferri nō ponit ipedimentū. vñ in p̄pōitiōe remissio p̄tōꝝ fuit cōcessa paralytico pp marci fidei offerenti: nō de condigno s; de cōgruo: ⁊ sic sūt intelligende auctō scōꝝ p̄t' suis tho. in p̄ma scōe. q. vlti articulo 6. in r̄sione ad h' arg' hoc dēclarat: nec ex hoc sequeret qꝫ remissio p̄tōꝝ fuisset paralytico data sine p̄p̄ia fide: nā in iusti ficatōe ipū qꝫ ē p̄ p̄mā grām fidei p̄p̄ia requirit. vñ Ro. v. Iustificati iqꝫ ex fide ⁊c. s; talis fides nō p̄cedit p̄mā grām p̄ modū meriti: alioqꝫ hō pōset sibi mereri p̄mā grāz nō ē h' cōem deiminationē doctorū. Qꝫ autē al legat postillato: p̄ opinioē sua ex h' qd dī: Cōfide sili remittit tibi ⁊c. nō valet tū qꝫ hoc dcm a xpo itelligi tur facta dīmissionē p̄ quas fuit filius adoptiōis: tū qꝫ hoc fuit dcm ad oñdēdū humilitatē xpi. vnde glo. sup illud vbi d' humilis dñs filius vocat quē sacerdotēs tāgē

dedignantur. Replica. Tū ca. ix vbi dī: Ut vidit fidē illoꝝ: expōit po stillatoꝝ. i. paralyticū ⁊ offerentiū addēs nō bñ dcm qꝫ exponit de fide offerentiū nū: ⁊ ponit ad h' dōz s; burg. dīc' h' fore magne audacie scōꝝ auctatū' dīre: addens qꝫ dicta illoꝝ doctorū si sane intelligant manife stāz p̄ncipat' vitatē: ⁊ volēs hoc dēclarare inuoluit ⁊c. ⁊e doctorū dicta in mult' min' p̄babilitē dicitis: de quib' p̄ singula iudicare nō est p̄nī p̄pōitū: Dī iqꝫ h' qꝫ auda cia non est reprehensibil' negare in dictis scōꝝ qꝫ in facti dēi cōrespondenti se hūitibus p̄cedere nō audem'. verifi care enī qd formalē icludit dīctionē si dō nō cōcedim' nec doctori qntūcūqꝫ sancto in hoc grām' moꝝ. Nūc autē sicut p̄teritū nō esse p̄nī apud dcm censet impossibi le: ita iustū nō esse iustū circa dōz ⁊ p̄ codeꝝ: sili rēne videt icopinabile. paralytic' autē de qꝫ fmo curat' ē nō so lū a morbo corpis: s; et ment': vt vult bñs aug. li. 8. ⁊ dīctiōnē q̄stione vii. iqꝫ fuit iustificatus. doctorēs autē p burgē. adducti negare vidēt eius fidē. Si igit in cura tione non habuit fidē neqꝫ iusticiā ⁊ sic fuit iniust' si cu ratus fuit iustus: curatus fuit iniust': qꝫ est formalis con tradictio. possunt igitur doctorēs alii itelligi qꝫ burgē. sibi voluit itelligi sic qꝫ hi qui dicunt xpm ad fidē offerentiū respectisse: nō oblati subaudiat p̄ncipalr: cum h' stat qꝫ ē respectit fidē paralytici minorū sortasse affectē formatū: nec valet respōsio burgē. ad argumētū postil. cū dicit qꝫ per hoc qd dī: Cōfide sili fides sic exata post dīmissionē p̄tōꝝ: qꝫ dīmissionē p̄tōꝝ fuit iust' ⁊ sili us adoptiōis vt dicit bur. frustra iqꝫ p' iustificatiōem exigebat fides sū qꝫ nemo iust' qꝫ iust' ex fide vniū ipossi bile ē sū fide placē dō. Et iqꝫ iqꝫ fides an iustificatiōē qꝫ licet ex fide iustificaret puia: fuit iqꝫ fides ⁊ oblati ⁊ off

140/79

[Euangelium Matthaei, Capitulum 9]

[Egressis autem illis ecce obtulerunt ei hominem mutum daem]onium habentem: et eiecto dæmonio locutus est mutus: et miratae sunt turbae dicentes: Nunquam apparuit sic in Israel: Pharisei autem dicebant: in principe daemoniorum eiicit daemones. Et circuibat iesus omnes ciuitates et castella docens in synagogis eorum et prædicans euangelium regni: et curans omnem languorem et omnem infirmitatem.

¶p. hominem mutum daemonium habentem.¹

[Dicitur autem daemonium mutum non formaliter sed effectiue tantum. Ad cuius intellectum confiderandum quod natura corporalis obedit] spiritali ad motum localem: voces autem significatiuae formantur per motum linguae et labiorum et aliorum instrumentorum naturalium: et ideo quia daemon pro voluntate sua potest ista localiter mouere: potest per linguam hominis diuersa verba formare: et sic arrepticii aliquando loquuntur ideoma² eis ignotum: sicut³ purus laicus latinum: et hoc est manifestum signum quod sic loquens sit daemonicus: quia talis locutio non potest procedere nisi ab aliquo intellectu: et ideo cum non procedat ab intellectu hominis tale ideoma ignorantis⁴ sequitur quod procedat ab intellectu angeli vel daemone linguam sic mouentis: et sicut daemon potest mouere linguam ad loquendum ideoma incognitum: ita potest impedire linguam ne moueatur ad loquendum ideoma cognitum: et sic reddit hominem mutum: talis autem erat iste oblatu christo propter quod sequitur:

¶q. Et eiecto daemone etc.]

quia amoto impedimento habuit officium loquendi sicut prius.

¶r. et miratae sunt turbae.

quia admiratio consurgit ex inspectione rei insolitae quod fuit in proposito, sequitur:

1 []内は今回の資料紹介の掲載面には記されていない。聖句とReplicaの同記号も同様。当該部分は拙著「西南学院大学博物館所蔵『リラのニコラウスによる聖句註解付きラテン語聖書』2」『西南学院大学博物館研究紀要』第7号所収、西南学院大学博物館、57-73頁を参照。

2 ヴェネツィア版(*Bibliorum sacrorum cum glossa ordinaria*, tomus 5, Venetia, 1603)ではideomaの箇所はすべてidiomaとなっている。

【『マタイによる福音書』第9章第32-38節】

二人が出て行くと、悪霊に取りつかれて口の利けない人が、イエスのところに連れられて来た。悪霊が追い出されると、口の利けない人がものを言い始めたので、群衆は驚嘆し、「こんなことは、今までイスラエルで起こったためしがない」と言った。しかし、ファリサイ派の人々は、「あの男は悪霊の頭の力で悪霊を追い出している」と言った。イエスは町や村を残らず回って、会堂で教え、御国の福音を宣べ伝え、ありとあらゆる衰弱や病をいやされた。

p節 悪霊に取りつかれて口の利けない人が

「悪霊に取りつかれて口の利けない人」と言われているのは、形相的にではなく、行為の実現に限ったことである。そのことを理解するために確認しておくべきは次のことである。すなわち、身体的な自然本性は、場所的運動に関しては、霊的な自然本性に従属する。ところで、意味伝達の機能を持っている「声」は、舌、唇、その他の自然本性的な道具の運動を通じて形成される。そのため、悪霊は自身の意志に応じてそれらを場所的に動かせるゆえに、人間の舌を通じてさまざまな言葉を話すことができるのである。また、悪霊に取りつかれた者たちは、時として、素朴な平信徒がラテン語を語るように、彼らには理解できない特殊な言葉を語ることがあるが、それも同様の原因に依る。そしてこのことは、かくのごとく語る者が「悪霊の人」とされていることからして明らかである。なぜならば、このような語りは、何らかの知解なしに発することはできないからである。そのため、そのような特殊な言葉を知らない人間の知性からその特殊な言葉が発せられることはないので、そのように〔人間の舌を〕動かすことができる天使か悪霊の知性によって発せられている、ということが帰結する。そして悪霊は、その人の知らない特殊な言葉を語らせるために舌を動かせるのと同様に、舌を妨害してその人の知っている言葉を語らせなくすることもできる。かくして、その人は口が利けなくなっていたのである。さて、このような人がキリストのところに連れてこられたのは、以下に語ることのためであった。

q節 悪霊が追い出されると……

(男が口を利きはじめたのは)先に述べたように、妨害を取り除かれた男には語る責務があったからである。

r節 群衆は驚嘆し、

その出来事の尋常ならざるを見て驚きが生じたのは、以下のような考えがあったからであった。

3 ヴェネツィア版ではsicutが記されていない。

4 ヴェネツィア版ではignorantesとなっている。

¶s. Nunquam apparuit sic in Israel:

licet enim in veteri testamento aliqui legantur arrepti a daemonibus: non tamen legitur aliquis curatus: qui cum obsessione daemonis factus fuisset mutus.

¶t. Pharisei dicebant in principe, daemoniorum etc.⁵

Odium enim et inuidia faciunt interpretari facta in deteriore partem et peruerti iudicia: pharisei autem odiebant christum: quia acriter arguebat eorum vitia: vt patet per euangelii decursum: et ideo miracula a christo facta virtute diuina dicebant esse facta arte magica: et eodem modo eiectionem daemonum factam per christum dicebant fieri virtute cuiusdam superioris daemonis: cui inferiores obediebant ad nutum de corporibus exeundo: sicut enim in angelis sunt ordines: et alii sunt aliis superiores: sic in daemonibus cum in eis remanserint naturalia integra secundum dionysium: Dicebant enim pharisei quod christus habebat aliquem daemonem superiorem: quem vocabant beelzebub sibi familiarem et priuatum: et sic daemones inferiores de corporibus obsessis eiiciebat per illum: sed illud inferius rationabiliter reprobatur a christo: vt videbit 12 capitulum.

¶v(u). Et circuibat.

Hic ponuntur miracula in generali: quia euangelistae non poterant omnia sancta christi scribere in particulari: vt dicitur iohannes vltimum⁶. Multa quidem et alia signa fecit iesus in conspectu discipulorum quae non sunt scripta in libro hoc: quae si scribantur per singula non arbitror totum mundum capere eos qui scribendi sunt libros, propter hoc enim in ecclesia dicitur in martyriologio et aliorum plurimorum sanctorum etc. hac scripta de causa: quia carolus magnus fecit inquiri diligenter obitus et actus martyrum et aliorum sanctorum et inuentum est quod diebus singulis occurrebant plusquam trecenta festa, propter hoc statutum est vt in fine martyriologii adderetur praedicta clausula vt⁷ in generali saltem memoria sanctorum fieret in ecclesia in die transitus eorum: ita similiter euangelistae qui non poterant omnia miracula christi in particulari: scribere ideo frequenter multa concludunt in quadam generalitate sicut doctrina haereticorum.

5 同箇所の聖書本文の表記はPharisei autem dicebant: in principe daemoniorum...となっている。

6 本資料ではvlti.と表記されており、ヴェネツィア版ではvlt. d.と表記されている。なお、ヴェネツィア版のd.はdixitの略記と考えられる。

7 ヴェネツィア版ではetとなっている。

s節 「こんなことは、今までイスラエルで起こったためしがない」

実際、旧約聖書には悪霊に捕えられた者たちについての言及はあるが⁸、やはり、悪霊に取りつかれて口が利けなくなっていたがその状態から癒された者への言及はない。

t節 しかし、ファリサイ派の人々は、……と言った。

というのは、憎しみと悪意が事実を卑しい方向に解釈させ、判断を歪めさせたからである。ファリサイ派の人々はキリストを憎んでいた。なぜならば、福音書のくだりより明らかなように、キリストが彼らの欠点を激しく非難していたからである。それゆえ、キリストの神的な力によって行われた奇跡は魔術によって為されたのだ、と彼らは言ったのである。また、キリストによる悪霊たちの追放も同様であり、何らかの上位の悪霊の力によって為されたのだと彼らは言った。すなわち、下位の悪霊たちはその上位の悪霊に従属しており、その上位の悪魔の命令に従って身体から出ていったのだ、と。というのは、天使たちには階層があり、或る天使たちよりも上位の天使たちがいるように、悪霊たちにおいても階層が存しているからである。なぜならば、ディオニュシオスによれば、悪霊たちの中にも自然本性的な状態が残存していたからである⁹。そこで、ファリサイ派の人々は次のように主張したのであった。キリストは或る上位の悪霊に取りつかれていて、彼らがベルゼブブと呼んでいるところのかの上位の悪霊とキリストは私的に親しくしていた。かくして、キリストはかのベルゼブブを通じて下位の悪霊たちを彼らに取りついていた身体から追放した、と。しかし、『マタイによる福音書』の第12章で見ると、その卑しい解釈はキリストによって理性的に排除されたのであった。

v(u)節 イエスは……回って、

ここで〔キリストの行った〕奇跡一般が語られる。一般的に語られているのは、ヨハネが〔『ヨハネによる福音書』の〕最後の箇所です「このほかにも、イエスは弟子たちの前で、多くのしるしをなさしたが、それはこの書物に書かれていない」¹⁰と語っているように、福音書記者たちにはキリストの聖なる行伝のすべてを個別に書き記すことができないからである。たとえそれらの行伝が個々に書き記されている場合も、私はその書物を書き記した彼らが地上のすべてを把握していたとは思わない。実際、このことに関連して、教会では殉教録や他の多くの聖なる事柄を記した類の書物において事の起こりから語られているけれども、それはカール大帝が殉教者やその他の聖人たちの死去と行伝について厳密に調査させて、300以上の祝日がそれぞれの日に定められたからである。そのような布告が出されたのは、殉教録の最後に既述の結末が付け加えられるためであり、少なくとも聖人たちの帰天日に教会で彼らの記念が一般的に行われるためであった。これと同様の仕事をしたのが福音書記者たちであり、彼らはキリストの行った奇跡のすべてを個別に書き記すことができなかったため、彼らはギリシア人たちの教えがそうであるように、たびたび多くの事柄を、何らかの普遍性において書き記すことにしていたのである。

8 厳密に言えば、旧約聖書において悪魔憑きの例は存在しない(新カトリック大事典編集委員会編『新カトリック大事典』第1巻、研究社、1996年、「悪霊」の項を参照)。しかし悪霊的存在にはいくつか言及があり、たとえば『サムエル記上』第16章ではサウルに「主の霊」(spiritus domini)が取りついたという記述がある。リラのニコラウスはこのような記述を指して、悪魔憑きの例と考えていたと思われる。

9 Pseudo Dionysius, *De divinis nominibus*, c. 4. 23; Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, I, q. 109, a. 1-2.

10 ヨハネ20:30

¶v. Et circuibat iesus omnes civitates et castella docens in synagogis eorum.

idest in locis communibus eorum in quibus sapientes conueniunt per quod ostenditur sanitas doctrinae eius quae non erat in latebris et angulis sicut est doctrina haereticorum.

¶x. Et praedicans euangelium regni.

idest legem nouam quae inmediate introducit ad regnum: quod non faciebat lex vetus:

¶y. Et curans omnem languorem.

idest¹¹ infirmitatem prolixam.

¶z. Et omnem infirmitatem.

quantumcumque alias incurabilem: ex quo patent multa miracula hic in quodam generali inclusa ad confirmationem legis euangelicae a christo facta.

11 ヴェネツィア版にはidestは記載されていない。

v節 イエスは町や村を残らず回って、……教え、¹²

つまり、それらの場所に在る集会場で教え、そこで智者たちの賛同を得て、それによってギリシア人たちの教えのように欠点や盲点があるわけではない主の教えの健全さが示された。

x節 御国の福音を宣べ伝え、

つまり、御国へと直接導く——それは旧法では為せないことである——新法を宣べ伝えた¹³。

y節 ありとあらゆる衰弱をいやされた。

つまり、病に由来する弱さをいやされた。

z節 また、ありとあらゆる病をいやされた。

他の人々にはいやせない病であってもキリストはいやされた。このように記されているのは、福音の法の確証のためにキリストによって為された多くの奇跡が、ここで或る一般性のもとに明らかにされるためであった。

12 v節の当該聖書のテキストは、v(u)節と前半が重複している。また、ヴェネツィア版ではv(u)節とv節は分けられておらず、一つの節として記載されている。

13 「旧法」(lex vetus)と「新法」(lex nova)はそれぞれ「旧約聖書(の教え)」と「新約聖書(の教え)」を意味している。この用語はトマス・アクィナスの『神学大全』(*Summa Theologiae*)でも使用されており(第2-1部第91問題等を参照)、リラのニコラウスの時代には一般的なスコラ神学の用語であったと考えられる。

【¶ Additio】

¶ In capitulo nono vbi dicitur in postilla: Et ideo non videntur benedicere qui dicunt quod li illorum.

Sancti doctores et magnae auctoritatis hoc tenent quod reprobatur postillator vnde hieronymus super illud verbum: Videns autem iesus fidem illorum dicit non eius qui offerebatur: sed eorum qui offerebant: quod etiam videtur sentire chrysostomus similiter iohannes episcopus qui in hoc loco sic dicit. Quantum valet apud deum fides propria apud quem sic valuit aliena: vt intus et extra sanaret hominem, quarum sententiarum glossa ordinaria interliniaris in hoc loco sequitur: non ergo modicae audaciae videtur tantis sanctorum auctoritatibus contraire: praesertim cum si sane intelligantur manifestam contineant veritatem. Ad cuius euidenciam sciendum quod meritum dupliciter potest considerari prout communiter doctores distinguuntur scilicet de condigno vel de congruo. Condignum enim attenditur secundum proportionem aequalitatis. Congruum vero attenditur secundum equalitatem proportionis. Si autem loquamur de condigno nullus potest mereri alteri primam gratiam nisi solus christus: de quo ad Hebr. 2 capitulum. Qui multos filios in gloriam adduxerat etc. Si autem loquamur de merito congrui potest aliquis mereri alteri primam gratiam. Congruum est enim secundum amicitiae proportionem vt deus impleat hominis iusti seu sancti voluntatem in saluatione alterius praesertim non ponentis impedimentum vnde in proposito remissio peccatorum fuit concessa paralytico propter meritum fidei offerentium: non de condigno sed de congruo: et sic sunt intelligendae auctoritates sanctorum prout sanctus thomas in prima secundae quaestione vlti articulo 6 in resposione ad primam argumentum hoc declarat: nec ex hoc sequeretur quod remissio peccatorum fuisset paralytico data sine propria fide: nam in iustificatione impii quae habetur per primam gratiam fides propria requiritur vnde Ro. 5. Iustificati igitur ex fide etc. sed talis fides non praecedit primam gratiam per modum meriti: alioquin hoc posset sibi mereri primam gratiam quod est contra communem determinationem doctorum. Quod autem allegat postillator pro opinione sua ex hoc quod dicitur: Confide fili remittuntur tibi etc. non valet: tum quia hoc dictum a christo¹⁴ intelligitur sancta dimissione per quam fuit filius adoptionis: tum quia hoc fuit dictum ad ostendendum humilitatem christi vnde gloriosus super illud verbum humilis dominus filius vocat quem sacerdotes tangere dedignantur.

14 ヴェネツィア版ではdictum a christoが記されていない。

15 マタイ9:2の聖句註解を参照。

16 マタイ9:2

17 Hieronymus, *Commentarium in Evangelium Matthaeum*, I, c. 9 (*Patrologia Latina*, 26, 54D).

18 Iohannes Chrysostomos, *Homiliae in Matthaeum*, 29 (*Patrologia Graeca*, 57, 353).

19 *Glossa Ordinaria*, Matthew9:2 (*Patrologia Latina*, 114, 115B).

20 最初の恩寵 (prima gratia) とは人間の功德に依らずして神から与えられる義化の恩寵を指し、二次的恩寵 (secunda gratia) とは人間の功德によって義化が増し加えられる恩寵のことを指す。Cf. Joseph Pohle and Arthur Preuss ed., *Grace, Actual and Habitual: A dogmatic treatise*, 2nd revised edition, St. Louis/London, B. Herder, pp. 423–426.

【ブルゴスのパウルスによる追記】

〔『マタイによる福音書』第9章の聖句註解で「そのため、『その人たちの』〔が連れてきた者たちについてのみ言及している〕と語っている者たちは、正しく語っているようには思われたい」と語られている箇所について¹⁵。

大いなる権威である聖なる博士たちは、註解者(リラのニコラウス)が拒絶した事柄を堅持しており、それゆえヒエロニムスは「イエスはその人たちの信仰を見て」¹⁶という言葉について、「その人たち」とは「連れてこられた者」ではなく「連れてきた者たち」のことだと語っている¹⁷。さらに、同箇所についてそのように言っているヨハネス・クリュソストモス司教も同様のことを考えていたと思われる¹⁸。また、『標準註解』(*Glossa Ordinaria*)の行間註解は「神から離れていた信仰が神に寄りすがり、人間は内と外から正される」¹⁹と述べている。ゆえに、聖人たちのかのような権威に逆らうことは、限度を弁えない向こう見ずであるように思われる。とりわけ、それらの権威が正当に理解されるならば明らかな真理を含んでいる場合には、そうである。そのことを明らかにするためには、次のことを知っておかねばならない。すなわち、博士たちが共通して区別しているところにしたがって、功德(*meritum*)は二通りの観点から考えることができる。それは、「相応しさ」(*condignum*)と「適わしさ」(*congruum*)の二つである。この二つに区別されるのは、「相応しさ」は等しさという釣り合いに即して考えられ、他方で「適わしさ」は釣り合いという等しさに即して考えられるものだからである。ところで、「相応しさ」について語るならば、キリスト以外の何者も「最初の恩寵」(*prima gratia*)²⁰に値するものたりえない。そのことは、『ヘブライ人への手紙』第2章[第10節]で「多くの子らを栄光へと導くために……」と言われておりである。ところが、「適わしさ」の点から功德について語るならば、或る者は「最初の恩寵」に値しうる。実際、友愛の比例に即した適わしさがあるゆえに、神は他者の——とりわけ障害を持つ者の、というわけではない——救済に関わる義人ないし聖人の意志を気に入るのである。そのため、現在の主題について言えば、「連れてきた者たち」の信仰の功德のゆえに、中風の除去という「罪の赦し」(*remissio peccatorum*)が行われたのである。そしてその功德とは、「相応しさ」ではなく「均等さ」から考えられた功德であった。また、聖人たちの権威〔的解釈〕は聖トマスが〔『神学大全』〕第2-1部第114問題第6項第1異論回答で明言しているように理解されるべきである²¹。だが、中風の者へ、その人自身の信仰なしに「罪の赦し」が与えられたと帰結すべきでもない。というのは、「最初の恩寵」を通じて所有されるところの不信仰者の義化においては、その人自身の信仰が必要とされるからである。そのため、『ローマの信徒への手紙』第5章[第1節]では「このように、わたしたちは信仰によって義とされたのだから……」と記されているのである。しかし、このような信仰が功德として「最初の恩寵」に先行しているわけでもない。さもなくば、かの者の信仰が「最初の恩寵」に値しうるようになってしまいが、それは博士たちが共通して定めているところに反しているからである。

しかるに、註解者は「子よ、元気を出しなさい。あなたの罪は赦される」²²という聖書の言葉より、自身の見解について教唆している。しかしその教唆の内容は妥当ではない。なぜならば、この言葉は、それを通じて子が〔神の〕養子となったところの聖なる派遣によって理解されるキリストの言葉だからであり、また、キリストの謙りを示すために、そしてその境位からかの謙りの言葉を超越する栄光を有している主なる子(イエス・キリスト)が、司祭たちが語ることを拒絶した者たちへと呼ばわったことを示すために語られた言葉でもあからである。

21 *Summa Theologiae*, I-II, c. 114, a. 6, ad 1: Ad primum ergo dicendum quod fides aliorum valet alii ad salutem merito congrui, non merito condigni.

22 マタイ9:2

[Replica]

In capitulo 9 vbi dicitur. Ut vidit fidem illorum exponit postillator idest paralytici et offerentium addens non benedictum qui exponunt de fide offerentum tantum: et ponit ad hoc rationem sed burgensis dicit hoc fore magnae audaciae sanctorum auctoribus contraire: addens quod dicta illorum doctorum si sane intelligantur manifestam continent veritatem: et volens hoc declarare inuoluit et se et doctorum dicta in multis minus probabiliter dictis: de quibus per singula iudicare non est praesentis propositi: Dicitur igitur hic quod audacia non est reprehensibilis negare in dictis sanctorum quod in sanctis dei correspondenter se habentibus concedere non audemus, verificare enim quod formalem includit contradictonem si deo non concedimus nec doctori quantumcumque sancto in hoc gerimus morem. Nunc autem sicut praeteritum non esse praeteritum apud deum censentur impossibile: ita iustus non esse iustus circa idem et pro eodem²³: simile ratione videtur inopinabile, paralyticus autem de quo sermo²⁴ curatus est non solum a morbo corpois: sed etiam mentis: vt vult beatus augustinus liber 83 quaestionum quaestione 8, igitur fuit iustificatus, doctores autem per burgensem adducti negare videntur eius fidem. Si igitur in curatine non habuit fidem neque iusticiam et sic fuit iniustus sic curatus fuit iniustus²⁵: quae est formalis contradictio, possunt igitur doctores aliter intelligi quasi burgensis ibi voluit intelligi sic quod hi qui dicunt christum ad fidem offerentium²⁶ respexisse: non oblatis subaudiatur principaliter: cum hoc stat quod etiam respexisse fidem paralytici minori fortasse affectione formatam: nec valet responsio burgensis ad argumentum postillae cum dicit quod per hoc quod dicitur: Confide fili fides sit exacta post dimissionem peccatorum: quia per dimissionem peccatorum fuit iustus et filius adoptionis vt dicit burgensis frustra igitur post iustificationem exigebatur fides sine qua nemo iustus quia iustus ex fide viuuit impossibile est sine fide placere deo. Exigeretur igitur fides ante iustificationem quatenus²⁷ ex fide iustificaretur praeuia: fuit igitur fides et oblatis et offerentium ad quam christus dicitur hic respexisse secundum postillatorem.]

23 ヴェネツィア版ではita iustus circa ide[m] et pro eodemとなっている。

24 ヴェネツィア版ではde quo sermoの部分か括弧で閉じられている。

25 本文ではcuratus fuit iniustus: curatus fuit iniustusと重複して記載されているが、これは誤記だと考えられる。そのためヴェネツィア版の重複していないテキストを採用した。

26 ヴェネツィア版ではad offerentium fidemとなっている。

27 本文ではqlitat (qualitatisか)となっているが、誤記としてヴェネツィア版のテキストを採用した。

【マティアス・デーリングによる返答】

第9章で「その人たちの信仰を見て」と言われている箇所について、註解者は「中風の者と連れてきた者たちの」と解釈し、連れてきた者たちの信仰についてのみ解説している者たちは正しく語っていない、と解説している。そして註解者はその理由を述べているのであるが、ブルゴスのパウルスはこれを聖人たちの権威に反する大いに向こう見ずな解釈であると語っている。だが、十分に理解されるならばそれらの博士たちの語っていることは明白な真理を含んでいると付け加える者や、そのことを明らかにせんと欲する者は、聖句自体も博士たちの言説も、多くの蓋然性の少ない言説の中に包み込んでしまっている。それらの言説について個別に判断することは現在の目的ではない。したがって、ここでは次のように言われるべきである。すなわち、聖人たちの言説について否定すること、それは神と一致して存在している聖人たちの言説に同意しようとしなないということであるが、たとえば形相的な矛盾——それは当該の事柄において神に同意せず聖なる博士にも従っていない場合に生じる——が含まれることを明らかにしようとするのならば、その大胆さは非難すべきでない。ところで、過去にはそうでなかったようなものが或る時には神に認められるということはある。同様に、義人が同じものについて、また同じものに対して義しくないというのも、奇妙な理屈であるように思われる。ところで、中風の者は身体の病のみならず心の病からも癒されたのであるから、至福なるアウグスティヌスが『八十三問題集』の第8問題で主張しているように、その者(中風の者)は義化されたのである²⁸。ところが、ブルゴスのパウルスによって誘導された博士たちは、その者の信仰を否定しているように思われる。だが、もしいやしに際してその者が信仰も正義も有していなかったとか、同様に不義であったとか、同様にいやされた者は不義の者であったというのであれば、それは形相的な矛盾である。したがって、博士たちは、ブルゴスのパウルスが望んでいた解釈——すなわち、キリストは連れてきた人々の信仰を見ていたのだと博士たちは語っており、連れてこられた者については主要には理解されていなかったのだ、という解釈——とは別の仕方理解される。というのは、おそらくはその情態のゆえにより少なく形成された中風の者の信仰もキリストは見えておられた、という理解が成立しうるからであり、ブルゴスのパウルスの見解は聖句註解の主張に対する反論になっていないからである。実際、「子よ、元気になりなさい」と言われたことによって、罪の緩和ののちに信仰が固まった、と註解者は語っている²⁹。つまり、ブルゴスのパウルスが語っているように、その者は罪の緩和を通じて義化され[神の]養子となったのである。したがって、義人は信仰によって生き、信仰なしに神を喜ばせるのは不可能であるのだから、それなしには何者も義人たりえないところの信仰が誤って考察されていた、ということになる。したがって、義化の前の信仰が考察される限りでは、先行する信仰に起因して義化されたということになるのである。したがって、註解者に即して考えれば、キリストがここで見ておられたのは、連れてこられた者の信仰と連れてきた者たちの信仰の両方なのであった。

28 アウグスティヌスの『八十三問題集』第8問題は「魂は自体的に動かされるか」という主題であり、義化を扱っている箇所ではない。なお、『八十三問題集』の中で義化を扱っているのは第68問題や第76問題であるが、いずれもキリストによる病の治癒の奇跡とは関係がない。したがって、マティアス・デーリングは『八十三問題集』とは別の著作を参照して言及していたと推測される。

29 マタイ9:2の聖句註解を参照。

西南学院大学博物館研究紀要

第8号

発行日 2020(令和2)年3月31日

発行 西南学院大学博物館
〒814-8511 福岡市早良区西新3丁目13番1号

印刷 株式会社 インテックス福岡

Research Bulletin of Seinan Gakuin University Museum

Vol.8

MONOGRAPH

The Letter sent to SONOGI by Siebold on his way home at 3. 1830

Yoshikazu ISHIYAMA
Katsunori MIYAZAKI

The Maria Kannon worshipped by Kirishitan: The white porcelain *Blanc de Chine* as Sancta Maria

Yui MIYAKAWA

A pioneer of archaeology, Yoshida Jyakusoan: Research on *Owari Nagoya Hakubutsue Mokuroku*

Mei ONITSUKA

Corpus research of temples having a temple layout of the Hokkiji-style

Seri SADAKEYO

From “Painter of Devil” to “Painter of Angel”: A Study of Theme in Hugo Simberg’s Work
Tomoya SHIMOZONO

Introduction of historical documents “Joboku-cho” recording the rehabilitation system allowing the criminals to remove their tattoos and to rejoin society(1)

Kaho NAGAYA
Hiroaki YASUTAKA

† ————— † ————— †

RESEARCH on Museum Collections

Latin Bible with Postil of Nicholas of Lyra (part3)

Tomoya SHIMOZONO

March, 2020 edited by

SEINAN
GAKUIN UNIVERSITY